

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長 崎 県 公 報

目 次

◎ **監査委員公表**

・包括外部監査結果の報告の公表

監査事務局

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

長崎県監査委員	葺 本 昭 晴
同	斫 山 和 仁
同	坂 本 智 徳
同	山 口 初 實

平成 25 年度

包括外部監査結果報告書
及び報告に添えて提出する意見書

第一テーマ 平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

第二テーマ 委託契約に関する財務事務の検証について

長崎県包括外部監査人

小 森 泰 邦

目次

第1 外部監査の概要	3
I 外部監査の種類	3
II 選定した特定の事件	3
1. 外部監査のテーマ	3
2. 監査対象期間	3
III 事件を選定した理由	3
IV 外部監査の方法	4
1. 外部監査の着眼点	4
2. 監査の対象について	12
V 監査従事者	14
VI 外部監査の契約期間及び実施状況	15
1. 外部監査の契約期間	15
2. 現場での外部監査の実施状況	15
VII 表示数値について	16
VIII 利害関係	16
第2 外部監査の結果	17
I 総論	17
1. 提言事項と検出事項の総括	17
2. 「II 個別検討事項」の構成等について	57
II 個別検討事項	58
II - 1 全庁（総務文書課）	58
II - 2 危機管理課	60
II - 3 人事課	64
II - 4 財政課、総務文書課	66
II - 5 税務課	69
II - 6 文化振興課	73
II - 7 観光振興課	88
II - 8 物産ブランド推進課、総務文書課	162
II - 9 アジア・国際政策課	188
II - 10 環境政策課	194
II - 11 自然環境課	196
II - 12 生活衛生課	199
II - 13 医療政策課	202

Ⅱ - 14	障害福祉課.....	219
Ⅱ - 15	こども未来課.....	221
Ⅱ - 16	こども家庭課.....	222
Ⅱ - 17	産業振興課.....	223
Ⅱ - 18	産業人材課.....	248
Ⅱ - 19	資源管理課、漁業取締室、総務文書課.....	253
Ⅱ - 20	水産振興課.....	291
Ⅱ - 21	水産加工・流通室.....	307
Ⅱ - 22	農政課、農山村対策室.....	325
Ⅱ - 23	農業経営課.....	328
Ⅱ - 24	農地利活用推進室.....	349
Ⅱ - 25	諫早湾干拓課.....	391
Ⅱ - 26	河川課、長崎振興局、県北振興局.....	399
Ⅱ - 27	砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局.....	403
Ⅱ - 28	建築課.....	414
Ⅱ - 29	競技力向上対策課.....	418
Ⅱ - 30	会計課.....	421

第 1 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項の規程に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

1. 外部監査のテーマ

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

2. 監査対象期間

平成 24 年度（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

III 事件を選定した理由

1. 【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

昨年度の包括外部監査の特定の事件「過去の包括外部監査の措置状況等の検証について」において、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定によりなされた包括外部監査に対する措置がどのように行財政の改善につながり、また、時の経過により変化する状況や組織全体において、監査結果をどのように生かしているかを検証したが、多岐にわたる検出事項が見られ、種々の改善を求めたところである。

包括外部監査の制度趣旨に照らせば、行政の合規性の確保と効率性・有効性・経済性の向上のため、監査結果については真摯に受け止め、対処することが県民の期待に応えるために必須である。また包括外部監査制度を形骸化させず、監査制度そのものを確立させ、将来にわたり有効に機能させていく必要性もある。

昨年度の監査では、平成 23 年度包括外部監査「負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行及び特殊関係者との取引について」については、措置作業中により対象範囲から除外したが、当時の監査結果に照らし、追加検討すべき重要性があると判断されるため、その措置状況を検証し、あわせて今後の改善のために必要な追加検証（財政援助団体の監査を含む）を行うことは、長崎県の行財政運営の向上にとって有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定した。

2. 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

委託料は、県がその権限に属する事務、事業等を他の機関又は特定の者に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出される経費であるが、その契約事務については、合規性はもちろんのこと、経済性、効率性に留意するとともに、公正性、透明性を確保する

必要がある。

平成 23 年度の一般会計決算額における本県の委託料総額は 246 億 5 千 6 百万円であり、特別会計決算額における委託料総額 7 億 1 千 8 百万円とあわせると 253 億 7 千 5 百万円に及び、本県財政に与える影響も大きいものとなっている。また『長崎県「新」行財政改革プラン』（平成 23 年 3 月）の「内部管理経費の見直し」の項において、取り組むべき経費削減として、委託料の見直しが掲げられている。

一方で、平成 23 年度長崎県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書では、「5. 財務事務の執行について」「(5) 契約事務について」において、契約事務の適切性や一般競争入札における一者応札事例の再検討、随意契約の一層の適正化について是正・改善が求められている。

更に、これまで本県の包括外部監査において、委託契約に関する財務事務について検証の対象とされたことはあったものの、特定の事件として取り上げられたことがなく、また一昨年度及び昨年度の包括外部監査においても、当該事務について複数の検出事項が見られたところであり、委託契約に関する財務事務を検証することは、今後の委託契約事務の見直しや、新規事業の取り組みに際して有意義であると考え、当該テーマを特定の事件として選定した。

IV 外部監査の方法

1. 外部監査の着眼点

(1) 複合的な着眼点について

個々の監査テーマの着眼点を説明する前に、今回も複合的な着眼点を持っている点について述べておきたい。

第一テーマと第二テーマについては、官庁会計における区分（款・項・目・節）の節別でいうところの「補助金等」と「委託料」を取り扱うこととなるが、この両者は相互に関連することが間々ある。

一つには、両者で「支出先」が重なる場合がある。平成 23 年度監査でも「特殊関係者（※）との取引」として両者を検証した経緯もあるように、特殊関係者であるがゆえ、県の意向や団体の意向が強く反映する結果、事務の内容に何かしらの問題が生じやすいと考えている。

二つ目は、両者の区別が適切にできているかという視点である。個々の事務を並列で比較する場合、例えば、類似する事業内容でありながら、一方で県の直接事業を基礎とする委託取引で対応しながら、他方で公益事業と位置付けて補助事業とするなど、都合よく両者の使い分けがなされていないか、また、管理委託制度から移行した指定管理者制度の負担金と委託事業との関係も整理されているか、更には、直列の関係、つまり委託先の行っている事業において補助事業（助成事業）が行われている場合の考察も必要であると考えている。

以上が、「補助金等」と「委託料」の相互間に生じうる問題点の所在である。

次に、第一テーマ内部での複合的な着眼点についてである。

第一テーマは、①「平成 23 年度監査の措置状況等の検証」の側面と、②「補助金等の検証の側面」と、③「特殊関係者との取引（財政援助団体監査を含む）」の側面とが含まれている。再監査を行いながら、他の補助事業等に類似の問題や新たな問題がないか、検証を進めていくことを想定している。

以上のように、個々の着眼点を複合的に組み合わせながら、様々な側面から検証を行い、リスクに着目した監査を設計しているが、このような方針（監査計画の立案）は、平成 23 年度監査から継続して行っているところである。

(※)「特殊関係者」とは、元々、平成 12 年度及び平成 13 年度の包括外部監査で用いられた着眼点であり、「特殊関係者」とは、例えば下記のような相手を想定している。

① 県の事業会計（交通事業会計・港湾整備事業会計）

※県の組織ながら、独立採算を建前とする企業会計であり、他の会計との関係においては特殊関係団体とみなす

② 知事その他県の役職員（事業会計を含む）が代表者・専務理事・事務局長など兼務している団体

③ 県の役職員又は役職員であった者を主要構成員等とする団体

団体の提供するサービスの受益者が、主に県の役職員又は役職員であった者である場合の、その団体
団体に雇用されている者が、主に県の役職員であった者である場合の、その団体

④ 県の庁舎内に事務局を設置している団体

県の組織が事務局を兼ねている団体

⑤ 県よりの補助金・交付金が 1 千万円を超える団体

⑥ 県の出資割合が 4 分の 1 を超える団体

ただし、上記はあくまでも例示であって、経済行為や事務処理において「特別扱い」を受けるかもしれないと危惧されるような全ての関係を含む。

(2) 【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

① 措置状況等の検証に係る着眼点について

平成 23 年度包括外部監査の特定の事件（以下、監査テーマ）を「負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行及び特殊関係者との取引について」として、過去行われた類似の監査テーマにより監査を実施したのであるが、結果は、多数の指摘事項と意見を検出・報告することとなった。更に、平成 24 年度の包括外部監査では、監査テーマを「過去の包括外部監査の措置状況等の検証について」とし、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定によりなされた包括外部監査に対する措置がどのように行財政の改善につながり、また、時の経過により変化する状況や組織全体において、監査結果をどのように生かしているかを

検証したが、平成 23 年度監査を上回る検出事項が見られ、種々の改善を求めたところである。

そこで、今年度も引き続き、昨年度監査で範囲に含めなかった平成 23 年度包括外部監査の措置状況の検証を中心として長崎県の事務のあり方を検証することとした。昨年度監査と同様、単にこれまでの措置状況の履行を検証するだけでは今後の改善には限界があるところであるので、これに今後の改善のために必要と判断された、いくつかの視点を追加して監査を実施している。これが、監査テーマにある「措置状況等」の「等」の指すところである。

具体的には、おおよそ次の 3 種類の視点によって検証を進めている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 過去の監査の措置状況の検討のうち個別の問題点に対する対応状況② 過去の監査結果のうち他の事象や部署に共通する問題点の検討③ 今後の改善のために必要と判断された問題点の検討 |
|---|

監査結果には、個別の問題に対応するものと、横断的に対応を求めるものがある。一つの監査結果に対してそれだけの対応をしていたのでは、組織全体の改善にはつながらない。包括外部監査制度の効率性を喪失してしまう。また、時の経過により制度も変化し、新しい事象も生じていく。これらへの対応も監査で得られた考え方をもとに適切に対応できなければ、これもまた監査が生かされているとは言えないであろう。

過去の監査結果は、県にとって「財産」となる情報の集合体である。

本来は、監査結果を踏まえて、県の組織内で自律的な牽制が働き、個々の事務に合规性や効率性などが担保されていくべきであり、そのために職員が更に力をつける必要がある。着眼点の基礎にはこのような考えがあるが、これは平成 23 年度監査から一貫して訴えてきたところである。

② 負担金、補助及び交付金に関する財務事務の執行及び特殊関係者との取引の検証に係る着眼点について

補助金等の財務事務を中心に検証するとき、支出側である県の事務の検証のみでは、片面の検証でとどまってしまい、監査の実効性という点では限界がある場合がある。このため、必要のある場合には、受取側からの検証、つまり財政援助団体側からの検証も合わせて行っている。また、単に財政援助団体の監査とすることなく、一定の視点も考慮し、「特殊関係者」という概念の援用をし、複合的な観点から監査を行っている。

特殊関係者として検証すべき対象として、主に二種類の観点に着目して作業を進めている。ひとつは、県の出資団体を含む「法人格のある特殊関係者」である（県の外郭団体とイメージしてもらえば分かりやすいであろう）。もうひとつは、県の組織内に事務局を構成する任意団体（以下、組織内任意団体と呼称する）である。

法人格のある特殊関係者との取引、更にはその団体での財務事務については、県との関係が特殊であるがゆえ牽制機能の点において引き続き潜在的なリスクが想定されるところである。

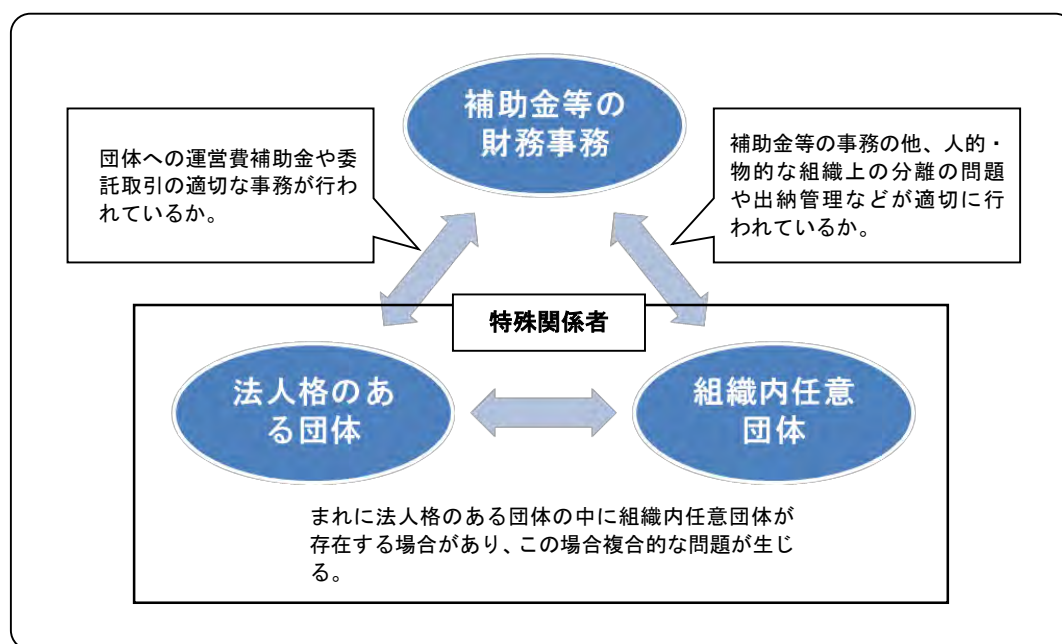
一方、組織内任意団体についても、平成 23 年度監査で一定の措置はなされたとはいえ、引き続き高いリスクが存在する可能性があるため、着眼点のひとつとして重要と考えている。

以上から、第一テーマの監査は複合的な着眼点によって構成されている。

ひとつは、補助金等の財務事務そのものの検証。

つぎに、法人格のある特殊関係者との取引及び財務事務。

そして、組織内任意団体との取引及び財務事務。



ただし、平成 23 年度監査において、問題点の検討は一通り行っており、今回は措置状況の検証という立ち位置でもあることから、監査対象とする特殊関係者は、リスクを勘案し、限定的なものである。特に法人格のある団体については、(一社)長崎県観光連盟、(公財)長崎県農業振興公社、(公財)長崎県産業振興財団に限っている。逆に、任意団体については、組織内任意団体であるか否かを問わず、潜在的なリスクは高いと思われるため、より多くの問題点の検出を意識して臨んでいる。

(2) 【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

① 委託の定義と分類について

委託とは法律行為または法律行為でない事務その他の事実行為を他人に委ねることをいう。

委託には、公法上の委託と私法上の委託があるが、本県出納局発行の「財務会計事務の手引」には以下のようにある。

公法上の委託は法の明文根拠が必要とされ、受任者は自己の名で権限を行使し、その法律効果は委任者に帰属する。例えば証券の取り立ての再委託(令157)、歳入の徴収又は収納の委託(令158)、支出事務の委託(令165の3)、公の施設の管理委託、事務の委託(法252の14)がある。

一方、私法上の委託は事務の委任と請負の委託に分類されるが、その相違点は、事務の委任は受託者が委託を承認することにより効力を生じ、請負の委託は委託者が業務の完成に対して報酬を支払うことを約することによりその効力を生じることである。

私法上の委託には、民法の考え方に沿って、請負ないし委任・準委任がある、とされるのが一般的である。

請負とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の成果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効果を生ずる」(民法第 632 条)契約である。

一方、委任が「当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」(民法 643 条)契約であり、準委任が「法律行為でない事務の委託について準用する」(民法 656 条)とされ、一般的に請負契約と準委任契約とを合わせて、業務委託契約と呼ばれることが多い(なお、本県の委託契約事務においては、民法上の「準委任契約」を委任契約と総称して使用しているため、本報告書においても、以下、両者を区別せず委任契約と呼称する)。

請負契約が、「仕事の完成」に対する報酬の支払いを約する契約であるのに対し、(準)委任契約が、発注者からの委託業務を、受託者が承諾して、契約された内容に従って、「善良な管理者の注意(「善管注意義務」)をもって履行する義務を負う契約である点に特徴がある。

県は、請負と委任の相違点を、職員向けに簡便的にではあるが、次のように示している(県監査委員監査に対する措置文書。一部省略)。

区分	請負	委任
根拠	民法 632 条	民法 643 条、656 条
目的	結果(成果物)の提供を目的とする。	一定の事務処理を目的とする。
選定方法	専門の業とするものの中から選定(原則競争入札)	信頼できる特定の相手を選定

支払方法	完成に対する対価のため前金払不可	前金払が可能
責任	結果（成果）に対する責任あり	結果（成果）に対する責任なし
検査	成果に対する完了検査要	完了検査不要
精算※	原則清算不要	原則清算を要する

※ただし、精算確認については、入札・契約事務マニュアルとは別に「委任契約の精算事務について」（平成23年2月）によって、確認方法が規定されている。

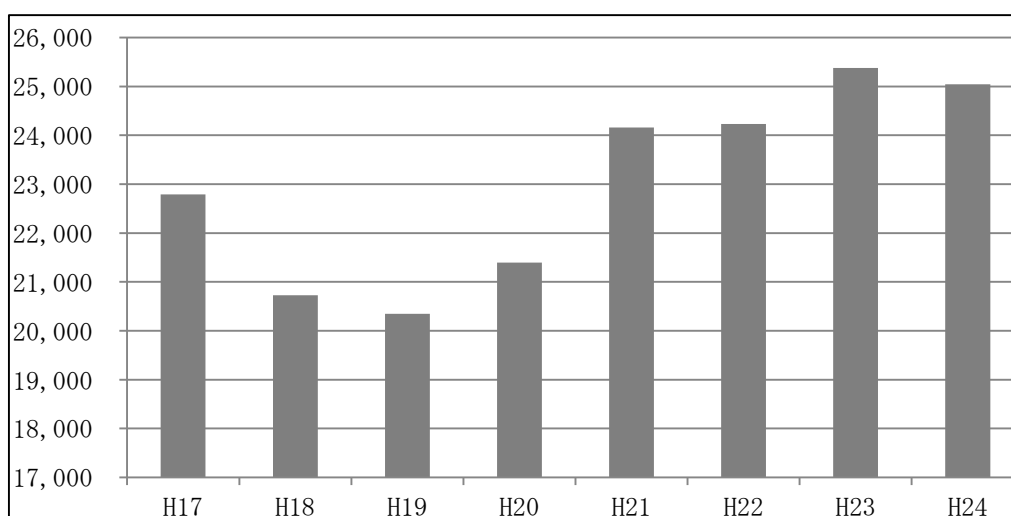
ただし、実務では、請負と委任の両面性をもつ、いわゆる「混合契約」が存在すること
もやむを得ないことから、明確に区分することが困難な場合もあり得る。このため、県と
しては、「入札・契約事務マニュアル」で一般的な事務処理基準を示しつつも、事案ごとに
契約内容を吟味し、請負・委任のどちらで対応することが適切な処理となるか、適宜判断
をすることとしている。今回の監査においても、この県の考え方に同調して、適切な事務
処理とはどうあるべきかを吟味しつつ、監査の判断・判定を下すこととしている。逆に考
えれば、現場では、両者の相違が適切に整理できていないリスクが存在するというこ
とであり、監査の着眼点として持つておかなければならないということである。

他にも、事務委託契約に近似する契約形態として、労働者派遣法に規定されている「派
遣」があるが、派遣となるかどうかは、労働者派遣法に規定する要件を満たすか否かで判
定されるものであるから、これに抵触することのないよう適切なコントロールが本県事務
でなされているかもポイントとなる。

② 委託料の推移について

以下は、平成17年度から平成24年度の委託料総額（特別会計含む）の推移である。概
ね、200億円から250億円前後で推移している。

（単位：百万円）



年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総額(百万)	22,791	20,729	20,346	21,392	24,162	24,233	25,375	25,041

平成17年度から18年度の減少要因は、主に土木費（設計業務委託など）の減少1,029百万円によるものであり、逆に平成19年度から平成20年度の増加は、土木費の増加1,003百万円が主因である。

続く平成20年度から平成21年度の増加要因は、主に労働費（雇用安定対策費など）の増加1,175百万円、土木費980百万円、教育費689百万円等の増加によるものであり、平成21年度から平成22年度は、総額では増減はあまりないが、土木費等の減少分1,096百万円を労働費1,442百万円等の増加で相殺している。

平成22年度から平成23年度も労働費の増加1,341百万円が見られるが、農林水産業費が775百万円減少している。

平成23年度から平成24年度の総額の増減は大きくないが、労働費の2,095百万円の大幅減の分、総務費237百万円、農林水産業費472百万円、土木費694百万円、教育費246百万円の増加など構成内容の変化が見られる。

③ 本県監査委員による契約事務に係る審査意見の経緯について

毎年10月に、監査委員から「長崎県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」が提出されているが、この中の「5 財務事務の執行について(5) 財務事務について」において、委託事務の審査意見が表明されている。

以下の通り、意見内容を鑑みると事務の改善が進んでいるか首を傾げたくなる内容であり（実際、今回の監査結果でも同種の検出事項が散見される結果となった）、本県事務の実情がうかがえるため、いわゆるオフサイト・モニタリングの一環としてここに記載する。

<平成20年度>

平成20年度における財務規則で定めた限度額を超える随意契約額は約85億円となっている。随意契約においては、これまでも競争性、透明性のある契約方法の推進等について努力を求めてきたところである。

県においては、本年4月に随意契約の適正化を一層推進するため、「随意契約適正化推進協議会」を立ち上げ、一者随意契約から競争性のある契約への移行について検討しており、県政運営の経済性、効率性等を考慮し、積極的に取り組まれない。

また、委託契約については、再委託をする際、再委託の内容を明示していないものや再委託の承諾がなされていない事例が認められており、今後、事務の改善が必要である。

なお、委託事業において、団体の運営への補助と思われる事業が見受けられ、補助と委託が明確に区分されていないと思われるので、予算の決定時には実施内容を十分把握のうえ、適正な実施形態で予算化に努める必要がある。

<平成21年度>

昨年度の監査において、不適切となっていた予定価格の積算方法や請負契約と委任契約の区分、また

委任契約の精算などの問題については、各種会議・研修会の開催による周知徹底や会計監督検査での確認及び指導の実施、また入札契約事務マニュアルの充実などの取り組みがなされている。

しかしながら、予定価格の積算時に徴取した参考見積書の十分な精査が確認できない事例や委任契約において、精算書の記載内容に不備があり、十分な精算確認となっていない事例、委任契約であるにもかかわらず、事務の一部が請負契約の手続きとなっている事例など、事務処理の不備が認められたので、引き続き是正改善に取り組み、委託契約事務の適正な執行に努めるべきである。

また、一者随意契約から経済性・競争性のある契約方法への移行等については、「随意契約適正化推進協議会」の報告を踏まえ、全庁的に取り組みがなされているところであるが、一方では、一般競争入札を実施した結果、一者のみの応札となっている事例が多数見られる。本県の厳しい財政状況の中、より経済性・競争性の高い入札方法が求められることから、引き続き一者随意契約の見直しを行うとともに、一般競争入札において、一者応札となっている入札方法について、点検・検証を行い、より経済性・競争性の確保に努めること。

<平成 22 年度>

契約事務については、特に委託契約において、より競争性や透明性が求められており、予定価格の積算は適切に行われているか、委託契約の請負と委任の区分及び委任契約の精算は適切に行われているかなどを重点的に監査を行った。

今年度の監査においては、契約書に定める県の承諾なしに再委託の手続きを行っている事例、特段の理由もなく予定価格の変更を入札前に行っている事例など、事務処理の不備が認められた。

また、依然として、一般競争入札を実施したにもかかわらず、一者のみの応札となっている事例が認められた。

については、引き続き契約事務の改善に努めるべきである。

<平成 23 年度>

工事、委託などの契約事務については、入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理が適切に行われているかとの着眼点から監査を行った結果、施行何の決裁前に予定価格調書を作成していた事例や指名業者の選定をしていた事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

また、委託業務における入札において、一般競争入札は実施しているものの、依然として一者のみの応札となっているものが一部見受けられ、競争性に疑問が生じる事例が認められるため、複数者の応札が可能となるよう参加資格を再検討するなど、より競争性が発揮される一般競争入札の実施を図るべきである。

さらに、随意契約の適正化については、「随意契約適正化推進協議会」において、競争入札への移行について検討されているところであるが、委託契約のうち随意契約によるものは、依然として約 7 割を占めているため、競争入札への移行に向けた一層の取組みを行うべきである。

<平成 24 年度>

工事、委託などの契約事務については、入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理が適切に行われているかとの着眼点から監査を行った結果、予定額の積算根拠が不明確な事例や予定価格を設定する際に、積算価格を合理的な理由もなく削減する、いわゆる「歩切り」の事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

また、委託業務における契約方法では、随意契約の適正化に係る取組が行われ、昨年度に比較して随意契約の件数、比率ともに減少しているものの、前期監査の資料(本庁及び 5 地方機関)を検証したところ、一般競争入札に占める 1 者応札は 3 割を超える状況となっている。

1 者応札は、競争性や入札条件に疑問を抱かせることとなるため、可能な限りその縮減に取組む必要があり、複数者の応札が可能となるよう参加資格を再検討するなど、引き続き経済性・競争性が発揮される一般競争入札の実施を図る取組が必要である。

④ 着眼点について

委託契約に関する財務事務の検証の着眼点は、おおよそ次の通りである。

1. 全体の検証
① 組織横断的に委託事務の問題点を検討する。
② 年度推移により、契約金額、契約形態、応札者数等を比較し検討する。
③ 補助金等事業との関連を検討する。
④ ルールの見直しの必要はないか検討する。
⑤ その他、全体を俯瞰して問題はないか検討する。
2. 継続事業
① 事業内容、仕様、入札方法、落札結果、契約先の変化を検討する。
② 精算による戻入処理の妥当性、低執行率の理由を検討する。
③ 契約の集約・分離等の必要性を、効率性、経済性、公平性等の観点から検討する。
④ 委託料による購入された備品等の処理・管理は適切か検討する。
3. 入札・契約事務
① 事務が法令等に準拠しているか検討する。
② 仕様や入札資格の設定、内容に問題はないか検討する。
③ 設計金額や積算が適切か検討する。
④ 請負・委任の区分は適切に行われているか検討する。
⑤ 入札の競争性や一者随意契約の妥当性に問題はないか検討する。
⑥ 契約書に約定された内容が適切か検討する。
⑦ 契約事務は適時に行われているか検討する。
⑧ 事務に係る相互牽制は適切に機能しているか検討する。
4. 検査、支払
① 検査・検収（納品）が適切に行われているか検討する。
② 契約終期、年度末近辺の契約履行、委託事業内の取引は適切か検討する。
③ 前金（概算）払い、精算払い、部分払い、完成払いが適切に行われているか検討する。
④ 事業内容は見直され、次年度以降にフィードバックしているか検討する。

2. 監査の対象について

(1) 第一テーマ及び第二テーマについて

第一テーマにおける対象部署の選定においては、平成 23 年度包括外部監査において対象とした部署の中から、措置状況の記載内容と、平成 24 年度における補助金等と第二テーマにおける委託契約の事務量とを勘案して決定している。

補助金等の事務と委託契約の事務との相互関連する着眼点もあるが、財務事務の品質の検証という意味では、第一テーマを監査した部署で行われた第二テーマの事務を同時に監査することに効率性が認められると考えるためである。なお、部署において、どの事業、

どの契約を監査対象とするかは、金額や相手先、過去の経緯などを総合的に判断して決定している。

(監査対象部署の一覧)

対象部署等		【第一テーマ】 H23年度外部監査の 措置状況等の検証	【第二テーマ】 委託契約に関する 財務事務の検証
危機管理監	危機管理課	—	サンプリングによる取引を対象
総務部	総務文書課	措置に関わるため対象	—
	人事課	措置状況のみ監査対象	—
	財政課	措置に関わるため対象	—
	税務課	—	サンプリングによる取引を対象
企画振興部	政策企画課	今回の対象とせず	—
	地域振興課	今回の対象とせず	—
	新幹線・総合交通対策課	今回の対象とせず	—
企画振興部 文化観光物産局	国際課	今回の対象とせず	—
	文化振興課	部署として抽出	部署として抽出
	観光振興課	部署として抽出	部署として抽出
	物産ブランド推進課 アジア・国際政策課	部署として抽出	部署として抽出
環境部	環境政策課	—	サンプリングによる取引を対象
	自然環境課	—	サンプリングによる取引を対象
県民生活部	生活衛生課	—	サンプリングによる取引を対象
福祉保健部	医療政策課	措置状況のみ監査対象	—
	医療人材対策室	今回の対象とせず	—
	薬務行政室	今回の対象とせず	—
	障害福祉課	—	サンプリングによる取引を対象
福祉保健部 子ども政策局	子ども未来課	—	サンプリングによる取引を対象
	子ども家庭課	—	サンプリングによる取引を対象
産業労働部	産業振興課	部署として抽出	部署として抽出
	グリーンニュー・イール推進室	—	サンプリングによる取引を対象
	産業人材課	—	サンプリングによる取引を対象
水産部	資源管理課 漁業取締室	部署として抽出	部署として抽出
	水産振興課 水産加工・流通室	部署として抽出	部署として抽出
農林部	農政課	—	サンプリングによる取引を対象
	農業経営課 農地利活用推進室 諫早湾干拓課	部署として抽出	部署として抽出
土木部 及び地方機関	都市計画課	今回の対象とせず	—
	河川課 砂防課 長崎振興局 県央振興局 県北振興局	—	サンプリングによる取引を対象
土木部	建築課	—	部署として抽出
教育庁	教育環境整備課	今回の対象とせず	—
	体育保健課	今回の対象とせず	—
	競技力向上対策課	今回の対象とせず	サンプリングによる取引を対象
出納局	会計課	—	全庁的に関わるため抽出

表における「対象部署等」は、平成23年度監査で対象とした部署の全てと、今年度の第二テーマの対象

部署を加味して作成している。

このうち、第一テーマの縦列では、「部署として抽出」とした部署と、「措置に関わるため抽出」とした総務文書課と財政課は横断的なかわりがあるため、今回の第一テーマの対象部署とした。「今回の対象とせず」とした部署は、平成 23 年度監査では対象部署であったが今回は対象ではない。なお、リスクと作業量の判断から人事課と医療政策課は、措置状況の検証だけを監査対象としており、補助金等の財務事務は検証していない。

第二テーマの縦列では、「部署として抽出」と「サンプリングによる取引を対象」とが監査対象だが、前者は部署単位での監査、後者は、下記 (2) で述べるサンプリングによって抽出した個別の委託契約を監査対象としている意味である。

(2) 第二テーマにおける監査対象抽出のためのサンプリングの実施について

契約事務の抽出方法として、部署に依存した (1) の観点だけでは、委託契約に関する財務事務の検証について問題点を見出すことに一定の限界が生じる懸念があった。委託契約について、組織横断的な視点でサンプリングする必要があると思われたためである。

このため、長崎県ホームページの公金支出情報公開システムにより、平成 21 年度から平成 24 年度の委託料のデータベースを作成して、年度や取引先の要素によって並び替えつつ、検討すべき取引を抽出し、問題点を考察している。あわせて本庁と地方機関等より、監査委員監査で使用する「決算審査及び定期監査資料」の「委託料調べ」を、平成 21 年度決算から平成 24 年度決算分（ただし、平成 24 年度決算については、本庁及び一部出先機関（定期監査資料はあくまで監査委員監査の資料であるため、前期監査対象機関のみが徴取時点で作成しており作業限界を考慮する必要があった）からのみ提出）まで徴取し、監査対象案件の抽出に役立てている。

特に、振興局については、本庁土木部との関連があり、本庁及び各振興局で横断的な事業を行っている事業があるため、着眼点として「横断論点」として取り扱っている。

その結果、第一テーマの対象部署での取引とは別に、本庁 14 課、3 振興局の委託契約について監査対象としている。

V 監査従事者

包括外部監査人	小森 泰邦	(公認会計士)
監査補助者	津留 保生	(公認会計士)
監査補助者	伊東 寛高	(公認会計士)
監査補助者	古瀬 靖士	(公認会計士)
監査補助者	谷川 淳	(公認会計士)
監査補助者	豊村 哲也	(税理士)
監査補助者	上谷 浩司	(税理士)
監査補助者	木竹 広賢	(税理士)

VI 外部監査の契約期間及び実施状況

1. 外部監査の契約期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2. 現場での外部監査の実施状況

(単位：日)

対象部署等		小森	津留	伊東	古瀬	谷川	豊村	上谷	木竹	合計
予備調査		4.0								4.0
危機管理監	危機管理課	0.5				0.5				1.0
総務部	税務課	0.5								0.5
企画振興部 文化観光物産局	文化振興課	3.0						3.0	3.0	9.0
	観光振興課 (一社)長崎県観光連盟	6.0		3.0			2.0	6.0	5.0	22.0
	物産ブランド推進課 アジア・国際政策課	3.0				2.0	2.5			7.5
環境部	環境政策課	0.5								0.5
	自然環境課	0.5				0.5				1.0
県民生活部	生活衛生課								1.0	1.0
福祉保健部	医療政策課	1.0								1.0
	障害福祉課	0.5				0.5				1.0
福祉保健部 こども政策局	こども未来課	0.5								0.5
	こども家庭課	0.5								0.5
産業労働部	産業振興課 (公財)長崎県産業振興財団	3.5		3.0			2.5			9.0
	グリーンニューエネルギー推進室								0.5	0.5
	産業人材課	1.0				1.0			1.0	3.0
水産部	資源管理課 漁業取締室	3.0	3.0	3.0						9.0
	水産振興課 水産加工・流通室	4.0	2.0	4.0				3.0	3.0	16.0
農林部	農政課					1.0			1.0	2.0
	農業経営課 農地利活用推進室 諫早湾干拓課 (公財)長崎県農業振興公社	7.0	5.5	3.0	3.0		2.0			20.5
土木部 及び地方機関	河川課 砂防課 長崎振興局 県央振興局 県北振興局	1.5								1.5
土木部	建築課	3.0			3.0				3.0	9.0
教育庁	競技力向上対策課	0.5				0.5			0.5	1.5
再聴取・取りまとめ等		3.0	2.0	1.0		2.0	2.0			10.0
合計		47.0	12.5	17.0	6.0	8.0	11.0	12.0	18.0	131.5

Ⅶ 表示数値について

報告書の表の合計については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

Ⅷ 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査の結果

I 総論

1. 提言事項と検出事項の総括

(1) 【提言1】PDCAサイクルの確立について（意見：全庁共通）

【第一テーマ】【第二テーマ】共通

今回、二つのテーマを設定し、監査を実施したが、多見された検出事項を眺めると、一つの疑念が浮かび上がる。

本県の組織は、リスクに対してどこまで機能しているのか—

第一テーマでは、包括外部監査に対する措置の軽視と、遅々として改善しない事務、第二テーマでは、事務ミスの頻発、表面的な競争入札の導入、不効率な事務の放置、担当者任せによる牽制機能の喪失、等々が見られる。

これらは、今に始まった話ではない。過去の包括外部監査の措置状況が不十分な状態にあったことは、昨年度の監査で述べたとおりであるが、上記のとおり監査委員監査や監査事務局の監査に関しても延々と同じような指摘事項や提言が繰り返されている。平成18年度に生じた一連の不適切経理については大いなる反省が見られたところであるが、不適切経理に限らず、庁内の事務見直しの機運や当時の緊張感は、今となっては過去の話なのであろうか。

思い返せば、平成18年度の長崎市の包括外部監査で、包括外部監査人（補助者として当方も参加）が着目したのは「内部統制の確立」であった。県でも市でも不適切経理が露呈するなか、激しい憤りを堪えつつも、組織の改善を訴えた記憶が蘇る。

内部統制の説明はここではしないが、総務省の過去の研究会報告書に、県の現状の事務の改善に対するひとつの回答があると思われる。ここではその報告書の内容を紹介しつつ、表題にある「PDCAサイクルの確立」について述べたいと思う。

「内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革～信頼される地方公共団体を目指して～」(地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会 平成21年3月)と題する80ページほどの報告書がある。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/internal_control/index.html)

この中には、既に民間に定着している内部統制の解説とともに、地方公共団体の直面するマネジメントの諸課題と、これに対応するための、地方公共団体における内部統制の導入のあり方や課題がコンパクトかつ平易に書かれている。

例えば、「2 行政組織運営の新たな課題」の項では、取り組むべき課題として次のような一節がある。

(1) リスクへの対応

これまでの組織は、官民間問わず個人の資質の高さに依存してきたことや、リスクは自然災害のようなものであり、その対応は事後的なものという意識を背景として、リスクと向き合い、リスクを事前に統制するという視点やその対策のための仕組みづくりを軽視してきたことが考えられる。

このような状況を認識し、行政を取り巻く諸課題をあらかじめリスクとして事前に洗い出し、評価・特定した上で、その対応策を講じることによって、事務処理ミスや不祥事件の発生を未然に防ぐことが求められている。

特に、経理や庶務等の内部管理業務が定型化していることを理由に、定数削減の圧力もあって、チェックの省略化が進んでいると考えられる。確かに、このような業務は、基本的にルールどおりに行えばよいものであり、できて当たり前と考えられがちであるが、最近聞かれる不祥事件は、できて当たり前であるはずの合法性や合规性が問われるケースが多いことを鑑みると、その考え方自体にリスクがあるともいえる。このような認識そのものを改める必要がある。

(2) モニタリング機能の不全

地方公務員の定数削減や、業務の多様化及び専門性の向上を背景として、課長・係長等、本来部下を統制すべきポジションが多忙となったことなどを理由に、チェックが行き届かなくなり、いわゆる部下任せになっているなど、従来型の人的統制が崩壊しつつあるのではないかと考えられる。さらに、住民サービスの向上に直接的に関係しない内部管理業務の民間委託が進むことも、モニタリング機能の低下に拍車をかけているのではないかと考えられるところである。

また、これまでの行政においては、新たな課題に対する施策やルール化など組織内でルールを強化することに対して、首長をはじめとした職員の関心は高いが、そのルールが実際に機能しているかどうかについて、あまり関心が払われない場合が多いように思われる。ルールを作ることで仕事が終わりがちであり、組織自体によるフォローアップが軽視されているのが実情であり、その結果、後述のようなルール体系の錯綜を招く一因にもなっていると考えられる。

この部分を読むだけでも、今回の監査で検出された事象の根幹（病巣）がどこにあるかが明らかになってくると感じる。

そして、この項での結論は以下のようになっている。

以上のような新たな課題を踏まえ、今後の地方公共団体のマネジメント改革の目指すべき方向性については、「リスクと向き合いリスクを事前に統制すること」、「組織マネジメントに関する基本方針の明確化と PDCA サイクルの実現を通じた首長、管理職、職員の組織マネジメントに関する意識改革の実現」といった新たな視点に基づき、まずは住民の信頼確保を基本として、行政運営の透明性の向上、業務の有効性及び効率性を高める地域経営革新の実現、さらには、公会計改革を通じた財政運営の刷新を図っていくことが必要であると考えられる。そして、このような目的を実現するための手法として、現在、我が国の民間企業において実施されている「内部統制」の整備・運用がその一つの解決手法になるのではないかと考えられる。

報告書にもあるが、「内部統制の整備・運用」と言っても、特別なものでは決してない。求められていることを要約すれば、

- ① 管理すべきリスクの認識のあり方を改め、リスクの洗い出しの精度を向上させること
- ② 相互牽制態勢を確立すること
- ③ 継続的な改善活動を推進すること（PDCA サイクルの確立）

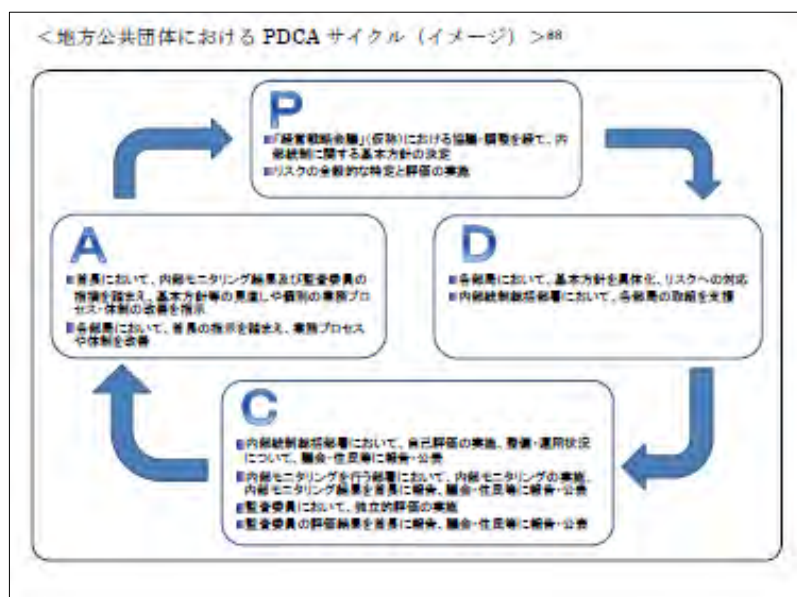
と、ここでは述べておきたい（詳細は報告書を参照のこと）。

このうち、③の「PDCA サイクル」は、内部統制制度とともに民間では定着してきた感があるが（例えば金融庁の金融検査マニュアルに準拠した金融機関の管理態勢における基本的な考え方に見られる）、地方公共団体では、政策評価がこの一環であるものの、マネジメントサイクルとしては聞きなれない言葉かもしれない。

「PDCA サイクル」とは、事業活動を行うに際して、P (Plan) ⇒D (Do) ⇒C (Check) ⇒A (Action) ⇒P・・・といった具合に4つの段階を繰り返すことによって、継続的に事業の品質維持・向上を果たす概念である。

- Plan : 計画を立案する
- Do : 計画に従って事業を遂行する
- Check : 執行された事業を評価（検証や監査）する
- Action : 評価を受けて問題点を改善する

報告書 P70 でも、以下のような図が示されている。



このPDCAサイクルは、全庁的なマネジメントとしても機能しなければならないし、例えば課や班、地方機関や地方機関内の個々の組織など各構成単位・階層でも機能すべきものであることを強調しておきたい。要は、地方公共団体の構成員のあらゆるレベルで、リスクとは何か、チェックすべきは何か、改善点は何か、どのくらい改善が進捗しているか、ということに不断に意識し、実践していく自律的な活動を行っていくことである。

これが機能していなければ、後述(2)で触れるが、特に包括外部監査の機能が十分に発揮されないことにもなり、更には潜在的なリスクを直視できず、やがて顕在化したリスク(典型的なものが職員による不祥事)に適切に対処できないまま、結果として大きな代償を払うことともなりかねない。

少子高齢化と人口減少、地域産業の疲弊によって、県の財政も一層の改善が求められている。まだまだ見直すべき事業はたくさんあり、効果的な施策を打っていかねばならない。そういう側面からもPDCAサイクルの確立は不可欠であると訴えたい。

(2)【提言2】監査の措置の機能不全と対策について(意見：全庁共通)

【第一テーマ】

昨年度の包括外部監査は、過去の包括外部監査の措置状況等を監査テーマに検討したところであったが、検出された事案が、多数かつ多岐にわたり、県の行う監査の措置について構造的な問題を提言したところであった。要約すると次の4点になる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 公表される措置状況における報告書本文の要約内容の相違② 「今後検討してまいります」等として措置が放置、または未解決の事案の散見③ 組織内に監査結果の周知がなされず、問題の防止・抑制に活用されていない点④ 措置をしていない事案、措置が不十分な事案の存在 |
|--|

①と②については、平成25年度の公表分(平成24年度監査に係る措置)から、平成24年度監査の提言をもとに公表手法を変更している。これらについては、県民の目に触れる、という面から措置の確実な履行を促すもので、ディスクローズのやり方を変更して牽制機能の強化を図ったものであった。

ただし、①は、「措置そのものが漏れる」というリスクの存在が残存しており(今回監査で検出済み)、②については、継続的な取り組み状況の追跡機能の付加や、「いつまでに」という期限を公表時の表に明示することで、ディスクローズの水準を引き上げて対応する趣旨であるが、そもそも「未解決」と判断し「継続案件」とするか否かの判断について、やはりリスクが残存している。

以上の懸念を持ちつつ行った、今年度の第一テーマによる監査において、またしても措

置に関して重要な問題点が検出されている。措置制度の機能不全ともいえる問題が見られ、更なる問題解決の対策を図らねばならなくなった。

①と②の問題が、相変わらず検出されたことはもちろん、③の多見、そして④の問題について深刻な問題が検出されたためである。これらの問題に対しての牽制をどう確立するのかについては、措置状況の公表のやり方を変えるだけでは抑制できない。

③の問題については、組織内での情報の共有を改善し、周知を徹底するべきである。検出された監査結果に対する措置方針、横断的に対応・措置すべき問題点の整理、これらにかかる相互牽制の改善等について徹底するべきであり、なおざりにしたり、まとめるだけまとめて実践されることなく風化させないようにするべきである。特に、異動による新旧担当者間の引継ぎ内容については、透明化・組織内で共有化して、だれの目にもどのような引継ぎが行われているのか分かるように牽制を利かせるべきである。

現状の県の組織は、「言われたらやる」「言われたことしかしない」「隣の席でやっていることには関知しない」という風土であるから、監査結果で指摘されたことの根本的な理解や、他の事案に対する応用が、なかなか追いついていかないことが多い。

(付記)

このことから、監査結果報告書の書きぶりも、横断的な対応を求めるのであれば、報告書にその旨をわざわざ書かなければ伝わらないとのことであった。そして、「詳細に」、「はっきりと」問題点を書かなければ、結局組織に伝わらず、改善は進まないようだ。このため、今回の監査報告書は、やむなく、表現が厳しくなっている。また、泣き落としも含めて報告内容を「書かせまい」とする抵抗も多くあるのだが、報告書に書いてこそその改善であり説明責任が発生するので、そのような要請にとりあっていない事例が今回多々ある。

どれほどの職員が、真剣に包括外部監査報告書や監査委員の報告書に対して関心を持っているのであろうか。仮に自分が関与した場合であっても、自分の責任に関係する、その部分しか目を通さないのではないのではないか。そして異動すれば、過去の出来事として忘れ去ってしまうのではないか。まして、包括外部監査の対象課以外の職員においては、全くの他人事で、関心がないのではないか。

複数回対象とした課であっても、我々が他の案件を改めて検証すると、同じような検出事項が続発する（ひどい場合には、同じ担当者の類似の事業であっても、類似の検出事項が見られる）。新規に監査対象とした課では、これまでの監査で指摘・意見してきた典型的な事案が次々と検出され、これら検出事項に対する反論も、2年前から論議された内容が繰り返される事例もあった。このような状況であるので、包括外部監査の監査結果がノウハウとして蓄積され、活用されることは少ないと認識せざるを得ない。

問題は、情報を共有し、周知・徹底して、浸透・定着していない点にある。監査結果の

分析、問題点の洗い出し、対応状況の横断的な検証がない。その後の引継ぎにおいても、その内容は、担当者間での個人的な伝達にとどまり、解決途上にある問題について、正確な内容で後任に引き継がれていない場合がある。特に責任問題にかかわるような案件や外郭団体の利害にかかわるような問題になると、なおさらであり、前任者の「問題を避けたい」という思惑によって、肝心な部分が隠蔽され、伝達が途切れる。

このため、課でいえば、まず、包括外部監査で検出された問題点は何なのか、更には他課で検出された問題点で当課に関係する事案は本当にないのか、という整理を行い、問題意識の共有と対応方針の立案を図るべきである。特に若い職員に対しては、例えば法的な側面から問題点の所在を補足し、年長の職員の経験談なども踏まえて、多面的な意見交換を行う場が必要ではなかろうか。

その上で、調整班や予算班等の担当者が、引継ぎ内容の精査や、横断的な措置の品質管理を行うべきである。例えば、補助金の交付決定通知の交付の条件の整備や、委託契約書の文書保管義務の条項や再委託等の条項の検証も、横並びで見れば一目瞭然である。Wordデータのフォーマットの不統一が原因であれば、フォーマットを統一するだけでミスを事前に抑止することができよう。ほんのちょっとした手間で、ミスの防止・抑制につながるのではないか。

ともかく、県組織の相互牽制態勢を見直す必要がある。また、PDCA サイクルを確立しなければならないと考える。

特に、会計課などの牽制部門は、検証の品質を向上させるべきである。特に検証の目線が担当者によって相違したり、指導の内容にムラが生じたりしないよう、十分に相互の意思疎通をしておくべきである。最後の砦として、堅固な態勢を整備されたい。

④については、後述「(4)【総括 1】措置内容の虚偽及び受検時の虚偽等について」でも触れるが、今回特に、措置内容に虚偽がある事例が発見されたことは大変な問題だと感じている。監査で指摘された問題点に対し、真摯に向き合っておらず、大変遺憾である。

この問題の対処については、措置状況の取りまとめ段階での県庁内部での検証のステップがあつてしかるべきであるが、提言したところで実質的に機能はしないであろうから、結局は包括外部監査で追及する以外ないのかもしれない。

当たり前だが、監査は、信頼関係によって成り立っていることを忘れてはならない。

監査人の手を離れた瞬間、手のひらを反すように反論できなかった主張を繰り返したり、問題がなかったかのような主張をしたりすることによって、県民の目を欺いてはならない。

包括外部監査人の行う包括外部監査は、PDCAのC(Check: 監査)にあたり、A(Action: 改善)の責務は県にある。このサイクルは地方自治法によって法定されるものであり、サイクルの破壊は、法に背くものであることを認識すべきである。

県民も、議会も、公表される措置状況の内容を見て、その真偽に一層関心を持つべきである。やましきのゆえ、講じた措置の言は軽く、虚ろである。

住民監査請求や住民訴訟を恐れるのであれば、県は、二度とこのようなことを起こしてはならないし、許してはならない。

(3)【提言3】県民の生命・財産の保全と、委託契約に係るリスク管理部署の必要性について（意見：全庁共通）

【第二テーマ】

県の行う委託事業には、県民の生命や財産を保全するために、常時履行の求められる契約が複数存在する。

例えば、今回検証した中では、振興局等の行う「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」や危機管理課の「長崎県防災ヘリコプターの運行管理業務委託」、漁業取締室の「指導用海岸局の無線業務委託」などがある。

この他にも、自然環境課の「傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」や資源管理課の「長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託」のような、生命の維持のために常時履行の必要な契約、建築課の「宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託」のような、システムの安定運用やセキュリティ確保の必要から24時間監視が求められるような業務もある。

契約事務の次元で、本県では、平成24年度のように年度初日が休日である場合に、追認条項付で4月2日（月曜日）に契約しているが、この事務では、4月1日の債務不履行の責を県が問えないため、本来は、債務負担等により前年度中に契約事務を締結するか、4月1日を契約日（同日履行義務開始）として事務をするべきである。

また、各振興局の「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」では、契約始期が年度初日ではなく、終期も年度末日になっていない（つまり空白期間が1日以上）事務処理が常態化していたため、事業の継続性が担保されるよう、斬絶する期間のない契約事務とする必要がある。

契約内容の質という面では、建築課の「宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託」のような情報漏えいリスクが伴い、高いセキュリティ水準の求められるようなシステム管理業務委託もあるが、担当課の意識が不足し、委託業務の品質保持に関する約定の不足、契約履行の厳格な確認が行われていないという事例もあった。

これらの事例を鑑みるに、契約事務は発注元の部署にその管理が委ねられているのだが、委託する事業に大きなリスクが潜んでいるということに組織をあげて関心を持つべきではなかろうか。各課任せ、担当者任せは、もはや時代に合わない。

特に、県民の生命・財産の保全の関わる委託事業において、契約更新時の履行義務の空白期間が存在するなど、あってはならない話である。平成24年度のように4月1日が休日だからと言って、例えば地震等の大規模災害がその日を避けてくれるわけではない。追認条項はそのとき機能するはずもなく、抛り所にするのは性善説もいいところである。また、個人情報漏えいのリスクやシステムダウンのリスクも本当に意識されているのであろう

か。委託先のシステム管理等のあり方を直ちに直すべきである。

全庁的に委託事業のリスクを洗い出し、個々の契約事務が適切に管理され、適切に運用されるよう、組織横断的に検証し、改善を指導していく必要があると思われる。そのために委託事業のリスクの集中管理を行い、相互牽制機能を担う部署が本庁に必要であると考ええる。

(4) 【総括 1】 措置内容の虚偽及び受検時の虚偽等について

【第一テーマ】

① 措置内容の虚偽について

今回、第一テーマの選定時、平成 25 年 1 月に公表された「平成 23 年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書」に、啞然とするような措置内容の記述があった。

平成 24 年度の監査（過去の包括外部監査の措置状況等の検証について）で、措置がなされていない問題をはじめ種々の問題が見られ、報告書の要約誤りと措置内容の不十分性の関連について、県側と見解の相違で散々もめたあげくの時期であったからである。

一瞥しただけで、疑念が湧くような、安直な措置内容であった。

二年連続して同一の監査テーマを採用することは異例ではあったものの、このような措置が見られる以上、措置状況の検証を監査テーマとすべく踏み切らざるを得ないと思われた。

以下に掲げる、措置内容に疑念を持った案件のことごとくが、監査による検討の後、虚偽の記述や、措置未了の隠蔽であることが判明している。これらは監査制度の軽視であり、断じて許すことはできない。これらについては、「Ⅱ 個別検討事項」で虚偽の内容を明らかにしているので、どのようなことが行われたか、ぜひ、ご一読いただきたい。

ア 資源管理課

区分	指摘
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 公有財産の使用許可及び使用料について
措置掲載文	公社は県の施設である栽培漁業センターの施設管理とここで行う県の種苗生産の委託事業を営んでいる。また、センターの各種施設を使用しつつ、自主事業としての種苗生産養成事業などを行っているが、施設の使用について公有財産の使用許可はとっておらず、また使用料の減免措置も検討されていない。公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。
講じた措置の内容等	公社の自主事業によるセンター施設の使用については、平成 24 年度中に使用許可の手続をとったうえで、その公益性も勘案し、減免等の検討を行い適切に処理します。

この措置については、要約誤りと措置の不十分性が関連している。

原文は以下の通りで、あり、肝心な一文が消えている。

③ 公有財産の使用許可及び使用料について（指摘）

公社は県の施設である栽培漁業センターの施設管理とここで行う県の種苗生産の委託事業を営んでいる。また公社はそれだけでなく、センターの各種施設を使用しつつ、自主事業としての種苗生産養成事業などを行っているが、施設の使用について公有財産の使用許可はとっておらず、また使用料の減免措置も検討されていない。適切に処理しているのは、センター内にある公社の従業員休憩所と漁具の倉庫兼作業場に係る底地の使用許可のみである。

センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。

当該指摘のポイントは、公有財産の目的外使用に係る使用許可の漏れの問題と、使用料の徴収漏れという問題、そして、それが過去から続いている点について問題解決を図らなければならない。つまり、使用許可は公法上の行為、使用料は公法上の債権、公有財産の目的外使用に係る過去の使用料徴収漏れはすなわち損害賠償請求権または不当利得返還請求権につながるという論点である。

更に、上記報告書は、当初、「センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。早急に対応する必要がある。」であった。

これを、資源管理課は、

センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。~~今後も種苗生産業務の円滑な推進のため、~~**公有財産の使用等の適切な処理について**早急に対応する必要がある。

※筆者注：訂正線は、「書くな」という意味である。訂正線以降は、「こう書け」という意味である。ゴシック強調のみ筆者（包括外部監査人）の加工である。

に修正するように申し出ており、その経緯は十分認識していたはずである。更に、修正を一部受け入れた際も、県に適切な対応をするように念押しした経緯もある。

これらが十分に引き継がれず現担当者の認識と相違しているのは、過年度分の使用料の徴収にかかる問題を忌避し、引継ぎを行わなかった可能性の高さの表れであると思われる。つまり、引継ぎが適切に行われるか否かは、現状個人の判断や認識に依存しており、引継ぎ内容の適切性を第三者が検証し牽制をかけるという制度的な仕組みもない。措置が不十分になる背景のひとつといえる。結果、過年度分の使用料に係る措置を曖昧にした県の責任は重い。このため、今年度の指摘事項として、以下の問題を取り上げている。

① 過去の公有財産の無断使用に係る使用料の徴収漏れと、損害賠償請求権または不当利得返還請求権の行使について

② 過去の債権の時効による消滅かかる責任について

この他、平成 25 年度の措置内容にも瑕疵があったために、以下の指摘等を行っている。

③ 平成 25 年度の措置において徴収した使用料の算定誤りと徴収漏れについて

イ 農地利活用推進室

区分	指摘
項目	【長崎県農地保有合理化促進対策費補助金について】 対象経費外の経費の混入について
措置掲載文	現在、県公社においては、農地保有合理化事業としての農用地の売買実績がほとんどない状況であり、精算された経費のほとんどは当該事業の対象経費とは言えない状況である。目的が明確にされている補助金は、その対象経費に関しては厳格に適用を行うべきである。当該補助金の支出内容について再度検証し、正の対象経費額が判明し次第、適正に対応するべきである。
講じた措置の内容等	平成 22 年度実績報告における支出内容を精査した結果、「農地保有合理化事業業務費」の中に、県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する「事業推進体制整備費」の対象とすべき経費が混在していたので、適正な事業科目への振替を行いました。

この問題は、国庫補助金の返還を免れようと、問題なしとの結論を構成することに終始し、下記の国の補助要綱を無視した事例である。

農地保有合理化推進対策費補助金要綱

第 3 次に掲げる流用をしてはならない。

(3) 別表の経費の欄に掲げる 1 の (1) の経費（ただし (1) のイの経費を除く。）、(2) の経費
別表（第 2 関係）

1 農地保有合理化促進事業費

(1) 指導推進整備費

ウ 事業推進体制整備費

(2) 業務費

※波線下線と強調は、包括外部監査人による。

「流用をしてはならない」以上、返還することは自明であるのに、それを無視し、九州農政局と予定調和的な結論を出し、国へも返還を行っていない。言語道断である。

したがって、再度、所要額の返還要請を指摘している。

ウ 医療政策課

区分	意見
項目	対象外経費の混入について
措置掲載文	本来対象経費とならない解体費・耐震改修以外の一般改修費及び耐震改修に伴わない設備の取得設置等の費用が混入していることが判明した。平戸市立生月病院の68,942円は工期が終了しているため、少額とはいえ返還対象となる。そして、これ以外のほとんどの事業が前払いの段階とはいえ、約38,821千円の補助金が過剰に支出されている状態である。事業完了時に最終的な確認を行い、適正額で精算を行えば、結果として適正な処理となるが、今後は、前払いの段階においても、当初より厳格に申請書類の検証を行い、適正に事務処理を行うべきである。
講じた措置の内容等	ご指摘を踏まえ、各施設の申請書類を検証のうえ、工事内容に関し厚生労働省へ協議した結果、補助対象内であることを確認済みです。

これも、監査での指摘内容を県が精査せず、補助事業者へ「問題ないか？」と問い合わせを行うことだけで終わらせ、当然「問題ない」との返答が返ってくるのだが、このやり取りを根拠に、国に対して「問題ないと思うがどうか」と問い合わせして「返還の必要なし」との都合の良い回答を引き出して、措置を終結している例である。

誠実に措置を行う姿勢はそこにはなく、ただひたすら返還を逃れようとする姿勢しか感じられない。措置のあり方として、極めて不適切である。

これも、再度措置を要請し、必要額の返還を指摘している。

エ 物産ブランド推進課

区分	指摘
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 平成23年4月の物産展（於：大分県百貨店）に関する経費について
措置掲載文	平成23年3月31日に百貨店への協賛金として100万円が未払金として計上されているが、その内容は折込広告制作であり、その発行日は4月6日となっていた。製作に関する費用であるため発行前の段階で請求書があげられたとしても、折込チラシの配布を除く製作だけで100万円の費用がかかるとは考えづらく疑問が残るところである。 また、4月6日に発行される折り込み広告に関する費用であるならば、その費用は前払金として計上すべきものであり、決算書の表示の誤りといえる。結果として、法人税の計算上も平成23年3月期の決算においては、損金の額としては認められないものだといえる。 さらに、当金額については、消費税額の計算においても仕入税額控除

	として消費税額の計算が行われている。このため、法人税及び消費税の申告について対応を検討する必要があるものといえる。
講じた措置の内容等	広告制作費の内容としては、折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません。平成22年度中に役務の提供が行われたものに対する請求であり、同年度末の未払計上に問題はないものと考えております。今後は誤解を受けることの無いよう適正な事務処理に努めております。

当該事案は、平成23年度監査で散々議論した挙句、やっと納得して取り下げたかと思えば、公表後、我々の手を離れた瞬間、手のひらを返し、同じ主張を繰り返して、問題なしとして終結させている例である。

「折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません」と反論しているが、その裏付けとなる証拠の提示は一切なく、虚偽の記述である。当該措置事項について県の指導が全くできていない。

結局、外郭団体に関わる事案、国庫補助事業で国への返還が絡む事案、県のミスの原因が大きい事案に対しては、措置を避ける傾向にある。

真面目に措置を行っている部署がある一方で、このような姑息な対応が見られるのは非常に残念でならない。

更に、監査を進めていく中で、「措置済み」としている事案が、実際、措置できていないことが判明した事案もある。結局は、講じた措置の内容としては、虚偽である。

以下は主な例である。

オ 観光振興課（その一）

区分	指摘
報告書頁	104
項目	【社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について】 事業支出の一般会計と特別宣伝事業特別会計との帰属区分について
措置掲載文	現在、連盟の会計は通常の事業を行う一般会計と特別宣伝事業を行う特別会計とがあるが、ここ数年、事業支出についてそれがどちらの会計に属する事業支出であるのか区分が難しくなっており、会計間での事業支出の按分についても多数行われているところである。このような処理を容認しておいた場合、それが意味で調整弁としての機能を帯び、予算消化のための安易な経理処理を行いやすくなるなど連盟の恣意性を排除できなくなってしまい、適正性を欠くことになる。それぞれの会計で処理される事

	業支出について、今一度その目的や事業内容を再検討し、整理を行うべきであろう。
講じた措置の内容等	平成 24 年度に 20 年会計基準に移行し、一般会計、特別会計の区分はなくなりましたが、特別宣伝事業については、事業目的を再確認のうえ国内誘致対策事業のなかで位置付け、適正な支出を行うこととしております。

補助金対象経費と、負担金対象経費の区分ができておらず、両者の間で一貫性のない処理が相変わらず行われている。

カ 観光振興課（その二）

区分	意見
報告書頁	105
項目	【経理処理上の問題点について】 まとめ
措置掲載文	特別会計については県からの連盟に対する協賛金として負担金という扱いになっている。負担金であるがゆえ、定額かつ実績報告の確認も補助金ほどの厳密さは求められてはいないとはいっても、観光振興推進本部での確認は厳正にするべきである。
講じた措置の内容等	監査意見に留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。

区分も、負担金の精算事務も間違いがあり、県も見過ごしている。負担金の返還事案となってしまうっており、全く改善が見られない。

キ 観光振興課（その三）

区分	指摘
報告書頁	115
項目	【長崎県フィルムコミッションについて】 運営費補助金の問題とフィルムコミッションの会としてのあり方について
措置掲載文	フィルムコミッションに会費収入等の自主財源はなく、収入は当該運営費補助金のみである。そもそも地方公共団体が行う補助金事業は、事業実施主体の財政支援のために行われるのであって、自主財源もなく事業の運営費のすべてを面倒見るのであれば、それは補助金としての意義が薄れるものと思われる。このような状態は、早急に見直すべきである。今後は会のあり方も含めて財務構造を見直すべきである。観光振興課においても事務事業の検証能力の向上を求めるものである。

	なお、不足する財源のあてを他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。
講じた措置の内容等	会のあり方、財務構造等見直す余地があるものと思われるため、観光連盟・市町・観光協会等含め、フィルムコミッションの運営のあり方について現在見直しの検討を行っております。

講じた措置の内容等には、報告書要約文「なお、不足する財源のあてを他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。」については、何ら回答していない。実際に経理操作をしているのだから、回答のしようがなかったからであろう。

更に、これ以外にも、虚偽とまでは言えないが、措置状況の取りまとめを行う総務文書課の誤りによって、監査の措置漏れが二件生じている。

キ 措置漏れ（その一）

以下は、財政課の項で掲載している。

<p>(2) 書面の不備について（指摘）（報告書 P36～）</p> <p>補助金事務は、補助事業者からの申請に対し、県が審議し、公益上の必要性な事業に対して、その履行のために「条件」を付して補助事業者へ公金を交付する行為と考える。したがって、「条件」が履行される限りにおいて公金を交付することが許されるのであるから、補助金交付決定通知における「条件」の明示が県の事務において重要と思われる。</p> <p>補助金交付決定通知については、「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和 40 年 3 月 30 日 40 財第 77 号総務部長通知）様式第 1 号の様式に従って作成されることが規定され、この様式にある「4 交付の条件」については、当該部長通知の「第 2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6 項なお書きに「この規則（筆者注：県補助金等交付規則）及び要綱等の規程の適用がある旨を明らかにしなければならないものであり、この場合において、国の間接補助金等にかかる補助金等については、更に適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしなければならないものであること」とされている通り、県の補助金等交付規則、部の交付要綱、個々の補助金実施要綱等の定めを明記して、補助事業者に通知する必要があると考える。</p> <p>この観点で各課の交付決定通知の交付の条件の記載を見ていくと、記載が不十分である事例が多々見られた。</p> <p>また、県から見て間接補助となるような場合、補助事業者が間接補助事業者へどのような交付決定通知が発行されているかも県にとっては重要であるはずだが、これを検証することの意識が希薄である場合が多く見られた。実際、補助事業者での交付決定通知の発行もなく全体的な手続の整備もままならない団体もあり、整備されていても県が指示したはずの決定通知のフォーマットが順守されていないという事例もあった。ほかにも交付決定通知はあっても交付の条件の明示がない、内容が不十分という場合もあった。</p> <p>補助金の法的な意味合いや制度設計の意味合いについて再度の確認を求めたい。</p>

措置から上記部分が脱漏してしまった原因について、総務文書課が、上記文書はあくまで事例の発生した各課で解決すべき個別的な問題であり、該当部署での措置で対応すれば足りると判断したことによる。

しかしながら、当然にこれは全庁的に発生している問題であり、横断的に意識を持ってもらい是正に取り組むべき問題である。個々の問題では全くない。

その旨、本年6月に財政課に伝達したところ、以下の対応を図った旨回答があった。

○平成25年7月8日に各部局の担当者を集め、指摘された事項について、適正な事務処理の徹底を要請するとともに、補助金のチェックリストの見直し（交付決定通知書のチェック項目を追加）について説明を行いました。

○また、7月19日付けで各部局主管課あてに「補助金等の交付事務に係るチェックリストの見直しについて」の通知を行っております。

チェック項目

<交付決定通知書>

- ・ 交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしているか。
- ・ 国の間接補助金等に係る補助金等については、適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしているか。

総務文書課のミスによる措置漏れがそもそもの原因であるが、対応が遅れてしまったがゆえ、今年度の監査においても、交付の条件の瑕疵の問題は続発している。前回監査を踏まえ抜本的な対応を図った例もありはしたが、前回監査と同じ対象課であっても、違う補助金を監査すると、交付の条件の瑕疵が見つかる。いわんや新規の対象課では、交付の条件に係る検出事項は多く見つかっており、監査の効果はなかなか感じられない。

自律的な改善活動がある組織へと変化していかなければならない。

ク 措置漏れ（その二）

物産ブランド推進課の項（脱漏している案件の所管部署は、産業振興課）

区分	意見
報告書頁	72
項目	【長崎県ブランド産品輸出促進補助金について】 補助金支給先の選定基準について
措置掲載文	事業者の経営状況が悪化し、補助金交付先の選定を受けながら、事業を取りやめ、補助金受給を辞退した先がある。 当該補助金は、検討委員会設置要綱に基づく検討委員会によって支給先を選定している。しかしながら、直近の決算書は取り寄せているものの委員会での選定基準に財務内容が含まれていない。今後は、選定基準

	に財務内容も加味し、事業継続の懸念がない事業者を選定するよう見直すべきであろう。
報告書原文	<p>② 補助金支給先の選定基準について（意見）</p> <p>上記「補助金の概要」には表れていないが、事業者の経営状況が悪化し、補助金交付先の選定を受けながら、事業を取りやめ、補助金受給を辞退した先がある。</p> <p>当該補助金は、検討委員会設置要綱に基づく検討委員会によって支給先を選定している。しかしながら、直近の決算書は取り寄せているものの委員会での選定基準に財務内容が含まれていない。</p> <p>辞退した事業者は、累積赤字により債務超過の状態に陥っており、当初、申請にあたって商談会・展示会を計画しながら、その後急激な業績悪化を理由に補助金事業中止申請書を提出し辞退に至っている。中止申請書が提出されたことは良かったものの、場合によっては補助金を受給しながら倒産し、補助の目的が失われる事態も想定される。</p> <p>実際、他にも補助金辞退には至っていないが、財務内容が芳しくなく今後の事業継続に不安が残る事業者も見られる。</p> <p>今後は、選定基準に財務内容も加味し、事業継続の懸念がない事業者を選定するよう見直すべきであろう。</p> <p>なお、個人事業に近い小規模事業者については、単に決算書のみを判断基準とするのではなく、仮に大幅な債務超過であったとしても個人資産の有無など実体面をヒアリング等で確認することが必要であろう。逆に資産超過であったとしても、資産価値のないもの、不良資産や簿外負債がないか留意する必要もある。</p> <p><u>財務面の検討と事業継続の検討が必要な補助金は他にも「長崎県ふるさと産業振興事業補助金」(9 団体合計の支出済額 7,056,000 円)がある。</u></p>

上記、下線部分の要約相違が生じている。この補助金は、産業振興課において平成 23 年度に 10 団体 7,880,000 円交付されており、この補助金に係る措置が触れられていない。平成 24 年度には、当該補助金が廃止されているとはいえ、当該補助金が廃止されている旨、同種の補助金について対応する旨等措置があつてしかるべきである。

キも、クも、広く言えば、要約誤り（要約漏れ）によって生じた不十分な措置（措置未了）である。あつてはならない事であり、地方自治法に反していると言わざるを得ない。これも監査制度の軽視である。

要は、総務文書課における措置状況の取りまとめ作業も、担当者任せであつて、上記脱漏は課内で相互牽制が働いていない証左である。担当者以外の検証者が見ていれば、この

ような初歩的な誤りは生じるはずもない。

それでも総務文書課は「監査の措置は報告書に基づいて各課の責任によって行うものであり、要約誤りが措置の不十分性を招くものではありません」云々の主張を変えていない。外部から見ると、措置の最終的な責任をだれも取るような体制になっていない、と判断せざるを得ない。それこそ大問題ではないのか。

② 受検時の虚偽等について

【第一テーマ】【第二テーマ】共通

今回、報告書の中で「虚偽」という単語を頻繁に使用せざるを得ない状況が発生したことも残念であるが、これは監査が二度目でごまかしが利かなくなったことの表れかもしれない。逆に言えば、今回の受検課に予見性を与えなかった結果ともいえる。無論、監査があらうとなかろうと、真面目に事務は行うべきである。

虚偽の資料提出は、(一社)長崎県観光連盟への監査で生じた。虚偽の納品書の提出である。結局、事務が適正に行われたか疑念がぬぐえない。非常に遺憾な対応であった。

非協力的な対応、まして虚偽の資料作成や陳述は、監査の妨害である。

所管部署である観光振興課でも、やっていない措置をやっていると説明するなど、虚偽の対応が見られる。更に観光振興課の措置内容には「適切な対応に努めます」「検討をおこなっていくこととしております」と言った、あいまいな表現が多く、何を、どう改善したのか、改善するつもりなのか、はっきりとしたことを言わない。上述の通り、フィルムコミッションの経理操作の可能性についても前回監査で指摘されておきながら、措置で回答を避け、経理操作をコソコソとやっている。開いた口が塞がらないとはこのことである。

長崎県観光連盟や長崎県フィルムコミッションの不明瞭な事業執行、これら県庁組織内に所在する外郭団体と観光振興課との不明朗な関係は、前回以上かもしれない。委託契約の検証でも、発注した印刷物が納期に納品されたとは言うものの、肝心の納品書は「ありません。すみません」の一点張りで話にならない。

前回、最多の検出事項のあった観光振興課であったが、今回の検出件数は前回以上であり、事務レベルが更に低下している感さえ受けた。

特に、観光振興課が連盟に発注した復興財源による委託事業については、一体どういう神経なのか、怒りさえ覚える事務処理内容であった。東日本大震災によって被災された方々へ手を差し伸べるための税金が、こともあろうに委託金額を水増しし、一時的とはいえ連盟に不当に蓄積・流用され、更に委託事業の中で作成された印刷物(冗費)が、翌期に連盟の他の事業に流用されていたのである(委託事業であるから印刷物の所有権は県である。また県の発注した事業にのみ使用するべきであることは言うまでもない)。

本県の「恥」としか言いようがない。

組織の抜本的な出直しや職員の意識変革はもちろん、過去から染みついた悪しき組織文化の払拭を、早急に行う必要がある。

他課においても補助金の実績報告内容や委託契約の完了報告内容にも虚偽が散見されている。県の検証力のなさや、認識の不足、発注者としての責任感の欠如もあって、外部からの報告内容を鵜呑みにしている事例が何と多いことか。

契約期限や年度末で業務完了していないのに、完了したものとして、補助金確定や、負担金の精算、委託料の精算処理等を行っている事例がある。例えば、(株)乃村工藝社が指定管理者である歴史文化博物館において、県は、提出された元帳データの確認とそのうち一部を抽出し請求書等証拠書類の確認を行っているにすぎず、支出の対象物の現物の確認は一部にとどまっている。このため、負担金の精算対象となっていた「長崎歴史文化博物館資料集」については、3月29日の納品となっていたが、虚偽であり、実際には監査時点で納品すらなされていなかった。同社との委託契約（長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業）においても、契約終期に納品がなされておらず、翌年度に納品がなされているのに、虚偽報告がなされている。指定管理者としての業務運営上極めて重大な問題であり、県の対応にも問題がある。

また、補助事業、委託事業の双方で、相変わらず年度末近辺の消化的な需用費の計上、消耗品の購入が後を絶たない（関係性の希薄なもの、悪質なものは返還対象とした）。

委託契約の履行内容で、実態に合わない人件費の計上があっても、積算が甘いために実態を見抜けない（見ようとしない）事例も、まだある。

内外の虚偽を排除する組織の構築が急務である。

(5) 【総括2】主な検出事項について

以下の（全庁共通）は、全庁的に問題共有する事案の意味である。

①【第一テーマ】

ア 組織内における通知文書等の周知徹底がなされていない点について（意見：全庁共通）

平成23年度監査の提言事項の「任意団体の設立及び運営に関する取扱基準」については、組織内任意団体のリスクが高いために、対策として提言したものであったが、庁内の周知が不十分である。今回の監査では、この案件以外にも、共通的な措置内容への対応の不十分性の問題、委託契約事務における文書保存規定の通知や使用許可時の連帯保証人の通知について周知徹底、浸透定着が不十分な事例が見られる。組織における情報の共有について、構造的な問題があると思われるため、十分な原因分析と対策が必要である。

イ 補助金等の事務の見直しについて（意見：全庁共通）

交付決定通知の交付の条件の適切な記載を引き続き求めるほか、まだまだ不明確な補助金の対象経費について明確化を進める必要があり、特に、対象事業や対象経費に、「その他知事が必要と認める事業（経費）」などという規定が見られるが、裁量により範囲が不明確になるためこのような規定のありかたを見直すべきである。

入口である申請時の計画内容の十分な検証も必要であるが、不十分な実績確認による検出事項も多く、確認時期の迅速化、検証内容の厳格化（目的適合性や取引の実在性の検証、事業終了時近辺の異常な取引の排除）をするべきである。安易な事業推進や予算消化、補助事業者の言いなりを排する必要がある。

ウ 事業終了時、契約終期、年度末近辺の異常な取引について（意見：全庁共通）

昨年度の監査では、県組織による、年度末近辺の需用費計上の見直しについて提言を行った。コピー用紙、トイレットペーパー、トナーなど消耗品の購入が年度末近辺に行われ、消費が翌年度となる事例が散見された。

「内」で起きていることは、当然に「外」でも起きる。コントロールすべき県がコントロールできていないのだから仕方がない。補助事業でも、委託契約でも、終了近辺に消耗品等を駆け込み的に購入・計上し、消費は翌年度、という例が散見された。

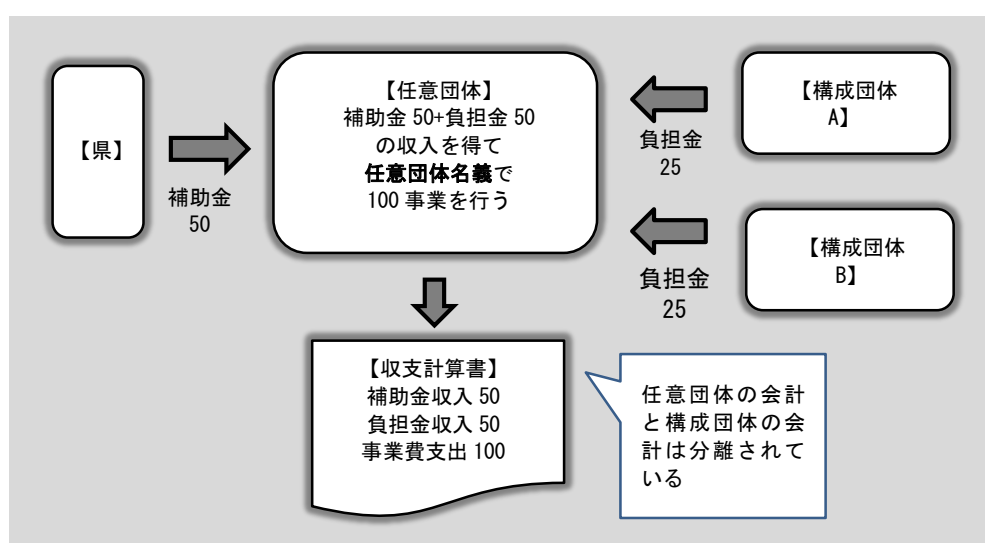
中には、呆れた言い訳（つまるところ横領していたと言っているに等しい内容）をしてきた観光振興課の「食と観光の融合による取組支援事業補助金」、の例もあったが（他にも農業経営課の「長崎県担い手総合支援事業費補助金」でも同種の説明があった）、必要と判断したものは、公金である以上、金額の多寡に関係なく県への返還を要請している。

エ 補助対象事業者として構成された任意団体の中に、異常な運営がなされている事案が見られる点について（意見：全庁共通）

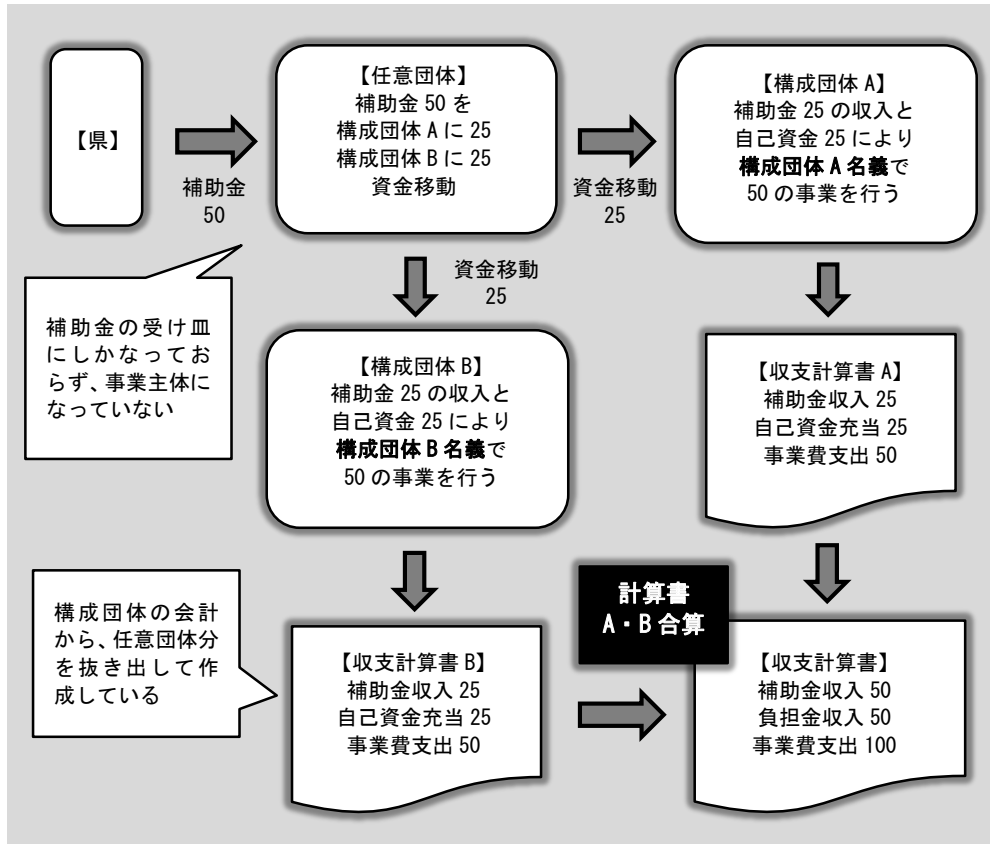
以下は、問題点を理解するための例示である。

2つの構成団体から成る任意団体が行う100の事業に対し、1/2を県が補助する場合を仮定している。

（図1）



(図 2)



今回の監査において、(図 2) のような運用の行われている任意団体が複数見られた。

(図 1) の資金の流れ、収支報告のありかたが正常であるが、(図 2) のような運用では、任意団体としての性格を踏まえた運用とは言えず、大要、次のような問題があると思われる。

① 補助事業者が実質構成団体となってしまう

- ・ 要綱等の定めと異なる実施主体となってしまう、要綱・要領や交付決定通知と相違する結果が生じる。なお要綱・要領で、代表団体を補助事業者として取り扱う規定をしている例もあるが、任意団体の性質からすると、このような取り扱いは見直すべきである。
- ・ 任意団体の支出証拠書類の名義が、構成団体になってしまう。
- ・ 銀行口座名義、補助金申請書類等の名義や印鑑さえ、あるべきものとは相違する。

② 構成団体の会計において会計分離がなされていない

- ・ 構成団体の都合により、任意団体の活動に充てられたり、逆に外されたりする可能性があり不明朗となる恐れがある。
- ・ 構成団体の収支であるため、任意団体全体の収支を検証する機能が働かない可能性がある。

③ 構成団体が事業活動しているが、任意団体との間で間接補助や委託の関係はない

・任意団体の活動であるはずが、構成団体そのものの活動となっており、間接補助の関係にはなく(間接補助事業の想定もなければ体裁もない)、委託契約も締結されていない。

④ 構成団体の収支を合算する根拠がない

・合算するのはあくまで補助金精算のためではあるが、③の問題があるため、合算する根拠がない。

以上から、(図 2)の形態での任意団体の運営は見直すよう、全庁的に取扱いを統一すべきと考える。

オ 任意団体の構成団体相互間等の取引の検証の徹底について(意見:全庁共通)

任意団体の構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引(以下、構成団体相互間等の取引)については、経費の生じた補助対象事業が、本当に行われ、金額が正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。構成団体相互間等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行いうるためである。

ただし、上記のようには一定言えるとしても、県の検証を厳格化するにしてもその実効力はあまり高くなく、県側が責任を負えないことも想定されるため、事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要がある。

カ 本庁と外郭団体を經由する事業スキームの総体的な観点からの適正性を考察する重要性について(意見:全庁共通)

県各部局に横断的に関わり、しかも外郭団体を經由するなど、縦割り組織にとってコントロールや認識の難しいリスクが存在することがある。担当課や組織の個々の事務には瑕疵はなくとも、外部から全体観を見たとき、スキームに不合理性が存在するのだが、個々の担当者は適切であると思い込み、全体の責任の所在も明確ではないため、誤りの認識が難しい。スキーム構築の際、組織相互の連携を密にして、全体としての不合理性の疑義がないか検証する必要がある。

今回、特殊関係者との取引の観点から、県と(公財)長崎県産業振興財団との取引のうち、県からの無利子貸付 30 億円と、その貸付資金(地場企業支援ファンド)による県債 20 億の購入(平成 20 年 5 月)・運用(利率 1.7%)を検証したところ、上記問題があると思われる。

全体を俯瞰すると、資金循環により実質的に県債による資金調達を果たされていないばかりか、無利子貸付 20 億円によって県は歳入が発生しない一方、県債による 1.7%の金利支払いによって、償還期間 10 年間で合計 3 億 4 千万円の財政的負担のみが生じるため、財政運用の適正性に問題が生じている。つまるところ、県の財政より補助金を支出して、振興財団が当該補助金財源を原資に各企業へ助成を行っており、財団への「裏補助金」が支

出されているといっても過言ではない。

結局、県も、財団も、ひとつひとつのアクションは適切であるとの認識であるが、スキームを総体的に見ると、結果的に不合理な状態になっている。

外部から見れば容易にその不合理性に気づくのだが、縦割り組織の弊害からか、県側はその誤りを一向に認識できない状態にある。また、国のやっている無利子貸付と国債購入・運用の例を挙げ、問題ないという見解も県側は主張するが、国のやることを常に正とする考え方（無謬性信仰）からは脱却するべきではなかろうか。

キ 職務専念義務免除手続について（意見：全庁共通）

前回は問題視した手続であるが、今回も問題が発見されている。兼務する他団体への就任日と免除承認日とのタイムラグがあれば、その期間中は職務専念義務を果たしていないということを、厳しく言い残しておきたい。この免除手続がいい加減であれば、個人の給与の返還にも関わる事案となる。職員の生計が破たんする可能性もある重要な事案であるから、監査で見つかる、見つからないなどといった低次元の認識は改めるべきである。

ク 公有財産の使用許可漏れ、使用料の徴収漏れの調査について（意見：全庁共通）

資源管理課の例にあるように、過年度からの公債権の徴収漏れについては、判例で使用許可の有無に関係なく徴収すべきことが示されている。気づかぬうちに徴収漏れが膨らんだり、不当利得請求権が時効消滅したりすることがあってはならない。早期に、公有財産の使用状況を確認し、かかる事態が他に生じていないか全庁的に調査するべきと思われる。

②【第二テーマ】

ア 事務ミスの頻発について（意見：全庁共通）

文書保管義務の約定漏れ、個人情報取扱特記事項の契約書への添付漏れ、個人情報取扱特記事項の再委託条項の契約書内容との不一致、印紙の貼付誤り、記載内容の不十分な積算資料、合議漏れ、ひどいものでは、契約書の印鑑相違、契約日付や契約始期の記入漏れなど契約の有効性に疑義の生じるレベルのものまで発見されている。

担当者の事務レベルの問題はもちろんだが、担当者任せにする組織の問題が大きい。上席者の怠慢と断言しておく。また、決裁印が誰でも押せるような状況は、「伺い」が内部決裁の文書証拠として機能しているとは言えない。入札書の封緘（ふうかん）がなされていない件や、契約書の印鑑相違が見落とされているなど、現場でどのような事務が行われているかについて、疑念がぬぐえないような事案も見られる。監査で時折顔を出す、文書日付等の誤りは、実は、真実である場合が多い。適正な事務を励行するべきである。

イ 随意契約適正化推進協議会の活動に関する見解について（意見：全庁共通）

随意契約適正化推進協議会（以下、推進協議会）の活動の見直しが必要であるとする。

現状、推進協議会は、随意契約の見直しにより、競争性の導入を推進していく検討・議論の場として機能しているが、今回の監査において、競争入札の導入に疑問を感じる契約事務が少なからずみられた。

大要、以下のような問題があると思われる。

- (i) 本当に競争入札に移行すべき契約が随意契約で放置されている例がある
- (ii) 競争入札に移行はしたが、一者応札の状況を放置している例がある
- (iii) 競争入札に移行はしたが、事務の実体は変わらず、契約書の約定や仕様のみ請負契約に無理に体裁を整えている例がある
- (iv) そもそも業者が少なく競争に適さない状況でありながら、競争入札を導入している例がある
- (v) 積算金額や設計金額の見直しをしないまま、契約事務を継続している例がある

本来不効率性や不経済性、不公平性を排除するための競争性の導入であるはずなのに、そこが抜け落ち、「議会で言われたから、とにかく入札すればいい」と安易な事務に流されてはいないか。

(i) は、外郭団体との契約に多く見られる問題である。これを解決することに本来意味がある取り組みであるはずだが、過去からのしがらみ等によって、切り込んでいない。そして、そのしわ寄せが、(ii) から (v) の問題として浮かび上がる。(i) を避けるために (ii) から (v) が生じているため、入札の手間の分だけ余計な事務が増え、かえって効率性は低下する。しかも落札率も高い場合さえある。

(ii) についても、どうして一者応札なのか、解決する意思があるのか疑問に感じる案件がある。また、資格要件に参入障壁を設け、「公平性」や「経済性」等を演出しているだけではないかと疑念を生じさせる事案すらあった。一者応札は、入札事務としては失敗であることを認識すべきである。

(iii) も同じで、体裁だけ整えるために事務ミスが生じ、また過年度の同様の契約事務との一貫性に齟齬が生じる。

(iv) についても、形だけ競争入札を導入するために生じる問題であるが、効率性・経済性の解決策を入札のみに求めることにも問題があるとする。設計金額や積算金額を精緻化し、履行内容を精査すれば（例えば、実際の委託事務の内容を調査すると、人件費単価や従事時間の仮定が現実に適合しない例があるのではないかと）解決する場合も少なくないのではないかと。

(v) は (iv) の面からも言えるが、競争入札を導入しても一者入札、落札率は高止まり、設計金額は見直していないという例がある。表面的には入札を導入しても、本当に経済性、効率性、公平性を有しているわけではない。しかし、外からはわからない。

以上のような問題に対し、推進協議会は対策を講じるべきである。競争入札を導入する、しないという単純な一方通行の議論ではなく、契約事務のひとつひとつを精査し、意思決定をしたら、その後に効果を検証し、改善点をフィードバックするという機能を持ち、活動を行うべきである。

無論、随契理由が理由になるかならないかは重要であることに変わりはない。安易な随契が許されないことは言うまでもない。随契にするための「もっともらしい理由を固めるための議論」も今回見られたところであるが、そういう議論は言語道断である。

なにをなすべきかを考え、契約事務の改善を図られたい。

また、一者応札が一定期間以上継続している案件については、「限度額を超えた随意契約情報」を開示しているのと同様に、応札者数の過年度推移、落札業者名、一者応札となった理由及び一者応札の改善策を一般に開示することで一定の抑止は期待できるであろう。

ウ 不効率な委託事業の存在について（意見：全庁共通）

外部から検証するとき、事業をバラバラで見ると異常はないように見えるが、見方を変えて一体として捉えるとき、問題点が見えてくることがある。今回、横断的かつ時系列的な検証を行うなかで、振興局で予算執行されている委託事業を抽出している。

河川課所管の「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」等と、砂防課所管の「土砂災害防止法事前縦覧業務委託」については、振興局にまたがって執行されているため、全体像が見えにくい、いずれも効率性に問題がある。

前者は、発注方法の集約などの見直しを求めているが（他にも、年度境における契約の空白期間が生じないように契約事務を見直す問題もある）、後者は、事業内容に著しい不効率性があるため、異例であるが事業の廃止を指摘している。事前縦覧の委託事業の費用対効果があまりにもアンバランスで、無駄でしかない。効果を引き上げる試みも少しは行われてはいるようだが、閲覧者の増加に変化がない。つまり、委託事業のやりかたが間違っている証拠であるので、これ以上の当該委託事業の継続は認められないとの判断を下している。他県では、このような委託事業の例はなく、一括して住民へ説明会を行っている例ばかりである。しかも当該事業では、一般競争入札は行っているが、県職員OB団体の一者応札・落札が続いており、形だけの競争入札であって、公平性・経済性に重大な欠陥がある。かかる委託事業を県民の目の届きにくいところで継続し、公費を垂れ流してきた県の責任は重大である。

エ 資格審査結果の転用の手続の文書化と運用について（意見：全庁共通）

委託契約の入札にあたり、一般競争入札において行われた入札資格審査結果を、類似の委託契約の一般競争入札における入札資格審査において転用し、入札資格審査を行わない例があるが、その事務が、規程化・文書化されておらず、個々の契約事務によって処理内容が不統一な状態にある。手続きについて文書化し、ルールに基づいた運用の必要がある。

オ 入札書の封緘（ふうかん）の徹底について（意見：全庁共通）

財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められているが、遵守されていない例が散見された。求められるアクションが一部でも崩れているとすれば、それは全体の入札事務に対する疑念を生じるもととなり、入札事務の形骸化も懸念されることとなるため厳格な遵守が必要である。

カ 年度初日が休日の場合の契約事務について（意見：全庁共通）

県の委託事業には、システムの保守・運用業務や、県民の生命・財産の保全、種苗生産のような生命維持が求められる業務等、24時間常時、委託業務の履行を求める必要があるものがあるが、4月1日が休日であっても年度初日から履行義務が生じ、前年度の契約終期との間で、空白期間の生じないような契約事務を行うべきである。

しかしながら、常時継続の求められるはずの契約において、4月2日契約日（契約始期）で追認条項を付しているものが見られる状態であり、契約のあり方として、県民（外部）に対して事務の妥当性を説明できない。

キ 委託契約における、印刷物等の分割納品の全面禁止と在庫受払の徹底について（意見：全庁共通）

保管場所の狭隘を理由にして、委託契約による印刷物等の成果物の分割納品が一部の部署で平然と行われている。不適切経理「預け」の温床となりうる極めて不正リスクの高い事案であり、全面禁止するべきである。

また、納品された印刷物等の受払記録が極めて杜撰である。納品、出庫記録の整備も含め、在庫管理の徹底を厳に求める。翌年度消費も当然あってはならない。内容は観光振興課の項を参照のこと。

ク 委託事業と補助事業の組織横断的な一貫性の欠如について（意見：全庁共通）

類似する事業でありながら、委託事業と補助事業の一貫性がない例がある。

単なる「節（費目）」の問題ではなく、県の直接事業とは何なのか、県としての整理を行い、課相互の調整が必要である。

③ 【第一テーマ】と【第二テーマ】の主な検出事項（要旨）の一覧

以下は、各部署の検出事項一覧である。「Ⅱ個別検討事項」（各論）の目次代わりとして活用されたい。

なお、その中でも重要性の高いものには★を、全庁各部署で発生しうる問題については、■をつけているので、参考にされたい。

ただし、下記内容は、あくまで要旨であって、「Ⅱ個別検討事項」（各論）に記述した内容が正（本体）である。また、★や■のついた事案のみが問題なのではなく、各論本文を参照されたい。

No	対象部署	主な検出事項（要旨）	指摘	意見	計
—	総論	<p>【提言】（上述の通り）</p> <p>①PDCA サイクルの確立が必要である。★■</p> <p>②委託契約のリスク管理部署の設置の必要がある。★■</p> <p>③監査の措置の機能不全が生じており対策が必要である。★■</p> <p>その他、全庁共通事項として改善を求める事案を 16 項目提示している。</p>	0	19	19
1	全庁 （総務文書課）	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：平成 23 年度監査で提言した「任意団体の設立及び運営に関する取扱基準」の周知徹底と内容改善の必要がある。★■</p>	0	1	1
2	危機管理課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託については、積算金額、契約金額及び履行後の精算額に、4 月一か月分の人件費が含まれているが、契約日（始期）が 4 月 1 日からではないため、委託契約の対象とならない人件費が計算・支出されている。かかる過剰な人件費相当額は返還が必要である。★■</p> <p>②防災ヘリコプター運行管理業務委託については、4 月 2 日を契約日とし契約始期となっているが、4 月 1 日から契約履行ができる契約内容・契約事務として、履行の断絶の生じないようにするべきである。また仕様書に一部瑕疵があり、委託契約の完了確認も遅延・未了である。★■</p>	6	2	8
3	人事課	<p>【第一テーマ】</p> <p>措置に係る所見に記述はしているが、検出事項としては取り扱っていない。</p>	0	0	0

4	財政課 総務文書課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①従前通り、対象経費の明確化を求めるほか、補助金の対象事業や対象経費に、「その他知事が必要と認める事業（経費）」という規定される例が見られるが、裁量により範囲が不明確になるため見直すべきである。■</p> <p>②措置漏れが生じている。補助金交付決定通知に記載する「交付の条件」の記載漏れの改善について全庁横断的な対応を求めたものであったが、総務文書課の誤りによって、措置が脱漏していた。措置が平成 25 年度にずれ込み、改善が遅れている。★</p>	1	1	2
5	税務課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託については、実績確認が未了であった。事業費精算書の提出も大幅遅延している。■</p> <p>②自動車税関連業務委託については、入札書の封緘（ふうかん）がなされていない例があり、入札資格審査結果の他入札への転用時の手続も一貫性がなく、入札の委任状等の印鑑照合も行われていない。■</p>	5	4	9
6	文化振興課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：外郭団体（公財）長崎ミュージアム振興財団における派遣職員に関する公務員派遣法の対応については、不十分であると思われる。</p> <p>②県美展開催費補助金の実施団体について補助事業のあり方や、団体の運営について種々の見直しが必要である。</p> <p>③県文化団体助成補助金について補助事業のあり方や、団体の運営について種々の見直しが必要である。</p> <p>④県歴史文化博物館指定管理負担金については、負担金の精算対象である資料集の納品がなされておらず、虚偽報告が行われていた。負担金の返還が必要である。★■</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>①ながさき音楽祭開催業務委託については、委託事業の中に補助事業を含んでいるが、理論的矛盾があり、見直すべきである。★■</p> <p>②ながさき音楽祭開催サポート事業委託については、再委託先の事業が、県文団協への助成補助金の対象事業であり、間接補助事業を委託でサポートするという歪んだ</p>	19	19	38

		<p>内容となっている。委託と補助の区分に整合性がない。</p> <p>★</p> <p>③歴史文化博物館・県美術館収蔵資料データ整理事業、及び日中交流架け橋事業業務委託の二つの契約において、その一部に事業終了（納品）の虚偽があった。実際の納品は翌年度のため、契約違反である。委託料の一部返還の検討や損害金の請求が必要である。★</p>			
7	観光振興課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：措置内容が曖昧で不明確なものが多い。具体的に何が問題で、どのように改善するのか、いつ改善するのか、ということを明確に回答するべきである。</p> <p>②措置：前回監査で、長崎県観光連盟の旧一般会計と旧特別宣伝事業会計の区分を適切に行うよう指導したにもかかわらず、現在も一貫性のない処理が行われている。県費補助金や負担金の精算に関わる事案であり、措置内容に虚偽がある。予算執行の管理手続や牽制制度の欠陥が原因である。★</p> <p>③措置：職務専念義務免除手続が、兼務先への就任日に行われていなければならないのに、承認日との間に空白期間があり、平成25年度も適切になされていない。★■</p> <p>④観光連盟への観光キャンペーン事業負担金については、精算事務誤り、県の検証ミスから協定書違反であり負担金の一部返還が必要である。★</p> <p>⑤食と観光の融合による取組支援事業補助金については、補助事業者である任意団体の事務が杜撰な団体があり、補助金の一部返還が必要な事例がある。★</p>	41	27	68
	観光振興課	<p>⑥長崎県フィルムコミッションへの運営費補助金については、未だ改善が見られない。補助金減額を免れるため団体経費の経理操作も行われているなど種々の問題がある。★</p> <p>⑦歴史文化を生かした地域提案型観光創出事業補助金については、補助事業者自らの収入や自主財源によって、補助金を支出する必要性がなかった可能性がある。</p> <p>⑧21世紀まちづくり推進総合補助金については、実績報告書の受領日付等の信ぴょう性の疑義などの問題がある。★</p>			

		<p>⑨長崎オクトーバーフェスト実行委員会負担金については、その公益性に疑問が残る。</p> <p>⑩長崎県亜熱帯植物園管理運営費負担金については、(財)長崎市野母崎振興公社が債務超過にあり、二年間の猶予期限内に財務内容の改善がなければ解散することとなるため、指定管理者としての適格性に疑義がある。</p> <p>★</p>			
観光振興課		<p>⑪観光連盟の財務事務：長崎ガイドマップ制作業務委託については、虚偽の納品書の提出があった。発注された印刷物が期末までに数量通り制作され、事業が完了しているか心証が得られず、強い疑義がある。このことから発注先からの業務完了報告書、連盟の検査調書も内容に虚偽がある。また印刷物のその後の数量管理も杜撰である。そもそも翌年度消費であって、冗費であり、予算科目の割り当ても一貫性がなく恣意的である。当該事案は、県費補助金・負担金の精算にも影響するものであり、このような不明朗な処理はしないよう前回監査で警告してきた事項でもある。誠に遺憾な事案である。★■</p> <p>⑫観光連盟の財務事務：長崎アーカイブ改訂作業業務委託については、改訂するソフトウェアの著作権が発注先にあるにも関わらず、委託契約で処理している。補助金で処理すべき事案である。★</p> <p>⑬観光連盟の財務事務：その他、委託契約書の契約日記載漏れ、契約期間の始期の記載漏れ、個人情報取扱特記事項の添付漏れなど単純かつ致命的なミスが見られる。</p> <p>★</p>			

	観光振興課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①「来てみんなね！長崎食 KING 王国キャンペーン」PR ツール作成業務委託については、入札の公平性が損なわれており、発注内容も分割納品を求めており、納期・数量が都合で調整できるよう曖昧な内容となっている。監査で県側から納品書の提示もなく、極めて不適切な処理が行われている。分割納品は禁止すべきである。★</p> <p>②長崎県内の離島地域における中国からの誘客調査業務委託については、入札時の委任状の印影相違が原因で、落札者を変更して契約する事務が行われている。印鑑照合は厳格に行うべきである。</p> <p>③外国人観光客受入サポート事業（緊急雇用創出事業）業務委託については、観光連盟との委託契約であるが、契約前の県の行った契約額の積算において人件費単価が過剰に設定された結果、一時的ではあるが、不要な資金が連盟に滞留・流用されている。また当該契約で過剰に制作されたパンフレットが、県に引き渡されることもなく、委託契約終了後、連盟が他の事業に使用している。制作に係る県への再委託の承認も行っておらず、県も看過している。復興財源であることから不適切極まりない事務である。流用したパンフレットの製作費相当額は県へ返還する必要がある。★</p>			
8	物産ブランド推進課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：要約誤りによる措置漏れが一件生じている。★</p> <p>②措置：物産振興協会に関する措置の対応が全般的に遅延しており、方針の不明確な記述が散見される。</p> <p>③措置：物産振興協会の平成 22 年度決算における過大経費の計上に関する指摘に対して、問題ない旨措置内容の記述があったが、その根拠はない。虚偽の措置である。</p> <p>★</p> <p>④長崎俵物販売促進 PR 事業費補助金については、任意団体の経理方法の問題の他、構成団体の口座への補助金の振込、双方代理の発生、架空取引への検証の厳格化の必要性などの問題がある。また、類似の水産加工・流通室の委託事業が存在し、事業の一貫性がない。★■</p> <p>【第二テーマ】</p>	14	18	32

		<p>①入札時の封緘（ふうかん）がなされていない事例や、資格審査結果の転用時の印鑑照合を行っていない事例がある。★■</p> <p>②「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託については、契約終期近辺の印刷物の作成費の計上がある。事業関連性に疑念が残る。また、事業の対象品目に「長崎俵物」と「長崎かんぼこ」が混在し、俵物のブランドを毀損しているため見直しが必要である。★</p>			
9	アジア・国際政策課	<p>【第一テーマ】</p> <p>検出事項はあるが、ここで対象とする重要な検出事項はない。</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>検出事項はあるが、ここで対象とする重要な検出事項はない。</p>	4	3	7
10	環境政策課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託については、再委託を契約書上禁じているが、再委託契約の可能性がある需用費が存在しており、契約内容が適切であったのか疑問である。また契約終期に消耗品を購入しており事業関連性に疑義がある。更に多額の委託料の精算による返還を行っており、事業そのものの意義について疑問が残る。</p>	2	5	7
11	自然環境課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託については、契約終期において需用費の計上が見られ、事業関連性に疑義がある。また4月2日を契約日（契約始期）としているが、本来は4月1日を契約始期とするなど、事務の断絶が生じないようにするべきである。★■</p>	2	1	3
12	生活衛生課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①油症の治療等に関する研究委託事業については、委託契約によって購入した顕微鏡等の契約書上の規定や備品としての管理が適切になされていない。</p> <p>②犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務については、仕様にあたる実施要領の文言の見直しの他、積算に委託</p>	6	3	9

		料の経費として含めるべきではない固定資産税が含まれているため見直しが必要である。			
13	医療政策課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金については、前回監査で対象外経費について補助金の返還を求めたところだったが、安易かつ不十分な調査によって返還をしないための根拠づくりが行われ、「返還の必要なし」として措置を完結させている。非常に不適切な対応である。補助事業者の提出した工事内訳書を見ても、補助対象経費に含まれるか疑念は払拭できないため、再度措置をやり直し、必要額を返還する必要がある。★</p>	1	1	2
14	障害福祉課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①子どもの心の診療ネットワーク事業委託については、契約締結までの事業計画が明確でなく積算に根拠がないため、毎年精算による返還が生じている。契約の管理が杜撰である。また契約終期に図書が購入されているほか、平成 23 年度に制作された印刷物については過剰に制作され、平成 25 年度に至っても在庫が存在しており、每期事業関連性を考慮した完了確認がなされていない。</p>	1	3	4
15	こども未来課	<p>【第二テーマ】</p> <p>検出事項はあるが、ここで対象とする重要な検出事項はない。</p>	0	2	2
16	こども家庭課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映面上映業務については、設計金額において消費税を二重計上しているなど誤りがある。また増額する変更契約の伺いにおいて、増額契約する理由が明示されていない。</p>	0	2	2
17	産業振興課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：中国ビジネス展開支援事業補助金については、補助対象経費であるか疎明する資料の整備が不十分である。</p> <p>②東京産業支援センター管理運営費負担金については、設置管理条例の条文の一部見直しの必要がある他、利用料金制度の導入の必要性などの問題がある。★</p> <p>③長崎県産業振興財団への県の無利息貸付とその資金による県債の購入による運用が行われているが、不合理で</p>	18	16	34

		ある。★ ④その他の補助金も対象外経費の混入など種々の問題点がある。			
18	産業人材課	【第二テーマ】 検出事項はあるが、ここで対象とする重要な検出事項はない。	5	10	15
19	資源管理課 漁業取締室	【第一テーマ】 ①措置：県漁業公社が県の施設を利用して事業を行っており、長年に渡り使用許可漏れが生じ、使用料の徴収漏れがあることを指摘したところであるが、過去部部分の記述を要約から削除しており、措置の不十分性を招いている。また、措置内容も、過年度の徴収漏れを無視しており、公法上の行為による使用料（公債権）の算定に、私債権の要素を混同した上、減額して徴収しているため措置内容が不十分かつ不合理である。しかも、措置状況で公表している「講じた措置内容」も過年度分を無視しており虚偽である★ ②県の公有財産の無許可使用が存在しないか、全庁的に検証するべきと思われる。■ ②FRP 漁船廃船処理対策事業費補助金については、補助金の目的が廃船処理方法の確立するところにあるはずが、単なる廃船処理費用の補助になっている可能性がある。過年度廃止した事業を復活させた事業であるが、目的が相違しないよう事業結果のフィードバックが必要である。 【第二テーマ】 ①県栽培漁業センター種苗生産施設管理委託については、年度初日が休日のため、契約日が4月2日だが、本来は4月1日を契約日とするなど契約履行に空白期間の生じないようにする必要がある。★ ②ホシガレイ種苗量産技術開発については人件費の積算が甘く、実績確認も不十分であるため、要精算契約でありながら、過剰な人件費を支払っている可能性がある。 ★ ③その他契約事務で検出事項が見られている。	22	21	43

20	水産振興課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①平成 21 年度、22 年度に行われた補助事業で購入された任意団体の機械装置が、目的外使用されている。県の承諾を受けるか、補助金の返還を要する。任意団体への資産取得補助の管理や制度設計の見直しが必要である。</p> <p>★■</p> <p>②任意団体への補助事業において、任意団体と構成団体間の取引を対象経費として計上している例があるが、架空経費が計上される可能性がある。県の検証を厳格化するか、場合によっては制度設計を見直す必要もある。★</p> <p>■</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>①クエ種苗生産委託等については、従前、任意団体を構成させ委任契約を結んで行っていた事業であるが、一般競争を導入してはいるが、構成団体が一者応札であり、競争性等が発揮されていない。表面的に請負契約にして入札しているため、仕様内容に派遣契約をうかがわせる内容が見られたり、請求書の記載内容が委任契約の時代のものを見直していないなど問題がある。★■</p> <p>②クロマグロ種苗生産（50 万粒）委託も、①と同様の問題があるほか、入札資格審査申請時に提出された使用印の印影と、契約書や請求書に押印された印影が相違する。</p> <p>★</p> <p>③クエ養殖試験業務委託についても、表面的な競争入札の導入であり、契約内容に無理がある。設計金額算定時の参考見積の精度も粗く、算定方法を見直す必要がある。また前年度から連続する二年目の契約については、4 月 1 日の契約履行義務が生じるように契約をするべきである。★■</p> <p>④クロマグロ中間育成（150mm）業務委託も、契約書の印影相違がある。また同一業者に発注したクロマグロ種苗生産（50 万粒）業務委託とは契約を分離する必要はなかったと思われる。★■</p>	17	12	29
----	-------	---	----	----	----

21	水産加工・流通室	<p>【第一テーマ】</p> <p>①県水産物海外普及協議会（任意団体）での経理方法が、構成団体を主体とした収支を合算して行われており、不明朗かつ任意団体の性格を踏まえた事務になっていない。全庁向けの意見を参照のこと。他にも双方代理取引の存在や、協議会会計担当者が県の負担金事務を行っており、牽制が利いていないなどの問題がある。構成団体間の取引については架空計上の可能性もあることから、検証の厳格化、場合によっては事業のありかたを見直す必要もある。</p> <p>②新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）については、補助対象団体が実態と相違しており、振興祭実行委員会とするべきである。</p> <p>③平成「長崎俵物」の商標登録については、本来県が商標登録するべきと考える。</p> <p>④平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金については、任意団体向けの補助事業であるが、経理方法が、構成団体を主体とした収支を合算して行われており、不明朗かつ任意団体の性格を踏まえた事務になっていない。また、補助対象経費に含まれる「その他知事が必要と認める経費」は範囲を不明瞭にするため見直す必要がある。更に、俵物に係る類似の委託事業（下記②）も存在し、事業の一貫性がない。</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>①県水産加工振興祭開催事業業務委託は、上記②との区分が曖昧である。</p> <p>②長崎空港ブランドショップ運營業務委託については、委託内容を満たすだけの成果物が作成・提出されていない。</p>	11	16	27
22	農政課 農山村対策室	<p>【第二テーマ】</p> <p>①次世代農業実証事業現地推進業務委託については、委託先の事務の一部で双方代理が生じている。また、契約終期において需用費の計上が見られ、年度の事業と消費時期との関連性に疑義がある。</p>	5	2	7
23	農業経営課	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：県担い手育成強化支援事業費補助金（長崎市向</p>	11	7	18

		<p>け)については、補助金の趣旨にそぐわない実施内容があり改善を求めたが、あまり改善が見られない。研修内容をよく吟味して補助対象か否かを判断するよう措置を適切に行うべきである。</p> <p>②県担い手総合支援事業費補助金については、県の対象外経費のチェックが甘く、補助対象経費とした事務費の一部が、実際は翌年度購入であったため、補助金返還が必要と判断した。他にも種々の問題がある。</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>農作業支援者技術習得支援業務委託については、人件費の源泉である作業内容が、仕様書内容にそぐわず、技術習得ではなく、単なる農家の作業補助としか判断できないような内容がある。</p>			
24	農地利活用推進室	<p>【第一テーマ】</p> <p>①措置：農地保有合理化促進対策費補助金（県農業振興公社向け）について、対象外経費があり返還要請の旨、指摘したが、県は国の要綱を無視して返還要せずとの判断を下し、措置を行っていない。虚偽の措置内容の公表は断じて許されない。★</p> <p>②措置：農業振興公社の事業費の按分については、措置したとあるが、依然として問題がある。</p> <p>③措置：県の公社に対する、宅地用地の購入資金貸付金については、宅地の売却が進んでいないことから、不良債権化の懸念を訴えたところだったが、依然として進んでいない。一層の売却推進が必要である。★</p> <p>④措置：公社の公益認定における収支相償の要件の充足については、法人会計の赤字の解消が課題であり、暗渠排水管の更新費用の捻出の経営努力が必要である。また、暗渠排水管に係る減価償却の問題や経費案分、貸倒引当金の計上漏れに対して対応が必要と考える。★</p> <p>⑤耕作放棄地解消総合対策事業費補助金（壱岐市他4市1町分）については、計算誤りにより、補助要綱を満たしておらず、返還が必要である。★</p> <p>【第二テーマ】</p> <p>耕作放棄地復旧保全・景観向上促進業務委託については、委任契約でありながら、精算時指令文書が発行されてお</p>	4	11	15

		り、事務の間違いが生じている。また、解散した委託先の行った事業のその後の耕作放棄地の管理が必要である。また、精算時の内容確認が不十分であったと考える。			
25	諫早湾干拓課	【第一テーマ】 諫早湾水産振興特別対策事業補助金については、交付要綱上「その他知事が特に必要と認める事業」を対象経費とすることが規定されているが、範囲が不明確になるため見直すべきである。	2	7	9
26	河川課、長崎振興局、県北振興局 ：横断論点	【第二テーマ】 ①長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等については、今後、河川課の他、各振興局において、バラバラで発注がおこなわれているが、発注のあり方を見直し、効率的な事業が行われるよう工夫するべきである。★■ ②同契約については、前年度の契約終期と新年度の契約始期の間に空白期間があり、県民の生命・財産の保全の観点からは断絶のない契約事務が必要である。★■	3	3	6
27	砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局 ：横断論点	【第二テーマ】 ①土砂災害防止法事前縦覧業務委託については、県 0B 職員等によって構成される委託先との契約であるが、対象地区の閲覧者も非常に少ない中で、極めて不効率な事業が行われ続けている。当該委託事業を廃止することを要請する。また、設計金額（歩掛り）の見直し等も行われておらず、一般競争入札が行われているが一者入札の状態が継続しており入札の公平性、経済性も図られていない。★	1	5	6
28	建築課	【第二テーマ】 ①宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託については、請負契約ではなく委任契約とすべき契約内容である。また継続的な契約履行が求められるため、4月1日の断絶が生じないように契約する必要がある、仕様書で24時間履行義務がある旨規定する必要がある。更に再委託が生じているが、承認漏れであり、システム管理の状況を発注者として検証する必要がある。★■ ②入札時の封緘（ふうかん）がなされていない。★■ ③指名競争入札の指名業者選定や設計金額の書面作成のため、EXCEL が使われているが、セキュリティーの脆弱	4	7	11

		性などのリスクへの対応が不十分である。			
29	競技力向上対策課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①輝くスポーツ活性化事業業務委託については、契約終期近辺の需用費計上があり、事業との関連性に疑義がある。</p> <p>②県艇（ヨット等）管理運営業務委託については、貸出管理の厳格化の他、指定管理の施設内での委託契約であるため、指定管理負担金との統合等の見直しを図るべきである。</p>	1	4	5
30	会計課	<p>【第二テーマ】</p> <p>①資格審査結果の他の委託事業への転用の手続きについては、手続きを文書化するべきである。★■</p> <p>②契約事務に係る印鑑照合を徹底させるべきである。★■</p> <p>③入札時の封緘（ふうかん）を徹底させるべきである。★■</p> <p>④事業の性質上、年度初日から契約する必要のある契約については、平成 24 年度のように休日の翌日の 4 月 2 日を契約日とし、追認条項で対応する処理ではなく、4 月 1 日を契約日とするなど、契約日以前の履行義務を問えるよう契約事務を行うべきである。★■</p>	0	4	4
計			206	236	442

(6) 三年間の総括

監査の息づいていない組織は不幸である。

自ら省み、律することは、個人であっても難しい。

向上は、見守られてこそ、なしうるのではないのか。

周知の通り、地方自治法第 252 条の 36 第 3 項の規定により、自治体は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結することができない。

つまり、包括外部監査は、連続しては三年が限度となる。

三年という限られた時間で、何を残せるのかは、就任当初からの課題だった。

包括外部監査とて、県の事業である。当然、効果の薄い事業は戒めなければならない。

監査制度が形骸化しないよう、できるだけ多くの事例を示し、残すこと。

できるだけ多くの人にとって、包括外部監査を経験していただくこと。

監査技術の向上に貢献できるよう、手法や着眼点を工夫するよう努めること。

そして、組織改善の流れを訴え、定着させること。

東日本大震災直後の、騒然とした、そして心痛む状況下での着手だった。

初年度は、とにかく走り抜けた感がある。検出される件数の多さと内容に驚いたのは私自身だった。

二年目は、慎重に監査を進めていったが、結果は前年度を上回った。ここで、県組織の抱える問題、つまり監査結果が十分に活かしきれていない現実と、職員の意識改革の難しさを改めて認識する。

三年目は、当初、いくつかの問題点は認識できてはいしたが、監査実施済みの部署ばかりであるし、委託契約もさして問題はあるまい、それでも組織の改善点を確認していく意義はあろう、と思っていた。しかし結果は、既にご報告した通りである。

本来は、時を経るごとに改善が実感できなければならないはずである。

しかし、県の改善のスピードからすると、三年という期間は、短かったのかもしれない。

また、自治体で行われている監査制度のあり方についても無視できないのかもしれない。民間で進められている監査と比較すると、制度設計が前時代的で、監査自体の事業効果に一定の限界が生じるのは仕方ないのではないかと感じている。検出件数が一向に減らず、同種の指摘が繰り返される原因は、そこにもあると考えている。だからこそ監査の工夫も一層求められよう。

初年度の検出件数は、指摘事項 144 件、意見 117 件、合計 261 件であった。

二年目の検出件数は、指摘事項 140 件、意見 158 件、合計 298 件であった。

三年目の検出件数は、指摘事項 206 件、意見 236 件、合計 442 件であった。

結局、三年間を通して包括外部監査によって検出された問題点の累計は、指摘事項 490 件、意見 511 件、合計 1,001 件となった。多忙な中、尽力いただいた補助者各位に、あら

ためて感謝申し上げます。

この結果については、本県だけが特殊か定かではないが、見直すべき点が多々あることは確かであろう。

とにかく上席者が検証していない。印鑑が軽すぎる。日常の業務において監査に対する関心がなく、認識もない。責任を問われる職員が可哀想だ。

今回、三年目にして初めて一部の部署の責任者から、反省の弁が聞かれたが、気の毒でもあり、恐縮もしている。ただ、ここまで厳しく監査をしなければ耳に届かないのか、心に響かないのかと思うと、一抹の寂しさが残る。一方で、組織であるゆえに監査結果の受け止め方も様々であるに違いない。さらに、時の経過とともに、反省も、記憶も、徐々に失われていくかもしれない。組織の改善の難しさは、いかなる組織であっても変わらぬところであろう。

多忙であろうが、生きた相互牽制を確立してほしい。

苦勞が伴うだろうが、善き方向への改善の継続的な活動を定着させてほしい。

報われないかもしれないが、過去のしがらみを、ひとつひとつ改めてほしい。

顕在化したリスクをコントロールすることはある意味たやすい。潜在しているリスクを如何に認識し、コントロールするかが重要である。

まして、不正に手を染め、人生を棒に振ってはならないし、同僚や部下をそうさせては「絶対に」ならない。

最後に、当時の包括外部監査人に敬意と感謝を表しつつ、平成 18 年度の長崎市包括外部監査の一節を、再び、書き残しておきたい。

今、地方分権の時代に当たり、自己責任という名の自己管理能力が問われている。国にぶら下がっている時代には、「支店」でよかった経営管理水準が、一個の「企業」としての水準に到達できなければ、倒産の憂き目にあうのは当然である。今後は、自治体相互の地域間競争を勝ち抜き、特に産業振興・人口の増加を図るためにも、民間の中から優れた管理手法を参考にし、旧来の価値観の再検証と継続的な効率性の追求・改善を進める必要があると考える。

無論、改善の途上にあるのかもしれないが、今回の指摘事項の内容を鑑みるに未解決の管理上の問題は山積しているといわざるを得ない。

本来あるべき牽制は、他人を疑い貶めるためのものではなく、互いに律し、過ちや誤りを未然に防ぐためにある。また有効な牽制は同時に組織を守る役割も果たす。ゆえに牽制が本当に生きたものになるためには、組織を構成する人の意識や組織の理念が変わらなければならない。

なぜなら、組織は人によって形作られ、組織はまた人を作るからである。

2. 「Ⅱ 個別検討事項」の構成等について

以下では、各論として、「Ⅱ 個別検討事項」において個々の検出事項を記述している。掲載の順序は、本県の組織規則の順に倣っている。このため掲載順に法則性はないので、監査結果の内容の探索については、上記 1. 検出事項の総括、(5) 主な検出事項について、③ 主な検出事項（要旨）の一覧、の表以下の内容を参照願いたい。

各部署での構成は、大きく【第一テーマ】と【第二テーマ】に分かれ、【第一テーマ】が「1. 措置状況と検証結果」と「2. 追加検討した事項」の二つに分かれている。

第一テーマの「1. 措置状況と検証結果」では、「措置掲載文」と、これに対する「報告書原文」を比較し、「要約判定、内容相違」に要約の問題の有無を記載している。更に、「講じた措置の内容等」を記載し、「所見」として、今回の監査での所見を記載している。また、欄に納まりきれない場合には、表の欄外（末尾）に「別記（○）」として所見の内容等を記載している。更に「2. 追加検討した事項」については、過去の監査を踏まえて、類似する論点などリスクアプローチの観点から追加的に検証をした結果を記載している。

なお、検出事項に付記している「指摘」（指摘事項）とは、合規性違反（規程類そのものの誤り等の検出事項を含む）及び 3E（効率性・有効性・経済性）の観点から著しく妥当性を欠く不当なものに対し是正を求める検出事項であり、「意見」とはそれ以外の事務事業の改善のための参考意見である。ただし参考意見といっても速やかな改善や対応を求めていることには変わらない。

Ⅱ 個別検討事項

Ⅱ - 1 全庁（総務文書課）

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	36
項目	任意団体の問題と、全庁的なマニュアル整備の必要性について
措置掲載文	<p>任意団体の事務については、全庁的に取扱いについてのマニュアルが整備されているのではないかと考えている。何らかの包括的な対応がなされる必要があると思われる。</p> <p>また、今後は特殊関係者（県の外郭団体等）のなかに任意団体を置くことは再考するべきであろう。</p>
報告書原文	<p>前述の「第2 特定の事件の概要（2）組織内任意団体との取引」でも述べたが、任意団体の事務については、種々の検出事項が発見され、やはり全庁的に任意団体の取扱いについてのマニュアルが整備されているのではないかと考えている。</p> <p>例えばマニュアルの内容としては、次のような規定が考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 任意団体（権利能力なき社団）の法律上の意味合いとリスクについて ② 不適切経理となる危険性について ③ 団体組成時の手続 <ul style="list-style-type: none"> （伺い）等の標準化、規約（会則）、規程の標準フォーマットの整備、口座開設の承認手続、県との組織分離に必要な手続、全庁的な組織の存在把握が可能になるような報告など。 ④ 組織運営時の手続 <ul style="list-style-type: none"> 承認権限の明確化、出納・経理事務のあり方、補助金等の事務担当者との職務分離、決算報告のあり方、双方代理の回避のための委任、監査担当者と監査手続、文書管理基準など。 ⑤ 団体閉鎖事務の手続 <ul style="list-style-type: none"> 通帳の閉鎖、印鑑の管理、文書の保存義務、余剰資金の移管事務、他団体への管理移管事務、団体解散の報告事務など </div> <p>組織内任意団体の取扱いについては、その役割や位置づけも重くなるかもしれないし、今後の研究課題（特に法律上の取扱いの点）も多いのではないかとと思われる。何らかの包括的な対応がなされる必要があると思われる。</p>
要約判定 内容相違	<p>特に問題はない。ただし、所管が「全庁」と表現されているが、いかに全庁的な課題とはいえ、対応が総務文書課であるならば、課名を表記するべきではないか。ただし、措</p>

	置内容に影響しないため、検出事項としては扱わない。
講じた措置の内容等	<p>全国都道府県における組織内任意団体の取扱いに関するマニュアル整備の状況についての調査を行っており、当該調査結果も参考にしながら、現在マニュアルを作成しております。</p>
所見	<p>周知の不徹底について（総論で全庁共通の意見としている）</p> <p>総務文書課は、「任意団体の設立及び運営に関する取扱基準」を作成し、平成 25 年 3 月 25 日に開催した主管課総括補佐会議にて説明を行い、主管課長宛ての通知文書を同日付で発付している。</p> <p>しかしながら、当年度の包括外部監査を始めるにあたり、予備調査を行った際、組織内任意団体の所在する課に「任意団体の設立及び運営に関する取扱基準」の存在を知っているかヒアリングしたが、どの課からも明確な返答は得られなかった。</p> <p>そこで、当方から総務文書課へ再度「取扱基準」の周知について依頼したところ、同課は、平成 25 年 7 月 4 日に任意団体の状況確認についての依頼文書を発付し、取扱基準の周知を図るとともに、現在の設置状況を把握するため、各部局に報告を求めている。</p> <p>しかしながら、その後 10 月に実施した包括外部監査において、監査対象部署の組織内任意団体の担当者からも「取扱基準」の存在を知らないという回答であった。また、同時期、任意団体向け補助金の県担当者へ、任意団体の運営のあり方を指導するにあたって、「取扱基準」が参考になる旨伝えたが、芳しくない反応であった。</p> <p>この事案に限らず、情報の発信側の努力にもかかわらず、受手の認識がなかなか改まらないという問題があるようである。例えば委託契約に係る通知文書の周知が不徹底であるゆえに、契約書の条項の瑕疵が多見されており、庁内の情報の共有、更には浸透・定着に構造的な問題があるのではないかと思われる。</p> <p>取扱基準の見直しについて（意見）</p> <p>上記「取扱基準」については、例えば解散時の余剰金の取り扱いや、他団体へ（から）の事務局委譲する際の引継ぎの方法、専用通帳の口座名義のあり方、支出証拠書類の名義等の会計分離のあり方など、加筆すべき内容があるため、継続的な見直しが必要であると思われる。</p>

II - 2 危機管理課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 平成 24 年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託について

① 概要

委託内容	平成 24 年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,775,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	5,757,000	5,803,000	5,737,000

② 委託料の返還について (指摘)

当該契約は県 (委任者) が相手方 (受任者) に委託する契約であり、事業終了後、精算を行う契約となっている。

契約金額の基礎である積算において、4 月分 1 か月分の人件費が含まれているが、契約日が毎年 4 月 1 日ではなく、結果、契約締結後に開始する委託事務の履行も、実際の契約日以降の 4 月中 (中旬から下旬) からなされるため、積算の前提と契約事務との間に矛盾が生じている。

つまり、4 月 1 日から契約履行までの人件費は支払う根拠がないこととなるため、委託料の精算にも影響を及ぼす。

以上から、契約日 (契約履行開始) の遅延による委託料の返還が必要がないか、平成 21 年度から平成 24 年度の契約を検証したところ、平成 23 年度分以外は返還の必要は認められなかったものの、それは精算時、協会の自己負担分として「手出し」した額が、要返還額 (根拠のない人件費) をたまたま上回っていただけのことであった。

返還の必要のある平成 23 年度分の要返還額の算定は以下の通りである。

ア 4 月給料に係る 4 月初日から契約日までの差額の算出 (2 名分)

次長：125,000 円×11/30 (日割り) =45,833 円< (委託料精算金額) 87,500 円

書記：184,248 円×11/30 (日割り) =59,253 円< (委託料精算金額) 96,960 円

よって、給与の超過額は、

次長：87,500 円-45,833 円=41,667 円

書記：96,960 円-59,253 円=37,707 円 の計 79,374 円 (ア) となる。

イ 6 月賞与に含まれる 4 月初日から契約日までの影響額の算出 (1 名分：書記のみ)

書記：295,068 円×1/6×11/30=18,032 円<（委託料精算金額）295,068 円×1/6×0.6=29,507 円 よって賞与の超過額は、29,507 円－18,032 円=11,475 円（イ）となる。

結果、平成 23 年度は給与分と賞与分の（ア）+（イ）=計 90,849 円が、県の支払超過額となるが、当委託事業に係る協会自己負担分として県へ申告された額が別に 43,121 円あることから、その差額（90,849 円－43,121 円）である 47,728 円が返還請求すべき額となる。

かかる返還を生じた原因は、契約手続の遅れと、精算時における十分なチェックがされていなかったことにあり、契約事務の適切な執行を行うよう相互牽制の体制を見直す必要があると考える。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

平成 23、24 年度の委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

④ 委託契約書と講習事務処理要領のリンケージについて（意見）

契約書第 2 条第 2 項に委託業務の内容を列記しているが、講習事務処理要領が既に存在するのであるから、要領を参照する規程とする方が詳細かつ責任の範囲が明確であり望ましいと考える。

⑤ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

(2) 長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	93,108,349 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	85,506,368	84,213,916	154,303,983

ア 契約金額の推移について

契約金額の推移をみると、平成 23 年度が 154 百万円となっており、平成 22 年度と比べて 70 百万円の増額となっている。これは、防災ヘリコプターの機体変更（川崎式 BK117C-1 →ユーロコプター式 AS365N3+）に伴い、操縦士の限定変更や整備士の養成のための訓練費用及び訓練に係る旅費等が必要となったことによる。

新機体は平成 24 年度からの運航であるため、当該訓練費用は平成 23 年度のみ要する費用である。そのため、平成 24 年度の契約金額は、平成 23 年度より 61 百万円減の 93 百万円となっている。

② 契約期間に係る契約書と仕様書との相違と契約内容の瑕疵について（指摘）

委託契約書第 3 条では、契約期間を「平成 24 年 4 月 2 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」としておきながら、仕様書では「3. 業務期間」を、「平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで」としており両者が不一致である。また、仕様書は契約書第 2 条によって契約内容に組み込まれているが、一方で契約日は平成 24 年 4 月 2 日であるので、契約期間が遡及していることとなり、契約内容に瑕疵がある。

結局、前年度の仕様書の見直しが漏れた結果であろうが、検証を厳格に行うべきである。

③ 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）

当該業務の性質上、24 時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成 24 年度のように、4 月 1 日が休日のため、4 月 2 日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで 4 月 2 日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても 4 月 1 日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成 24 年 3 月 1 日付け「平成 24 年度当初における財務会計事務処理について（23 会第 75 号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4 月 1 日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て 3 月中に契約更新する必要がある。

④ 精算現地確認の実施について（指摘）

往査時点（平成 25 年 9 月 11 日、11 月 13 日）において、平成 23 年度及び平成 24 年度の精算現地確認が実施されていない。

県は、委託契約書第 13 条第 2 項の規定に従い、精算報告書を受理した日から 10 日以内に、いったん委託業務完了の確認を行っている。しかし、その時点においては、支出証拠書類の確認までは実施しないため、委託契約書第 9 条に基づき、後日委託先に赴いて現地確認を実施することとしている。平成 21 年度業務の現地確認は平成 22 年 7 月 23 日に実施し、平成 22 年度業務の現地確認は平成 23 年 6 月 14 日に実施している。

< 委託契約書抜粋 >

（委託業務の調査等）

第 9 条 甲は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、又は乙に報告を求めることができるものとする。

(委託業務完了報告及び精算)

第 13 条 乙は、委託業務が完了した際には、遅滞なく、精算報告書（様式第 1 号）及び精算明細書（収支決算及び支出一覧）（様式任意）を甲に提出するものとする。なお、乙は委託業務にかかる支出証拠書類を 5 年間保管するものとする。

2 甲は、精算報告書の提出を受理したときは、受理した日から 10 日以内に委託業務完了の確認を行うものとする。

適正な契約事務の執行のためには、精算確認は、精算報告書の提出後速やかに実施する必要があるとともに、支出一覧を基に委託先が保管する支出証拠書類の確認を行う必要がある。

⑤ 積算の見直しについて（指摘）

委託費には、操縦士等の人件費が含まれており、委託費の約 6 割を占めている。委託費は、委託先からの見積に基づき積算している。そのため、人件費は委託先の内規に基づき積算されており、定期昇給や昇格に伴う人件費の増加も反映されている。

県は、委託先からの見積もりのみを参考に積算しているが、操縦士や整備士を直接採用している例や類似した契約をしている例などにおける、自治体の操縦士の給与水準等を調査するなどして、人件費が適正な水準か否かについて検討する必要がある。

参考までに、「大学卒程度の初任給」という前提ではあるが（熟練度を考慮していない）、横浜市消防職員（ヘリコプター操縦士）のは給料 186,900 円（平成 25 年度採用）である。

また委託費には、諸経費が含まれているが、人件費、運航経費及び法定点検整備設計施工管理費の見積合計額の 15%で積算している。平成 24 年度の諸経費は、積算額 9,992 千円、精算額 10,048 千円である。

諸経費の算定割合 15%について明確な規程はないが、九州各県の状況を勘案して設定しているとのことである。仮に、算定割合 15%が妥当であるとしても、諸経費の算定にあたっては、その算定方法について、過大な計上とならないよう改める必要がある。

II - 3 人事課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	34
項目	【派遣人件費補助金等について】 長崎県での対応と今後の留意点
措置掲載文	<p><u>行政事件裁判などの情報が十分に行き渡っておらず、公務員派遣そのものに高い法務リスクが内在する行為であり、そこに補助金事務という、金額的影響が大きい財務事務が絡む危険性の大きさが、各々に十分に周知・認識されていないことが想起される。</u></p> <p>今後は専門部署として期待される人事課などが全庁的なコントロール部署としてその高い機能を発揮し、問題点の有無を検証し、事務事業の合规性確保を図っていくべきではないだろうか。または派遣のあり方自体を見直す時期でもあろう。</p>
報告書原文	<p><u>県庁職員の法務理解の向上ももちろん必要であろうが、特に行政事件裁判などの情報が十分に行き渡っていないことも懸念される。公務員派遣法の問題も、公務員派遣そのものに高い法務リスクが内在する行為であり、そこに補助金事務という、金額的影響が大きい財務事務が絡む危険性の大きさが、各々に十分に周知・認識されていないことも想起される。</u></p> <p>(略)</p> <p>今後は専門部署として期待される人事課などが、全庁的なコントロール部署としてその高い機能を発揮し、問題点の有無を検証し、事務事業の合规性確保を図っていくべきではないだろうか（または派遣のあり方自体を見直す時期でもあろう）。<u>いわゆる内部統制でいうところのモニタリング機能に位置づけられるのだが、官庁組織の縦割りの壁を超えて、問題解決に努められることを期待する。</u></p>
要約判定 内容相違	<p>このセクションでは、公務員派遣法に係る司法判断に関して、どのように対応するか、という論点について主に述べているのだが、これは一つの事例であって、行政事件裁判等の環境変化に伴うリスクに如何に組織に周知させ、対応するかという発想を求めている。従って、人事課の措置のみならず、法務リスクに対処すべき部署からの回答も求められている。</p>
講じた措置の内容等	<p>公務員派遣そのものに高い法務リスクが内在する行為であるというご意見を踏まえ、引き続き、国や他県の動向を注視し、各部署の派遣については、その必要性和合规性の確保に十分留意することを関係部局に対し、助言・指導を行ってまいります。</p>

<p>所見</p>	<p>要約に問題がある。</p> <p>公務員派遣法に論点を絞り、人事課に回答させている。</p> <p>監査で提示した問題意識は、県の直面する問題に、組織としてどう対処するかという体制面の構築についてである。縦割り組織を見直さない限り、解決できない問題は山積しているはずである。</p> <p>今回の監査においても、前回監査の指摘事項について、一向に解決できていない事案がある。組織横断的な問題であることが解決を妨げている原因のひとつであるが、担当課がいかに対応すべきか苦慮していても、他課の反応は冷ややかである。単独で解決するのではなく、連携して解決するよう我々はあえて求めている。そして組織横断的に問題の本質を見据え、いかに解決方法を見出すのか注目しているところである。その行動と結果が、この項における措置の内容や品質に直結するものと考えている。</p> <p>なお、総論での提言事項としてこの所見内容は触れており、また個々の事象としても各課の項で触れているので、この欄の記述は検出事項としては取り扱わない。</p>
-----------	---

II - 4 財政課、総務文書課

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	35
項目	補助金の対象経費の明確化と定額補助金のあり方について
措置掲載文	<p>特殊関係者との間での補助金の中で、対象経費が不明確であったり、広範であったりするものがあつた。対象経費の不明確さは、対象経費に該当するか否かの客観性が得られず、またその範囲が広範であるため他の目的の補助金との重複も生じ、予算消化の観点では都合のよいものとなる可能性もある。今後は対象経費の明確化・厳格化について見直しを求めたい。</p> <p>また、定額補助金の適用は本来、金額的に少額であり、簡便な管理によることが効率性の観点から許容される場合とするべきではなかろうか。定額補助金であるがゆえに実績報告の検証が疎かになっている事例や、事業に投入する自己資金を増減させて補助金を満額受領することに合理性を見いだせない事例も見られた。定額補助金だから返還や減額は必要ないという意識があるとすればそれは外部の目線からすると納得できるものではなく是正を求めたい。</p> <p>いずれも特殊関係者との間では牽制が効きにくい環境にあるため、見直すべきであるとともに、運用には注意が必要であると思われる。</p>
報告書原文	<p>特殊関係者との間での補助金の中で、対象経費が不明確であったり、広範であったりするものがあつた。また、定額補助金という位置づけで「予算の範囲で知事が定める額」としてあるものもみられるところであつた。</p> <p>対象経費の不明確さは、対象経費に該当するか否かの客観性が得られず、特殊関係であるがゆえに適切な牽制が効きにくい環境下では問題を潜在化しやすいと言える。またその範囲が広範であるため、他の目的の補助金との重複も生じ、予算消化の観点では都合のよいものとなる可能性もある。こういった観点から、特殊関係者との間で支出された複数の補助金について抽出事項が検出されている。</p> <p>今後は対象経費の明確化・厳格化について見直しを求めたい。</p> <p>また、定額補助金についても、県側の管理は容易であるのだが、定額補助金の適用は本来、金額的に少額であり、簡便な管理によることが効率性の観点から許容される場合とするべきではなかろうか。定額補助金であるがゆえに実績報告の検証が疎かになっている事例や、事業に投入する自己資金を増減させて補助金を満額受領することに合理性を見いだせない事例も見られた。後者については、返還を求める指摘につながった事例もある。定額補助金だから返還や減額は必要ないという意識があるとすればそれは外部の目線からすると納得で</p>

	<p>きるものではなく是正を求めたい。</p> <p>これも特殊関係者との間では牽制が効きにくい環境にあるため、見直すべきであるとともに、運用には注意が必要であると思われる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置 の内容等	<p>「平成 24 年度の予算執行について」（平成 24 年 4 月 2 日付 24 財第 1 号）において、各一部局に対し、県関係団体への補助金等の支出に当たっては、当該団体の財務状況等を十分に確認し、厳格に事務処理を行うよう通知を行いました。</p> <p>今後は、補助金担当者会議等を通じて、各一部局に注意喚起を図るとともに、平成 25 年度の当初予算編成において、定額補助金も含め、県関係団体への補助金等に係る対象経費の明確化に努めてまいります。</p>
所見	<p>補助金事務の継続的な改善について（意見）</p> <p>上記の通り財政課から注意喚起はなされているものの、今回の監査で、依然として対象外経費に係る検出事項があり、補助金事務の継続的な改善の取り組みが必要と思われる。</p> <p>特に、不明確な補助金の対象経費について明確化を進める必要があり、対象事業や対象経費に、「その他知事が必要と認める事業（経費）」などという規定も見られるが、裁量により範囲が不明確になるためこのような規定のありかたは見直すべきである。</p>

2. 追加検討した事項

(1) 平成 23 年度監査の措置漏れについて（指摘）

平成 23 年度監査の監査結果報告書について、以下の部分の措置が漏れている（P36～）。

(2) 書面の不備について（指摘）

補助金事務は、補助事業者からの申請に対し、県が審議し、公益上の必要性な事業に対して、その履行のために「条件」を付して補助事業者へ公金を交付する行為と考える。したがって、「条件」が履行される限りにおいて公金を交付することが許されるのであるから、補助金交付決定通知における「条件」の明示が県の事務において重要と思われる。

補助金交付決定通知については、「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和 40 年 3 月 30 日 40 財第 77 号総務部長通知）様式第 1 号の様式に従って作成されることが規定され、この様式にある「4 交付の条件」については、当該部長通知の「第 2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6 項なお書きに「この規則（筆者註：県補助金等交付規則）及び要綱等の規程の適用がある旨を明らかにしなければならないものであり、この場合において、国の間接補助金等にかかる補助金等については、更に適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしなければならないものであること」とされている通り、県の補助金等交付規則、部の交付要綱、個々の補助金実施要綱等の定めを明記して、補助事業者に通知する必要があると考える。

この観点で各課の交付決定通知の交付の条件の記載を見ていくと、記載が不十分である事例が多々見られた。

また、県から見て間接補助となるような場合、補助事業者が間接補助事業者へどのような交付決定通知が発行されているかも県にとっては重要であるはずだが、これを検証することの意識が希薄である場合が多く見られた。実際、補助事業者での交付決定通知の発行もなく全体的な手続の整備もままならない団体もあり、整備されていても県が指示したはずの決定通知のフォーマットが順守されていないという事例もあった。ほかにも交付決定通知はあっても交付の条件の明示がない、内容が不十分という場合もあった。

補助金の法的な意味合いや制度設計の意味合いについて再度の確認を求めたい。

措置から上記部分が脱漏してしまった原因について、総務文書課が、上記文書はあくまで事例の発生した各課で解決すべき個別的な問題であり、該当部署での措置で対応すれば足りると判断したことによる。

しかしながら、当然にこれは全庁的に発生している問題であり、横断的に意識を持ってもらい是正に取り組むべき問題である。個々の問題では全くない。

その旨、本年6月に財政課に伝達したところ、以下の対応を図った旨回答があった。

○平成25年7月8日に各部局の担当者を集め、指摘された事項について、適正な事務処理の徹底を要請するとともに、補助金のチェックリストの見直し（交付決定通知書のチェック項目を追加）について説明を行いました。

○また、7月19日付けで各部局主管課あてに「補助金等の交付事務に係るチェックリストの見直しについて」の通知を行っております。

チェック項目

<交付決定通知書>

- ・ 交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしているか。
- ・ 国の間接補助金等に係る補助金等については、適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしているか。

総務文書課のミスによる措置漏れがそもそもの原因であるが、対応が遅れてしまったがゆえ、今年度の監査においても、交付の条件の瑕疵の問題は続発している。前回監査を踏まえ抜本的な対応を図った例もありはしたが、前回監査と同じ対象課であっても、違う補助金を監査すると、交付の条件の瑕疵が見つかる。いわんや新規の対象課では、交付の条件に係る検出事項は多く見つかっており、監査の効果はなかなか感じられない。

自律的な改善活動がある組織へと変化していかなければならない。また、措置の脱漏が生じないよう、措置に係る事務は慎重に行われるべきであり、組織として担当者任せにならないよう相互牽制を構築するべきと考える。措置漏れは、地方自治法違反であり、あってはならない。

II - 5 税務課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託について

① 概要

委託内容	自動車取得税及び自動車税に係る申告書並びに報告書のとりまとめ業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	10,080,000 円 ((社)長崎県自動車協会) 4,338,600 円 ((社)佐世保自動車協会)		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	14,418,600	14,418,600	14,418,600

② 実績確認の未了について (指摘)

包括外部監査実施時 (平成 25 年 9 月 18 日時点)、実績確認が未了であった。迅速な処理並びに通知文書に示された方針の遵守が必要である (「適正な契約事務の執行について (通知)」(22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日)「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」精算確認の方法参照)。

③ 積算金額の見直しと精算のありかたについて (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価 180,000 円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにすべきである。

なお、積算で示された月額単価については「非常勤職員に対する報酬の支給方法について (通知)」(22 人第 166 号 平成 22 年 12 月 17 日)において 180,000 円とはなっているが、当該書面は、人事課の説明よれば、非常勤職員単価が 180,000 円でなければならないとする性格のものではないとの主張であり、180,000 円の根拠は他に求めるべきであろう。

④ 精算事務のありかたについて (意見)

実費精算の考え方からすれば、実績確認の際に業務に携わった実際の人物の人件費単価をもとに作業時間を掛けて、実態を每期把握すべきであり、これを設計金額に反映するか検討するべきと思われる。ひょっとすると、每期積算金額が甘く、過剰に人件費を支払っている可能性も否定できない。

また、両協会が提出している事業費精算書の「決算額」は決算書の全体額を転記しているだけであるし、「うち県委託事業分」に記載された金額も、全体と委託事業との分離が明確にはされておらず、精算が適切であるかどうかは判然としない。当初から、協会には委託業務に係る経費を分割管理して精算するよう指導する必要がある。

⑤ 事業費精算書の提出遅延（指摘）

平成 24 年度の長崎県自動車協会から提出された「事業費精算書」は平成 25 年 6 月 24 日に提出されており、契約書第 6 条に定める事務終了 30 日以内の精算報告提出期限を大幅に超過している。しかも、これには税務課の受付印が押印されていない。

⑥ 不要な印紙の貼付について（指摘）

平成 23 年度の佐世保自動車協会の契約書に不要な印紙が貼付されている。法令遵守の看過であり、事務の誤りである（参考：印紙の貼付に係る検出事項は他自治体の監査委員監査で「指摘事項」としている）。

⑦ 不要な追認条項について（意見）

平成 23 年度契約書（4 月 1 日契約）にも追認条項があり、過年度も 4 月 1 日が休日か否かに関係なく条項が記載されてきた経緯がある。おそらく、過年度に記載した追認条項が見直されることなく継続して記載され続けてきた結果と思われる。また、契約期間が契約書上明記されているため、初日不算入の原則（民法第 140 条）も関係ないのであるから、追認条項は不要と考える。每期、契約内容をはじめとする事務の見直しを行う体制の構築が必要である。ただし、平成 24 年度分の追認条項は正当な処理であることを付記する。

(2) 自動車税関連業務委託（契約先は全て T 社）について

① 概要

委託内容	平成 24 年度長崎県自動車税納税通知書（コンビニ収納用）等作成業務委託		
契約方法	一般競争入札 落札率 93.9%		
契約金額	9,871,656 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	8,443,809	9,283,277	9,942,482

委託内容	平成 24 年度長崎県自動車税催告書（コンビニ収納用）等作成業務委託		
契約方法	一般競争入札 落札率 81.7%		
契約金額	966,203 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	987,452	979,800

委託内容	平成 24 年度自動車税督促状作成業務委託		
契約方法	一般競争入札 落札率 94.5%		
契約金額	796,397 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	914,808	849,801	1,161,920

委託内容	平成 24 年度自動車税差押予告通知書作成業務委託		
契約方法	一般競争入札 落札率 99.5%		
契約金額	518,025 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	548,279	537,490	522,880

② 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）

上記契約に係る「原議（一連の契約事務を綴ったもの）」に、入札書とともに入札時使用した封筒が綴られていたが、「封緘」の痕跡がない例が見られた。通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずであるが、封がそのまま残っていた。

財務規則第 99 条でも「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。

規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。

「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも税務課以外の一部の課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることには変わりはない。封緘が現実には適合しないのであれば、規則の改正が先であると考えられる。

今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。

③ 資格審査結果の転用の手続きについて（意見）

県自動車税納税通知書（コンビニ収納用）等作成業務委託で行われた、入札資格審査結果を後続の 3 契約において転用している。資格審査を同種の契約事務で繰り返すことに合理性はないため、それ自体は良いのであるが、その事務が現状、ローカルルールとなっており、全庁的な規定化・文書化が必要な状況にある（この点は、他課の項にて詳述）。

このような状況ではあるが、現状事務処理がまちまちであるので、今後の取扱いについて、以下のような手続きが必要であると思われる。

① 当該入札の入札参加資格の告示に記載

（記載例）

〇〇の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成〇〇年長崎県告示〇〇号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、〇号に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で、〇号に掲げる競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請内容確認書（様式〇号）に資格審査結果通知書の写し及び申請書のうち次の書類を添え、（〇番）に掲げる場所に持参すること。

② 業者の手続き

競争入札参加資格審査申請書に「資格審査結果通知書」の写しを添付し、県に提出する

③ 県の処理

内容を審査し、資格審査結果通知書により通知する

④ 資格審査結果の転用時の印鑑照合について（指摘）

一般競争入札に伴う資格審査申請時、契約使用印の申請がなされ、この印影と入札書（若しくは委任状）に押印された会社印の印影の一致を確認しており、入札書（若しくは委任状）の法的な有効性を確認しているのだが、一方で、上記のような資格審査結果の転用の場合、印影の一致を検証しておらず（委任状に印影照合の証跡がなく、ヒアリングでも未実施を確認済み）、入札書（若しくは委任状）の有効性を検証していない。

入札の有効性を印影によってコントロールしている本県事務においては、資格審査結果の転用の場合においても印影照合を行う必要がある。

II - 6 文化振興課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1		
区分	意見		
報告書頁	29		
項目	【派遣人件費補助金等について】 類似する事案（公益財団法人長崎ミュージアム振興財団）		
措置掲載文	上記に類似する性質をもつものと思われる。ただし、判決内容はあくまで委託料取引であるので、当該指定管理者管理運営費負担金とは異なる判断となるかもしれない。とはいえ年間発生額は多額であり、何らかの検討が必要と思われる。		
報告書原文	<p>派遣人件費補助金などと銘打った補助金でなくとも、補助金の内容が実質的に同じであったり、運営費補助金のなかに派遣人件費を賄うことを当然に予定し、実績としても賄っていたりする事例がないか、また補助金支出ではなく委託料等の名目で派遣人件費を賄っていても類似の問題をはらんでいる可能性があるため（この点、平成 21 年 11 月 27 日付大阪高裁判決では、派遣人件費を賄う委託料は違法との判断が示されている）、こういった事例についても検討は必要と考える。さらに、外郭団体等への人的支援が、従事する内容を見ると職員派遣でありながら、派遣という位置づけにもなっていない場合も想定する必要があり、この場合はそもそも公務員派遣法・派遣条例を順守しているか否かの検討ということになる。</p> <p>いずれの場合にあっても、上記訴訟の判例に照らして、裁判の対象となった事案との類似性を比較検討しながら、補助金支出やその他の支出、さらには県の財務事務の合规性について検証していくこととする。</p> <p>（以上、27 ページの一部抜粋）</p> <p>（5）派遣人件費補助金の問題に類似する事案について（意見）</p> <p>県職員の派遣が行われている団体との取引のうち、指定管理者管理運営等負担金の算出基礎としての支出予算額及び支出実績の中において派遣職員の人件費相当額を含むものとして、公益財団法人長崎ミュージアム振興財団への長崎県美術館の指定管理者管理運営等負担金がある。</p> <p>これについては、指定管理者管理運営等負担金のうち平成 22 年度の派遣職員の人件費相当額及び平成 21 年度の 11 月 27 日より後に支給された派遣職員の人件費相当額について検証した。</p>		
	年度	派遣人数	指定管理者 うち派遣人件費相当額

		管理運営等負担金	(H21 は 12 月～3 月分)	
	H21 年度	3 人	337, 567, 469 円	7, 987, 076 円
	H22 年度	3 人	353, 735, 673 円	19, 549, 289 円
			計	27, 536, 365 円

同じく神戸市訴訟の平成 21 年 11 月 27 日付大阪高裁判決を鑑みると、上記については、同判決が取り扱っている委託料に含まれる派遣人件費相当額に類似する性質をもつものと思われる。ただし経済効果としては類似していると思われるが、判決内容の対象はあくまで委託料取引であるので、指定管理者管理運営費負担金とは異なる判断となるかもしれない。とはいえ当該派遣人件費相当額の年間発生額は多額であり、何らかの検討が必要と思われる。

要約判定
内容相違

措置掲載文では、冒頭の下線部「上記に」が何を指すのかが明らかではなく問題点を正確に反映していないと思われる。原文で抜粋したところが本意であるが、派遣人件費を含む指定管理者運営負担金も判決を踏まえた対応の必要性を記している。

要約文の相違は認められるが、措置内容に影響を与えてはないと判定する。

講じた措置の内容等

類似する事案の見直しに準じ、平成 24 年 4 月から、派遣協定書取決め書において、派遣職員の従事する業務が公務員派遣法第 6 条第 2 項に該当することを確認するよう改めました。

所見

措置の不十分性について（意見）

指定管理運営負担金に含まれる派遣人件費相当額を県費の給与として直接支給するよう再検討するべきである

講じた措置の内容は、前回監査で取り上げた派遣人件費補助金支出先団体で一律に対応している内容であるが、確認にとどまっており指定管理者運営負担金に派遣人件費相当額が含まれている点は変化がない。

（公財）長崎ミュージアム振興財団以外の団体で継続して派遣が行われている事案については、判決の趣旨を踏まえ、当該補助金を廃止し（運営費補助金に派遣人件費相当額を含んでいる場合は当該金額を減額）、派遣人件費相当額を県費から給与として直接支出するように措置している（研修派遣で対応している事例もある）。

公務員派遣法第 6 条の第 1 項では、派遣期間中、給与を支給しないことを原則とし、第 2 項にある、いわゆる「従事可能業務」である場合には、派遣期間中、条例に定めるところにより、給与を支給することができるのであるから、本来は指定管理者運営負担金から派遣職員人件費相当額を減額し、県費支給に見直すべきである。

2. 追加検討した事項

(1) 第 57 回長崎県美術展覧会開催費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	第 57 回長崎県美術展覧会開催費補助金
補助金支出済額	3,240,000 円
補助対象事業費	3,240,000 円
補助率	定額
国庫単独の別	単独
対象団体	第 57 回長崎県美術展覧会実行委員会
交付の目的・内容など	本県の美術活動を普及促進し、芸術文化の振興を図る。
対象経費の内容	県展の開催に要する経費。

② 補助事業の実施団体のありかたについて（意見）

従前より、当該補助金の支給先は、任意団体である「長崎県美術展覧会」内に組織された長崎県美術展覧会実行委員会となっているが、この実行委員会は県展の事務的な運営のために組織された下部組織であって、この実行委員会を補助金の支給先（つまり事業主体として捉えている）とすると、「任意団体内の任意団体」の行う事業補助をしていることとなり実態と相違することとなる。

つまり、補助事業（県展）を行っているのはあくまで「長崎県美術展覧会」であって、実行委員会は、その企画運営を組織内部で委嘱されているにすぎない。社団性の希薄な任意団体にあつて、任意団体の二重構造を認める根拠は乏しく、あくまで任意団体の代表者（会長）とするべきである。

「長崎県美術展覧会実行委員会会則」第 3 条によって、「本会は、県展の開催に必要な一切の事業を行う」と規定しており、同第 7 条（4）で「県展にかかる事業実績及び収支決算に関すること」としているが、県はこれらを内部的な役割分担と捉えるべきである。

以上から、現状と問題点を整理すると以下ようになる。

- ア 補助金の支給先（補助事業者）は、「長崎県美術展覧会 会長中村法道」とするべきである
- イ 本来「ア」とすべきだが、この場合双方代理（民法 108 条）が生じるため、補助金の交付申請書、交付決定通知書、交付請求書には任意団体側で代理人を立てる必要があるが、現状、実態と相違して「長崎県美術展覧会実行委員会 実行委員長」名義となっている

③ 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）

補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。

④ 要綱の未整備（指摘）

当該補助金の要綱が未整備であり、対象経費の範囲が明文化されていない。このため、平成 24 年度は平成 24 年 8 月 10 日付け依頼文書にて補助対象経費を「県展開催に係る展示事業費に限るものとする（本年度は 9 月 5 日以降の作品搬入及び展示会場使用料を対象とする）」として対処しているが、イレギュラーな処理と言わざるを得ない。ただし、平成 25 年度から要綱は整備済みである。

⑤ 実績確認の厳格化について（意見）

県展収支決算書において別会計である基金事業への繰入金に記載されているが、県は基金事業の内容や収支にも十分に検討するべきである。平成 24 年度の基金事業の収入 5,403 千円（うち前年度繰越金が 4,290 千円）、支出 2,002 千円のため、繰越金が 3,401 千円となっており、過大な余剰金については抑制等、指導が必要と思われる。

(2) 平成 24 年度文化団体助成費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成 24 年度文化団体助成費補助金
補助金支出済額	14,675,000 円
補助対象事業費	18,292,523 円
補助率	定額
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎県文化団体協議会
交付の目的・内容など	文化団体の実施事業の充実及び加盟団体の育成強化を図り、もって芸術文化の振興に資する。
対象経費の内容	新人発表演奏会の開催、機関誌等の発行及び加盟文化団体の活動に対する補助に要する経費。

② 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）

補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。

③ 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）

長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、当該補助金及び県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、交付決定通知書及び交付請求書の記載が不十分であり、以下のように記載するべきである。

長崎県文化団体協議会 会長 中村法道

代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）

任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記するべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。

④ 間接補助事業の瑕疵について（検出内容は後述）

文化団体助成費補助金の使途で、協議会で行っている補助事業(加盟 81 団体への事業費補助金)がある。県から見ると、間接補助事業である。協議会では補助金の取扱要領を定め、これが交付要綱の機能を果たしている。

当該事務は、以下の瑕疵が見られたので是正すべきである。

ア 間接補助事業における補助金交付決定通知の交付の条件について(意見)

県費補助金を財源とする間接補助金であるため、決定通知の交付の条件に、取扱規則に従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記して補助金支給団体へ周知する必要がある。

イ 取扱要領で定めた実績報告書の提出期限の遵守がなされていない事例がある(指摘)

加盟団体の補助事業の終了後に実績報告を求めているが、3月31日が提出期限としていながら、この期限が遵守されていない例が複数件見られた。また実績報告書に押印された協議会の受付印が4月17日でありながら、報告書の日付が空欄である例、受付印が4月18日でありながら、報告書の日付が「平成25年3月 日」となっている例もあった。手続きの遵守を指導すべきである。

ウ 加盟団体に対する任意団体としての指導について(意見)

加盟団体からの交付請求書に記載された振込口座の名義が、代表者名になっていない例が複数件見られた。任意団体の性格を踏まえ、口座名義を、「団体名、代表者、代表者名」とするか、事務局長名義のままであれば、委任状の徴取が必要となる。県として指導が必要である。

エ 多額の繰越金を持つ団体への補助金支給の検討について(意見)

加盟団体の収支を見ると、補助金支給の必要性に疑問の生じる多額の繰越金のある団体が見られた。補助金支給のありかたについて検討が必要と思われる。いかに事業補助とはいえ、財政的に潤沢な団体へ公金を投入することは、事業の経済性の意義を失うものと考えらるべきである。

⑤ 組織内任意団体である長崎県文化団体協議会について(検出内容は後述)

ア 繰越金の抑制について(意見)

言うまでもなく当協議会は県の組織内任意団体であるから、適正な財務運営を図るべきである。

県費補助金の関係する一般会計の収支残は平成24年度で2,503千円であり、総収入20,795千円(うち前年度繰越金4,044千円)、総支出18,292千円であることからすると、過大とまでは言えないと思われるが、一方、県費による委託事業が収支に反映する特別会計が、繰越金7,383千円、総収入68,640千円(うち前年度繰越金7,936千円)、総支出61,257千円となっており、特別会計の繰越金残高は抑制するよう、県は指導すべきである。

イ 協議会会計における経理のあり方について(意見)

県の官庁会計と同じく出納整理期間の考え方を協議会の経理に持ち込んでいるため、会計閉鎖を5月末としている。このため、当該年度の未収金・未払金の精算はできるものの、新年度の収支が紛れてしまうため、帳簿残高と通帳残高の差額が生じており、不一致になっている。差額は新年度の収支であることを調整表によって説明しているが、検証可能性が確保されておらず、管理上適切とは言えない。

本来は、複式簿記を導入して、資金の範囲を現預金以外に未収金と未払金を含めて収支計算書を作成し、一方で、貸借対照表や財産目録によって現預金残高と未収金及び未払金の残高を決算報告すべきである。

(3) 長崎歴史文化博物館指定管理者管理運営負担金

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎歴史文化博物館指定管理者管理運営負担金
補助金支出済額	348,550,000円
負担率	50%
対象団体	長崎歴史文化博物館指定管理者 榊乃村工藝社
根拠法令等	長崎歴史文化博物館の管理運営のための指定管理者への負担金協定書

② 負担金の精算手続きについて（意見）

長崎県では、負担金の精算手続きの際にその支出内容の確認については、指定管理者提出の元帳データの確認とそのうち一部を抽出し請求書等証拠書類の確認を行っているという状況であり、支出の対象物の現物の確認は一部にとどまっている。

このため、負担金の精算対象となっていた、長崎歴史文化博物館資料集については、3月29日の納品となっていたが、実際には納品がなされておらず、本来負担金の対象とできないものが負担金の精算の対象となっている。

このような問題に対処するためにも、今後は、証拠書類の確認を徹底するとともに、必要に応じて現物の確認を行うことにより正確な精算手続きが行えるよう注意が必要である。

③ 負担金の対象外経費の混入と、対象経費の明確化について（指摘）

指定管理者の業務として負担金の対象経費か否かの判断は、「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」第15条の別紙3においてその内容が示されている。

その内容によると、負担金の対象となる業務経費として、人件費があげられているが、人件費の中でもショップ、レストランに係る従業員の人件費は負担金の対象からは除くこととされている。

しかし、実際の負担金の精算手続きでは、負担金の対象とした人件費の中に、対象外であるはずのショップ業務を兼務するスタッフの人件費が含まれている。

当スタッフについてはショップの管理者としての役割が大きいため、現在は、負担金の対象としているという状況であるが、この点については、県側でも問題を認識し、対応を検討中である。

また、経費についても、事業経費区分表においてショップ経費、レストラン経費などが負担金の対象から外されているが、その内容は具体的でなく明確にされていない。

たとえば、レストランやショップの運営に係る水道光熱費については、施設維持管理業務費に該当する経費として、現在は負担金の精算対象の経費として処理されている。しかし、特にレストランについては、博物館の本体とは別棟となっており、ここにかかる水道光熱費についてはレストラン経費というべきとも考えられる。今後、具体的にどのような経費を負担金の対象としどのような経費を負担金の対象外とすべきかについてその範囲を明確にすることが必要である。

④ 負担金の返還と、架空経費の検証の徹底について（指摘）

負担金の対象とされている支出である、福濟寺関係資料は、500部が518円の単価で平成25年3月1日に発注され、同年3月29日納品となされているが、実際には監査を行った平成25年7月18日現在で成果物が納入されていなかった。

つまり、成果物がないままに請求書・納品書の発行がなされて、そして、その請求書・納品書を持って負担金の対象経費の集計が行われていることとなっている。一連の文書は虚偽である。この資料集に係る経費271,950円については負担金の対象経費とされているため、早急に負担金の返還が必要である。

また、県の行う精算の手続きについても、このようなことがないように、実物の確認についても徹底が必要と考える。

(4) 平成24年度上海孫中山故居記念館における「孫文・梅屋庄吉、二人をつないだ上海・長崎」展開催経費負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	平成24年度上海孫中山故居記念館における「孫文・梅屋庄吉、二人をつないだ上海・長崎」展開催経費負担金
補助金支出済額	18,000,000円
負担率	定額
対象団体	長崎歴史文化博物館指定管理者 榊乃村工藝社
根拠法令等	上海孫中山故居記念館の企画展にかかる負担金

② 支出証拠書類の確認について（意見）

平成24年度の財政援助団体等監査において、指定管理業務の検査にあたり、これまで支出データをもとに行っていた検査だけでなく、支出内容を的確に把握するためにも支出証拠書類の確認を行うべきとの指摘がなされている。その是正・改善の取り組みとして、所管課は平成24年度から支出データをもとに重要取引を抽出して支出証拠書類の確認を行っている。しかし、この負担金に関する事業の支出については、従前の指定管理業務の検査と同様に支出データのみで検査を行い、支出証拠書類の確認を行っていない。指摘事項の重要性を十分に認識して、他の業務についても同様の検証体制をとらなければならない。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 第 57 回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託について

① 概要

委託内容	第 57 回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	2, 188, 457 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	2, 471, 432	2, 032, 075	2, 020, 753

② 委託先のありかたについて (意見)

問題点は、第 57 回長崎県美術展覧会開催費補助金と同じである。

ア 契約先は、「長崎県美術展覧会 会長中村法道」が正しい

イ 本来「ア」とすべきだが、双方代理 (民法 108 条) が生じるため、承諾書、契約書、請求書には代理人を立てる必要がある。しかしながら現状では、実態と相違して「実行委員会 委員長」名義となっており、代理人も立てられていない

③ 委託契約書の条項の不足 (指摘)

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない (「適正な契約事務の執行について (通知)」(22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日)「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照)。

(2) ながさき音楽祭 2012 開催業務委託について

① 概要

委託内容	ながさき音楽祭 2012 開催業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	50, 732, 000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	24, 323, 968 円	31, 219, 761 円	30, 731, 831 円

② 委託契約に補助事業を含むことの問題点について (指摘)

当該委託契約は、協議会への委任契約であり、その仕様 (事業内容) は、大きく、(一) 県事業分の委託事業と、(二) 助成事業 (ながさき音楽祭アーティスト経費支援事業とながさき音楽祭開催支援事業)、(三) その他関連事業となっている。

協議会の決算報告の特別会計収支決算書には、この受託事業の収支が含まれているが、事業費の内訳 (平成 24 年度) は以下の通りである。

項目	金額 (円)	摘要	
報償費	1,700,000	演奏会出演料	
委託料	41,358,966	長崎の唄、長崎の音、たのシクフェスティバル	4,593,163 円
		マダム・バタフライコンサート	9,108,159 円
		雲仙音楽祭	9,647,154 円
		佐世保 JAZZ	4,987,056 円
		池辺晋一郎トークコンサート (A)	1,000,000 円
		イーストアジアミュージック	7,887,010 円
		他 4 事業 計	4,136,424 円
補助金 (B)	10,761,085	城下町大村秋の音楽祭 (D)	5,353,098 円
		ひらの風コンサート (C)	1,600,000 円
		他 10 事業	3,807,987 円
会場使用料	164,617	国際交流コンサート会場使用料	
謝金・旅費	583,332	音楽祭顧問料、アドバイザー謝金・旅費	
計	54,568,000		

ここで問題となるのが、当該委託（委任）契約に助成事業（補助事業）を含んでいる（上記の 10,761,085 円部分）という点である。

そもそも、公益上の必要性（地方自治法第 232 条の 2）の判断を、外部委託すること自体に問題があると思われるが、地方公共団体が行う補助金適正化法適用外の補助金交付決定の法的な解釈においても、負担付贈与契約が通説ではあるものの、一部には処分性を認める判例や学説も見られることから、上記にあるように私契約たる委託契約に、行政処分行為を含めることに一定の問題が生じる余地があると考えられる。

また、協議会で行われる助成事業は、県からは実質的に間接補助と見なされるわけであるが、委託契約を経由するため、間接補助事業者に対し、交付の条件に県の補助金交付規則や局の要綱（要綱がそもそも存在しないが）で条件を付し、コントロールする根拠を主張できるのか、という問題が生じるとと思われる（しなければならないことは言うまでもない）。

一方、委託事業を前面に考え、県が行う補助を委託しているので直接補助であると構成するとしても、そういう運用を県の交付規則は想定しているはずもなく、局の要綱に当該助成事業の記載もない。

いずれにしても問題や矛盾が多すぎる。

県費の補助事業の実施団体が、事業内容として補助事業（間接補助金）や委託事業を含むことはあっても、当該事例のように委託契約に補助事業を含むことは多くの矛盾をはらんでしまうため、委託契約の見直し（若しくは事業設計そのものの見直し）が必要と考える。

なお、担当者からのヒアリングによれば、上記問題点を認識しており、平成 25 年度は委託事業に助成事

業を含んでいないとのことであった。

③ 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）

長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、契約書、変更契約書、承認書及び請求書の記載が不十分であり、以下のように記載すべきである。

長崎県文化団体協議会 会長 中村法道
代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）

任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記すべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。

④ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

⑤ 委託契約の業務完了報告書の誤りと、チェック体制の不備について（指摘）

県は、業務完了報告書の単純な誤りを見過ごしたまま受領している。

当該書面を長崎県知事へ提出しているのだから、当然宛名は「長崎県知事 中村法道」でなければならないが、書面で「長崎県文化団体協議会会長 中村法道」としており、同団体の事務局長が提出している（つまり協議会事務局長→協議会会長となっている）。

文化振興課内に事務局を設置している関係での錯誤であるが、相互牽制の見直しが必要であると考ええる。

⑥ 協議会の行っている委託事業について（上表 A）

ながさき音楽祭 2012 委託（「池辺晋一郎トーク×コンサート」）の完了確認の厳格化について（意見）

委託先から提出された委託経費に「ながさき音楽祭 11/7 博物館コンサート製作費」があるが、「製作費 600,000 円」として一括請求されているものは、内訳が請求書では判然とせず、委託料総額 100 万円の 6 割を占めていることから、内容まで検証し、完了確認を厳格化すべきである。

⑦ 助成事業の瑕疵について

ア 助成金額の決定通知の瑕疵について（上表 B）（意見）

実質は県費補助金の間接補助金なのであるから、交付の条件として、県の交付規則、部の交付要綱が記載されるべきところ、この記載がない（上記②のそもそもの問題は除く）。

イ 実績確認の厳格化について（上表C）（意見）

城下町大村秋の音楽祭の実績確認時において、出演費に 3,500 千円、2,100 千円といったまとまった金額での契約書の締結と、請求書の受領・支払が行われているが、その金額の積算（内訳）や見積もり等の金額の妥当性が検証されていない。経済性を意識した事務を指導していくべきであるとする。

(3) ながさき音楽祭開催サポート事業委託

① 概要

委託内容	ながさき音楽祭開催サポート事業委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,838,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 緊急雇用創出事業の目的整合性に関する問題点について（意見）

当該事業は、ながさき音楽祭に関連して、地域の各実行委員会（3 団体）の事務局をサポートするため人員（3 名）を雇用する事業である。県と協議会が一旦契約し、再委託して各実行委員会で支払った人件費を賄っている。

事業の効果としては、音楽祭を通しての文化振興や、地域主体の運営体制の確立には寄与する面は認められるところであるが、一方で雇用創出との関連性が明確でなければならないが、そもそも継続雇用を前提としない任意団体での一時的雇用に過ぎず、しかも、積算における人件費単価が非常勤職員の月額単価ではなく、一日当たりの事務員の労務単価（予算単価 賃金「筆耕」と分類されているもの）での日数積算をもって行われており、緊急雇用創出事業実施要領の「重点分野雇用創出事業」の項に言う「短期の雇用機会の創出・提供、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業」に照らして、単なる一時的なアルバイトと捉えられる当該事業の内容と効果について、疑問を禁じ得ない。

今後は、財源の求める制度趣旨と、課の事業目的との整合性やバランスを意識した運営を再考すべきである。

また、そもそもとして、協会への委託のすべてを 3 つの実行委員会へ再委託しているのであるから、協会を経由する理由も乏しく、県が直接実行委員会へ委託すればよかったと考える（次項③の問題を除く）。

③ 委託契約と助成事業との不整合について（意見）

当該事業が各地域の実行委員会との間で再委託を行い、県→協議会→各実行委員会という流れで人的用役を使って県の事業である音楽祭の運営を行っていくことを想定している。

しかしながら、3 実行委員会のうち、「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会「雲仙音楽祭実行委員会」は、上述の「ながさき音楽祭 2012 開催業務委託」でも触れたが、再委託先の実行委員会であり、矛盾はないのだが、残る「ながさき音楽祭おむら実行委員会」（城下町大村秋の

音楽祭（上表 D）の実行委員会）については、助成事業の実行委員会であり、「ながさき音楽祭 2012 開催業務委託」では県の直接事業ではない助成事業であるとしつつ、当該「ながさき音楽祭開催サポート事業委託」では委託契約を結んで県の直接事業であるとしている。

本体事業（城下町大村秋の音楽祭）は、県の事業ではないと言いながら、その事務局のサポート事業は県の事業であるとの説明には整合性が取れていない。サポートした効果自体は当然ながら県の直接事業ではない補助事業に帰属するからである。当該事業の関係先としては「ながさき音楽祭おおむら実行委員会」を含めるべきではなかったと思われる。

委託契約の範疇である県の直接事業と、そうではない公益目的での補助事業先とは明確に区分するべきと考える。

④ 双方代理の回避手続きの瑕疵について（指摘）

長崎県文化団体協議会の代表者（会長）が、長崎県知事であるため、協議会は双方代理を回避するため、県との契約に関する一切の権限を事務局長に委任している。しかしながら、契約書、変更契約書、承認書及び請求書の記載が不十分であり、以下のように記載するべきである。

長崎県文化団体協議会 会長 中村法道
代理人 長崎県文化団体協議会 事務局長 （個人名略）

任意団体の性格上、法的権利関係の帰属先である代表者が誰で、その代理人が誰なのかを明記するべきである（入札書の代理人と委任状の記載例を参照のこと）。

⑤ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

⑥ ながさき音楽祭開催サポート事業委託の事業費精算書の記載誤り（指摘）

事業費精算内訳書に記載されている事業費は、本来、委託料が 3 件分記載され、さらにその委託料の内訳として賃金、社会保険料等、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料が列記されるべきである。現状の賃金等の列記のみでは、再委託している実態を表していない。

⑦ 再委託契約の事務上の誤り（指摘）

再委託先の契約書では、実行委員会名を『「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会』としておきながら、「ながさき UTAOTO 委員会」の口座に振り込んでいるが、下部団体とはいえ別団体なのであるから振込申込書ではなく委任状の徴取によって、正当な受領者であることを立証させ、県もこの点、確認するべきである。

また、『「たのシックフェスティバル」・「長崎の唄、長崎の音」実行委員会』から提出された事業費精算書の宛名は「長崎県知事 中村法道」であり「長崎文化団体協議会 会長中村法道」ではない。事務局内での牽制が利いておらず、県の指導も不十分である。

(4) 平成 24 年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託

① 概要

委託内容	平成 24 年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,420,578 円 (2 契約合計)		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	(2 契約合計)1,705,264	(2 契約合計)1,975,522	(1 契約) 1,844,533

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり (単価の算出根拠や、設営舞台費、宣伝印刷費、一般管理費の根拠)、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 任意団体のありかたについて (意見)

当該事業は、「上五島の文化・芸術推進実行委員会」と「しまづくり実行委員会」の二団体と契約しているが、「上五島の文化・芸術推進実行委員会」は、契約書等の名義が「構成員代表 構成団体名 代表 氏名」となっており、任意団体が二重構造となっているため、本来は一つの任意団体という形で指導・契約するべきである (つまり「上五島の文化・芸術推進実行委員会」の代表者を一人置く)。また、いずれも契約書等に押印されているのは代表者個人の印鑑である。本来は団体の代表者印を使用・押印するよう指導するべきである (個人印では代表の行為として認めるには不十分であるし、牽制上不適切であると思われる)。

(5) 平成 24 年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業 (2) 博物館作業について

① 概要

委託内容	平成 24 年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業 (2) 博物館作業		
契約方法	委任契約		
契約金額	6,450,693 円		
契約団体	長崎歴史文化博物館指定管理者 (株)乃村工藝社		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	4,709,826	7,510,652	5,564,954

② 委託期間内での業務未完了と委託料の返還等について（指摘）

委託業務は、①図書整理及びデータ入力、②写真データ整理、③収蔵作品データ整理作業、④常設展示音声ガイド案内の英語訳及び韓国語訳、となっているが、④について、翻訳が期間内（平成 25 年 3 月 22 日終期）に完了していなかったにも関わらず、期間内に終了したこととして事業精算を行っている。実際の翻訳完了は、平成 25 年 4 月 12 日である。契約書第 6 条により、翻訳料 410,550 円（税込。あくまで試算額）の返還の可否を検討する必要がある。また、報告内容が真実ではないため、第 9 条の履行遅滞の損害金規定についても適用するべきと思われる。

かかる状況を看過した県についても、重大な瑕疵がある。事務の体制の見直しが必要である。

③ 物品出納簿への記載漏れについて（指摘）

県の事業を委託しているのであるから、委託事業により受託者が取得した物品については、契約書上特段の定めがない限り、県が受け入れし、県の物品取扱規則に基づき 3 万円以上の物品については、「物品出納簿」により管理するべきである。しかし、以下の物品については、その物品管理がなされていなかった。

- ・システム収納 BWA スライドボード
- ・天板昇降ワゴン（コクヨ）
- ・デスクヴィストワゴン

(6) 平成 24 年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業について

① 概要

委託内容	平成 24 年度、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館収蔵資料データ整理事業(3)美術館作業		
契約方法	委任契約		
契約金額	1,618,050 円		
契約団体	公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,770,378	1,820,700	1,773,450

② 失業者雇用の確認書類について（意見）

この委託事業は震災等緊急雇用対応事業の一つであり、失業者の雇用に関することとして、実績報告にあたり失業者であることを証明する書類を添付することになっている。しかし、証明する書類として添付されているのは、公共職業安定所からの紹介状のみであり、雇用前の失業を証明する書類ではない。雇用予定者から雇用保険受給資格者証などの失業中であることを証明できるものを徴取し、書類を提出しなければならない。

県も、内容を十分に確認して書類を受領しておらず、牽制が機能していない。

(7) 平成 24 年度日中交流架け橋事業業務委託について

① 概要

委託内容	長崎歴史文化博物館において開催される「中国福建博物院展」における中国語アシスタント業務		
契約方法	一者見積もりによる随意契約		
契約金額	4,927,386 円		
契約団体	長崎歴史文化博物館指定管理者 株乃村工藝社		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	9,234,570

② 委託期間内での業務未完了と委託料の返還等について（指摘）

当委託業務の内容は、中国語訳アシスタントや展覧会準備作業サポート、各種中国語翻訳案のチェック・校正等として仕様書に定められている。各種中国語翻訳案のチェック・校正の業務については、専門家によるネイティブチェックが行われる。この業務の委託期間は平成 25 年 3 月 22 日までと定められているにも関わらず、成果物のひとつである音声ガイド原稿のネイティブチェックが完了したのは平成 25 年 4 月 9 日であり、期間内に完了していなかった。契約書第 6 条により、46,200 円（税込、あくまで試算額）の返還請求を検討する必要がある。また、報告内容が真実ではないため、第 9 条の履行遅滞の損害金規定についても適用するべきと思われる。

かかる状況を看過した県についても、重大な瑕疵がある。事務の体制の見直しが必要である。

II - 7 観光振興課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	89
項目	【平成 22 年度食と観光の融合による取組支援事業補助金について】 平成 22 年度食と観光の融合による取組支援事業補助金交付決定通知書について
措置掲載文	様式にある「交付の条件」については、県の補助金等の交付を定める文書に準拠するところを明示すべきである。(当該補助金のうち他団体へのものにおいても同じことが言える。)
報告書原文	平成 22 年度食と観光の融合による取組支援事業補助金交付決定通知書について (指摘) 当該文書は、「長崎県補助金等交付規則の施行について」(昭和 40 年 3 月 30 日 40 財第 77 号総務部長通知) 様式第 1 号の交付決定通知書の様式に従って作成されている。 この様式にある「交付の条件」については、県の補助金等の交付を定める文書に準拠するところを明示すべきである(上記総務部長通知「第 2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6 項なお書き参照)。つまり、上記交付決定通知の「交付の条件」で、「長崎県補助金等交付規則」、「食と観光の融合による取組支援事業補助金実施要項」の適用については記述されているが、「この補助金の交付については、「長崎県補助金等交付規則」、「長崎県観光振興推進本部関係補助金等交付要綱」及び「食と観光の融合による取組支援事業補助金実施要項」の適用を受けるものである」との記述をするべきである。(当該補助金のうち他団体へのものにおいても同じことが言える)。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度から、交付決定通知書において、県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明記するよう改めております。
所見	特に問題はない。

No	2
区分	意見
報告書頁	89
項目	【平成 22 年度食と観光の融合による取組支援事業補助金について】 実績報告に対する検証について

措置掲載文	平戸・松浦地域食フェスタ協議会の行ったクジラフェアに係るアンケート景品代として平戸市地域資源ブランド化推進協議会より 219,500 円の請求をされているが、実績報告で提出されている請求書一枚に平戸・松浦地域食フェスタ協議会担当者の履行確認印と景品代、送料の代金内訳が記載されているのみである。当該請求は、事業費の 3 割を占めるため、内容の検証は十分に行われるべきと思われる。定額補助金とは言え、実績報告の確認は慎重であるべきと考える。
報告書原文	実績報告に対する検証について（意見） 平戸・松浦地域食フェスタ協議会の行ったクジラフェアに係るアンケート景品代として平戸市地域資源ブランド化推進協議会より 219,500 円の請求をされているが、実績報告で提出されている請求書一枚に平戸・松浦地域食フェスタ協議会担当者の履行確認印と景品代、送料の代金内訳が記載されているのみである。当該請求は、事業費の 3 割を占めるため、内容の検証は十分に行われるべきと思われる。定額補助金とは言え、実績報告の確認は慎重であるべきと考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	当該補助金の実績報告の確認については、平成 24 年度より検証資料の提出も求めて確認を行うこととしております。
所見	特に問題はない。

No	3
区分	意見
報告書頁	89
項目	【21 世紀まちづくり推進総合補助金について】 間接補助における市町村に対する県の管理について
措置掲載文	県の補助金等交付規則や地域振興部関係補助金等交付要綱や実施要綱の適用を受ける旨を各市町村の決定通知の交付の条件に記載するよう指導すべきである。さらに、補助事業者が任意団体の場合、補助金支出先としてガバナンス等相応しいかどうかの検証を行うよう市町に対し、指導すべきであると考ええる。
報告書原文	間接補助における市町村に対する県の管理について（意見） 県の補助金等交付規則や地域振興部関係補助金等交付要綱や実施要綱の適用を受ける旨を各市町村の決定通知の交付の条件に記載するよう指導すべきである。さらに、補助事業者が任意団体の場合、補助金支出先としてガバナンス等相応しいかどうかの検証を行うよう市町に対し、指導すべきであると考ええる。
要約判定 内容相違	特に問題はない

講じた措置の内容等	<p>平成 24 年度から、各市町への交付決定通知書において、当該市町から間接補助事業実施団体への交付の条件として、県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明らかにすべきことを明記しております。</p> <p>なお、補助事業者が任意団体の場合には、公金たる補助金等の受け皿としての体制が整備されているかについて十分な検証を行うよう各市町への指導を徹底してまいります。</p>
所見	当該案件については言及するところはない。

No	4
区分	意見
報告書頁	90
項目	【21 世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業）】 遡明資料の徴求管理について
措置掲載文	世界ジオパークネットワーク大会参加のための旅費支出に関して、見積書は保管されているが、請求書が保管されていなかった。支出に関しては見積書ではなく請求書に基づいて行われるべきである。
報告書原文	島原半島ジオパーク推進連絡協議会（支出金額）6,715,000 円 遡明資料の徴求管理について（意見） 世界ジオパークネットワーク大会参加のための旅費に関して、株式会社 J 社に対して 702,400 円を支出しているが、この支出に関して見積書は保管されているが、請求書が保管されていなかった。支出に関しては見積書ではなく請求書に基づいて行われるべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	実績報告時の支出関係の確認については、平成 23 年度の実績報告から、内容の精査を徹底しております。
所見	措置不十分について（指摘） 後述「2. 追加検討した事項」（9）以下でも指摘事項が散見されており、内容の精査の徹底以前の問題であり、検証の水準そのものに疑問が残るレベルである。措置しているとは認められない。

No	5
区分	意見
報告書頁	90
項目	【21 世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業）】

	支度金の支出根拠について
措置掲載文	世界ジオパークネットワーク大会参加のための支度金算定根拠に関して、詳細には調べてはおらず、島原半島ジオパーク推進連絡協議会の支出伝票をもとに支給しているとの事であった。本来であれば、その算出根拠についての調査を実施すべきである。
報告書原文	(補助金の名称) 21世紀まちづくり推進総合補助金(観光交流まちづくり推進事業) (補助団体名) 島原半島ジオパーク推進連絡協議会(支出金額) 6,715,000円 支度金の支出根拠について(意見) 世界ジオパークネットワーク大会参加のための支度金が、A氏 43,120円、B氏 35,035円、C氏 33,015円、D氏 33,015円の4名に対して支払われている。この支度金に関して算定根拠を質問したところ、詳細には調べてはおらず、島原半島ジオパーク推進連絡協議会の支出伝票をもとに支給しているとの事であった。本来であれば、その算出根拠についての調査を実施すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	実績報告時の支出関係の確認については、平成23年度の実績報告から、内容の精査を徹底しております。
所見	上記No4を参照のこと。

No	6
区分	意見
報告書頁	90
項目	【21世紀まちづくり推進総合補助金(観光交流まちづくり推進事業)】 支出根拠の確認について
措置掲載文	「島原半島ジオパークPR・しょうが麺PRイベント」におけるイベントスペース使用料支出に関しての妥当性の検討が行われていなかった。単に請求書があるからではなく、支出根拠が不明確なものに関しては県の方で内容を確認する事が必要である。
報告書原文	(補助金の名称) 21世紀まちづくり推進総合補助金(観光交流まちづくり推進事業) (補助団体名) 島原半島ジオパーク推進連絡協議会(支出金額) 6,715,000円 支出根拠の確認について(意見) 株式会社Y社に対して、平成22年5月29日、30日に開催された「島原半島ジオパークPR・しょうが麺PRイベント」におけるイベントスペース使用料として50,000円を支給しているが、支出に関しての妥当性の検討が行われていなかった。単に請求書があるからではなく、支出根拠が不明確なものに関しては県の方で内容を確認する事が必要である。
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	実績報告時の支出関係の確認については、平成 23 年度の実績報告から、内容の精査を徹底しております。
所見	上記 No4 を参照のこと。

No	7
区分	意見
報告書頁	90
項目	【21 世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業）】 収支予算の積算根拠について
措置掲載文	当該補助金の交付申請の際の収支予算書に関して、事業費の積算が詳細ではなく、また積算の方法も基本的に前年度との比較により算出されている。本来であれば、県としてはその積算に関する詳細資料、積算根拠を要求すべきではないかと思われる。
報告書原文	(補助金の名称) 21 世紀まちづくり推進総合補助金（観光交流まちづくり推進事業） (補助団体名) 島原半島ジオパーク推進連絡協議会（支出金額）6,715,000 円 収支予算の積算根拠について（意見） 当該補助金の交付申請の際の収支予算書に関して、事業費の積算が詳細ではなく、また積算の方法も基本的に前年度との比較により算出されている。本来であれば、県としてはその積算に関する詳細資料、積算根拠を要求すべきではないかと思われる。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度の当初交付申請から、その時点で想定される範囲での詳細な積算資料を要求しております。
所見	特に問題はない。

No	8
区分	意見
報告書頁	91
項目	【長崎県コンベンション等開催助成事業補助金について】 補助事業における県の指導・確認のありかたについて
措置掲載文	県からの補助金の支出は、コンベンション主催者ではなく、主催者を助成する市町又はコンベンション協会等に対して行われているため、コンベンションの主催団体が補助の対象としての適正性を持ち合わせているかどうかの確認については当該市長等の補助事業者において行うものとしているが、現状不十分と思われる事例も見受けられるため、補助金の直接的な支出先である市町、コンベンション協会への指導を強化すべきで

	あると考える。
報告書原文	<p>長崎県コンベンション等開催助成事業補助金について</p> <p>補助事業における県の指導・確認のありかたについて（意見）</p> <p>当補助金の交付基準は、コンベンション開催助成事業に対するものが長崎県コンベンション等開催助成事業補助金実施要綱の別表 1 に、スポーツコンベンション開催助成事業に対するものが別表 2 において記載されている。</p> <p>別表 1 では、「補助の対象としないもの」を以下のようにしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別表 1（コンベンション開催助成事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的とするもの ・ 政治的及び宗教的活動を目的とするもの ・ 国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの ・ コンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの ・ その他知事が不適当と認めるもの </div> <p>県側では補助金の支出はコンベンション主催者ではなく、コンベンション主催者を助成する市町又はコンベンション協会等に対して行われているため、コンベンションの主催者がこれらの項目に該当していないか否かについては、補助事業者において確認・協議するものとしている。</p> <p>長崎県としてはコンベンションの主催者に直接的に補助金を支出するわけではないが、コンベンションの主催団体が、補助の対象としての適正性を持ち合わせているかどうかの確認について、現状不十分と思われる事例も見受けられるため、補助金の直接的な支出先である市町、コンベンション協会への指導を強化すべきであると考えます。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	「実施要綱の運用について」（平成 20 年 3 月 31 日制定 平成 20 年 4 月 1 日付各町長及び関係コンベンション協会会長宛て観光推進本部長通知）により、交付対象となるか否かなどについて疑義がある場合においては、市町又はコンベンション協会等の補助事業者において、あらかじめ書面により県へ確認・協議するように定めております。今後も、補助事業者に対し、適用条件の再確認や疑わしい事例の事前協議の徹底について周知する等、指導を強化しております。
所見	<p>特に問題はない。現在の状況として、以下の回答を得ている。</p> <p>「全補助金交付先を対象に実施している現地検査において、補助対象として適正であるかをどのように確認しているかの聞き取りを行うとともに、補助金の適切な運用に努めるよう指導している。今後はさらに、市町やコンベンション協会の適切な補助金運用に資するため、「実施要綱の運用について」を改正し、周知徹底したいと考えている。」</p>
No	9
区分	意見

報告書頁	92
項目	【長崎県亜熱帯植物園指定管理料について】 実績確認について
措置掲載文	<p>業務報告書に記載される実績金額の内容については、どのような検証を行うべきで、どのような検証を行ったかの証跡について整備がなされていない。県で他に用いられている公益法人検査報告書などのフォーマットなどを参考に、検証手続を整備し、検証内容の網羅性を確保しつつ、実施した手続のエビデンスを整備するべきである。</p> <p>また、実務面での検証においても、基本協定上、指定管理業務として明記された、法定点検や点検実施回数の履行などは具体的な形で検証されていないし、確認もできない。いつ、どのように実施されたかについても、書面で確認できるように管理手法を整備する必要があると考える。</p>
報告書原文	<p>長崎県亜熱帯植物園指定管理料について 実績確認について（意見）</p> <p>当該指定管理の基本協定書第 19 条において「業務報告書」を提出することと定めがあり、収支の実績を報告することとなっている。しかしながら、ここに記載される実績金額の内容については、どのような検証を行うべきで、どのような検証を行ったかの証跡について整備がなされていない。</p> <p>真実かつ適正な実績報告となっているか否かは、まずどのような内部牽制の体制が整備されているか、例えば専用通帳が設けられ、出納の正当性を立証できる手続が整備され、しかも担当者の事務分離などの牽制が効いており、それと経理処理が適切に管理されているかなどが検証されている必要がある。特に利用料金の徴収業務が含まれているが、これが横領されないよう牽制が効いているかなども検証されることが重要である。</p> <p>そして、集計される経費が、指定管理業務に関連するもののみから構成され、それが正確に集計され、決算報告として適正に表現されているか検証される必要がある。現状、このような検証も十分に行われることなく、財務面の検証が不十分な状態となっている。効率性の判断も財務情報の正確性が担保されていることであるので、決算報告および財務状況の検証は重視されなければならない。</p> <p>県で他に用いられている公益法人検査報告書などのフォーマットなどを参考に、検証手続を整備し、検証内容の網羅性を確保しつつ、実施した手続のエビデンスを整備するべきである。</p> <p>また、実務面での検証においても、基本協定上、指定管理業務として明記された、例えば「施設及び付属設備等の維持及び修繕に関する業務」に記された法定点検や点検実施回数の履行などは具体的な形で検証されていないし、確認もできない。いつ、どのように実施されたかについても、書面で確認できるように管理手法を整備する必要があると考える。</p>
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	実績報告の確認については、確認項目を記載した様式を作成しており、平成 24 年度以降は本様式により適切な事務処理に努めてまいります。
所見	本件については、特に問題はない。「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	10
区分	指摘
報告書頁	93
項目	【長崎県亜熱帯植物園指定管理料について】 月例報告の期限について
措置掲載文	基本協定上、県への月例報告を毎月 10 日までに行うこととなっているが、順守されていない。
報告書原文	長崎県亜熱帯植物園指定管理料について 月例報告の期限について（指摘） 基本協定上、県への月例報告を毎月 10 日までに行うこととなっているが、順守されていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	毎月 10 日までに県への月例報告を提出するよう指導を徹底いたします。
所見	措置では顛末が定かではないが、現在の状況について下記回答があった。 「毎月 10 日までに県への月例報告を提出するよう指導を徹底しており、期限内に受領しております。」 特に問題はないと判断する。

No	11
区分	指摘
報告書頁	96
項目	【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】 神戸市訴訟を踏まえた合规性の検討について
措置掲載文	以下の点を検証すると、大阪高裁において違法支出と判断された神戸市住民訴訟の対象となった補助金の形態と類似しており、法的リスクが高いと思われる。 ア 公務員派遣法に従って、派遣人件費相当額を含む財政援助（補助金）が派遣先団体に支給されているか イ 派遣先団体で財政援助資金が派遣職員の人件費として費消されているか

	ウ 派遣協定書の従事可能業務が公務員派遣法第6条第2項と文言上不一致か
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について 神戸市訴訟を踏まえた合规性の検討について（指摘）</p> <p>神戸市訴訟の判決を適用しようとする場合、本件補助金が神戸市訴訟にて検討対象とされた事項とどの程度共通点があるのかを考慮しなければ、判決内容を本件補助金に用いることはできない。</p> <p>平成21年1月20日付大阪高裁判決の判決文（同判決確定は、同年11月20日）をもとにすると、一致具合を検討すべき事項は以下のように整理できると思われる。</p> <p>(a) 公務員派遣法に従って、派遣人件費相当額を含む財政援助（補助金）が派遣先団体に支給されているか</p> <p>(b) 派遣先団体で財政援助資金が派遣職員の人件費として費消されているか</p> <p>(c) 派遣協定書の従事可能業務が、公務員派遣法第6条第2項と文言上一致しているか</p> <p>この3点を鑑みるに、社団法人長崎県観光連盟に派遣された県職員4名分の人件費（給与、手当、共済費。ただし手当については時間外手当を除く）の実額を補助し、社団法人長崎県観光連盟は派遣職員に人件費相当額を支給（費消）している。また連盟は実額を精算すべく実績報告を行い、本件補助金の担当課である観光振興推進本部において平成23年4月8日付本件補助金の確定通知を発行している。上記検討事項（a）および（b）は満たされることとなる。なお、（c）については、下記「(iv) 派遣協定書（「派遣職員の取り扱いに関する取り決め書」）の不備」について記載そのものがないため、不一致であることは明らかである。</p> <p>以上から、本件補助金の内容と神戸市訴訟で取り扱われた事案と類似すると判断されるため、訴訟の判決文にいう「市は、補助事業者（補助金支出先外郭団体）との間で派遣法2条1項所定の取決めとして派遣協定書を締結し、同法によって市の派遣職員を団体に派遣して、その業務に従事させたものであるところ、市の派遣職員への給与支給を定めた派遣条例4条、派遣法6条2項に拠らず、法形式上、派遣先である本件各法人がその給与を支給したものであるが、派遣協定書3条上の派遣職員の従事可能業務と派遣法6条2項上の給与支給可能業務とは、文言上一致していない上、その支給原資の全てないし大部分は派遣人件費補助金であったのであるから、派遣職員に対して派遣元である市が給与を支給したものと評価され、かかる支給は、派遣条例4条の定めるところによりなされたものでないから、派遣法6条2項により例外として許容されるものではなく、同項1項の禁止に抵触するものとして違法である。そして、派遣人件費補助金の交付決定等の時点で本件派遣職員の人件費相当額は全てないしその大部分が本件支出から充てられることが当然に予定されていたものであったから、補助金の交付決定等のうち派遣職員人件費に相当する部分は、派遣法6条1項に違反する財務会計上の行為（地自法242条の2第1項本文参照）として、違法となる。」という判断に照らして、法的リスクが高い</p>

	<p>と考える。</p> <p>また平成21年度においても、判決が確定した11月20日以降の補助金原資による派遣人件費相当額16,744,869円（平成21年12月から翌3月支給分）についても法的リスクが高いと思われる。</p>
要約判定 内容相違	要約としては不本意である。何が問題であったのかを明らかにしていない。ただし、措置に影響を及ぼしはしないと判断されるため、検出事項とはしない。
講じた措置の内容等	<p>平成 23 年度から、職員派遣費補助金を廃止し、一部を研修目的での派遣として給料等を県が直接支給するよう改め、またその他については県の派遣条例第 4 条の規定により支給することができるとされている給料等を県が直接支給するよう見直しを行っております。</p> <p>なお、派遣協定書の従事可能業務については、平成 24 年 4 月から、同取決め書において、派遣職員の従事する業務が公務員派遣法第 6 条第 2 項に該当することを確認するよう改めました。</p>
所見	特に問題はない。

No	12
区分	意見
報告書頁	98
項目	<p>【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】</p> <p>判決を受けての対応と今後の留意点について</p>
措置掲載文	<p>観光連盟への職員派遣については、平成 23 年度から派遣の内容を見直すとともに職員派遣費補助金を廃止しているが、依然として法的リスクは存在することを忘れてはならない。</p> <p>さらには、従前より県から外郭団体へは独立・自立の方向性が示され、各種支援を見直す流れがある。また公益法人制度改革という喫緊の課題もある中で、現観光振興課と連盟との関係も抜本的な見直しを迫られている。財源の確保を中心として今後の団体のあり方を早急に見直す段階ではないかと考える。</p>
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について</p> <p>判決を受けての対応と今後の留意点について（意見）</p> <p>本県としても、県職員の派遣と派遣人件費補助金については、平成 21 年 1 月の判決が明らかとなった直後から検討を進めており、現観光振興課と社団法人長崎県観光連盟との間の派遣については、平成 23 年度から派遣の内容を見直すとともに職員派遣費補助金を廃止している。</p> <p>具体的には平成 22 年度に 4 名いた派遣職員を 3 名に減らし、うち 1 名を研修目的の派遣とし、公務員派遣法の適用外としつつ、残る 2 名については、公務員派遣法第 6 条</p>

	<p>第2項の例外規定を適用できるよう、派遣従事業務を制限しつつ、長崎県派遣条例第4条に定める範囲で、本庁（派遣元）において人件費を負担し、それ以外の諸手当、時間外手当、共済費を派遣先である社団法人長崎県観光連盟で負担するというものである。</p> <p>かような対策であったとしても研修目的の派遣の場合は、当該派遣が研修たりうる要件、例えば研修計画やその後の実績といったものが適切に整備されなければ、単に形式的な対応と判断される可能性があり、公務員派遣法に反することとなる。</p> <p>また公務員派遣法第6条第2項の例外規定の適用においても、例えば派遣協定書上の従事可能業務が、第6条第2項の定めと適合しないと判断される可能性は否定できない。その判断は最終的には司法判断ということとなろうが、依然として法的リスクは存在することを忘れてはならない。</p> <p>さらには、従前より本県から外郭団体へは独立・自立の方向性が示され、財政支援や人的支援、その他の支援を見直す流れがある。また公益法人制度改革という喫緊の課題もある中で、現観光振興課と社団法人長崎県観光連盟との関係も抜本的な見直しを迫られている。その中で、財源の確保を中心として今後の団体のあり方を早急に見直す段階ではないかと考える。</p>
<p>要約判定 内容相違</p>	<p>特に問題はない。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>研修目的での派遣に係る研修計画については、平成24年4月に策定整備しております。また、今後の観光連盟のあり方については、公益法人制度改革による法人の移行もふまえ検討を行っていくこととしております。</p>
<p>所見</p>	<p>措置の計画的な対応について（意見）</p> <p>下記の通り、現在の状況についても連盟のありかたについては明確な回答が得られていない。</p> <p>「研修目的での派遣に係る研修計画については、平成24年4月から策定整備しております。また、公益法人制度改革により平成25年4月1日より一般社団法人へ移行いたしました。新法人のもと、今後もあり方については検討を行ってまいります。」</p> <p>後述の通り、不明瞭な補助金等の精算事務、事業資金の振り分けの曖昧さ、チェック体制の不備、不適切経理の疑念など連盟の体質にはあまり変化が見られない。職員のありかたも見直していくべきところであるが、法人としての方向性が明確になっていないために、明確な回答が出せていないと思われる。</p> <p>今回の再監査も踏まえ、再度法人のありかたを再検討し、職員のありかたもどのように対処していくかを計画性をもって回答するべきと考える。</p>

No	13
区分	指摘
報告書頁	98

項目	<p>【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】</p> <p>派遣協定書（「派遣職員の取り扱いに関する取り決め書」）の不備</p>																														
措置掲載文	<p>派遣協定書上、「当該派遣先団体において従事すべき業務」が明示されておらず、公務員派遣法第2条第1項の派遣可能要件を満たしていない。瑕疵としては重いと判断され、公務員派遣法に準拠した体をなしていないと判断される。早急な是正が必要である。</p> <p>なお、同意書の同意内容記載不足については、人事課から改善する旨の返答を受けている。</p>																														
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について</p> <p>派遣協定書（「派遣職員の取り扱いに関する取り決め書」）の不備（指摘）</p> <p>上記とは別に派遣協定書の側面からも問題点が存在する。</p> <p>公務員派遣法第2条第1項及び県派遣条例第2条第1項に基づき、長崎県と観光連盟との間における県職員の派遣について「派遣職員の取り扱いに関する取り決め書（以下、派遣協定書と呼称）」が締結され、派遣の合意内容について定めがある。この派遣協定書の第1条において派遣する職員の氏名、従事する業務、派遣期間についての定めがあるが、同条に記載された参照先であるところの別表には観光連盟での所属名及び役職名が示されているだけで、どのような業務をするのか具体的な内容が明示されていない。いわゆる「従事すべき業務」が不明確であり、公務員派遣法第2条第1項「任命権者は公益的法人等との間の取決めに基づき、職員を派遣することができる（要旨）」、第2項の「任命権者は、「職員派遣」の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。」、第3項の「第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。」との一連の定めがあるにもかかわらず、派遣協定書上、「当該派遣先団体において従事すべき業務」が明示されておらず、公務員派遣法第2条第1項の派遣可能要件を満たしていない。</p> <p>別紙の内容の変化を示すと以下のようにになっている。</p> <p>平成19年度作成分まで（以前の形式）</p> <table border="1" data-bbox="499 1608 1286 1704"> <thead> <tr> <th>県における職</th> <th>氏名</th> <th>派遣先での職</th> <th>従事する業務</th> <th>派遣する期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「県における職」等は読み手に分かりやすく表現したものであって、原本では「甲における職」などとなっている。</p> <p>平成20年度作成分から（新しい形式）</p> <table border="1" data-bbox="499 1816 1286 1912"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>派遣元</th> <th>所属</th> <th>役職</th> <th>派遣先</th> <th>所属</th> <th>役職</th> <th>適用月給表</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>〇〇課</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際は横ではなく縦表である。</p> <p>このように、派遣先での「従事する業務」が明示されていない。</p>	県における職	氏名	派遣先での職	従事する業務	派遣する期間	備考							氏名	派遣元	所属	役職	派遣先	所属	役職	適用月給表	月額			〇〇課						
県における職	氏名	派遣先での職	従事する業務	派遣する期間	備考																										
氏名	派遣元	所属	役職	派遣先	所属	役職	適用月給表	月額																							
		〇〇課																													

もともと、公務員派遣法第2条第1項の派遣可能要件が詳細に定められているのは、公務員派遣法の制定の契機となった茅ヶ崎市訴訟の判決内容を踏まえたものと言われている。それは、先の判決が地方公務員法の30条や35条、24条1項の趣旨に反しないよう、職員派遣を行うに当たって、派遣の目的や性格、派遣先の事業内容や職員の従事する職務、派遣期間や人数などを踏まえ慎重に判断することを求めたからであり、これを受けての公務員派遣法にあっては、職員派遣の考え方の整理や派遣手続の透明化、身分取扱いの明確化が定められたのであって、特に公務員派遣法第2条第1項の派遣可能要件の充足は重要であると位置づけられる。だからこそ公務員派遣法第2条第4項で、再度「従事すべき業務」の要件に制限をかけているのである。したがって、上記派遣協定書上、従事すべき業務の明示がない点は、瑕疵としては重いと判断され、公務員派遣法に準拠した体をなしていないと判断される。

観光振興推進本部では、派遣協定書を毎年更新しているが、平成20年4月1日付の派遣協定書より前に作成された派遣協定書（つまり平成19年8月1日作成分以前）については、派遣協定書別紙の様式は他課で見られるものと同一であり、派遣先での従事業務について明記があるのだが、平成20年4月1日作成分から作成の仕方が従前と異なる手法に変化し、派遣協定書の更新が、「期間（年度）」を基準としていたものを「人」を基準とする方法に切り替えている。さらに派遣協定書第1条において「派遣職員の氏名、従事する業務及び派遣期間等においては別紙のとおりとする（要旨）」とする別紙様式も従前とは異なるものとしたため、「従事する業務」が別紙から欠落することとなってしまう。切り替えの理由は定かではないが、公務員派遣法や派遣条例等の定めをよく理解・確認せぬまま作成してしまっている。

さらに詳細に調べてみると、派遣協定書の改定状況と、各々の派遣協定書で対象となっている派遣職員の派遣期間との対応関係を表にまとめると以下ようになる。

協定書 発行日	県職 員	派遣期間					
			H18/4	H19/4	H20/4	H21/4	H22/4
H19/8/1 (4/1 発 行分も派 遣期間は 同じ)	A氏	H19/4/1～H22/3/31		○	●	●	
	B氏	H16/4/1～H19/9/30	○	○	9/30		
	C氏	H16/4/1～H21/3/31	○	○	●		
	D氏	H16/4/1～H21/3/31	○	○	●		
	E氏	H19/4/1～H22/3/31		○	○	○	
	F氏	H19/4/1～H22/7/31		○	○	●	
	G氏	H17/4/1～H20/4/30	○	○	●		
H20/4/1	H氏	H20/4/1～H23/3/31			○	○	●
	I氏	H20/4/1～H23/3/31			○	○	○
H21/4/1	J氏	H21/4/1～H23/3/31				○	○
	K氏	H21/4/1～H23/3/31				○	○
H22/4/1	L氏	H22/4/1～H25/3/31					○

※表の見方について

○は、派遣協定書において派遣期間として指定のある期間（4/1 から 3/31 まで）を示す。
●は、派遣協定書において派遣期間として指定されているが、職員派遣費補助金において対象経費に当該人物の人件費が含まれていない場合（協定書と相違して派遣がとりやめの場合）を示す。

例えば、A氏は派遣協定書上、派遣期間がH19/4/1からH22/3/31でありながら、実際はH19年度の一年間しか派遣されていないことを示す。

一方、B氏は平成19年8月1日付け派遣協定書上までは、派遣期間が平成16年10月1日から平成19年9月30日であったが、同10月1日付の「協議事項」によって派遣期間が平成21年9月30日までに延長されている。上記の表の日付の意味はこれである。

以上をまとめると、派遣協定書に瑕疵のある派遣（上表での二重線で囲った部分）に係る平成20年度以降の職員派遣費補助金の下記人件費相当額については次の通りとなる。

(単位：円)

年度	抽出の考え方	エラー金額	うち重複
H20	H・I氏の年度分全額	19,411,000	0
H21	E氏以外の年度分全額	37,884,000	14,470,000
H22	補助金の全額	32,313,000	32,313,000
	計	89,608,000	46,783,000

※重複とは、前述の神戸市訴訟を受けてのエラーとの重複という意味である。エラー金額は補助金受給の際には実際は端数調整が行われているため、千円未満で若干の差異が生じている。

なお、職員派遣にあたり県と県職員との間では、公務員派遣法第2条第2項に従って、本人から同意を得るべく「同意書」が取り交わされるが、本県で用いられている「同意書」の書面には、公務員派遣法第2条第3項に示される、

第一項の取決めにおいては、①当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬②その他の勤務条件及び③当該派遣先団体において従事すべき業務、④当該職員の職員派遣の期間、⑤当該職員の職務への復帰に関する事項⑥その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条約で定める事項を定めるものとする。（①～⑤の付番は筆者による）

との定めがあるにもかかわらず、同意書には、「1. 派遣先団体」「2. 派遣先における職」「3. 派遣期間」しか記されておらず、書面上、県と派遣職員本人との同意は、この3点のみしか交わされていない。

県の説明では「公益的法人等への派遣に係る勤務労働条件等について（ここには上記第2条第3項に求められる詳細な内容や条件が記載されている）」と題する書面が別に存在し、本人同意の際には、この書面と併せて説明を行っているとのことであった。

しかし同意書と、この「公益的法人等への派遣に係る勤務労働条件等について」との一体性を示す文面は同意書には一切見当たらないし、両書面の連続性を示す「契印」もない。本来は、別紙の存在を示し、参照させた上で、契印を押して初めて両書面の一体性に納得がいくはずだが、そういった書面上の体裁はない。

従って、外形的には、同意書の3点のみが同意の内容を表しているとは判断することができない。事務手続としては説明を行った上で同意書を徴しているとのことであるが、早急に改善する必要があると言わざるを得ない（なお、この点については、人事課より改善する旨、返答を受けている）。

以上から、観光振興推進本部での社団法人長崎県観光連盟への職員派遣は、派遣行為自身に法律的な瑕疵があり、早急な是正が必要である。

要約判定

特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	平成 24 年度から派遣協定書別紙の様式を改め、不備を解消するとともに、長崎県観光連盟と協議事項文書を交わしております。
所見	特に問題はない。

No	14
区分	指摘
報告書頁	101
項目	【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】 社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金交付決定通知書について
措置掲載文	様式にある「4 交付の条件」については、県の補助金等の交付を定める文書に準拠するところを明示するべきである。
報告書原文	社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について 社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金交付決定通知書について（指摘） 当該文書は、「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和 40 年 3 月 30 日 40 財第 77 号総務部長通知）様式第 1 号の交付決定通知書の様式に従って作成されている。この様式にある「4 交付の条件」については、県の補助金等の交付を定める文書に準拠するところを明示するべきである（上記総務部長通知「第 2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6 項なお書き参照）。つまり「この補助金は、長崎県補助金等交付規則、社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金交付要綱の適用を受けるものである」の記述をするべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	派遣費補助金については平成 23 年度から交付していませんが、その他の各種補助金交付にあたっては、交付決定通知書において、県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明記いたします。
所見	特に問題はない。

No	15
区分	指摘
報告書頁	101
項目	【社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について】 記載された法律名の誤りについて
措置掲載文	派遣に関係する書類において、根拠法である「公益的法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」とするところを、平成 20 年 12 月 1 日の同法の改正以前の名称で

	ある「公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」と記載しており、修正が必要である。同様に、派遣協定書上記載された県の派遣条例についても名称変更しているので記載の修正が必要である。
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金について</p> <p>記載された法律名の誤りについて（指摘）</p> <p>観光振興推進本部における県職員の社団法人長崎県観光連盟への派遣に関係する以下の書類において、根拠法である「公益的法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」とするところを、平成 20 年 12 月 1 日の同法の改正以前の名称である「公益法人等の一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」と記載しており、修正が必要である。同様に、派遣協定書上記載された県の派遣条例についても名称変更しているので記載の修正が必要である。</p> <p>(a) 社団法人長崎県観光連盟職員派遣費補助金交付要綱</p> <p>(b) 派遣職員の取り扱いに関する取決め書</p> <p>なお、(a) に関しては、平成 23 年度は当該補助金の廃止によって存在しないが、(b) は平成 23 年度以降も作成・運用されているため修正を要する。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	派遣協定書の法律名、県の派遣条例の名称の誤りについては是正を行いました。
所見	特に問題はない。

No	16
区分	指摘
報告書頁	102
項目	【社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（事業費）について】 期末未納品物品等の計上について
措置掲載文	<p>期末に未納品である物品等について未払計上しているものが合計約 300 万円にも上る。これらは、平成 22 年度の事業費等ではないのであるから、連盟においては決算書の修正を行うとともに、県においては補助金の返還要請を行うべきである。</p>
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（事業費）について</p> <p>期末未納品物品等の計上について（指摘）</p> <p>今回、観光連盟の監査を行い、期末計上未払金について物品等の納品が期末までに行われていたかの確認を行ったところ、次の物品等については期末までに納品が完了されていることが確認できなかった。期末未納品物品等の詳細は次の通り。</p> <p>（略）</p>

	<p>以上のように、期末に未納品である物品等について未払計上しているものが合計約 300 万円にも上る。これらは、平成 22 年度の事業費等ではないのであるから、連盟においては決算書の修正を行うとともに、県においては補助金の返還要請を行うべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>期末未納品の物品については、「長崎県教育旅行体験プログラム改訂版」の年度内納品分を除いた 1,308,164 円に返還額を確定し、観光連盟においては平成 24 年 10 月 12 日の理事会において決算書の修正について承認されたため、平成 24 年 10 月 19 日県に返還されました</p>
所見	本件については特に問題はない。ただし、「2. 追加検討した事項」について参照のこと。

No	17
区分	指摘
報告書頁	103
項目	運営費（共益費）の未消化残額について
措置掲載文	<p>本補助金の補助対象となる組織運営に要する経費である共益費について、不要文書処理費、廃棄物処理代及び電話移転工事費については補助の対象とされている賃借料・共益費の範疇であるかその理由が判然としない。今後はその範囲を明確にするとともに、その根拠と妥当性を判断できるよう整備を行うべきである。</p>
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について 運営費（共益費）の未消化残額について（指摘）</p> <p>本補助金の補助対象となる組織運営に要する経費である共益費については、平成 22 年度の当初の事業計画において、民間ビル貸室料 1,425,000 円及び民間ビル水道光熱費・共益費 1,072,000 円の計 2,497,000 円の支出が予定されており、実績報告においても同額が計上されている。</p> <p>しかし、連盟の実際の共益費の支出額は、ビル貸付料 1,226,736 円、ビル共益費 829,584 円、ビル共益費水道光熱費 281,309 円、蛍光灯取り換え費用 25,200 円及び事務室清掃費 20,832 円の計 2,383,661 円であり、未消化分として残額 113,339 円が生ずる。</p> <p>連盟は不要文書処理費 58,710 円、廃棄物処理代 36,000 円及び電話移転工事費 68,250 円についても共益費に含まれ、残額は発生しない旨主張するが、それらの費用については、補助の対象とされている賃借料・共益費の範疇であるかその理由が判然としない。よって、今後はその範囲を明確にするとともに、その根拠と妥当性を判断できるよう整備を行うべきである。</p>
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	共益費については平成 24 年 2 月に補助対象経費の範囲を定め、共益費の名称については、平成 24 年度から管理運営費に変更いたしました。
所見	本件については特に問題はない。「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	18
区分	指摘
報告書頁	103
項目	運営費（行事育成費）の支出内容について
措置掲載文	行事育成費の実績中に、別途に補助対象とされている事業費支出である国際観光推進事業の海外メディア総合戦略事業の支出項目に計上されているドラマのロケ支援費及びメディア招聘費用の一部が含まれている。当該ロケ誘致は、連盟本部の組織運営のための行事育成とは言い難い内容であったと考えるが、行事育成費の内容を明示させ、安易な支出のあてはめが行われぬよう整備すべきである。
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について 運営費（行事育成費）の支出内容について（指摘）</p> <p>本補助金の補助対象となる組織運営に要する経費である行事育成費については、平成 22 年度の当初の事業計画において、長崎くんち協賛金 1,140,000 円、長崎伝統芸能振興会への補助金 600,000 円、長崎ランタンフェスティバル協賛金 100,000 円及びマスコミ宣伝事業 673,000 円の支出が予定されており、実績報告においても同額が計上されている。</p> <p>このうちのマスコミ宣伝事業 673,000 円には、台湾ドラマ「ハヤテのごとく」のロケ誘致に要した費用 449,160 円が含まれている。この台湾ドラマ「ハヤテのごとく」のロケ誘致に要した費用は、もともと別途に補助対象とされている事業費支出である国際観光推進事業の海外メディア総合戦略事業の支出項目に計上されている台湾ドラマ「ハヤテのごとく」のロケ支援費及びメディア招聘費用 2,008,000 円の一部である。</p> <p>台湾ドラマ「ハヤテのごとく」のロケ誘致は、連盟本部の組織運営のための行事育成とは言い難い内容であったと考えるが、行事育成費の内容を明示させ、安易な支出のあてはめが行われぬよう整備すべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	行事育成費については、平成 24 年 2 月に補助対象経費の範囲を定めました。
所見	本件については言及するところはないが、「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	19
区分	指摘
報告書頁	104
項目	【社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について】 事業支出の一般会計と特別宣伝事業特別会計との帰属区分について
措置掲載文	<p>現在、連盟の会計は通常の事業を行う一般会計と特別宣伝事業を行う特別会計とがあるが、ここ数年、事業支出についてそれがどちらの会計に属する事業支出であるのか区分が難しくなっており、会計間での事業支出の按分についても多数行われているところである。このような処理を容認しておいた場合、それが意味で調整弁としての機能を帯び、予算消化のための安易な経理処理を行いやすくなるなど連盟の恣意性を排除できなくなってしまう、適正性を欠くことになる。それぞれの会計で処理される事業支出について、今一度その目的や事業内容を再検討し、整理を行うべきであろう。</p>
報告書原文	<p>社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について 事業支出の一般会計と特別宣伝事業特別会計との帰属区分について（指摘）</p> <p>現在、連盟の会計は通常の事業を行う一般会計と特別宣伝事業を行う特別会計とがある。特別会計は大都市圏の宣伝に特化した事業を行うため、自治体や特定地域の会員から負担金を求め、県からも一般会計には補助金及び特別会計には負担金が交付・支出されており、それぞれの会計で行うべき事業の目的や内容が元来異なっていることから、精算も会計毎に別々に行われている。</p> <p>しかし、観光 PR 事業は広告媒体や対象エリアを複合的、多面的に行っていくものであるため、ここ数年、事業支出についてそれがどちらの会計に属する事業支出であるのか区分が難しくなっており、会計間での事業支出の按分についても多数行われているところである。</p> <p>このような処理を容認しておいた場合、とある事業支出についてそれが意味で調整弁としての機能を帯び、事業間の区分や会計間の帰属において、予算消化のための安易な経理処理を行いやすくなるなど連盟の恣意性を排除できなくなってしまう。これでは会計毎の精算の精度が保たれないことになり、適正性を欠くことになる。それぞれの会計で処理される事業支出について、今一度その目的や事業内容を再検討し、整理を行うべきであろう。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度に 20 年会計基準に移行し、一般会計、特別会計の区分はなくなりましたが、特別宣伝事業については、事業目的を再確認のうえ国内誘致対策事業のなかで位置付け、適正な支出を行うこととしております。
所見	措置ができていない。「2. 追加検討した事項」(1) を参照のこと。

No	20
区分	指摘
報告書頁	104
項目	【経理処理上の問題点について】 特別宣伝事業特別会計の検出事項
措置掲載文	広報誌の発送費用を平成 22 年 3 月 31 日付で未払計上しているが、請求書が 2011 年 4 月 30 日で発行されており、履行確認は 3 月 31 日付となっている。履行確認を 3 月 31 日で行ったのなら、なぜ正当な 3 月 31 日付の請求書を取り寄せず、4 月 30 日付の請求書で放置しているのか。会計の信頼性を損なわせる事例と考える。
報告書原文	経理処理上の問題点について 特別宣伝事業特別会計の検出事項（指摘） 履行確認日が 3 月 31 日であるにも関わらず請求書日付が 4 月 30 日であるもの 広報誌「にこり vol6」の発送費用 27,600 円が発生しており、平成 22 年 3 月 31 日付で未払計上しているが、見積もりは平成 22 年 3 月 31 日付で取り寄せ、請求書が 2011 年 4 月 30 日で発行されており、履行確認は 3 月 31 日付となっている。見積もりが 3 月 31 日付であるならば、なぜあえて 4 月 30 日付で請求書を発行するのか合理性に疑問が生じる。履行確認を 3 月 31 日で行ったのなら、なぜ正当な 3 月 31 日付の請求書を取り寄せず、4 月 30 日付の請求書で放置しているのか。これも、会計の信頼性を損なわせる事例と考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度から適切な日付の請求書を受理するよう事務処理を行っております。
所見	問題は、契約履行を年度内に終了させているか否かである。書類の日付はその証跡でしかなく表面的な問題にすぎない。体質が改善されない限り文書の信頼性は得られない。 「2. 追加検討した事項」参照のこと。

No	21
区分	指摘
報告書頁	104
項目	【経理処理上の問題点について】 伺い（起案文書）の総務受付番号の矛盾
措置掲載文	起案月日が後のはずであるのに付番が若いという事例が散見される。多少の入り繰りはやむを得ないとしても、12 月の付番が 2 月の付番より 70 番近く若いという状態は、起案文書の取扱いに適正性を欠いているので、今後は取扱いのルールを見直すべきと考える。

報告書原文	<p>経理処理上の問題点について</p> <p>特別宣伝事業特別会計の検出事項（指摘）</p> <p>伺い（起案文書）の総務受付番号の矛盾（指摘）</p> <p>一般会計と同様、起案月日が後のはずであるのに付番が若いという事例が散見される。多少の入り繰りはやむを得ないとしても、12月の付番が2月の付番より70番近く若いという状態は、起案文書の取扱いに適正性を欠いているので、今後は取扱いのルールを見直すべきと考える。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成24年度から総務受付番号については廃止し、各課の管理のもと適正な処理を行っております。
所見	<p>牽制機能の再構築について（意見）</p> <p>「各課の管理のもと適正な処理を行っております」とは一体何なのか。伺い文書上、決裁日の記入の概念もない現フォーマットでは、総務受付番号の廃止によってますます検証可能性は低下している。</p> <p>意思決定について、誰が、いつ、責任を負ったのか、その後の契約事務や経済取引の起算点はいつなのかを疎明できる牽制機能や体制を整備することが急務である。</p>

No	22
区分	意見
報告書頁	105
項目	<p>【経理処理上の問題点について】</p> <p>まとめ</p>
措置掲載文	特別会計については県からの連盟に対する協賛金として負担金という扱いになっている。負担金であるがゆえ、定額かつ実績報告の確認も補助金ほどの厳密さは求められてはいないといっても、観光振興推進本部での確認は厳正にするべきである。
報告書原文	<p>経理処理上の問題点について</p> <p>特別宣伝事業特別会計の検出事項（指摘）</p> <p>まとめ（意見）</p> <p>県との関わりから考えれば、特別会計については県からの連盟に対する協賛金として負担金という扱いになっている。当該負担金（全体は27,484,000円だが、当該特別会計への負担金は20,000,000円）であるがゆえ、定額かつ実績報告の確認も補助金ほどの厳密さは求められてはいないといっても、観光振興推進本部での確認は厳正にするべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。

講じた措置の内容等	監査意見に留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。
所見	<p>措置内容の不明瞭さと、確認事務の瑕疵について（指摘）</p> <p>上記措置内容が「適切な事務処理を行ってまいります」と具体性もなく、解決を先送りした回答になっている。</p> <p>更に現在の状況について、下記の回答を得ているが、虚偽である。</p> <p>「平成 24 年度から、実績報告の際には支出内容の確認を行っており、適切な事務処理に努めております。」</p> <p>今回監査で当該負担金に返還事由が検出されているが、容易に発見しうる内容であるにもかかわらず、これを県は看過している。詳細は「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p>

No	23
区分	指摘
報告書頁	105
項目	<p>【観光連盟の決算書の誤りについて】</p> <p>県費補助金「観光連盟運営費等補助金（ウェルカム長崎キャンペーン事業（プレゼント関係事業））補助金の収支（県費補助金とその事業費）における脱漏について</p>
措置掲載文	<p>以下の収支の脱漏が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度分 <p>県費補助金 50,000,000 円 利息収入 1,231 円 事業費 43,689,770 円 一般正味財産増減額（増額部分）6,311,461 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度分 <p>県費補助金 112,674,740 円 利息収入 8,809 円 事業費 118,984,970 円 一般正味財産増減額（減額部分）6,301,421 円 同 期首残高（増額部分）6,311,461 円 同 期末残高 10,040 円</p> <p>この結果、貸借対照表においても簿外資産と負債が生じている。</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日に普通預金 13,884,726 円 未払金 7,573,265 円 平成 23 年 3 月 31 日に普通預金 10,040 円 （2 年分の普通預金利息合計）</p> <p>この事業用の通帳も連盟のものとは別口座で管理され、その結果、決算書にも反映されていない。</p>
報告書原文	<p>観光連盟の決算書の誤りについて</p> <p>各年度の通常総会において議案となっている「一般会計補正予算及び収支決算について」における一般会計補正予算書及び計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）が誤っている。</p>

	<p>特に平成 22 年度及び平成 23 年度の一般会計補正予算書及び収支決算については、多額の誤りが生じている。以下では計算書類に限って記述するが、補正予算書も同様の影響がある。</p> <p>誤りの内容は以下の 2 点である。</p> <p>(i) 県費補助金「観光連盟運営費等補助金（ウェルカム長崎キャンペーン事業（プレゼント関係事業））補助金の収支（県費補助金とその事業費）における脱漏について（指摘）</p> <p>以下の収支の脱漏が生じている。</p> <p>平成 21 年度分 県費補助金 50,000,000 円 利息収入 1,231 円 事業費 43,689,770 円 一般正味財産増減額（増額部分）6,311,461 円</p> <p>平成 22 年度分 県費補助金 112,674,740 円 利息収入 8,809 円 事業費 118,984,970 円 一般正味財産増減額（減額部分）6,301,421 円 一般正味財産期首残高（増額部分）6,311,461 円 一般正味財産期末残高 10,040 円</p> <p>この結果、貸借対照表においても簿外資産と負債が生じている。</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日に普通預金 13,884,726 円、未払金 7,573,265 円</p> <p>平成 23 年 3 月 31 日に普通預金 10,040 円（2 年分の普通預金利息の合計）</p> <p>県としては、ウェルカム長崎キャンペーン事業のプレゼント関係事業は、ホテル業や旅館業などとの関係が深く、緊密な連携を要する性質のものであり、任意団体を設置して事業を行うことを予定して進めていたが、緊急的事業であったため団体設置が実現できなかった。その後、県と連盟との間で十分な調整がなされないまま、連盟への補助事業として施行されたとのことである。この事業用の通帳も連盟のものとは別口座で管理され、その結果、決算書にも反映されていない。</p> <p>事業費は高額であり、計算書類全体に影響する瑕疵と思われる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 21 年度及び 22 年度決算について修正を行い、平成 24 年 10 月開催の理事会において承認されました。平成 25 年 6 月開催予定の次回定時総会に提案することとしています。
所見	当該修正については特に問題はない。その後について下記回答を得ている。 「6 月 7 日に開催した平成 25 年度定時（通常）総会にて決算書の修正を提案し承認されました。」

No	24
区分	指摘
報告書頁	106
項目	【観光連盟の決算書の誤りについて】

	<p>一般会計と特別会計の振替処理について</p>
<p>措置掲載文</p>	<p>一般会計の管理費の負担金（支出）勘定に、本来であれば管理費とは別区分とすべき「他会計への繰入金支出・特別会計への繰入金支出」を含めて表示し、特別会計においても負担金収入に、本来ならば区分すべき「他会計からの繰入金支出・一般会計からの繰入金収入」を含めて表示している。つまり法人全体で単純合算すると収支の二重計上が生じ、その額が一般会計・特別会計ともに明らかにならない。明瞭性の点において問題がある。</p> <p>一方で、普通預金口座は両会計一体であり、会計間での資金移動は不要であり、資金ショート心配はないことはもちろん、両会計間の資金過不足の一時借入などは一切認識されることもない。経理上の科目の見直しとあわせて、一般会計と特別会計の通帳を別口座とするのが望ましいと考える。</p>
<p>報告書原文</p>	<p>観光連盟の決算書の誤りにについて</p> <p>(ii) 一般会計と特別会計の振替処理について（指摘）</p> <p>一般会計の管理費の負担金（支出）勘定に、本来であれば管理費とは別区分とすべき「他会計への繰入金支出・特別会計への繰入金支出」を含めて表示し、特別会計においても負担金収入に、本来ならば区分すべき「他会計からの繰入金支出・一般会計からの繰入金収入」を含めて表示している。つまり法人全体で単純合算すると収支の二重計上が生じ、その額が一般会計・特別会計ともに明らかにならない。明瞭性の点において問題がある。</p> <p>過年度からこの表示が継続しているが、平成20年度以降は以下のようにになっている。</p> <p>平成20年度振替額 1,033,700円 平成21年度振替額 2,001,700円 平成22年度振替額 2,053,700円</p> <p>一般会計の管理費における負担金に、「特別会計への繰入金支出額」を含めて表示しているそもそもの発想は、特別会計が任意団体（委員会組織）として事業を行っているという意識が強く表れている結果であると思われる。</p> <p>つまり、連盟以外の他団体から協賛金や負担金を集め、連盟もその一員となって特別宣伝事業を委員会組織という構成で行っているとの発想である。そして連盟においては、この委員会組織たる特別会計に一般会計管理費から負担金を協賛しているという考え方である。</p> <p>しかしながら、この発想には根本的な矛盾がある。</p> <p>観光連盟はひとつの社団法人として会計単位（会計を行い集約する範囲のこと）があるのであるのに、その中にまるで別法人があるがごとく特別会計を捉え、一般会計からの資金移転を負担金として行っている。逆に言えば、特別宣伝事業を別組織と捉えるのであれば、観光連盟とは別の委員会や協議会を立ち上げ、観光連盟とは全く別の会計（社団）とすべきである。</p> <p>また一方で、普通預金口座は一般会計と一体であり、会計間での資金移動は不要であ</p>

	<p>り、資金ショート心配はないことはもちろん、両会計間の資金過不足の一時借入などは一切認識されることもない。組織の考え方と通帳管理が矛盾しているとも言える。このため、下記に述べる協賛金（負担金）未収が累積しても資金繰りに窮することもない。</p> <p>経理上の科目の見直しとあわせて、一般会計と特別会計の通帳を別口座とするのが望ましいと考える。原資たる県費補助金と県費負担金、会費と協賛金の使途は制限されるべきである。</p> <p>もっとも公益法人制度改革への対応のなかで、当該特別会計のあり方（存続）も検討されるであろうから、これに応じた対応は別途考える必要がある。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度から新会計基準を導入し、一般会計及び特別会計の区分はなくなるため、他会計との繰入処理の問題は発生しません。なお、旧特別会計事業の財源は他に充てることのないよう区分して管理し、今後は新会計基準の経理基準に従い適切な方法で処理を行ってまいります。
所見	<p>当該事案については問題ない。</p> <p>その後について、以下の回答を得ている。</p> <p>「平成 24 年度から新会計基準を導入し、一般会計及び特別会計の区分はなくなり、他会計との繰入処理の問題は発生しておりません。なお、旧特別会計事業の財源は他に充てることのないよう区分して管理しており、新会計基準の経理基準に従い適切な方法で事務処理を行っております。」</p> <p>「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p>

No	25												
区分	指摘												
報告書頁	107												
項目	<p>【観光連盟の決算書の誤りについて】</p> <p>宣伝事業特別会計の協賛金未収金の回収可能性について</p>												
措置掲載文	協賛金未収金の平成 22 年度時点の残高は 1,157,600 円であり、特に平成 18 年度以前は残高明細がなく請求の手だてがない状態にある。一連の手続を整備した上で回収可能性のないものについては不納欠損処理をするべきと考える。												
報告書原文	<p>宣伝事業特別会計の協賛金未収金の回収可能性について（指摘）</p> <p>協賛金未収金の計上年度は以下の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H22 年度時点の未収残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>それ以前</td> <td>50,100 円</td> </tr> <tr> <td>H19 年度</td> <td>696,000 円</td> </tr> <tr> <td>H20 年度</td> <td>182,500 円</td> </tr> <tr> <td>H21 年度</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>H22 年度</td> <td>119,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H22 年度時点の未収残高	それ以前	50,100 円	H19 年度	696,000 円	H20 年度	182,500 円	H21 年度	110,000 円	H22 年度	119,000 円
年度	H22 年度時点の未収残高												
それ以前	50,100 円												
H19 年度	696,000 円												
H20 年度	182,500 円												
H21 年度	110,000 円												
H22 年度	119,000 円												

	計	1,157,600 円
	特に平成 18 年度以前の残高明細がなく請求の手だてがない状態にある。下記エにあるように、一連の手続を整備した上で回収可能性のないものについては不納欠損処理をするべきと考える。	
要約判定 内容相違	特に問題はない。	
講じた措置の内容等	現在、不納欠損等の処理に関する規程の整備について検討しております。今後は、当該規程に基き適切な処理を行ってまいります。	
所見	<p>経理規程の見直しについて（意見）</p> <p>その後について以下の回答を得ている。</p> <p>「5 月 30 日に開催した平成 25 年度理事会において会計処理規程の中に未収金処理規程を追加することを提案し、承認されました。今後は、当該規程に基き適切な処理を行ってまいります。」</p> <p>決算への反映は平成 25 年度からである。また当該規定は不能欠損について規定しているものであるが、会計処理上の貸倒引当金の処理については整備されていないため、経理規程の見直しが必要と考える。</p> <p>なお、県及び連盟側からは「貸倒引当金の設定の必要性を感じていない」ということから、上記意見の削除を当方へ要請しているが、そもそも、これまでに不能欠損処理を行った経緯があるということ自体が、過去の貸倒実績率として、現在の債権そして将来計上される債権に対する潜在的な回収不能可能性を意味しているのであるから、このリスクに対し引当金として経理するのが当然である。また、過去の実績以外にも、不能欠損処理に至らずとも回収懸念がある場合には、資産評価の適正化の観点から引当金による評価という観点は必要である。以上から、県及び連盟の認識については是認することはできない。</p>	

No	26
区分	指摘
報告書頁	107
項目	【観光連盟の決算書の誤りについて】 未回収会費の損失計上について
措置掲載文	連盟は平成 22 度の決算において、一般会費の未収金について徴収不能として 1,890,770 円を損失計上しているが、この処理については事務局の判断で行われたもので、処理の承認についても理事会等の機関において報告・承認されていない。現会員分の会費未徴収分が全体の 7 割程度を占めており、現状具体的な滞納会費徴収の手続、回収不能時の判断、その処理に関する取決めもない環境の中での徴収不能による損失処理については、処理の妥当性が説明できず、連盟としての貴重な自主財源を自ら放棄して

	いる行為であるといえる。他の会員との公平性が保たれないこととなるため、早急な対処を行うべきである。
報告書原文	<p>未回収会費の損失計上について（指摘）</p> <p>連盟は平成 22 度の決算において、一般会費の未収金について徴収不能として 1,890,770 円（平成 19 年度分 781,685 円、平成 20 年度分 440,875 円、平成 21 年度分 668,210 円）を損失計上している。</p> <p>この処理については事務局の判断で行われたもので、処理の承認についても理事会等の機関において報告・承認されていない（決算報告の段階では事後であって意味がない）。また、この未徴収会費の損失処理については、退会により請求が行い難くなったもののほか、現会員分の会費未徴収分が全体の 7 割程度を占めている。現状具体的な滞納会費徴収の手続、回収不能時の判断、その処理に関する取決めもなく、そのような環境の中での徴収不能による損失処理については、処理の妥当性が説明できず、連盟としての貴重な自主財源を自ら放棄している行為であるといえる。また、会費を毎年度確実に支払っている他の会員との公平性が保たれないこととなるため、早急な対処を行うべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	現在、不納欠損等の処理に関する規程の整備について検討しております。今後は、理事会等で協議のうえ、適切に措置してまいります。
所見	No25 に同じ。

No	27
区分	意見
報告書頁	108
項目	【観光連盟の決算書の誤りにについて】 公益法人会計基準への準拠
措置掲載文	長崎県観光連盟は、現行会計においては、上記の他、賞与引当金の計上が行われておらず、注記についても不十分と思われる。公益法人会計基準の平成 20 年改訂版いわゆる新・新基準へ 24 年度から移行予定であり、また公益法人制度改革にも取り組んでいるが、今後の適切な対応を求める。
報告書原文	<p>オ 公益法人会計基準への準拠（意見）</p> <p>長崎県観光連盟は、現行会計においては、上記の他、賞与引当金の計上が行われておらず、注記についても不十分と思われる。公益法人会計基準の平成 20 年改訂版いわゆる新・新基準へ 24 年度から移行予定であり、また公益法人制度改革にも取り組んでいるが、今後の適切な対応を求める。</p>

要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 度中に、新会計基準に移行することとしており適切な処理を行うこととしております。
所見	下記回答を得ている。 「平成 24 年度に新会計基準に移行しました。現在、新会計基準のもと適切な処理を行っております。」 ただし、新会計には移行しているものの、「適切な処理を行っております」については、「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	28
区分	指摘
報告書頁	109
項目	【社団法人長崎県観光連盟お長崎県観光振興推進本部との間の賃貸契約について】 民間ビルの転貸（いわゆる又貸し）の問題
措置掲載文	長崎県観光振興推進本部及び観光連盟のある場所は、県所有の物件ではなく、民間ビルの 8 階ワンフロアの賃借である。民間ビル所有者と県との間での賃貸契約では「転貸禁止」が謳われているにも関わらず、「公有財産貸付契約書」という形で県と観光連盟が転貸契約を結んでいる。更には、観光連盟の賃借しているエリアに常設されている県の任意団体「長崎県フィルムコミッション」の使用関係や、水道光熱費や共益費の応分負担の問題が整理されていない。 このため、不動産の所有者と県との間で「転貸借承諾合意書」の締結を行った上で、転貸の契約を整理し、県と観光連盟、県とフィルムコミッション双方で転貸契約を結び、応分負担を考えるべきである。
報告書原文	社団法人長崎県観光連盟と長崎県観光振興推進本部との間の賃貸契約について 民間ビルの転貸（いわゆる又貸し）の問題（指摘） 基礎になっている民間ビル所有者と県との間での賃貸契約では、その第 11 条第 2 項において「転貸禁止」が謳われている。 この点、県は、相手先へ確認はとっている（無断ではない）とのことであったが、「転貸借承諾合意書」のような合意文書が作成されてはいない。また、「転貸借契約書」という形ではなく「公有財産貸付契約書」という形で県と観光連盟が転貸契約を結んでいる。更には、観光連盟の賃借しているエリアに常設されている県の任意団体「長崎県フィルムコミッション」の使用関係や水道光熱費や共益費の応分負担の問題が整理されていない。 このため、不動産の所有者と県との間で「転貸借承諾合意書」の締結を行った上で、転貸の契約を整理し、県と観光連盟、県とフィルムコミッション双方で転貸契約を結び、

	応分負担を考えるべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年 4 月に橋本商会ビル所有者から転貸借の同意を取り、県と観光連盟、県とフィルムコミッション双方で転貸契約を結んでおります。また、家賃や水道光熱費についても、平成 24 年 4 月分から、面積按分により観光連盟とフィルムコミッションが応分の負担をすることとしております。
所見	特に問題はない。

No	29
区分	指摘
報告書頁	109
項目	【社団法人長崎県観光連盟と長崎県観光振興推進本部との間の賃貸契約について】 借上物件を公有財産に準じて管理し公有財産取扱規則と同じ様式で契約している点
措置掲載文	県の借上物件の取り扱いについては「公有財産の管理に準じた取扱いをすること」とされており、これが元となって、上記「公有財産貸付契約書」が締結されたものであるが、少なくとも当該物件は借上物件であって「公有財産」ではないので、契約件名は見直す必要がある。
報告書原文	社団法人長崎県観光連盟と長崎県観光振興推進本部との間の賃貸契約について 借上物件を公有財産に準じて管理し公有財産取扱規則と同じ様式で契約している点（指摘） 県の借上物件の取り扱いについては、「借上不動産の取扱いについて」（昭和 39 年 7 月 17 日 39 管第 115 号総務部長通知）が存在する。この「二 借上不動産の管理」に、「2 前項のほか、借上不動産については、公有財産の管理に準じた取扱いをすること」とあり、これが元となって、上記「公有財産貸付契約書」が締結されたものである。 少なくとも当該物件は借上物件であって「公有財産」ではないので、契約件名は見直す必要がある。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	県と、観光連盟及びフィルムコミッションとの各契約件名については、平成 24 年度から「建物転貸借契約」に改めております。
所見	特に問題はない。

No	30
区分	指摘

報告書頁	110
項目	【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】 経理処理上の問題について
措置掲載文	H21年度とH22年度の2年間において協議会が存在しているため、2年分の支出を検討したが、請求書の宛名が「大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会」ではないものが散見された。
報告書原文	経理処理上の問題について（指摘） H21年度とH22年度の2年間において協議会が存在しているため、2年分の支出を検討したが、請求書の宛名が「大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会」ではないものが散見された。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	当該協議会は平成23年3月25日をもって解散しており、事後処理もできないため、指摘事項については、正規の請求宛名等を記載した更正文書を作成して保存することとしております。
所見	特に問題はない。

No	31
区分	指摘
報告書頁	112
項目	【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】 請求の帰属の問題
措置掲載文	本来、宛名の相違する請求は再発行を請求先に依頼するべきであるが、放置されている事例が2年間で件数もだが金額も13,974,747円と多額で看過できない事務処理である。事務処理が錯綜していたことが背景としてあるとは言え、協議会が県とも連盟とも分離した社団であることの理解が希薄であることが背景であると思われる。
報告書原文	請求の帰属の問題（指摘） 本来、宛名の相違する請求は、そのまま処理したり、書き換えたりするのではなく再発行を請求先に依頼するべきである。しかしながら、請求書で宛名が相違しているような事例が2年間で件数もだが金額も13,974,747円と多額で看過できない事務処理である。 かかる状況が放置されているのは、予算と組織規模のバランスが崩れ、事務処理が錯綜していたことが背景としてあるとは言え、協議会が県とも連盟とも分離した社団であることの理解が希薄であることが背景であると思われる。
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	当該協議会は平成23年3月25日をもって解散しており、事後処理ができないため、指摘事項については、正規の請求宛名等を記載した更正文書を作成して保存することとしております。
所見	特に問題はない。

No	32
区分	指摘
報告書頁	112
項目	【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】 フィルムコミッションのタクシー代（H22年度のNo2）
措置掲載文	観光振興推進本部に組織された任意団体である「長崎県フィルムコミッション」で使用していたタクシーチケットの使用分のうち、平成22年5月使用分を協議会の支出としているものである。安易に請求書を書き換えて負荷するのではなく、協議会での施行伺いによって、協議会の負担が相当である理由を付し協議の上、フィルムコミッションの請求に応じるべきである。任意団体相互間の牽制が働いていない。
報告書原文	フィルムコミッションのタクシー代（H22年度のNo2）（指摘） これは、同じく観光振興推進本部に組織された任意団体である「長崎県フィルムコミッション」で使用していたタクシーチケットの使用分のうち、平成22年5月使用分を協議会の支出としているものである。理由は、NHKドラマ龍馬伝のロケ支援のためにフィルムコミッション担当者と協議会担当者が使用し、「龍馬伝」関連の使用であるから協議会の負担とした、とのことであった。安易に請求書を書き換えて負荷するのではなく、協議会での施行伺いによって、協議会の負担が相当である理由を付し協議の上、フィルムコミッションの請求に応じるべきである。任意団体相互間の牽制が働いていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	当該協議会は平成23年3月25日をもって解散しており、事後処理ができないため、指摘事項については、正規の請求宛名等を記載した更正文書を作成して保存することとしております。
所見	当該案件については言及するところはないが、類似する問題が長崎県フィルムコミッションにおいて検出されている。後述の「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	33
区分	意見

報告書頁	112
項目	【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】 ㈱J社に対するロケ支援費について
措置掲載文	平成23年3月15日に、テレビドラマ誘致にかかるロケ支援という名目で㈱J社に対して1,000,840円が支出されている。この支出は㈱J社からの見積もり、請求によりなされているものであるが、その内訳は明確ではない。協議会内部の施行何でも同様で、ロケ地が挙げられ@1,000,000円×1式=1,000,000円と記載されているのみである。補助金程には縛りの強くない負担金の場合であっても、その支出については公金によって支出を行うべきものか否かを慎重に検討する必要があるものとする。
報告書原文	<p>㈱J社に対するロケ支援費について（意見）</p> <p>平成23年3月15日に、テレビドラマ誘致にかかるロケ支援という名目で㈱J社に対して1,000,840円が支出されている。840円は振込料であるため、実質は1,000,000円の支出がなされている。この支出は㈱J社からの見積もり、請求によりなされているものであるが、その見積もり、請求では、取材協力費（渡航費、宿泊費など）と簡単に記載されているだけでその内訳は明確ではない。長崎県龍馬伝推進協議会内部の施行何でも同様で、ロケ地としてグラバー園、料亭花月、東山手十二番館、東山手洋風住宅群、ハウステンボス（観光丸）が挙げられ@1,000,000円×1式=1,000,000円と記載されているのみである。</p> <p>この支出を龍馬伝推進協議会では、メディアとのタイアップ費として処理されている。メディアとのタイアップ費は、平成22年度は19,071,240円が支出されているが、そのほとんどが広告や雑誌への掲載、テレビでの紹介に対する支出となっている。これに対して㈱J社への取材協力費だけは、その支出の詳細が不明である。また、当支出がロケ支援費と考えても、他のロケ支援費についてもその支出目的や支出に対する対価物は明確であるが、これはそうではない。</p> <p>担当者に事情を確認したところ、当ロケについては、長崎県からロケを長崎で行うよう依頼をしたもので、長崎県全体として200万円のタイアップ費用を支出しているということであった。その負担分として龍馬伝推進協議会でも、通常のロケ隊の人数や取材日数等から100万円は妥当なものとして負担することとなったとのことである（他の100万円については長崎県観光連盟が50万円、長崎県の他の課が50万円を負担している）。このため、内訳など詳細な資料が存在しないこととなっている。</p> <p>公金を原資とする負担金によって事業を推進する以上、その内容が明確でない支出は当然に行われるべきではなく、補助金程には縛りの強くない負担金の場合であっても、その支出については公金によって支出を行うべきものか否かを慎重に検討する必要があるものとする。</p>
要約判定 内容相違	全体像が失われており、要約として納得しえない。 ただし、要約が措置内容に影響していないため、検出事項としては取り扱わない。

講じた措置の内容等	当該支出 1,000,000 円は、TBS ドラマ「仁」の長崎ロケにかかる制作協力費であり、書面には内訳の記載はないものの、内容はロケ隊の東京～長崎間の旅費及び宿泊費であり、ロケ隊の構成人数等から勘案して、妥当なものとして判断し支出したものであります。今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。
所見	<p>牽制体制の整備・運用について（意見）</p> <p>「今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります」では、具体的な改善としてどうするのか示されていない。</p> <p>更に「書面には内訳の記載はないものの、（中略）妥当なものとして判断し支出したものであります。」という回答では、監査時点でのやり取りから思考の進展がない。問題は、「公金を原資とする負担金によって事業を推進する以上、その内容が明確でない支出は当然に行われるべきではなく、補助金程には縛りの強くない負担金の場合であっても、その支出については公金によって支出を行うべきものか否かを慎重に検討する必要があるものとする。」に対する、改善をどうするかである。</p> <p>公金を投入してよいという検討を適切に行ったという根拠が示されていないことが問題なのだから、牽制体制を整備・運用することこそ、求められる措置であると思われる。</p>

No	34
区分	意見
報告書頁	113
項目	【大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会について】 協議会の事業と長崎県観光連盟の事業との区別の曖昧さについて
措置掲載文	平成 22 年度の No6 は長崎県観光連盟と折半、No7 では調整済みと「施行伺い」に記述がみられるが、No7 は本来は、長崎県観光連盟の事業とするべきものであったのではないかと。このような事業目的の境目の曖昧さ（もしくは人的分離の曖昧さ）は、どの団体の通帳から請求を支払うかという発想にもなりかねない。それぞれの目的があって公金が支出されているのであり、必要があって各団体が存在することを考えると安易な混同があってはならないと考える。
報告書原文	<p>協議会の事業と長崎県観光連盟の事業との区別の曖昧さについて（意見）</p> <p>平成 22 年度の No6 は長崎県観光連盟と折半、No7 では調整済みと「施行伺い」に記述がみられる。</p> <p>No6 はテレビ番組の制作費であるが、長崎県観光連盟の平成 22 年度の通常総会資料には、一般会計事業の報告内容に「I 国内誘致対策事業 3. 関西中国エリア重点プロモーション事業 (1) 山陽道・中国道等での情報発信」に当該テレビ番組放映の事項が記載されている。</p> <p>同様に No7 は広島地区での観光 PR として行われた支出であるが、長崎県観光連盟の</p>

	<p>上記事業（山陽道・中国道等での情報発信）からして本来は、長崎県観光連盟の事業とするべきものであったのではないかと。</p> <p>このような事業目的の境目の曖昧さ（もしくは人的分離の曖昧さ）は、どの団体の通帳から請求を支払うかという発想にもなりかねない。</p> <p>連盟の資金原資は運営費補助金であり、龍馬伝協議会の資金原資の一部は負担金である。それぞれの目的があって公金が支出されているのであり、必要があって各団体が存在することを考えると安易な混同があってはならないと考える。</p>
要約判定 内容相違	<p>「No6」「No7」と要約して書かれても、読み手は何を言っているのか分からない。適切な要約になっていない。</p> <p>ただし、要約のあり方が措置に影響していないため検出事項としては扱わない。</p>
講じた措置の内容等	<p>当該協議会は平成 23 年 3 月 25 日をもって解散しております。平成 21 年度及び平成 22 年度においては、龍馬伝関係事業が多く事務処理が錯綜していたことは事実ですが、事業執行については、観光連盟等とも十分な協議のうえ着手しており、支出としては適正なものと考えております。今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。</p>
所見	<p>本課、連盟（連盟の中の事業）、任意団体といういくつかの財布があり、それぞれの事業が曖昧で、その時々都合で使い分けをするという体質は一向に改まっていない。</p> <p>個々の問題については、「2. 追加検討した事項」以下を参照のこと。</p> <p>措置も「今後は監査意見にも十分留意しながら適切な事務処理を行ってまいります。」という曖昧な回答にとどまっているが、組織の体質改善が必要である。</p>

No	35
区分	意見
報告書頁	114
項目	県と団体との組織分離について
措置掲載文	<p>団体の事務を兼務する県職員は、職務専念義務免除の手続を行っていないため、条例に従って免除の手続を行うべきである。</p> <p>加えて物件の使用に関して、観光振興推進本部は民間ビルの借上不動産に入居しているが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、所有者との間で転貸借承諾合意書が締結されている必要があると考える。</p>
報告書原文	<p>県と団体との組織分離について（指摘）</p> <p>団体の事務を兼務する県職員は、職務専念義務免除の手続を行っていないため、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 1 項、同項（3）に従って免除の手続を行うべきである。</p> <p>加えて物件の使用に関しての取扱いに問題がある。観光振興推進本部は民間ビルの借上不動産に入居しているが、「借上不動産の取扱いについて」（昭和 39 年 7 月 17 日 39</p>

	管第 115 号総務部長通知)「二借上不動産の管理」2において、借上不動産は公有財産の管理に準じた取扱いをすることが謳われており、さらに任意団体の使用許可については、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 18 条 (7) の使用許可の免除によって許可手続は不要となるが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、この点所有者との間で転貸合意書が締結されている必要がある。現状、このような対外的な処理は行われていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	兼務の県職員については、平成 24 年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。 また、当該協議会は平成 23 年 3 月 25 日をもって解散しておりますが、平成 24 年 4 月に橋本商会ビル所有者から転貸借の同意を取っておりますので、今後同様の事例が生じた場合には適切に対応してまいります。
所見	職専免手続きの瑕疵について (指摘) 職専免 (職務専念義務免除) 手続きの必要な団体への就任日と免除承認日とがずれており、空白期間が存在する事例が複数見られる。 ・九州観光推進機構 (就任日 H23. 5. 25 申請日 H25. 6. 1 他 1 件) ・長崎県クルーズ振興協議会 (就任日 H24. 4. 1 申請日 H24. 6. 1 他 3 件) ・長崎県オクトーバーフェスト実行委員会 (就任日 H23. 5. 11 申請日 H24. 6. 1 他 4 件) 職専免なく他団体の事務に携わることは地方公務員法や条例に反する行為であり、個人の給与返還に発展する問題であることが未だ理解されていない。「兼務の県職員については、平成 24 年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。」は虚偽である。 単なる内部手続きではないことを周知徹底する必要がある。

No	36
区分	指摘
報告書頁	115
項目	【長崎県フィルムコミッションについて】 運営費補助金の問題とフィルムコミッションの会としてのあり方について
措置掲載文	フィルムコミッションに会費収入等の自主財源はなく、収入は当該運営費補助金のみである。そもそも地方公共団体が行う補助金事業は、事業実施主体の財政支援のために行われるのであって、自主財源もなく事業の運営費のすべてを面倒見るのであれば、それは補助金としての意義が薄れるものと思われる。このような状態は、早急に見直すべきである。今後は会のあり方も含めて財務構造を見直すべきである。観光振興課においても事務事業の検証能力の向上を求めるものである。

	<p>なお、不足する財源のあてを他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。</p>
報告書原文	<p>運営費補助金の問題とフィルムコミッションの会としてのあり方について（指摘）</p> <p>フィルムコミッションは、社団法人長崎県観光連盟内に事務局を置く任意団体である。フィルムコミッションの収支をみると、フィルムコミッションに会費収入等の自主財源はなく、収入は当該運営費補助金のみである。そもそも地方公共団体が行う補助金事業は、事業実施主体の財政支援のために行われるのであって、自主財源もなく事業の運営費のすべてを面倒見るのであれば、それは補助金としての意義が薄れるものと思われる。このような状態は、早急に見直すべきである。</p> <p>今後は会のあり方もふくめて財務構造を見直すべきである。</p> <p>また観光振興推進本部（現観光振興課）においても、今後このような問題についても自浄できるよう、事務事業の検証能力の向上を求めるものである。</p> <p>なお、フィルムコミッションでは每期収支が均衡し、収入＝支出となっているが、これには一定の疑念がある。つまり、支出の一部は上記収支には反映することなく、簿外処理がなされ、別の財源で賄われている可能性がある。その一例が大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会での「(ii) フィルムコミッションのタクシー代 (H22年度のNo2)」と思われ、不足する財源のあてを、他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。</p>
要約判定 内容相違	<p>特に問題はない。</p>
講じた措置の内容等	<p>会のあり方、財務構造等見直す余地があるものと思われるため、観光連盟・市町・観光協会等を含め、フィルムコミッションの運営のあり方について現在見直しの検討を行っております。</p>
所見	<p>措置未了について（指摘）</p> <p>そもそも、上記「講じた措置の内容」には、「フィルムコミッションでは每期収支が均衡し、収入＝支出となっているが、これには一定の疑念がある。つまり、支出の一部は上記収支には反映することなく、簿外処理がなされ、別の財源で賄われている可能性がある。その一例が大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会での「(ii) フィルムコミッションのタクシー代 (H22年度のNo2)」と思われ、不足する財源のあてを、他の会計で賄われているかのように取られかねないような事務処理は慎むべきである。」の回答をしていないのだが、経理操作を行っていることを今回検出している。</p> <p>措置をごまかし、補助金返還を免れようと姑息な処理を繰り返している。</p> <p>詳細は、後段「2. 追加検討した事項」(5)を参照のこと。</p> <p>なお、フィルムコミッションの取扱いについては以下の回答を得ている。</p> <p>「市町及び市町観光協会等と連携して県内観光関係事業の振興や地域の活性化に取り組んでいる長崎県観光連盟の事業として位置づけ、一体的・総合的に取り組むことが効</p>

	果的かつ効率的であるため、平成 26 年度以降、長崎県観光連盟の事業として、関係機関との連携強化や機能充実を図っていくこととしている。平成 25 年度においては、組織としてのフィルムコミッションの解散に向けた事務手続きを進めていく。」 係る不正の温床である、同団体の早期解散を求める。
--	---

No	37
区分	意見
報告書頁	115
項目	【長崎県フィルムコミッションについて】 フィルムコミッションの支出項目について
措置掲載文	支出費目にジャパンフィルムコミッション年会費負担金があるが、本来は、県での支出証拠書類綴りでの扱いと同様、先方の決算・収支を確認した上での支払であるべきであるが、先方の請求に従って支払っているに過ぎない。見直しの機会を得ることも含めて決算書（予算書）の収支は検討するべきである。
報告書原文	フィルムコミッションの支出項目について（意見） 支出費目に負担金があり「ジャパンフィルムコミッション年会費 100,000 円」がある。本来は、県での支出証拠書類綴りでの扱いと同様、ジャパンフィルムコミッションの決算・収支を確認した上での支払であるべきであるが、先方の請求に従って支払っているに過ぎない。見直しの機会を得ることも含めて決算書（予算書）の収支は検討するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	今後は、事業計画・予算書等で決算・収支を確認し、適正な支出処理に努めてまいります。
所見	「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	38
区分	意見
報告書頁	116
項目	【長崎県フィルムコミッションについて】 規程の整備に関して
措置掲載文	長崎県フィルムコミッションにおいては、設置運営要綱はあるが、就業規則や給与規程、経理規程、決裁規程等がない。運営に関して今のところ問題はないと思われるが、やはり最低限の規程の整備は必要ではないかと思われる。
報告書原文	規程の整備に関して（意見）

	長崎県フィルムコミッションにおいては、設置運営要綱はあるが、就業規則や給与規程、経理規程、決裁規程等がない。運営に関して今のところ問題はないと思われるが、やはり最低限の規程の整備は必要ではないかと思われる。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年 4 月に給与規程、経理規程、決裁規程等について整備いたしました。
所見	「2. 追加検討した事項」参照のこと。

No	39
区分	指摘
報告書頁	116
項目	【長崎県フィルムコミッションについて】 長崎県フィルムコミッションの家賃及び水道光熱費の負担に関して
措置掲載文	県が賃借契約を締結し、その一室をさらに県と観光連盟とで公有財産貸付契約書を締結している民間の賃貸物件の一室の一部（連盟の一部）を事務所として使用している状況であるが、県と貸主との間で転貸承諾合意書も取り交わされておらず、当団体と県との転貸契約書も締結されていない。また、水道光熱費に関しても当団体は全く負担していないため、何らかの基準を定めて、負担する必要がある。
報告書原文	長崎県フィルムコミッションの家賃及び水道光熱費の負担に関して（指摘） 長崎県フィルムコミッションの事務所は民間の賃貸物件の一室の一部（連盟の一部）を事務所として使用している。その物件は長崎県が賃借契約を締結し、その一室をさらに長崎県と長崎県観光連盟とで公有財産貸付契約書を締結している状況である。しかし、貸主との間で転貸承諾合意書も取り交わされておらず、長崎県フィルムコミッションと長崎県との転貸契約書も締結されていない。また、水道光熱費に関しても長崎県フィルムコミッションは全く負担していないため、何らかの基準を定めて、負担する必要がある。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年 4 月に橋本商会ビル所有者から転貸借の同意を取り、県と観光連盟、県とフィルムコミッション双方で転貸契約を結んでおります。また、家賃や水道光熱費についても、平成 24 年 4 月分から、面積按分により観光連盟とフィルムコミッションが応分の負担をすることとしております。
所見	特に問題はない。

No	40
区分	指摘
報告書頁	117
項目	【長崎県クルーズ振興協議会について】 協定書に関して
措置掲載文	協定書により、支援金に余剰金が生じたときは費用の負担割合に応じて返還を求めることができると定められているが、実際には余剰金が生じても返還は行われていない。 平成 22 年度差額分 26,754 円に関しては返還を要請すべきである。
報告書原文	協定書に関して（指摘） 協定書第 4 条（事業の報告）で、乙は事業が完了したときは、事業報告書及び収支決算書を提出するものとし、支援金に余剰金が生じたときは、甲は費用の負担割合に応じて、乙に対し返還を求めることができると定められているが、実際には余剰金が生じても返還は行われていない。 平成 22 年度 支援金額 2,400,000 円 実績 2,373,246 円であり、差額分 26,754 円に関しては返還を要請すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	支援金の余剰金 26,754 円については、平成 24 年 3 月に県へ返還されております。
所見	特に問題はない。

No	41
区分	指摘
報告書頁	117
項目	【長崎県クルーズ振興協議会について】 内部牽制について
措置掲載文	当協議会の事務局が長崎県観光振興課内にあり、事務局長が同課長であることから、両方の起案者から承認者までが同じ人物で行われている。つまり実質は自己承認という形になっており、今後適切な事務分離（担当者の分離）を行う必要がある。
報告書原文	内部牽制について（指摘） 当協議会の事務局が長崎県観光振興課内にあり、事務局長が長崎県観光振興課長であることから、両方の起案者から承認者までが同じ人物で行われている。 つまり実質は自己承認という形になっており、今後適切な事務分離（担当者の分離）を行う必要がある。
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	<p>今後、内部牽制が働くよう適切な事務分離を行ってまいります。</p> <p>なお、事務局長については、観光振興課長に代わって総括課長補佐が就任することが平成 24 年 7 月の総会において承認されております。</p>
所見	<p>下記の回答を得ている。</p> <p>「内部牽制が働くよう、長崎県クルーズ振興協議会からの負担金申請の処理については、事務局職員以外の職員が支出事務を行っております。また、平成 24 年 7 月の総会から、事務局長については、総括課長補佐が就任しております。」</p>

No	42
区分	意見
報告書頁	117
項目	<p>【長崎県クルーズ振興協議会について】</p> <p>繰越金に関して</p>
措置掲載文	<p>平成 22 年度の収支決算書で平成 23 年度への繰越金が 1,969,824 円となっている。主な原因は歓迎行事支援助成金の支出金額が少なかった事によるもので、平成 23 年度においてこの繰越金に相当する金額を助成金から控除して対応するとの事であるが、繰越金の規模については、過剰な余剰とならないよう、每期適切な管理に努めるべきであるとする。</p>
報告書原文	<p>繰越金に関して（意見）</p> <p>平成 22 年度の収支決算書で平成 23 年度への繰越金が 1,969,824 円となっている。</p> <p>この繰越金の主な原因は入港行事に関する県の助成金（長崎県クルーズ振興協議会負担金 4,783,000 円）に対して実際の歓迎行事支援助成金の支出金額が少なかった事によるもので、平成 22 年度末で繰越金のうち 1,002,245 円がこれによるものである。</p> <p>なお、平成 23 年度において、この繰越金に相当する金額を助成金から控除して対応するとの事であるが、繰越金の規模については、過剰な余剰とならないよう、每期適切な管理に努めるべきであるとする。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>クルーズながさきの繰越金については、クルーズ船の実際の入港状況及び各港の歓迎イベントの実施状況に大きく左右されますが、仮に年度末の時点でクルーズながさきに繰越金が発生した場合、クルーズながさきの翌年度の予算編成の際に、当該年度の県の負担金の全額を充当するという事はせず、前年度からの繰越金を優先的に充てて予算を組み、県予算のうち当該繰越金を差し引いた金額は一旦保管することといたします。最終的に当該年度の県予算に余剰が発生した場合はこれを返還する（補正減等）という方法を平成 23 年度から実施することとしております。</p>

所見	<p>下記の回答を得ている。</p> <p>「平成 24 年度収支決算時点の状況としては、歓迎行事に関する実績等把握をさらに徹底したこと及び県からクルーズながさきへの負担金について、クルーズ客船の入港状況等を慎重に見極めながら複数回に分けて充当するなどの改善策を講じたことなどにより、平成 22 年度と比較可能な事業に係る繰越金は 869,439 円(平成 22 年度比:1,100,385 円減)まで縮減しており、また、平成 23 年度から新たに創設したインセンティブ助成金制度に係る繰越金を加えた協議会全体の余剰金についても 1,151,579 円(平成 22 年度比:818,245 円減)となっております。今後とも、同協議会における繰越金については、過剰な余剰とならないよう適切に対応してまいります。</p> <p><平成 24 年度における県の負担金充当額></p> <p>県の予算額:14,029,500 円 負担金充当額:4,049,000 円</p> <p><平成 25 年度への繰越金></p> <p>①歓迎行事助成金:427 円 ②インセンティブ助成金:282,140 円 ③上記以外の事業:869,012 円</p> <p>※同協議会では、項目(①～③)ごとに事業予算を区分けしており、項目間の流用がないように管理しております。」</p>
----	--

No	43
区分	指摘
報告書頁	118
項目	<p>【長崎県クルーズ振興協議会について】</p> <p>県と団体との組織分離について</p>
措置掲載文	<p>団体の事務を兼務する県職員は、職務専念義務免除の手続を行っていないため、条例に従って免除の手続を行うべきである。</p> <p>加えて物件の使用に関して、観光振興推進本部は民間ビルの借上不動産に入居しているが、物件所有者と県とのそもそもの賃貸契約に転貸禁止条項があるため、所有者との間で転貸借承諾合意書が締結されている必要があると考える。</p>
報告書原文	<p>県と団体との組織分離について(指摘)</p> <p>団体の事務を兼務する県職員は、職務専念義務免除の手続を行っていないため、職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 1 項、同項(3)に従って免除の手続を行うべきである。</p> <p>加えて物件の使用に関しての取扱いに問題がある。観光振興推進本部は民間ビルの借上不動産に入居しているが、「借上不動産の取扱いについて」(昭和 39 年 7 月 17 日 39 管第 115 号総務部長通知)「二借上不動産の管理」2 において、借上不動産は公有財産の管理に準じた取扱いをすることが謳われており、さらに任意団体の使用許可については、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 18 条(7)の使用許可の免除によって許可</p>

	手続は不要となるが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、この点所有者との間で転貸借承諾合意書が締結されている必要がある。現状、このような対外的な処理は行われていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	兼務の県職員については、平成 24 年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。 また、物件の使用に関しては、平成 24 年 4 月に橋本商会ビル所有者から転貸借の同意を取っておりますので今後適切に対応してまいります。
所見	No35 参照のこと。

No	44
区分	意見
報告書頁	118
項目	観光振興推進本部及び関係団体に関するまとめ
措置掲載文	観光振興推進本部、観光連盟、龍馬伝協議会をはじめとする任意団体のそれぞれの牽制機能が満足のいくものではない。基本的な管理が行き届いておらず、監査を通して得られる信頼感は乏しいものがあつたと言わざるを得ない。特に外郭団体や任意団体を活用しての事業は、機動的な施策の推進、民間との協働といったメリットばかりが先行し、牽制機能が喪失しやすいデメリットに対して管理が行き届いていないと思われる。今後、管理体制の強化・改善を求めたい。
報告書原文	<p>3. 観光振興推進本部及び関係団体に関するまとめ（意見）</p> <p>平成 21 年度から平成 22 年度は、アジアからの観光客の流入や大河ドラマ「龍馬伝」という好機にも恵まれ、観光振興推進本部は非常に多忙であったようである。また、地元観光関係者との協働という観点からもさまざまな取り組みが行われていることも確認された。</p> <p>スピードが求められる昨今、従前の官庁の発想では対応できない側面も確かに増えているのであろう。このため、官である観光振興推進本部と民との協働組織である観光連盟や各種協議会とが連携しながら事業を推進している姿が浮かび上がる。</p> <p>しかしながら、残念なことに管理やルールは後回しとなり、おろそかになっていたのではなかろうかと思われる事例が散見されたのも事実である。</p> <p>今回抽出された指摘事項や意見のうち、主だったものを拾い上げると、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣協定の協定内容の管理に不備がある ・フィルムコミッション運営費補助金のあり方を見直す必要がある。 ・観光連盟の一般会計及び特別会計の事業費支出の中に履行確認の信頼性が疑われるも

	<p>のがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支が連盟の経理とは認識していなかったため、2倍楽しむキャンペーンプレゼント事業の収支が二年にわたって観光連盟の決算書から脱漏していた ・大河ドラマ「龍馬伝」長崎県推進協議会の事業費においても請求書の名義誤りが多発し、観光連盟と龍馬伝協議会の事業区分の立て分けが曖昧で、合理的な根拠もないまま安易に振り分けられている懸念がある <p>これらをみるにつけ、観光振興推進本部、観光連盟、龍馬伝協議会をはじめとする任意団体のそれぞれの牽制機能が満足いくものではない。基本的な管理が行き届いておらず、監査を通して得られる信頼感は乏しいものがあつたと言わざるを得ない。特に外郭団体や任意団体を活用しての事業は、機動的な施策の推進、民間との協働といったメリットばかりが先行し、牽制機能が喪失しやすいデメリットに対して管理が行き届いていないと思われる。今後、管理体制の強化・改善を求めたい。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>観光振興課、観光連盟ともに、平成24年度から管理部門の人員を増やす等の組織体制を見直しました。補助金検査については、適切な指導を行うよう検査職員を増やして実施することとしております。</p> <p>本監査における指摘内容等を真摯に受け止め、今後関係団体に対しても周知徹底のうえ認識を共有し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
所見	<p>以下の回答を得ているが、後述「2. 追加検討した事項」での検出事項に鑑みれば、体質に変化はないと思われる。</p> <p>「観光振興課、観光連盟ともに、平成24年度から管理部門の人員を増やす等の組織体制を見直し、適正な事務処理に努めております。また、補助金実地検査について、平成24年度は検査職員を従来の2名から5名に増やし実施いたしました。」</p>

2. 追加検討した事項

(1) 観光キャンペーン事業負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	観光キャンペーン事業負担金
負担金支出済額	26,554,000円
負担対象事業費	46,075,943円
対象団体	社団法人長崎県観光連盟
事業の目的・内容など	本県への観光客誘致をさらに推進するため、「和華蘭・ながさき」のブランドイメージを関西圏や首都圏を中心とした大都市に訴求していくための広報宣伝活動・タイアップ。

支出の対象となる事業・経費の内容	(1) 日本観光振興協会共同事業 (2) 日本観光振興協会共九州支部共同宣伝事業 (3) キャンペーン推進事業 (4) エージェント・キャリア対策事業 (5) 管理費
------------------	---

② 余剰金の返還について（指摘）

負担金の拠出に関する協定書によれば、第2条にて、予定事業費(A) 46,554,000円のうち(B) 26,554,000円を県の負担額とし、第6条にて「負担金に余剰金が生じたときは、費用の負担割合に応じて負担金の返還を求めることができる」旨規定されている。

平成24年度の事業決算額は当初予定した額より少なく済み、割合に応じての負担金返還額が生じているにも関わらず精算がなされていない。

キャンペーン推進事業及びエージェント・キャリア対策事業の決算額合計 39,560,516円((C) 7,304,031円+ (D) 32,256,485円)の1/2である19,780,258円が双方の負担額とされるべきところを、県の負担額が20,038,573円((E) 3,596,923円+ (F) 16,441,650円)と計算されており、差し引き258,315円が県の過大負担額であり、県は当該金額を返還要請する必要がある。

予算	県負担率	県負担金：円	連盟負担金等：円	合計：円
日本観光振興協会共同事業	100%	3,103,000	0	3,103,000
日本観光協会九州支部共同宣伝事業	100%	1,400,000	0	1,400,000
キャンペーン推進事業	50%	3,125,000	3,125,000	6,250,000
エージェント・キャリア対策事業	50%	16,875,000	16,875,000	33,750,000
管理費	100%	2,051,000	0	2,051,000
合計		(B) 26,554,000	20,000,000	(A) 46,554,000

決算（誤り）	県負担金：円	連盟負担金等：円	合計：円
日本観光振興協会共同事業	3,103,000	0	3,103,000
日本観光協会九州支部共同宣伝事業	1,361,427	0	1,361,427
キャンペーン推進事業	(E) 3,596,923	3,707,108	(C) 7,304,031
エージェント・キャリア対策事業	(F) 16,441,650	15,814,835	(D) 32,256,485
管理費	2,051,000	0	2,051,000
合計	26,554,000	19,521,943	46,075,943

(2) 長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県観光連盟運営費等補助金（事業費）
補助金支出済額	167,511,882円
補助対象事業費	167,511,882円
補助率	10/10以内
国庫単独の別	単独
対象団体	一般社団法人長崎県観光連盟
交付の目的・内容など	長崎県への観光客誘致促進を図る。
対象経費の内容	(1) 国内観光客誘致に要する経費 (2) 海外観光客誘致に要する経費 (3) 修学旅行誘致に要する経費 (4) コンベンション誘致に要する経費 (5) 情報発信及びプロモーションに要する経費 (6) その他知事が必要と認めた事業に要する経費

② 事業計画変更承認申請について（指摘）

平成25年3月29日付けで連盟より事業計画の変更に伴う予算額の変更承認申請書が提出されている。その申請書には変更の理由として8つの事業においていずれも執行残が生じたと記載されているが、申請書添付されている補助事業変更計画書では3つの事業において予算の増額が計画してあった。変更理由と予算計画が矛盾しており、変更申請書の体をなしていない。また、所管課においても、不備のある申請書をそのまま受け入れ承認し、即日交付決定通知を行っていた。チェック体制の見直しを検討すべきである。

③ 会計処理の是正と予算管理について（意見）

連盟における現在の会計処理は公益法人会計基準に則って行われており、補助金精算の事務処理とは管理方法が異なっている。そのため二重の予算管理を行う必要があり、年度末においては予算管理の統制が十分に働かないため、性急な予算変更を強いられる状況が続いており、このままでは計画的な事業遂行に支障をきたす恐れがある。

補助事業費の算出においても、②のような誤りの他、選択を誤り本来対象とすべき費目とは異なる別の費目を対象として計算している項目も散見され、事務処理が混乱している状況がうかがえる。いま一度会計処理等の方法及び予算管理体制の十分な検討を行い、スムーズな事業遂行に繋げていくことが必要である。

(3) 外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	外国人観光客受入施設グレードアップ推進事業補助金
補助金支出済額	17,423,000円（6市合計）
補助対象事業費	56,583,063円（6市合計）

補助率	1/3 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	五島市他 5 市
交付の目的・内容など	地域が一体となって取り組む場合に、宿泊施設等の利便性及び快適性の向上のための設備整備を支援し、地域における外国人観光客の受入向上の取組の推進を図る。
対象経費の内容	補助対象者が実施する外国人観光客の受入施設等の整備に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 館内の外国語表示に要する経費 (2) 外国語放送の受信設備に要する経費（初期費用に限る。） (3) インターネット環境の整備に要する経費（初期費用に限る。） (4) 外国人対応のトイレの整備に要する経費

② 壱岐市所管分の工事検査調書の瑕疵について（意見）

当該補助金は、市町経由の間接補助である。実施団体である任意団体（受入施設整備推進協議会）から壱岐市に提出された工事完成検査調書は、本来実施団体で検査したものを壱岐市が提出を受け、補助事業の完了を確認する書類であるが、実施団体事務局長兼務の壱岐市職員が検査職員として記名・押印しており、牽制が働いていない。また竣工検査写真の鑑には、上記職員が、市の職位名が記されており、これも錯誤である。

県は、牽制の利くような体制を指導するべきであり、提出された書面の検証を適切に行うべきである。

③ 任意団体の取扱いの指導について（意見）

提出された証憑（請書・見積書）において、実施団体の任意団体としての名義の記載が不十分な例が見られる。「協議会名 代表 氏名」という形で記載させるべきである。

④ 任意団体を資産購入補助金の受け皿とすることの不合理性について（指摘）

事務処理上、簡便なものとするを優先しており、本来補助金の支出先である事業者（ホテル・民宿）を構成団体とする任意団体（受入施設整備推進協議会）への補助を行っている。また、当該案件においては、取得した資産は任意団体が所有権を有しているとのコメントを得た。

任意団体と構成団体とは別団体と捉えるべきであるから、任意団体が所有権を持つ場合、所有権を持たない事業者にとっては当該補助事業によって整備した資産は、他人（任意団体）から賃借している関係にある。しかしながら、こういった観点での取り扱いについてどうするのか、当事業では整理されていない。

逆に、「任意団体は補助金収受と資産管理のための仕組みでしかなく、実態は構成団体個々に対する補助である。」と整理するならば、当該案件では消費税部分が補助対象事業経費に含まれているため、当該金額部分は返還対象となる。制度設計に不合理性があると思われる。

⑤ 構成団体が一者の場合の任意団体への補助対象経費に消費税を含めていることの不合理性について（指摘）

④の問題とは別に、南島原市の事案では、任意団体を構成する事業者が一事業者しかいないため、事業者へ直接補助金を支給していることと変わりはない。これも任意団体が課税事業者ではないため補助対象事業費に消費税を含んで補助金を交付しているが、任意団体の体をなしておらず必要額（試算では消費税相当額が補助限度額を超過した 5,000 円）を返還対象とするべきである。

(4) 食と観光の融合による取組支援事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	食と観光の融合による取組支援事業補助金
補助金支出済額	10,211,000 円（10 団体合計）
補助対象事業費	23,250,806 円（10 団体合計）
補助率	1/2 以内 ただし (1) は 200 万以内、単独市町の場合は補助対象経費に 0.1 を乗じた額を補助額より減じる（壱岐市対馬市以外）(3) は 100 万以内
国庫単独の別	単独
対象団体	市制施行 70 周年「食の祭典」実行委員会、他 9 団体
交付の目的・内容など	「来てみんなね！長崎食 K I N G 王国」キャンペーンにおける誘客のための仕組みとして、県内各地域の食と地域資源を融合させる取組等を支援し、県内への誘客促進を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 「地域フェスタ」推進事業 (2) 広域連携推進事業 (3) 着地型旅行商品開発推進事業

② 市制施行 70 周年「食の祭典」実行委員会向け 1,234,000 円について

ア 交付決定通知日について（指摘）

当該案件のみ、平成 24 年 4 月 1 日付けで交付決定通知が発行されている。

平成 24 年 4 月 1 日は日曜日である。休日に交付決定通知書が発行されていることになるが、休日に事務が行われることはなく事実と相違している。実行委員会側が 4 月 1 日から事業を開始していることから、日付を合わせているという事情はあるが、事実と異なる公文書を発行するのではなく、事前着手届けを提出させて、県は平成 24 年 4 月 2 日付けで交付決定通知書を発行するべきと思われる。

③ 平戸・松浦地域食フェスタ協議会向け 1,200,000 円について

ア 振込口座名義について（指摘）

交付請求書の振込口座名義が事務局長名義となっているが、本来は会長名義でなければならない、補助金

授受に関する委任も行われていない。任意団体の事務としては不適當である。

④ ながさき和・華・蘭グルメフェスタ協議会向け 1,665,000 円について

ア 解散済みの協議会との事務について（指摘）

規約では「(解散) 第 12 条 協議会は平成 25 年 3 月 31 日をもって解散する」とあるが、実績報告書は平成 25 年 4 月 1 日に提出されている。つまり県は既に解散済みの団体もしくは平成 25 年度の同名の別団体と書面のやりとりを行っている。平成 24 年 4 月 19 日付けの交付決定通知書の交付の条件においても「実績報告書を平成 25 年 4 月 10 日までに提出すること」としているが、協議会規約とも矛盾したものとなっているため、解散日までに補助金事務を結了させるべきである。

イ 協議会の規約の見直しの指導もしくは解散後の対応に関する取決めについて（意見）

協議会は、年度末の解散後は団体そのものが存在せず、新年度の団体は別団体であるため、県との間で事後的な検証等に応じる義務はない。毎年度解散する規約を見直すか、県と、新団体や事務局の所在する長崎市との間で、資料保管義務や検査の対応について、取り決めに交わすことが必要と考える。

ウ 新旧団体の繰越金の取扱いについて（指摘）

毎年度末に団体は解散するため、新旧団体は別の団体である。通帳も毎年度口座閉鎖して新規口座を開設している。しかしながら、実績報告時の収支精算書では前年度繰越として旧団体から新団体へ繰り越している。

平成 24 年度においては、年度末残高 36,697 円が存在しているが、協議会はこれを長崎市へ返還しており、会計上長崎市負担金と相殺している。県の補助金は 1,665 千円で変化はない。かかる処理について、協議会の規約上も、経理規程上も定めがない。

本来、当該収支残高 36,697 円は、団体解散による残余財産の分配なのだから、経理規程上取り扱いを明記した上で、県にも取り扱いを文書で協議し、必要額を返還させなければならない（残高の生じた源泉が明確でない以上、長崎市の負担が大きかったため県は返還の必要なしではない）。県はこの権利を放棄し、看過している。

⑤ 佐世保地域食の王国推進協議会向け 1,449,000 円について

ア 補助金返還について（指摘）

佐世保地域食の王国推進協議会の実績報告では収支が一致している。

しかしながら、通帳及び通帳管理簿を見ると、通帳からの払出しが 3 月 21 日で完了しているが、18,033 円が残っており、同日通帳より全額払出したのち通帳を解約している。更に現金化された 18,033 円は、現金出納簿によれば、同日事務用品の購入に充てられている。

金額は少額であるが、非常に不適切・不明朗な処理である。

監査において県から提出された書面は、日計表（金種票機能付きで検印有）、支出命令書、請求書、領収書と形式は一応整っているが、以下の問題がある。

(i) 協議会の元帳上、事務用品 28,890 円の内訳を見ると、平成 24 年 5 月 11 日に協議会印 3,000 円、5 月 31 日に消耗品 3,087 円（プリンタラベル代）、11 月 22 日に消耗品 4,770 円（スタンプラリー用スタンプリヤ）があるが、この他には、上記請求書の明細にあるようなコピー用紙やトナー、テープのり詰替えなどの購入はない。協議会の事業や事務が終了したあとこれらの文房具を使用することはないはずである。請求書に記載された納期も「翌日」となっているので、3 月 23 日に納品したことになる。事業関連性がなく、補助金・負担金の返還を逃れるための意図的な余剰金の消化である。※当該検出内容を当方から受領した後の観光振興課からの説明では、佐世保市へ追跡調査を指示したところ、納品は 3 月 22 日との回答を得た、とのことである。真偽は定かではないが、いずれにせよ余剰金の消化は変わらない。

(ii) 観光振興課を通じて協議会に事情をヒアリングしたところ、佐世保市の文房具類を年度中、使用・消費していたため（事務局が佐世保市内にあるいわゆる組織内任意団体）、最終的に同市に返却するため購入したとのことであった。佐世保市と協議会とは組織分離されているのであるから、横領をしたと言わんばかりの回答である。公金で賄われた消耗品であり、「ちょっと拝借したので、返します」は通用しない。

(iii) 請求書に記載された納期「翌日」とは、3 月 23 日であることは述べたが、この日は「土曜日」である。組織内任意団体であるが、休日に出勤して事務をしたということであろうか。上記、支出命令書の決裁日、請求書、領収日は手書きで「3 月 22 日」と記入されており、支出命令書の決裁日と請求書の手書き日付の筆跡は酷似している。後日辻褄合わせで作成された可能性がある。

以上から県は、協議会の事業収支の実態を再調査し、補助金の返還を求める必要がある。

また、普段から、補助事業者への指導を徹底するとともに、実績確認・現地確認時の検証を厳格に行うべきである。検証があまりに杜撰である。

(5) 長崎県フィルムコミッション運営費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県フィルムコミッション運営費補助金		
補助金支出済額	4,723,000 円		
補助対象事業費	4,723,000 円		
補助率	10/10 以内		
国庫単独の別	単独		
対象団体	長崎県フィルムコミッション		
交付の目的・内容など	長崎県フィルムコミッションの円滑な運営と事業推進を図ることにより、県内観光振興及び地域振興に資する。		
対象経費の内容	補助対象者の運営に要する経費及び映像製作の誘致活動等に要する経費のうち必要と認めるもの。		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度

	4,616,000	4,616,000	4,616,000
--	-----------	-----------	-----------

② 長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱の不備について（指摘）

長崎県補助金等交付規則第16条では以下のように規定されている。

第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。
2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算又は前払金により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

また長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第7条には、以下のようにある。

規則第16条第1項に交付請求書に貼付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、知事が必要でない
と求めるものについては、これを省略することができる。
(1) 請求内訳書
(2) 出来高調書
(3) 事業の実施における契約書の写し
(4) その他知事が必要と認める書類
2 補助金等は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項に
おいて準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか前項各号に掲げる書類と同様と
する。

しかしながら長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱に関してはこの交付請求書に関しての
条文が定められていない。

長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱に交付請求の条文が無い以上、長崎県補助金等交付
規則第16条及び長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第7条に準拠して事務が行われな
ければならず、明らかに規則、要綱違反であり問題である。

そもそもこのような要綱自体の不備及び交付請求事務の誤りに今まで気付かず放置されてきたという
事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制
が働いていない事が問題であると言える。

③ 実績報告書の確認について（指摘）

長崎県フィルムコミッション運営費補助金実施要綱第6条で、は以下のようにある。

規則第13条第1項の実績報告書(様式第5号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。
(1) 事業報告書(様式第6号)
(2) 補助事業に係る収支精算書(様式第7号)
(3) その他知事が必要と認める書類

ここで上記の(2)の補助事業に係る収支精算書(様式第7号)の金額の検証に関して担当者に確認し
たところ、執行済みの金額が実施報告と相違がないかの確認は行っているものの、個々の取引に関しての
証憑確認は行っていないとの事であった。

補助金等の額の決定に関しては長崎県補助金等交付規則第14条で、知事は、補助事業等の完了又は廃止
に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう

現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとする定められていることから、同条に準拠した手続きが取られていない事になる。

またこのような事由が下記のような不備事項が生じる要因であり、早急に改善しなければならない。

④ 補助金交付申請金額と実際の支出額との不適切な操作について（指摘）

長崎県フィルムコミッションに対しての補助金の交付に関して、毎年補助金の当初の交付申請（決定）金額と同額の金額の支出が行われている。

例えば平成 24 年度に関して言えば、補助金の交付申請（決定）金額 4,723,000 円と銀行の預金利息 386 円の収入合計金額の 4,723,386 円に対して、同額の 4,723,386 円の支出が行われている。

しかし実際の支出金額の検証をしたところ、収入金額と支出金額を一致させるために、職員の残業手当を実際に支給すべき金額を、調整して支出することにより一致させていた。

平成 24 年度における 3 月末の予算残が 65,728 円だったため、残業手当は、本来は 68,167 円のところを 65,728 円と差引 2,439 円を過少に支給して支出金額を 4,723,386 円に調整している。そしてこの差引分は平成 25 年度の 4 月の残業代の支払いの際に本来の支給額に上乗せして支給している。また平成 23 年度の 3 月末の調整額は 16,335 円で、平成 24 年度 4 月の残業手当の支給額はその分をあわせて 67,020 円になっている。つまりこの残業代での調整額分だけ年度の補助額に影響を与える事になる。

本来であれば、この残業代はその年度で完結すべきものであり、安易に年度振替を行うべきものではなく、平成 24 年度 4 月に支給した 16,335 円に関しては補助対象経費として認められないものであり、県はコミッションに対して補助金の返還要請をする必要がある。

⑤ 補助対象外経費の存在について（指摘）

平成 25 年 5 月 13 日に支出されている十八銀行北支店に対する普通預金の残高証明書代 420 円が平成 24 年度の事務局経費に計上されていたが、これはあくまで平成 25 年度における対象経費に該当するもので、補助対象経費として認められないものであり、県はコミッションに対して補助金の返還要請をする必要がある。

⑥ 支出証憑の名義について（指摘）

包括外部監査の軽視はここでもみられる。

支出証憑を確認したところ、宛名が長崎県観光連盟になっているものや、従業員個人名での証憑が複数発見された。本来は長崎県フィルムコミッション宛でもらわなければならないものである。平成 23 年度の監査でも再三にわたり指導されているにもかかわらず、改善が見られない。未だ、連盟との会計分離すらできていない、予算消化の調整弁の発想は変わっていないと言わざるを得ない。

(6) 長崎県コンベンション開催助成事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県コンベンション開催助成事業補助金
補助金支出済額	9,250,000円（(社)長崎国際観光コンベンション協会） 4,100,000円（(財)佐世保観光コンベンション協会） 1,250,000円（雲仙市）
補助対象事業費	18,500,000円（(社)長崎国際観光コンベンション協会） 8,200,000円（(財)佐世保観光コンベンション協会） 2,500,000円（雲仙市）
補助率	交付基準額の1/2と補助事業者がコンベンション主催者に対しコンベンション開催に要する経費の一部として助成する額の1/2とを比較していずれか低い方の額以内。
国庫単独の別	単独
対象団体	(社)長崎国際観光コンベンション協会 (財)佐世保観光コンベンション協会 雲仙市
交付の目的・内容など	市町又はコンベンション協会等が行うコンベンションの開催を支援し、本県の観光振興及び地域の活性化等を図る。
対象経費の内容	県内を会場とし、各種協会、団体、学会等が主体となって開催するコンベンションであって、大会の規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上のコンベンション開催に要する経費。ただし、知事が別に定める基準を満たす場合に限る。

② 変更承認申請書提出の遅延について（指摘）

長崎県補助金等交付規則第11条で下記のように定められている。

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者等は次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は支持を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

また長崎県企画振興部文化観光物産局関係補助金等交付要綱第5条で下記のように定められている。

補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないときと認めるときは、この限りではない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限については、別に定める。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、補助額の変更伴わないものに限る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助目的の達成に何らかの支障がないと認められる経費の配分の変更 (2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減 |
|---|

更に長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱第4条で下記のように定められている。

- | |
|--|
| <p>規則第11条第2項第1号の規定により、知事の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。</p> <p>2 前項の変更承認申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 変更事業計画書（様式第4号） (2) 変更前後を比較できる当該事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他知事が必要と認める書類 <p>3 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、当初計画にないコンベンションの追加、又は当初計画にあったコンベンションの削除がなく、かつ県の補助金額に変更が生じないものとする。</p> <p>4 第1項の変更承認申請書を提出しようとする補助事業者には、あらかじめ変更事業計画書（様式第4号）を提出させるものとする。</p> |
|--|

以上を踏まえると、次の変更承認申請書の提出が明らかに遅く、補助事業者は規定に違反しており、県もこれを看過している。

ア 一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会の変更承認申請書の提出について

・提出日：平成25年3月15日

・計画変更内容：

当初計画にないコンベンションの追加	25件
当初計画にあったコンベンションの削除	6件
延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額	1件
延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額	11件

（上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成24年4月25日の全国南ライオンズクラブ友好会長崎大会の追加から）

・当初補助金申請額は13,000,000円、上記変更により9,250,000円

イ 財団法人 佐世保観光コンベンション協会の変更承認申請書の提出について

・提出日：平成25年3月26日

・計画変更内容：

当初計画にないコンベンションの追加	4件
当初計画にあったコンベンションの削除	6件
延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額	0件
延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額	4件

（上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成24年6月1日のキリスト教会の九州大会の削除から）

・当初補助金申請額は5,000,000円、上記変更により4,100,000円

ウ 雲仙市の変更承認申請書の提出について

・提出日：平成 25 年 3 月 26 日

・計画変更内容：

当初計画にないコンベンションの追加	0 件
当初計画にあったコンベンションの削除	1 件
延べ宿泊者数の増加による助成金額の増額	0 件
延べ宿泊者数の減少による助成金額の減額	1 件

(上記のコンベンションの追加・削除の最初の日付は平成 24 年 6 月 16 日の第 1 回メディカルシンポジウム in 雲仙の削除から)

・当初補助金申請額は 1,900,000 円、上記変更により 1,250,000 円

③ 補助の対象について (意見)

長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱別表 (第 2 条関係) の 3 (適用除外) には下記のように定められている。

- | |
|--|
| (1) 営利を目的とするもの
(2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの
(3) 国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの
(4) コンベンションが補助事業舎の管内市町で開催されていないもの
(5) その他知事が不適当と認めるもの |
|--|

また長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱第 3 条では下記のように定められている。

- | |
|---|
| 規則第 4 条及び文化観光物産局要綱第 3 条に規定する補助金交付申請書は様式第 1 号のとおりとする。
2 前項の申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
(1) 事業計画書 (様式第 2 号)
(2) 当該事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
(3) その他知事が必要と認める書類 |
|---|

ここで財団法人 佐世保市観光コンベンション協会から平成 24 年 4 月 1 日に提出された事業計画書 (様式第 2 号) を確認すると、宗教的活動を目的とするような複数の会議の開催が申請されて、平成 24 年 4 月 10 日付けで交付決定通知書が通知されていた。

ただし、平成 25 年 3 月 26 日の変更承認申請の段階では、上記の事業に関しては、全て辞退がなされていて最終的には補助の対象とはなっていない。

しかしながら、例え実績において辞退等になったとはいえ、補助金の交付申請があった場合には、

- | |
|--|
| 長崎県補助金等交付規則第 5 条 (補助金等の交付の決定) 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定 (契約の承諾の決定を含む。以下同じ。) をするものとする。
2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。 |
|--|

とされており、厳密な確認が求められるものであり、本来は交付申請の段階で長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱別表 (第 2 条関係) の 3 の宗教的活動を行うものとして、補助の適用除外に該当

し申請を却下すべきであり、補助金の交付申請に対する県の事務手続きが正確になされていないとしか言えない状況であると思われる。

このような事務処理の不備が生じる事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。

(7) 「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金
補助金支出済額	1,000,000 円
補助対象事業費	2,031,554 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎スパゲッチー振興会
交付の目的・内容など	県内の地域の麺を活かし新たに創出した「ながさき新・じの麺」について、新たな観光素材としての定着を図り、「食の長崎」の確立及び県内外からの観光客誘致を図る。
対象経費の内容	「五島うどん極楽仕込み」(新上五島町)、「島原具雑麺」(南島原市)、「長崎スパゲッチー」(長崎市)の3種の麺メニューについて、地域の推進団体が行う県内外への情報発信等に要する経費。

② 補助事業の経済性の確保について (意見)

平成24年9月11日に長崎スパゲッチー振興会に通知された平成24年度ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金交付決定通知書の3 交付の条件(5)として、補助事業に係る発注・契約については、別途通知する県の発注方法等に準じて行うことと記載されている。

しかし現実的には長崎スパゲッチー振興会に補助事業に係る発注・契約について特段通知はなされていない。

担当者に質問すると、観光振興課での他の補助事業である長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金に関しては、「長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金(観光交流まちづくり推進事業)実施に当たっての留意事項について(通知)」を補助対象事業者に通知しており、それを参考に記載したとの事であったが、当然この「ながさき麺教師プロジェクト」推進事業補助金に関してこのような通知文書は作成されていない。

また実際に、ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金実施要綱第7条(2)収支精算書(様式第4号)、(3)経費の内訳書を確認したところ、上記(通知)に記載されているような、例えば見積書は、内容の明細が確認できるものとし、原則として複数の者より徴することや、1者と随意契約をする場合は、その理由及び当該業者の選定理由を明確にしておくことといった事は県側としても確認されていない。

補助事業者の事業において、経済性が発揮されるよう通知文書を作成する等、指導の早急な改善が必要であり、県の検証も厳格に行うべきと思われる。

③ 変更承認申請書の提出漏れについて（指摘）

変更承認に係る県交付規則と部の交付要綱規定は、上記、(2) ②と同じであるが、「ながさき麺教師プロジェクト推進事業補助金実施要綱」第6条では下記のように定められている。

規則第11条第2項の規定による事業計画変更の承諾を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第5号）に第5条第2項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて、知事に提出しなければならない。
2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
(1) 補助事業者の変更
(2) 事業内容の変更
(3) 対象経費の総額の2割を超える増減
(4) 補助金の額の変更

ここで、長崎スパゲッチー振興会から平成24年9月11日に提出された補助金交付申請書の様式第4号の(2)支出の部の対象経費金額は3,000,000円、また平成25年4月1日に提出された実績報告書の様式第4号の(2)支出の部の対象経費金額は2,031,554円と対象経費の総額の2割を超える増減であった。

規則等に準拠した手続きは行われておらず、規則、要綱違反であり問題である。

このような事務処理の不備が生じる事に関して、単なる一人の担当者のミスということではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。

(8) 歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	歴史文化を活かした地域提案型観光創出事業補助金
補助金支出済額	6,000,000円
補助対象事業費	18,364,000円
補助率	10分の10以内(6000千円以下)
国庫単独の別	単独
対象団体	特定非営利活動法人長崎巡礼センター
交付の目的・内容など	本県の観光を特色づける「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を活かした観光振興のための受け入れ態勢の確立を図るとともに、本県の歴史・文化の魅力やドラマを観光客に伝えうる歴史観光ガイドの育成、地域において持続的に育成を行うためのシステムの構築の推進を図るため、予算の定めるところにより、歴史文化を生かした地域提案型観光創出事業補助金を交付するものとする。
対象経費の内容	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の本登録に向けた受け入れ態勢の整備やガイドの育成及び重点マーケットである韓国への誘客・PR活動の強化のための取り組みに要する経費のうち、次に掲げる経費 ・巡礼ガイド(スルーガイドの育成等) ・イベント開催(長崎ストーリーウォーク)等

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の誘致（韓国巡礼団の誘致を含む） ・巡礼ツアー造成 ・情報発信（ツール作成、ホームページの整備等を含む） ・その他、特に必要と認められる経費
--	---

② 補助金の報告様式について（意見）

当補助金の実績報告は、歴史文化を生かした地域提案型観光創出事業補助金実施要綱第 8 条において定められており、その中で収支精算書が実績報告書に添付すべき書類の一つとして挙げられている。しかしながら、当収支精算書は、特定非営利活動法人長崎巡礼センター全体の事業に関する収支の報告がなされている。本来は県が定める書式に準拠し、事業の報告については、補助事業に係る報告を行うべきである。つまり、収支精算書については、補助金に関する収入及び支出の報告となるよう長崎県として指導が必要である。

③ 参加費の計上区分について（指摘）

当補助金により行った事業の一つに、「キリスト教関連施設を歩く歴史ウォーク事業」があるが、当事業については、参加者から参加費を受け入れている。参加者から受け入れている収入については、実績報告の収支精算書では自己財源に含まれている。

本来、当金額については、補助事業実施により受け入れる収入であるため補助金の報告である収支精算書においては、自己財源ではなく、特定財源に含まれるべき金額と考える。

④ 特定財源の計上による補助金の金額について（指摘）

当補助金の要綱では、特定財源がある場合の取り扱いについては必ずしも明確にされていない。しかしながら、歴史ウォークを含む補助対象経費の合計額 600 万円、そして当事業を行うことで生じる特定財源が存在するようであれば、当事業に対して 600 万円の補助金を支出する必要性について疑問が生じるところである。

補助事業を実施することにより参加費など発生する収入がある場合については、補助対象経費から特定財源による収入を控除した額を補助対象経費とするなど検討が必要である。

また、実際には補助対象経費の金額が 600 万円を超える状況が生じているようであれば、収支精算書の記載方法の修正を含め再度補助金の実績報告を求めるなど対応が必要だと思われる。

(9) 21 世紀まちづくり推進総合補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	21 世紀まちづくり推進総合補助金
補助金支出済額	53,855,000 円
補助対象事業費	318,547,736 円
補助率	定額（7 件）

国庫単独の別	単独（7件）		
対象団体	長崎市他7件		
交付の目的・内容など	交流人口の拡大、地域課題の解決、地域資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町村当地域が取り組む観光振興、地域間交流、景観整備等の街づくりの事業に対して補助金を交付している。		
対象経費の内容	観光交流まちづくり推進事業 （1）観光地づくり重点支援事業 補助率 4/10 以内（例外あり）1,000 千円以上 45,000 千円以下 （2）広域連携事業 補助率 4/10 以内（例外あり）1,000 千円以上 2,000 千円以下 （3）観光県整備事業 補助率 2/10 以内（例外あり）2,000 千円以上		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	107,327,000	96,841,000	79,507,000

② 実績報告書等の信ぴょう性について（松浦市）（指摘）

「長崎県 21 世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱」の第 9 条では、実績報告の期限として、事業完了の日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日としている。

当補助金の中でも観光地づくり重点支援事業に対する補助金は長崎県が対象市町に対して補助金を支出したのちに、その各市町が独自の補助を足して事業実施事業者へ補助金を支出するというものである。このため、要綱第 9 条に記載されている各市町から長崎県への実績報告についてもまず事業実施事業者から各市町へ報告がなされたのちにその報告の結果をもって各市町から長崎県へ報告がなされることとなる。

21 世紀まちづくり推進総合補助金の実績報告を確認したところ、松浦市からまつうら観光物産協会に対して支出された補助金に対する実績報告は 4 月 3 日に松浦市役所にて受付がなされているのに対して、松浦市から長崎県への報告については 4 月 3 日より前の 4 月 1 日に長崎県で受付がなされている。

また、報告の内容についても、4 月 3 日に支出がなされた経費についても補助対象経費に含まれており、要綱第 9 条において提出を求めている領収書の写しについても 4 月 1 日時点では提出が不可能である。

このため、実績報告の受付日について確認をしたところ、長崎県の受付印の 4 月 1 日が間違いであり実際は 4 月 3 日であったとのことであった。

今回の監査においても、納品書と現物の納品日が異なる事例などが複数確認されているが、このような日付の誤りについても、事務処理全体の信頼性を損なう結果となりかねないため注意が必要である。

③ 松浦市観光ガイド養成事業の効果について（意見）

いわゆる間接補助事業者に該当する、まつうら観光物産協会は、観光振興推進事業の一事業として観光ガイドの養成事業を行っている。

当事業では、410,760 円が補助金の対象とされている。この支出の内訳を確認したところ、支出の全額

が彦岐市への視察旅行に関するものとなっていた。当支出は、観光ガイドの先進地視察に係るものではあるが、その結果として平成 24 年度の認定ガイド数は目標 20 人のところ取り組みの遅れもあり 0 名となっている。

当然今回行われた当視察旅行の結果は、翌期以降のガイド養成に生かされるべきものではあるが、補助金の対象事業として行われる以上、間接事業者の事業の実現度の確認、中途の事業の進行具合の確認を行い、事業が適正に行われるよう一層の指導が必要である。

④ 証拠書類の徴求・検証について（意見）

長崎県 21 世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱第 9 条の実績報告では、契約書及び領収書等の写しを添付すべき書類として挙げている。この点について、一部の証拠書類について、契約書や領収書の提出がないものなどが見受けられた。県によれば、当該事案は県北振興局にて実績確認済みとのことであるが、自治法の事務委任規定にとらわれることなく、課の責任において、十分な相互牽制を確立するべきと思われる。

⑤ 成果物への「補助金活用」の記載について（意見）

長崎県 21 世紀まちづくり推進総合補助金実施に当たっては、長崎県から各実施団体に対して留意事項を通知している。その留意事項内において、「成果物には、原則として長崎県 21 世紀まちづくり推進総合支援事業による支援を受けて実施したことが確認できるように明記すること。」ということが挙げられている。

この点については、一部の成果物においてそのような記載がないものがあるので、今後、指導の徹底が必要である。

(10) 長崎オクトーバーフェスト実行委員会負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎オクトーバーフェスト実行委員会負担金
負担金支出済額	20,361,841 円
負担率	定額
対象団体	長崎オクトーバーフェスト実行委員会
負担金の根拠法令等	長崎オクトーバーフェスト実行委員会設置規定第 8 条

② 当該事業負担金の公益性について（意見）

本県としては、「来てみんなね！長崎 食 KING 王国キャンペーン」のコアイベントとして長崎“龍馬”オクトーバーフェストを位置づけ、実行委員会も県観光振興課内に置き、事業を行っている。

既に県議会でも議論があったところであるが、オクトーバーフェスト自体はイベント企画会社主導の飲食イベントの性格が強く、公益性については一定の限界があると言わざるを得ない。負担金の内訳を見ても、イベント企画会社より提示された請求書に会場設営費（県食ブース費・7 ブース）5,668 千円、開催誘致費 4,200 千円、計 9,868 千円が記載されているだけで、詳細な内容は判然としない。負担金の約半分が

かかる請求の支払であり、イベント企画会社の収入となっている。

いかに集客力のある企画であり、これによって県観光の振興を図るとはいつても、事業イベント性が高く、公益性には疑問が残る。

既に平成 25 年度においては、負担金は支出されていないが、議会からの指摘によらずとも、公益性に疑念の残るような事業については、当然に民間に委ねることとし、年限を決めて支援するなど慎重であるべきであったと思われる。

(11) 長崎県亜熱帯植物園管理運営費負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎県亜熱帯植物園管理運営費負担金
負担金支出済額	20,361,841 円
負担率	定額
対象団体	(財)長崎市野母崎振興公社
負担金の根拠法令等	長崎県亜熱帯植物園の管理に関する協定書第 11 条

② 指定管理者の財務状況による事業継続の問題と指定管理者としての適格性について（意見）

指定管理者の財団法人長崎市野母崎振興公社は、平成 24 年度末において、総資産 45,742 千円に対し、債務超過が 74,691 千円（債務超過率 163%）、長崎市からの長期借入金が 120,000 千円に及ぶ状態である。

監査時点でのヒアリングによれば、一般社団法人化の方向で申請を行っているとのことであるが、言うまでもなく財団法人が認可後 2 期連続で純資産が 300 万未満である場合は法人の解散事由となる（つまり平成 26 年 4 月から二年）。

客観的に見て経過措置の条件クリアはハードルが高いと思われる。長崎市の債権放棄の他、恒常的赤字部門の赤字縮小・黒字化が必要であるからである。

県は状況の推移に注視し、指定管理制度の運営に支障が生じないように、指定管理者の適格性について早期の判断が必要と考える。

(12) 一般社団法人長崎県観光連盟の財務事務について

① コンベンション誘致対策事業 長崎ガイドマップ制作業務委託について

ア 概要について

(一社)長崎県観光連盟（以下、「連盟」と言う）は、全国に向けた長崎県の情報発信物として、長崎県の総合パンフレット「長崎ガイドマップ」（以下、「ガイドマップ」と言う）を作成している。

毎年、年 2 回程度の割合でガイドマップを作成し、作成に当たっては、指名競争入札により製作業務を委託している。

平成 25 年度における、第 2 回目の委託契約内容等は次のとおり。

(取引概要)

委託契約日：平成 25 年 2 月 5 日

契約期間：平成 25 年 2 月 5 日（契約締結日）から平成 25 年 3 月 25 日まで

委託契約先：S 社

委託金額：756,000 円（税込）

業務完了日：平成 25 年 2 月 28 日＜業務完了報告書より＞＜全 60,000 部の納品書有り＞

業務検査日：平成 25 年 3 月 25 日＜委託業務検査調書より＞

業務仕様書

1. 委託業務の名称

長崎ガイドマップの製作業務

2. 委託業務の目的

長崎県の総合パンフレットであり、全国に向けた長崎県の観光情報の発信を担う。

3. 委託業務の内容

(1) 長崎ガイドマップの製作業務

①部 数：60,000 部 ※400 部を 1 箱とする。

②判 型：B2 版

③ページ数：両面カラー印刷

④用 紙：エミネ 73k

⑤印 刷：オフセット印刷

⑥製 本：3 回折（指示あり）

⑦色 数：両面 4 色カラー印刷

⑧原稿(写真)：データの制作、提出が必要となります。

○現在使用している長崎ガイドマップのデザインを参考に制作

○一部、内容の変更あり（ガイドマップの表紙デザインの変更等）

○長崎県地図作成あり

○写真は長崎県観光連盟より提供

4. 成果品及び納品

長崎県観光連盟の確認を受けたあとは、上記（1）の印刷物 60,000 部、及び電子データ（イラストレーター）を CD-ROM により納品すること。

納期：平成 25 年 3 月 22 日（金）まで

5. 契約期間

契約締結日～平成 25 年 3 月 25 日（月）まで

6. 納品場所

（社）長崎県観光連盟法人旅行部法人旅行課

イ 請負契約の履行義務内容との相違について（指摘）

平成 25 年 2 月 28 日付けで、S 社より、ガイドマップの発注全数量 60,000 部の納品書が発行されてい

る。しかし、連盟のガイドマップの受払管理簿である「ガイドマップ使用簿」等の記録では、一括納品は行われず、S社において保管し、連盟の指示の都度、分割納品していることが確認された。

業務仕様書において、全 60,000 部（及び CD-ROM）を連盟法人旅行課に納品するとなっているので、仕様書違反である。また、S社よりの 60,000 部の納品書は事実と異なっており、虚偽の納品書と言わざるを得ない。

ウ 長崎ガイドマップ制作業務委託にかかる成果物の期限内未完成の疑義について（検出事項は後述）

(i) 監査の経過等について

初回の監査時点（平成 25 年 8 月 22 日）では、分割納品の各回の納品書が発行・保管されていたものの、その一部については納品書が保管されていなかった。そして、未保管の事実を連盟側に指摘後、ほどなくして当初未保管分の納品書の提示を受けた。

納品書及び連盟調べにより、分割納品の状況をまとめると次のようになる。

日付	納品場所	部数	摘要	納品累計	残量
H25. 3. 11	連盟	800	※当初未保管分	800	59,200
H25. 3. 12	東京事務所	800	S社より直送	1,600	58,400
〃	大阪事務所	800	S社より直送	2,400	57,600
〃	J社	1,000	S社より直送	3,400	56,600
	連盟	3,200		6,600	53,400
H25. 3. 22	連盟	4,000		10,600	49,400
H25. 4. 11	連盟	3,200		13,800	46,200
H25. 4. 19	連盟	400		14,200	45,800
H25. 4. 24	シルバー人材センター	1,500	S社より直送 関空旅博 2013	15,700	44,300
H25. 5. 1	連盟	4,000		19,700	40,300
H25. 5. 8	シルバー人材センター	2,000	S社より直送 神戸まつり	21,700	38,300
H25. 5. 8	諫早市政策振興部	2,800		24,500	35,500
H25. 5. 22	連盟	4,000		28,500	31,500
H25. 6. 7	連盟	4,000		32,500	27,500
H25. 6. 18	連盟	800		33,300	26,700
H25. 6. 19	シルバー人材センター	2,000	S社より直送 夏の長崎キャンペーン他	35,300	24,700
H25. 6. 24	連盟	3,200		38,500	21,500
H25. 6. 27	連盟	4,000		42,500	17,500
H25. 6. 27	シルバー人材センター	1,000	S社より直送 KBCラジオ長崎フェスタ	43,500	16,500
H25. 7. 16	連盟	4,000		47,500	12,500
H25. 7. 26	シルバー人材センター	5,000	S社より直送 関空夏祭り他	52,500	7,500

H25. 7. 29	連盟	3, 500	※当初未保管分	56, 000	4, 000
H25. 8. 5	連盟	4, 000		60, 000	0
	合計	60, 000			

(ii) 包括外部監査時における虚偽の納品書の提出について（指摘）

上記、当初未保管分の納品書（表の網掛け部分の納品）については、任意に依頼して S 社所有の納品書（控）綴りを確認等した結果、連盟が、初回監査後 S 社に依頼して、新たに納品書を発行させたことが判明した。

上記の内、H25. 3. 11 付けの納品 800 部（上段網掛け）については、ガイドマップ使用簿の記録では、H25. 2. 26 納品と記録されており、また、任意に提示を求めた委託先の納品書控えの綴りにおいても H25. 2. 26 付け発行となっていることが確認された。

連盟が、あえて H25. 3. 11 付けで S 社担当者に発行させたものであり、虚偽の納品書である。監査において、虚偽の陳述や資料の提示は許されない行為であるということ言うまでもない。

(iii) 使途不明な数量の存在について（意見）

ガイドマップ使用簿によれば、監査時点における使用実績が、計 55, 341 部となっており、残部数は 4, 659 部となるはず（60, 000 部納品があった場合の理論値：60, 000-55, 341 部）である。一方、監査時点での在庫部数は 4 箱弱（1, 500~2, 000 部）しか確認できず、差引約 2, 700~3, 200 部程度の行方が不明となる。

一方、監査時点で未保管であった納品書の内、H25. 7. 29 納品分 3, 500 部（上表下段の網掛け）については、使用簿においても受入の記録が無く、次の納品である H25. 8. 5 までの約 1 週間内において、纏まった部数の使用は確認できていない。

また、委託先に任意に提示を求めた納品書控えの綴りにおいても、3, 500 部の納品書の控は時系列に発行されていない。

更に考察すれば、連盟への納品状況より、当該 H25. 7. 29 分以外については、箱単位（400 部/箱）の納品であることが明らかであるが、まとまった部数の使用が予定されていない状況において、この回に限って箱単位の倍数では計算できない部数（3, 500 部）での納品となっており不自然極まりない。

最終回の納品ではないにも関わらず、このような納品を頼んだ理由が見いだせず、当初納品書が未保管であったこと、及び時系列に納品書が発行されていない事を鑑みれば、果たして当該納品書及び納品の真実であったが、甚だ疑問である。

仮に、3, 500 部の納品が虚偽であるとする、使用簿から導き出される理論残は、1, 159 部となり、実在庫の 1, 500~2, 000 部と近似する。つまり、3, 500 部の入り払いが「空」に浮いている状態と考えられる。

また、連盟は、県民スポーツ課よりの依頼で V フェーレン長崎用に 3, 000 部を使用したとして実績を計算しているが、ガイドマップ使用簿における記載では H25. 4. 12 の 1, 000 部のみしか確認できず、残りの 2, 000 部の引渡し状況も明らかではない。

以上のように、事実とかけ離れた虚偽記載等があまりにも多くあり、当該取引が適正に行われたと言うには程遠い状況であると言えることから、年度末までに（更には契約履行日までに）本当に全 60, 000 部を

製作していたのか甚だ疑問に残るところである。

なお、後日平成 26 年 1 月になって、県及び連盟から、在庫不明分の所在が判明し、発注した 60,000 部の制作が立証されたとして、上記文書の全面削除が求めてきたが、そもそも、契約通りの一括納品もなされておらず、監査の仮定において虚偽文書の提示を行い、杜撰な在庫管理の状況のもと、必死にかき集めた在庫数をもって、上記の疑念を払拭せよと主張するにはあまりにも無理がある。後付けで数は会ったかもしれない。しかし疑念は全く払拭できない。

(iv) 在庫管理の不十分性について（指摘）

以上の通り、在庫管理が不十分と言わざるを得ない。適正に管理を行うため、使用簿の利用徹底を周知すべきである。

エ 業務完了報告書及び業務検査調査書の虚偽について（指摘）

S 社が連盟へ提出した「業務完了報告書」において、業務完了日（制作完了日）が H25. 2. 28 とされているが、最初の納品がそれ以前の H25. 2. 26 であることが確認でき、当該業務完了報告書は虚偽記載がなされていると言える。

更に、連盟の作成した「業務検査調査書」によれば、平成 25 年 3 月 25 日に連盟法人旅行部長が、連盟担当者及び S 社担当者立会いの下、S 社社内においてガイドマップの製作状況において検査を行い、検収内容として、「物件名：長崎ガイドマップ 数量：60,000 部」との記載があり、ガイドマップを梱包しているであろう箱が積みあがっている写真も保管してあるが、上記納品実態からすると、平成 25 年 3 月 25 日時点において、既に 10,600 部が連盟等に納品済みであり、S 社社内に保管されている筈もないことを鑑みれば、当該 60,000 部を検収したとの調査書は虚偽記載がなされていると言わなければならない。

連盟をチェックするはずの県の検証も適正に行われたか疑問が残るところであり、牽制が利いていないとしか言いようがない。

そもそも、分割納品や、委託先での在庫保管は、「預け」の温床になるとして、厳に戒めるべき事務ではなかったのか。本庁で物品調達基金を作り、発注・納品事務を徹底して見直したのはなんだったのか。平成 18 年の不適切経理の反省は忘れ去られたのか。憤りを禁じ得ない。

オ 期末近辺の契約事務のありかたについて（意見）

上表のとおり、作成されたガイドマップの納品・使用（消化）は、平成 25 年度である。いわゆる「翌年度消費」であり、事業の効果が、県の想定した補助事業年度と対応していない。これが許されるのであれば、年度末に「事業に関係があるから」と補助事業者が大量に切手等の金券類を購入し翌年度換金したとしても、同様に年度末に備品や消耗品を購入し翌年度目的外使用したとしても何も問題はないということになる。

許されるはずがない。

県と連盟においては、作成までを補助対象とするとの理論建てであろうが、期末近辺の契約発注自体が補助金の予算消化となり、過剰な在庫を抱える要因になり、ひいては預けのリスクを生む可能性をはらむ

のであれば、翌年度の事業にするべきではないのか。特に当事業では、年二回発注している事務を見直せば、消耗品の必要量の調整は十分可能と考える。

カ 前回監査を踏まえた改善状況と、受検対応について（意見）

平成 23 年度の包括外部監査において、連盟では、多量の期末未納品物品等が発見されており、他方で予算消化的な事業の進め方も見直すよう提言し、県と連盟は相応の措置を求められてきたはずである。にもかかわらず、上述のように、辻褄の合わない資料提出や陳述も含め、いまだに納品の事実疑念の残るような事務が継続している状況が見られることは、甚だ遺憾であり、監査制度を軽視していると受け止められても仕方がないと考える。

過去からの悪しき慣習を排し、早期に体質の改善を図るべきである。

キ 予算科目の一貫性の欠如と予算消化の発想について（指摘）

冒頭「ア概要について」でも触れたが、ガイドマップは年二回の発注が行われており、このときは平成 24 年 8 月に T 社と契約している。

この T 社との契約の予算科目は、長崎県観光キャンペーン事業（つまり県負担金の対象事業であり、上記「(1) 観光キャンペーン事業負担金について」に対応する事案である。つまり旧特別事業会計とされていた特別宣伝事業のことであり、これは平成 22 年、23 年の予算科目と同一である。

一方、当該 S 社との契約は、コンベンション誘致対策事業に含まれているが、本来は、長崎県観光キャンペーン事業に含まれるべきものである。予算の帰属に一貫性がなく、いかに予算消化をするか（予算の不足によって、類似の科目を転用する発想も同じである）という意識の強さしか伝わってこない。しかも連盟の事業報告書では、当該ガイドマップ製作に関する記述は T 社分も S 社分も見当たらない。

このようなことをしてはならないと、平成 23 年度監査で我々は指摘したはずである。

社団法人長崎県観光連盟運営費補助金（運営費）について

事業支出の一般会計と特別宣伝事業特別会計との帰属区分について（指摘）

現在、連盟の会計は通常の事業を行う一般会計と特別宣伝事業を行う特別会計とがある。特別会計は大都市圏の宣伝に特化した事業を行うため、自治体や特定地域の会員から負担金を求め、県からも一般会計には補助金及び特別会計には負担金が交付・支出されており、それぞれの会計で行うべき事業の目的や内容が元来異なっていることから、精算も会計毎に別々に行われている。

しかし、観光 PR 事業は広告媒体や対象エリアを複合的、多面的に行っていくものであるため、ここ数年、事業支出についてそれがどちらの会計に属する事業支出であるのか区分が難しくなっており、会計間での事業支出の按分についても多数行われているところである。

このような処理を容認しておいた場合、とある事業支出についてそれが意味で調整弁としての機能を帯び、事業間の区分や会計間の帰属において、予算消化のための安易な経理処理を行いやすくなるなど連盟の恣意性を排除できなくなってしまう。これでは会計毎の精算の精度が保たれな

いことになり、適正性を欠くことになる。それぞれの会計で処理される事業支出について、今一度その目的や事業内容を再検討し、整理を行うべきであろう。

連盟の事務に改善が見られず、むしろ悪化している感さえ受ける。これでは、監査をしている意味がない。予算管理と進捗管理のインフラの整備と、相互牽制の確立を本気で考え直す必要がある。

② 観光及びコンベンション振興事業 上海航路観光客県内周遊対策事業 長崎上海航路入港助成について

ア 交付決定通知書における交付の条件の瑕疵について（指摘）

交付決定通知には、交付の条件の記載は一切ない。

当該助成事業の財源は、県からの長崎県観光連盟運営費等補助金であるから、間接補助事業である。このため、交付決定通知には、「長崎～上海航路の運航に係る入港助成金交付要綱」の他、県の交付規則、部の要綱、運営費補助金交付要領の適用を受ける旨記載が必要である。また、助成事業の運営上必要な事項も交付の条件に記載する必要がある。

なお、平成 24 年 9 月 7 日付で発行された決定通知に記載された「平成 24 年 12 月 6 日付で申請いただきました」は「平成 24 年 7 月 25 日」の誤りである。公文書ではないが、財源は公金である。適切な検証が必要である。

イ「長崎～上海航路の運航に係る入港助成金交付要綱」に違反した事務について（指摘）

上記要綱には、以下のようにあるが、第 2 項 (1) が申請後に提出されており、要綱が遵守されていない。

(助成金の交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、長崎上海航路入港助成金交付申請書(様式第 1 号)により、4 半期毎の入港実績について、当該期間の翌月の 25 日までに交付申請を行うものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 係船料等に係る 3 ヶ月分の納入通知書・領収書の写し

(2) 対象船舶に係る岸壁等使用状況内訳書(様式第 2 号)

③ 「長崎の旅」提案型情報発信事業に係る委託事務について

ア 契約書上の瑕疵について（指摘）

ナガサキ旅クラブデザイン等業務委託 1,890,000 円、「ナガサキ旅ネット」におけるリスティング広告業務委託 1,680,000 円について、委託契約書、第 12 条（個人情報の保護）において、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない旨記載しているが、契約書には、別記である「個人情報取扱特記事項」が綴られていないため、契約上、別記先が存在しない。単純な事務ミスとはいえ、契約は慎重に検証する必要がある。

④ 国際観光戦略推進事業「美しき中国・文化長安—陝西書画名家展」開催業務委託 1,732,500 円について

ア 契約書上の瑕疵について（指摘）

契約書第 2 条（委託期間）について、契約期間の始期が記載されていない。単純な事務ミスとはいえ、契約書は慎重に検証する必要がある。

⑤ 長崎読本デジタル CD-ROM の制作業務委託 306,600 円について

ア 契約書上の瑕疵について（指摘）

契約書に契約日が記入されていない。したがって、契約書第 2 条（委託期間）についても契約期間の始期が契約締結日としているので、それも不明となる。単純な事務ミスとはいえ、致命的なミスである。契約書は慎重に検証する必要がある。

⑥ 修学旅行誘致対策事業 長崎アーカイブ改訂作業業務委託 1,000,000 円について

ア 概要

当該事業は、2010 年制作の「長崎アーカイブ」を充実させ、長崎を訪れた修学旅行生が事前学習・事後学習だけでなく、現地で活用できるように、iPhone/iPad のアプリを制作する業務である。

イ 委託契約で事業を行うことの不適切さについて（指摘）

委託契約（請負契約）によって、製作者側に資金を渡しているが、長崎アーカイブの著作権は、当然ながら長崎県にはない。これは契約書第 12 条にも謳われている。著作権が他人にあるにもかかわらず、連盟は著作権のないソフトの改訂作業を自主事業であると位置づけ、委託契約を締結しており、支出形態として不適切である。

本来は、長崎市に主導させ、関係団体とともに任意団体を組織させて、そこに補助金を支出させるべきである。そうしないと、現行のように民間業者を経由して、著作権者へ資金還流するような形式では、事業の公益性に疑問が生じるものと思われる。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 平成 24 年度「来てみんなね！長崎食 KING 王国キャンペーン」PR ツール作成業務委託について

① 概要

委託内容	平成 24 年度「来てみんなね！長崎食 KING 王国キャンペーン」PR ツール作成業務委託
契約方法	一般競争入札

契約金額	2,257,500 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	2,982,000

② 一般競争入札の競争性について (意見)

平成 23 年度の PR ツール作成業務委託は、プロポーザル方式による随意契約で、平成 24 年度落札業者と同じ S 社が選定されている。パンフレット等の PR ツールの提案書を提出させ、参考見積等とともに審査を実施している。審査委員は、観光振興課職員、観光連盟職員からなる 7 名で構成されおり、内部の人間のみで、外部の専門家などは参画していない。公平性が担保されていないと思われる。

更に、平成 24 年度は総合評価方式による一般競争入札に移行しているが、応札は S 社一者、落札率も 96.5%と高率である。前年度落札によって業者が得たノウハウが、平成 24 年度入札に有利に働いている可能性は否定できない。

一方で、③でも触れるが、発注内容 (仕様) が、成果物の保管義務を課しており、在庫保管の能力の有無、不適切経理の疑いをもたれかねないリスクもあるため、応じてくれるのは S 社のみであったとも考えられる。競争性を阻害する仕様は見直すべきである。

本年度の包括外部監査においても、他に S 社と観光振興課及び観光連盟との間での検出事項がある。平成 23 年度監査でも S 社との取引に係る疑念は、度々もたれたところであった。

形式的な一般競争入札を執行しても、公平性が担保されていないれば意味がない。担保されていないのは結果が物語っている。公正な入札の執行を厳に求める。

③ 分割納品契約の禁止について (指摘)

当該契約における仕様は、他課では見られない特殊な内容である。特に制作物の納品が県の都合によっていかようにも調整できる仕様になっている。

業務内容は以下の通りであるが、「⑦在庫管理」がある。

<p>2. 業務委託の目的・内容</p> <p>(略)</p> <p>請負者の業務は以下のとおりとする。</p> <p>① 下記 (1)～ (4) の作成にかかる諸経費の支出</p> <p>② 資料収集 (取材を含む)</p> <p>③ 素案の作成</p> <p>④ 県観光振興課との調整</p> <p>⑤ 原稿の作成</p> <p>⑥ 印刷</p> <p>⑦ 在庫管理</p> <p>⑧ (1) および (2) について、ウェブページ・スマートフォン・タブレット端末に対応した掲載形式の作成 (デジタルブック等)</p>

つまり、制作物は一括納品するのではなく、分割納品、残りは業者が保管することが明示されている。

更に、納期についても分割納品を求め、納品時期も「下旬」等、個々の納品数量も「程度」と非常に曖昧な内容である。これは、請負契約という性格上も、成果を委託するという前提を壊してしまう内容（契約履行の瑕疵を問えない）内容であり、是認できない。

<p>2. 業務委託の目的・内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(2)テーマ別リーフレット</u></p> <p>A4版・8ページ程度 部数:15,000部<u>程度</u>(※5,000部×3回<u>程度</u>発行)</p> <p>(略)</p> <p>4. 成果品及び納入期限 .</p> <p><u>(1)総合パンフレット</u></p> <p>A4版・24ページ 部数:20,000部</p> <p>① 初版 10,000部 平成24年5月<u>下旬</u></p> <p>② 改訂版 10,000部 平成24年8月<u>下旬</u></p> <p><u>(2)テーマ別リーフレット</u></p> <p>A4版・8ページ程度 部数:15,000部<u>程度</u></p> <p>① 第1版 5,000部 平成24年5月<u>下旬</u></p> <p>② 第2版 5,000部 平成24年8月<u>下旬</u></p> <p>③ 第3版 5,000部 平成24年11月<u>上旬</u></p> <p><u>(3)旅行エージェント向けパンフレット</u></p> <p>A4版・8ページ程度 データ納品 (略)</p> <p>① 第1版 平成24年5月<u>下旬</u></p> <p>② 第2版 平成24年9月<u>下旬</u></p> <p><u>(4)ポスター</u></p> <p>B1ポスター 片面カラー1,000枚 平成24年5月<u>下旬</u></p> <p>(略)</p> <p>5. 納品場所</p> <p>(住所略) 長崎県文化観光振興局観光振興課 (以下略)</p>
--

※二重線は、包括外部監査人による。

しかも、上記成果物の納品・履行確認については、S社より平成25年1月8日付けで業務完了報告書の提出があり、県も同日「委託業務検査調書」を作成しているが、まとめて検品した形となっており、これは事実と相違し、虚偽である。県は、いったん全てを納品し、引き取って保管した上、分割納品したと主張するが（後日、観光振興課より下線部分について認識誤りであった旨訂正を受けている）、一括納品した納品書や写真もなければ、分割納品した際の納品書も「一切ない」の一点張りであった。請負契約の履行

確認の不履行もさることながら、極めて不適切な処理と言わざるを得ない。

県側は在庫保管場所の狭隘さを主張するが、不適切経理の温床になることを考えれば、分割納品や委託先との保管契約を盛り込むことは今後禁止するべきである。発注・検収を厳格化した平成 18 年度の不適切経理の反省や対策とは何だったのだろうか。

同種の問題は、観光連盟でも検出されている。観光振興課と連盟の体質改善を望む。

(2) 長崎県内の離島地域における中国からの誘客調査業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県内の離島地域における中国からの誘客調査業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	2,051,437 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 契約書上の瑕疵について (指摘)

請負契約でありながら、印紙の貼付がなされていない。契約事務における相互牽制体制を確立する必要がある。

③ 入札委任状の印影相違を看過し、落札者の変更に至った点について (意見)

一般競争入札の資格審査申請時提出された印鑑届けの印影と、入札委任状に押印された印影が相違していることを看過した結果、入札後、出納局の指摘により落札者が失格し、次順位者へと契約者変更に至っている。委任状の法的性質と、記名押印という事務を前提に考えれば、印影相違では委任に瑕疵が生じるのは当然であって、出納局の措置は適切であったと思われる。

担当課は、入札事務の適切な執行を行うよう、今後検証を厳格に行うべきと考える。

(3) 外国人観光客受入サポート事業 (緊急雇用創出事業) 業務委託について

① 概要

委託内容	外国人観光客受入サポート事業 (緊急雇用創出事業) 業務委託		
契約先	(社) 長崎県観光連盟		
契約方法	委任契約		
契約金額	6,475,086 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	2,868,784

② 契約書上の瑕疵について (意見)

当該契約に係る書類の 5 年間保管義務については、仕様書で謳うのではなく、契約書で約定するべきで

ある。

③ 当初積算金額の不正確さと前金払いによる資金融通について（意見）

当該契約は、当初の積算及び当初契約書上、13,284,128円であった。

それが、二回の変更契約と精算減により最終的には6,475,086円となっている。

契約及び収支の状況は以下の通り。

No	支出命令日 (支払日)	契約額の推移:円	県の支出額:円	県の収入額:円 つまり返還額	摘要
1	H24年6月19日 (H24.06.28)	13,284,128	13,284,128	0	前金払
2	H24年8月28日 (H24.09.07)	10,675,350		2,608,778	変更契約
3	H25年1月30日 (H25.02.22)	7,651,350		3,024,000	変更契約
4	H25年4月16日 (H25.05.01)	6,475,086		1,176,264	精算減

このうち、No3、4については、日中関係の冷え込みによるイベントの中止や上海航路の長期運休など、外部要因によるものであるが、No2については、人件費に係る当初積算が実態とかけ離れていたため、契約額を一括して前金払いにより収受していた連盟では、他の職員と均衡した給与しか払えないため、余剰が生じるため、変更契約及び余剰額の受払となったものである。

観光振興課と観光連盟は、同一フロアーにあり、職員の派遣も行われており、積算が膨らんでいることなど容易に判明したはずであり、このような積算を課、連盟ともに看過して契約締結したことは誠に理解に苦しむところである。積算資料にも人件費単価等の根拠は明示されていない。しかも、後述の「ながさき旅クラブ会員向けキャンペーン事業等（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）事務局業務事務委託」は、県と連盟間で同時期契約された案件であるが、ここでの人件費単価は180,000円となっており、誠に不可解な事案としか言いようがない。牽制が利いていない以前の話である。

また、委任契約を前提とする前金払いの金額については、特に制約があるわけではないが、6月28日に連盟に渡り（全額が前金払い）、2か月以上も時間をおいて9月7日になって返還を行っている。

かかる事務処理を総合的に勘案すると、県による資金援助が行われたと言わざるを得ない。実際、説明のつかない約260万円もの資金が連盟の中でストックされていたのであり、連盟がその資金融通の利益を享受している。

後述の⑤の問題も含め、復興財源による緊急雇用創出事業がこのような形で運用されることに激しい憤りを感じるのは、我々だけではあるまい。極めて不適切な処理である。

④ 契約違反（承認なき再委託）について（指摘）

パンフレット作製費を検証したところ、連盟とY社との間で締結された契約は「パンフレット作成業務委託」であった。県と連盟との委託契約書第5条（再委託の禁止）では、再委託を禁止しており、書面により県の承諾を得たときに限りこれが許される旨、定められているが、承諾を得る手続きがなされていない。連盟は、観光振興課と同一フロアーであり、検証不足としか言いようがない。実績報告の確認時の検

証においても再委託の事実を看過している。

⑤ 再委託により作成されたパンフレットの適正発注量と所有権について（指摘）

上記、再委託によって作成されたパンフレットの未使用分がまだ、連盟に約 4,500 部存在しており、適正量の発注がなされていない問題がある。

しかも、当該パンフレットの本来の所有権は「県」である。連盟は委託により作成したに過ぎない。にもかかわらず、パンフレットを他の連盟の事業に流用しているが、これも不適切な事務である。流用したパンフレットの製作費については返還額を算定し、県へ返還させる必要がある。このままでは、実費精算である委託費に「利益供与」が含まれていることとなる。

なお、パンフレットを県に納めれば返還は免れるわけではなく、そもそも流用分の当該委託事業との関連性は薄く、そもそも冗費であったことを想起するべきである。

⑥ 契約書条項の誤りについて（指摘）

上記、連盟と Y 社との契約書上、著作権は連盟に帰属するとの条項が見られるが、そもそも再委託であり、著作権は「県」に帰属する。条項の誤りである。

また、県と連盟との間の契約書には著作権の帰属について条項がなく、⑤で触れた問題を招来している。

(4) 対馬韓国人観光客おもてなし事業（緊急雇用創出事業）業務委託について

① 概要

委託内容	対馬韓国人観光客おもてなし事業（緊急雇用創出事業）業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,939,560 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,116,752	—	—

② 契約書上の瑕疵について（指摘）

委任契約でありながら、印紙が貼付されている。県側の検証がなされていない。また、5 年間の書類保管は、仕様書ではなく契約書上で約定するべきである。

③ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。人件費単価の算出等、積算金額の根拠の不明な点があり、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

(5) 「情報発信等による長崎県亜熱帯植物園の魅力アップ事業」（緊急雇用創出事業）業務委託について

① 概要

委託内容	「情報発信等による長崎県亜熱帯植物園の魅力アップ事業」（緊急雇用創出事業）業務委託		
契約方法	委任契約		
契約先	（財）長崎市野母崎振興公社		
契約金額	5,968,493 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 契約書上の瑕疵について（指摘）

委任契約でありながら、変更契約書（3月5日契約分）に印紙が貼付されている。県側の検証がなされていない。また、5年間の書類保管は、仕様書ではなく契約書上で約定するべきである。

③ 年度末の需用費について（意見）

契約期間末（年度末）近辺で、以下の需用費（消耗品）が購入されているが、事業関連性が低く、不適切である。県側も実績確認時に看過しており、検証を厳格に行うべきである。

日付	摘要	金額：円
3/22	ウイルスバスタークラウド	22,890
3/28	インクジェットラベルシール	37,800
3/28	カートリッジ4色パック	27,373
3/29	ペンタブレット	11,550
	計	99,613

(6) ながさき旅クラブ会員向けキャンペーン事業等（緊急雇用創出事業臨時特例基金事業）事務局業務事務委託について

① 概要

委託内容	ながさき旅クラブ会員に対する情報発信・会員増加のための業務等		
契約方法	委任契約		
契約先	（社）長崎県観光連盟		
契約金額	4,298,608 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	4,160,167

② 労働者募集について（意見）

本委託事務において、新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みのほか、文書による募集、直接募集の公開を図るものとされている。労働者の募集にあたり一次審査に

より3名を選考した。面接前に2名が辞退し残りの1名を面接したが、その者以外にも適任者がいないかどうか内部で検討したところ、他の緊急雇用創出事業での面接で不採用となった者のうち評価の高かった者がいたので、その者に直接連絡をとり再度面接して採用することに決定した。最初に面接した者からは、その後に自己都合により辞退する旨の連絡があった。この事業の本来の目的は開かれた募集の中での雇用創出であり、労働者募集にあたっては公開性・公平性が確実に担保されていなければならない。事業の遂行を急ぐあまり、採用手続きに不備がある。

③ 契約書上の瑕疵について（意見）

当該契約に係る書類の5年間の保管義務については、仕様書で謳うのではなく、契約書で約定すべきである。

II - 8 物産ブランド推進課、総務文書課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	71
項目	【長崎県陶磁器「全国発信！」PR 事業補助金について】 東京ドーム実行委員会の名義相違について
措置掲載文	実績報告書類、当該補助金に関する物産流通推進本部の原義を検討したところ、東京ドーム委員会とその代表者名義ではない書面や契約書、証憑類が発見された。これらの瑕疵があるにもかかわらず補助金を支出してしまっており、委員会方式の場合重視すべき法人格の相違や帰属主体を異にする点、つまり名義の問題が十分に意識されていない。今後は、委員会方式の特徴を理解して、補助金支給先への指導及び確認作業を精緻に行うべきと考える。
報告書原文	<p>② 東京ドーム実行委員会の名義相違について（指摘）</p> <p>東京ドーム実行委員会から提出された実績報告書類、当該補助金に関する物産流通推進本部の原義を検討したところ、東京ドーム委員会（人格のない社団である）とその代表者 A 名義ではない書面や契約書、証憑類が発見された。</p> <p>ア 通帳の名義が「波佐見焼振興会」となっている</p> <p>イ 会場設営費 3,591,000 円や新聞広告費 1,000,000 円に係る委託契約書の委託者が「波佐見焼振興会会長 A」名義となっている</p> <p>ウ 「ア」の結果、県に対する補助金交付請求書に記載された振込先が「波佐見焼振興会会長 A」名義で作成されている</p> <p>名義相違は単なる誤りであると判断されるが、「イ」の経費についても、「ウ」の補助金についても本来ならば東京ドーム実行委員会に帰属することはない。</p> <p>特に「ウ」についてはいくつかの誤りが重複している。</p> <p>一つ目は「ア」によって名義が相違している点、</p> <p>二つ目は補助金交付請求書に記載された名義「波佐見焼振興会会長 A」が、実際の通帳の名義「波佐見焼振興会」と相違している点、</p> <p>三つ目が、請求主が「東京ドーム実行委員会代表波佐見焼振興会会長 A」名義であるところ、これと異なる「波佐見焼振興会会長 A」名義とする振込先でありながら、委任状を作成していない点、</p> <p>四つ目に、これらの瑕疵があるにもかかわらず補助金を支出してしまっている点である。</p>

	<p>委員会方式の場合重視すべき法人格の相違や帰属主体を異にする点、つまり名義の問題が十分に意識されていない。</p> <p>また、定額補助金は、補助金の決定が容易であり、県の事務作業としては効率的なものかもしれない。しかしながら、県職員の行う実績報告の確認が疎かになり、普通気づかなければならない誤りも見過ごしてしまう可能性があるように思われる。</p> <p>今後は、委員会方式の特徴を理解して、補助金支給先への指導及び確認作業を精緻に行うべきと考える。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	補助金支給先（東京ドーム実行委員会）には、契約書等関係書類は、実行委員会とその代表者名義で作成するよう指導し、補助金支給先も了承済みです。県としても、補助金支出にあたっての申請書類等の確認作業について徹底してまいります。
所見	当該事項については特に問題はない。ただし、「2. 追加検討した事項」参照のこと。

No	2
区分	意見
報告書頁	72
項目	【長崎県ブランド産品輸出促進補助金について】 補助金支給先の選定基準について
措置掲載文	<p>事業者の経営状況が悪化し、補助金交付先の選定を受けながら、事業を取りやめ、補助金受給を辞退した先がある。</p> <p>当該補助金は、検討委員会設置要綱に基づく検討委員会によって支給先を選定している。しかしながら、直近の決算書は取り寄せているものの委員会での選定基準に財務内容が含まれていない。今後は、選定基準に財務内容も加味し、事業継続の懸念がない事業者を選定するよう見直すべきであろう。</p>
報告書原文	<p>② 補助金支給先の選定基準について（意見）</p> <p>上記「補助金の概要」には表れていないが、事業者の経営状況が悪化し、補助金交付先の選定を受けながら、事業を取りやめ、補助金受給を辞退した先がある。</p> <p>当該補助金は、検討委員会設置要綱に基づく検討委員会によって支給先を選定している。しかしながら、直近の決算書は取り寄せているものの委員会での選定基準に財務内容が含まれていない。</p> <p>辞退した事業者は、累積赤字により債務超過の状態に陥っており、当初、申請にあたって商談会・展示会を計画しながら、その後急激な業績悪化を理由に補助金事業中止申請書を提出し辞退に至っている。中止申請書が提出されたことは良かったものの、場合</p>

	<p>によっては補助金を受給しながら倒産し、補助の目的が失われる事態も想定される。</p> <p>実際、他にも補助金辞退には至っていないが、財務内容が芳しくなく今後の事業継続に不安が残る事業者も見られる。</p> <p>今後は、選定基準に財務内容も加味し、事業継続の懸念がない事業者を選定するよう見直すべきであろう。</p> <p>なお、個人事業に近い小規模事業者については、単に決算書のみを判断基準とするのではなく、仮に大幅な債務超過であったとしても個人資産の有無など実体面をヒアリング等で確認することが必要であろう。逆に資産超過であったとしても、資産価値のないもの、不良資産や簿外負債がないか留意する必要もある。</p> <p><u>財務面の検討と事業継続の検討が必要な補助金は他にも「長崎県ふるさと産業振興事業補助金」(9団体合計の支出済額7,056,000円)がある。</u></p>
要約判定 内容相違	<p>要約相違と措置誤りについて（指摘）</p> <p>要約相違がある。「財務面の検討と事業継続の検討が必要な補助金は他にも「長崎県ふるさと産業振興事業補助金」(9団体合計の支出済額7,056,000円)がある。」が漏れている。同補助金は、産業振興課において平成23年度に10団体7,880,000円交付されており、この補助金に係る措置が触れられていない。平成24年度には、当該補助金が廃止されているとはいえ、当該補助金が廃止されている旨、同種の補助金について対応する旨等措置があつてしかるべきである。</p>
講じた措置の内容等	<p>平成24年6月から、長崎県ブランド産品輸出促進事業補助金の交付先選定については、補助金検討委員会における選定項目に財務状況を加え、事業継続が可能と判断される事業者を選定するよう改めました。</p>
所見	<p>財務基準に関する措置のありかたについて（意見）</p> <p>財務基準を設けるよう「意見」としたのは、事業継続の懸念がある事業者に対する補助金は、破たんした際に交付した意義が失われるからであり、検討会の採点要領を見ると、25点満点中、財務状況を4点満点で加点するようにしたにすぎず、事業継続の難しい事業者を本当に排除するよう機能していない。</p> <p>どれだけ他の採点要素が高くとも、例えば債務超過が継続している、大幅な営業赤字が続いているなど、財務内容に懸念がある事業者は排除するよう採択基準自体を見直すべきである。</p> <p>その他の論点は、後述「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p>

No	3
区分	意見
報告書頁	75
項目	<p>【社団法人長崎県貿易協会について】</p> <p>補助対象経費について</p>

措置掲載文	<p>人件費、通信費、賃借料等の管理経費と、会計を区分して別途管理している上海事務所会計の経費との負担の基準が不明確である。県において協会本部と上海事務所の所管課が異なることから、法人会計においても別会計として処理をしている関係上、金額本意で負担調整をせざるを得ない状況が生じているものと考えられるが、一つの会計によって処理していくことによりこうした調整は必要ないものとなるのではないかと考える。</p> <p>また併せて、協会の運営や事業を担うため、人件費が主である運営費補助金や上海事務所の国内管理費について対象経費を明確化し、団体の体制維持のための定額補助金とならないよう留意すべきである。その際、県貿易協会への負担金との統合も考えるべきと考える。</p>
報告書原文	<p>イ 補助対象経費について（意見）</p> <p>社団法人長崎県貿易協会運営費補助金の個別要綱である、「社団法人長崎県貿易協会運営費補助金実施要綱」によれば、補助対象となる経費については「協会の運営に関する経費」と規定されているのみで具体的な資金使途の項目は定められていない。</p> <p>これまでの運営に関する経費の実績報告には人件費、通信費、賃借料等の管理費が計上されてきたが、それら経費と、会計を区分して別途管理している上海事務所会計の経費との負担の基準が不明確である。</p> <p>これは県において協会本部と上海事務所の所管課が異なることから、法人会計においても別会計として処理をしている経緯により、協会本部の管理費と上海事務所の国内事業費、国内需用費との区分が曖昧であるためである。</p> <p>協会は下記表に示す通り、国内で発生した管理費の一部を上海事務所の国内管理費として振替を行っているが、これは協会において2つの会計区分を行っている関係上、金額本意で負担調整をせざるを得ない状況が生じているものと考えられる。</p> <p>法人会計においては、補助金等の県の支出元等が異なる場合でも会計処理として全体の予算・決算を表す事が一般的であることから、協会においても一つの会計によって処理していくことにより、協会本部会計と上海事務所会計の負担調整は必要ないものとなるのではないかと考える。</p> <p>また併せて、協会の運営や事業を担うため、人件費が主である長崎県貿易協会運営費補助金や上海事務所の国内管理費について対象経費を明確化し、団体の体制維持のための定額補助金とならないよう留意すべきである。</p> <p>その際、県貿易協会への負担金 527,000 円（長崎県・中国経済交流促進団派遣負担金）との統合も考えるべきと考える。負担金では実績報告の確認の牽制機能が補助金よりも弱いためである。</p> <p>按分基準が不明確のまま振替を行っているものは以下の通りである。</p> <p>（表省略）</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。

講じた措置の内容等	<p>平成 23 年度決算から、協会本部にかかる経費と上海事務所事業との会計区分を整理し、補助対象となる経費を明確にするよう改めました。</p> <p>また、負担金と運営費補助金との統合については、いずれも補助金的なものであることから、運営費補助と事業費補助と区分する方向で平成 25 年度からの実施を検討したいと考えております。</p>
所見	<p>この案件については、産業振興課の「1. 措置状況と検証結果」No3 及び別記 1 を参照のこと。なお、その後の状況について、以下の回答を得ている。</p> <p>「左記の通り改善済みです。なお、当協会への負担金については、事業費補助と区分し、平成 25 年度から補助金として整理しております。」</p>

No	4
区分	指摘
報告書頁	76
項目	<p>【社団法人長崎県貿易協会について】</p> <p>県のチェック機能について</p>
措置掲載文	<p>長崎県貿易協会運営費補助金の交付事務においては、協会により作成された実績報告書は県の担当者により内容審査されて交付確定されることになるが、県で内容審査する担当者の多くが協会内部で作成された実績報告書の提出についての伺いに確認印を押している者である。県の牽制機能を正しく働かせるためにも、補助金担当者による指導と決裁、チェック体制を区分することが必要である。</p>
報告書原文	<p>ウ 県のチェック機能について（指摘）</p> <p>長崎県貿易協会の役員として、非常勤の副会長として県の文化観光物産局長が、非常勤の専務理事として文化観光物産局販売戦略長が慣例として各々就任している。また、協会の規定よると日常業務の代理決裁権限については、専務理事が持つものとされている。協会内部の書類である伺いの確認欄には、協会関係者の確認欄に加えて県の販売戦略課職員の確認欄も設けられており、県の職員が内容を確認してその伺いに押印し、販売戦略課課長も課長欄と専務理事欄に押印している。</p> <p>長崎県貿易協会運営費補助金の交付事務においては、協会により作成された実績報告書は県の担当者により内容審査されて交付確定されることになるが、県で内容審査する担当者の多くが協会内部で作成された実績報告書の提出についての伺いに確認印を押している者である。県の牽制機能を正しく働かせるためにも、補助金担当者による指導と決裁、チェック体制を区分することが必要である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>平成 23 年 8 月の指摘があった時点から、貿易協会と県との決裁区分を明確にし、チェック体制を整理いたしました。</p>

所見	特に問題はない。
----	----------

No	5																
区分	意見																
報告書頁	80																
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 長崎県物産振興協会のあり方等について																
措置掲載文	当協会の本来の設立目的は、長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進をはかり、もって本県産業の発展に寄与することである。協会は、県からの補助金や委託料の他受益者である会員からの事業参加に係る手数料を徴収することにより運営を行っているが、実質は営利目的の事業に類似した事業を行っている部分もある。公益法人制度改革により、当協会の今後の方針としては現状では一般社団法人を目指す事になるが、これまで以上の深度で当協会の本来の設立目的と目的達成のための事業内容の再検討は当然であり、長崎県としても、今までの当協会との関係を再度検討するようにならなければならないと思われる。																
報告書原文	<p>ア 長崎県物産振興協会のあり方等について（意見）</p> <p>長崎県物産振興協会（以下、協会とする。）の取扱高（売上その他、手数料等を含む）の年度推移は下記の通りである。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取扱高</td> <td>1,698,538</td> <td>1,801,795</td> <td>1,980,662</td> <td>1,907,683</td> <td>2,120,743</td> <td>2,303,061</td> <td>2,162,771</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち、平成20年度からの事業別の取扱高の明細は下記の通りである。</p> <p>（表略）</p> <p>また当協会の平成23年3月末の正味財産額は68,298千円である。</p> <p>ここで、当協会の本来の設立目的は、長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進をはかり、もって本県産業の発展に寄与することである。協会は、県からの補助金や委託料の他受益者である会員からの事業参加に係る手数料を徴収することにより運営を行っているが、上記の事業の内容を見ても判断できるように、実質は営利目的の事業に類似した事業を行っている部分もある。</p> <p>また、公益法人はもともと、非営利（構成員に配当を行わない）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る）を目的とする法人であったが、公益法人制度を抜本的に改革するため、2006年3月に「公益法人制度改革関連3法案」が閣議決定され、同年5月に第164回通常国会において法案が成立し、2008年12月から施行され、新制度に移行している。そこで当協会も公益法人制度改革への対応として、平成23年度定期総会の第6号議案で審議され、この中で下記のような課題があることから一般社団法人への移行を</p>	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	取扱高	1,698,538	1,801,795	1,980,662	1,907,683	2,120,743	2,303,061	2,162,771
年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度										
取扱高	1,698,538	1,801,795	1,980,662	1,907,683	2,120,743	2,303,061	2,162,771										

	<p>目指すことで承認されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(課題)</p> <p>(i) 現在実施している事業に「公益目的事業」に当てはまる事業がない。</p> <p>(ii) 現体制で事業費率が 50/100 を超える規模の「公益目的事業」を新たに実施するのは困難であり、今後取り組むにも十分な検討と準備が必要となる。</p> <p>(iii) 会員制度を維持していく場合、その会員のみで構成で実施する事業は「共益事業」とみなされ、「不特定多数の利益の増進の寄与する事業」との主張は出来ない。</p> <p>(iii) 当協会の目的である「長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進を図り、もって本県産業の発展に寄与するため」には、これまで取り組んできた各種事業を安定的に継続し、更なる発展を目指す事が最優先課題である。</p> </div> <p>公益法人制度改革により、当協会の今後の方針としては現状では一般社団法人を目指す事になるが、これまで以上の深度で当協会の本来の設立目的と目的達成のための事業内容の再検討は当然であり、長崎県としても、今までの当協会との関係を再度検討するようにならなければならないと思われる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	当協会においては、これまでも協会の営利追求ではなく、会員及び県内事業者の共通の利益を目指し、県産品の振興を行ってきているところであります。さらに、新法人移行に向け事業内容の検討をしており、公益目的の事業を拡充する計画があります。県としては、公益目的の事業に対する支援を行うとともに、当協会の目的である長崎県産品の宣伝斡旋及び販路拡大の増進を図り、もって本県産業の発展に寄与する事業について連携して取り組んでまいります。
所見	<p>措置の具体化について（意見）</p> <p>協会サイドとしては、公益目的事業の拡充が資料等で確認できるが、後段の県の取組みについては、考え方としてはヒアリングできたが、それが具体的な計画書等の書面で確認することができなかった。監査で提示された課題について先送りにせず、具体的な計画と実施結果を提示できるように取り組むべきである。</p>

No	6
区分	意見
報告書頁	82
項目	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】</p> <p>平成 22 年度「売り込もう県産品拠点づくり事業」について</p>
措置掲載文	委任契約の場合、予定価格の設定、見積書の徴取も必要ではないが、予定額の設定とその算出根拠は必要である。しかしながら旅費以外の金額の算定に関する根拠資料がないとの事であり、具体的な算出根拠を提示できるようにしなければ、例え実績と大幅

	<p>なズレはないと言う主張に信頼性はなく、県民の理解は得られない。</p> <p>また、平成 22 年 3 月末直近で、ギフトセットの箱、そしてそれに対してのデザイン印刷が行われているが、やはりこの時期においては当初の目的である大都市及び県内における県産品の消費拡大と新たな需要拡大を図るという効果を平成 21 年度においては発揮出来るものではなく、望ましくない行為である。</p>
報告書原文	<p>イ 平成 22 年度「売り込もう県産品拠点づくり事業」について（意見）</p> <p>県と協会で委任契約となされているものであり、この意味からして、委託料の支払いについても、信頼関係に基づいて行われた事務処理に要する費用として支払うものであり、成果物の提供を目的としたものではない。さらに委任契約の場合、予定価格の設定、見積書の徴取も必要ではない。以上の観点を踏まえた場合、特に問題はない。</p> <p>しかしながら、委任契約においても予定額の設定とその算出根拠は必要である。</p> <p>ここで業務委託積算書に記載されている積算金額の根拠資料の提出を求めたが、旅費以外の金額の算定に関しての根拠資料がないとの事であった。やはり具体的な算出根拠を提示できるようにしなければ、例えば実績と大幅なズレはないと言う主張に信頼性はなく、県民の理解は得られない。</p> <p>また平成 21 年度の当該委託契約の当初積算額が 500 万円であったため、増減理由を検証した結果、ギフト商品開発費用として 50 万円が計上されていた。実績に関しても 509,040 円とほぼ同額の支出がなされていた。ここで当該支出に関しての請求書等を閲覧したところ、平成 22 年 3 月末直近で、ギフトセットの箱、そしてそれに対してのデザイン印刷が行われていた。実施計画においても「パッケージの開発を行う」としか記載されていないので特段問題はないようには見えるが、やはりこの時期においては当初の目的である大都市及び県内における県産品の消費拡大と新たな需要拡大を図るという効果を平成 21 年度においては発揮出来るものではなく、望ましくない行為である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度の「売り込もう県産品拠点づくり事業」においては積算根拠の整備を行っております。事業実施時期については改善指導を行いました。
所見	<p>当該事案については、特に問題はない。ただし、当該委託については「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p> <p>なお、その後の状況について以下の回答を得ている。</p> <p>「事業費の支出にあたっては、実施する年度内に効果を発揮出来る事業に限定した支出を行っております。」</p>

No	7
区分	指摘
報告書頁	82

項目	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】</p> <p>マネキン代の支払いについて</p>
措置掲載文	<p>当協会における物産展においては、売り場でのマネキンの活用が見られるが、一部にマネキン紹介所からの紹介によるものがある。マネキン紹介所は、厚生労働大臣が許可した「有料職業紹介」となり、紹介を受けた企業が直接雇用契約を結ぶことになるため、源泉徴収義務は紹介を受けた協会にある。請求書の中には相手先が労働者派遣事業者なのか、職業紹介事業者なのか不明なものも見受けられるが、事前に質問を行い、職業紹介に基づくものである場合には源泉税の徴収、労災保険の加入を失念しないようにしなければならない。</p> <p>また、今現在マネキン代に関しての消費税の会計処理は全て非課税処理しているが、もし人材派遣の場合であれば課税取引に該当することになるから注意が必要である。</p>
報告書原文	<p>(i) マネキン代の支払いについて (指摘)</p> <p>当協会における物産展においては、売り場でのマネキンの活用が見られるが、一部にマネキン紹介所からの紹介によるものがある。マネキン紹介所は、派遣企業とは違い、厚生労働大臣が許可した「有料職業紹介」となり、企業等の求めに応じて職業を紹介するものであり、そこで雇用している人を派遣するものではない。従って、紹介を受けた企業が直接雇用契約を結ぶことになり、そのため、源泉徴収義務は紹介を受けた協会にある。</p> <p>マネキン紹介所は、企業側から給与を預かり、マネキンに手渡しているにすぎないのであり、マネキンに支払う対価は、協会の指揮監督下で労働に従事していることから給与所得になり源泉徴収しなければならず(所得税法基本通達 204-21)、労災保険についても同様に協会で加入する義務がある。</p> <p>確かに請求書の中には相手先が労働者派遣事業者なのか、職業紹介事業者なのか不明なものも見受けられるが、その場合でも事前に質問を行い、職業紹介に基づくものである場合には上記のような源泉税の徴収、労災保険の加入を失念しないようにしなければならない。</p> <p>また、今現在マネキン代に関しての消費税の会計処理は全て非課税処理しているが、もし人材派遣の場合であれば課税取引に該当することになるから注意が必要である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度の監査実施以降、紹介元相手先が労働者派遣事業者なのか職業紹介事業者なのかを確認のうえ、職業紹介(マネキン紹介)による雇用を行う場合は、その給与について源泉徴収を行うとともに、労災保険についても加入するよう改善を行いました。
所見	特に問題はない。

No	8
区分	意見
報告書頁	83
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 計算書類について
措置掲載文	協会の計算書類に関しては、少なくとも新公益法人会計基準に則って作成することが望ましいと思われる。また、正味財産増減計算書、財産目録が作成されておらず、今後、一般社団法人への移行に際しての申請の際には長崎県では新・新公益法人会計での書類の作成が要請されていることから早急に見直すべきである。 また、計算書類に対しての注記事項が全く記載されておらず、望ましいとはいえない。
報告書原文	(ii) 計算書類について (意見) 協会の計算書類に関して、今現在新公益法人会計基準（平成 16 年基準）及び新・新公益法人会計基準のいずれにも則って作成されていない。 新公益法人会計基準及び新・新公益法人会計基準で作成しなければいけないという法律はないが、少なくとも新公益法人会計基準に則って計算書類を作成することが望ましいと思われる。 また、今現在作成されている書類として、一般会計に関しては収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、勘定科目明細、剰余金処分案、特別会計として、インターネット販売促進事業の収支計算書と貸借対照表があるが、正味財産増減計算書、財産目録は作成されていない。 今後、一般社団法人への移行に際しての申請の際には長崎県では新・新公益法人会計での書類の作成が要請されていることから早急に見直すべきである。 また、計算書類に対しての注記事項が全く記載されていない。 例:会計方針について、例えば当協会の消費税の会計処理は税抜きで行われているが、その記載もなされていない。この場合、利用者が計算書類を閲覧する場合に判断に迷う事になり望ましいとはいえない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 24 年度からは、従来の計算書類に加えて収支計算書及び正味財産増減計算書について、一般会計と特別会計の総括表を掲載し、合わせてそれら計算書に対する注記も掲載しました。 今後、一般社団法人への移行に向け、新公益法人会計基準に則った決算書類作成について検討してまいります。
所見	措置の遅延について (意見) ヒアリングによれば、平成 25 年度決算から新公益法人会計基準を採用するとのことであった。迅速な対応がなされていない。

No	9
区分	意見
報告書頁	83
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 理事会の開催について
措置掲載文	当協会においては、現行、基本的に理事会を年2回、半期・通期の決算報告時に実施している。今の特例民法法人として特段の問題はないが、少なくとも決算期前に翌年度の予算についての理事会は開催することが望ましいと思われる。なお、今後一般社団法人へ移行した場合、理事会は原則3ヶ月に1回の頻度で開催することになっており（定款において毎事業年度4カ月を超える間隔で最低2回に減らすことも可能）、見直すことが望ましいと考える。
報告書原文	(iii) 理事会の開催について（意見） 当協会においては、現行、基本的に理事会を年2回、半期・通期の決算報告時に実施している。今の特例民法法人として特段の問題はないが、少なくとも決算期前に翌年度の予算についての理事会は開催することが望ましいと思われる。なお、今後一般社団法人へ移行した場合、理事会は原則3ヶ月に1回の頻度で開催することになっており（定款において毎事業年度4カ月を超える間隔で最低2回に減らすことも可能（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第2項））、見直すことが望ましいと考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	一般社団法人への移行準備の中で、理事会の開催時期及び頻度についても併せて検討してまいります。
所見	措置の対応について（意見） 県側より3月の段階で、翌年度の事業計画が十分に策定できない状況にあるということから、決算期前の予算に係る理事会開催が難しい旨、回答があった。しかし、現状に甘んじれば、年度当初から総会時期までの数か月間は事業計画のない状態で協会を運営することになり、ガバナンスが喪失していることには変わりはない。運用面での工夫が必要であると考える。

No	10
区分	意見
報告書頁	83
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 規程の整備について

措置掲載文	<p>財務規程について、固定資産の計上基準に関して、金額基準が記載されていない。この場合、第 24 条で本規程に定めのないものについては、県の規程を準用することになり、実情に即していない。</p> <p>また、役員、嘱託職員、パート職員規程が全く定められていない。</p> <p>その他、一般社団法人の移行に伴って、今現在の規程を再度見直し、実情にあっていない規程に関しては見直しを行うとともに、協会で新たに定めるべき規程があれば新設するなどの措置を早急に検討する事が望まれる。</p>
報告書原文	<p>(iv) 規程の整備について (意見)</p> <p>(財務規程)</p> <p>固定資産の計上基準に関して、金額基準が記載されていない。この場合、第 24 条で本規程に定めのないものについては、県の規程を準用することになり、実情に即していない。</p> <p>(就業規則、給与規程等人事に関する規程)</p> <p>当協会においては就業規則、給与規程、退職金規程が定められているが、役員、嘱託職員、パート職員規程が全く定められていない。本来は別に定める必要がある。</p> <p>問題となる事項の例：プロパー職員、嘱託職員の基本給や昇級、賞与の算定に関しての具体的基準がなく、金額設定の根拠が不明。専務理事の基本給も理事会や総会で承認されたものではなく、また賞与の支給（夏基本給の 0.5、冬 1.0）もある。</p> <p>(その他の規程について)</p> <p>一般社団法人の移行に伴って、今現在の規程を再度見直し、実情にあっていない規程に関しては見直しを行うとともに、協会で新たに定めるべき規程があれば新設するなどの措置を早急に検討する事が望まれる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>財務規程は移行に向けて現在見直しを進めておりますが、取り急ぎ先般 6 月の平成 24 年度総会におきましては、議案の注記に計上基準等を記載しております。</p> <p>その他の規程全般についても見直しを進めておりますが、現在までに嘱託職員規程、研修規程を定め、平成 24 年 5 月 2 日付けにて労働基準監督署に届出も済ませております。</p>
所見	<p>No8 に同じ。迅速な対応が必要である。なお、以下の回答を得ている。</p> <p>「現在、一般社団法人への移行準備の中で、財務規程の見直しを進めております。」</p>

No	11
区分	指摘
報告書頁	84
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】

	平成 23 年 4 月の物産展（於：大分県百貨店）に関する経費について
措置掲載文	<p>平成 23 年 3 月 31 日に百貨店への協賛金として 100 万円が未払金として計上されているが、その内容は折込広告制作であり、その発行日は 4 月 6 日となっていた。製作に関する費用であるため発行前の段階で請求書があげられたとしても、折込チラシの配布を除く製作だけで 100 万円の費用がかかるとは考えづらく疑問が残るところである。</p> <p>また、4 月 6 日に発行される折り込み広告に関する費用であるならば、その費用は前払金として計上すべきものであり、決算書の表示の誤りといえる。結果として、法人税の計算上も平成 23 年 3 月期の決算においては、損金の額としては認められないものだといえる。</p> <p>さらに、当金額については、消費税額の計算においても仕入税額控除として消費税額の計算が行われている。このため、法人税及び消費税の申告について対応を検討する必要があるものといえる。</p>
報告書原文	<p>（v）平成 23 年 4 月の物産展（於：大分県百貨店）に関する経費について（指摘）</p> <p>平成 23 年 4 月 7 日から 12 日に大分県百貨店で「長崎の観光物産展」を行った。この物産展の開催にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日に百貨店への協賛金として 100 万円が未払金として計上されている。この請求書を確認したところその内容は、折込広告制作とされていた。</p> <p>この折込広告について、その発行日を確認したところ、その発行日は、4 月 6 日となっており、この折込広告については、その発行前の段階で折込広告の製作費として請求書が上げられていることになる。これが製作に関する費用であるため、発行前の段階で請求書があげられたとしても、折込チラシの配布を除く製作だけで 100 万円の費用がかかるとは考えづらく疑問が残るところである。</p> <p>4 月 6 日に発行される折り込み広告に関する費用であるならば、その費用は前払金（繰延資産の性質の位置づけ）として計上すべきものであり、収支計算書上も前払金の支出として処理を行うべきものであり、決算書の表示の誤りといえる。</p> <p>また、結果として法人税の計算上もこの折込チラシ代 100 万円については、損金の額として計上されているが、法人税法の所得の計算上この経費については、役務の提供が行われていない費用の額と考えられ、平成 23 年 3 月期の決算においては、損金の額としては認められないものだといえる。この折込チラシの製作代については、その役務の提供が行われる平成 24 年 3 月期において法人税法上の損金として処理されるべきものだといえる。</p> <p>また、当金額については、消費税額の計算においても仕入税額控除として消費税額の計算が行われている。このため、法人税及び消費税の申告について対応を検討する必要があるものといえる。</p>
要約判定 内容相違	要約が不十分であり、原文の趣旨が十分につたわるものではない。ただし、措置に直接の影響を与えていないと判断されるため、検出事項としては取り扱わない。

講じた措置の内容等	<p>広告制作費の内容としては、折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません。平成22年度中に役務の提供が行われたものに対する請求であり、同年度末の未払計上に問題はないものと考えております。今後は誤解を受けることの無いよう適正な事務処理に努めております。</p>
所見	<p>下記、別記1参照のこと。</p>

別記1

措置内容の不合理性について（指摘）

上記措置内容を検証したところ、納得のいくような回答は得られなかった。監査の指摘については誠実に対応するべきであり、県も適切に指導をするべきである。

①「広告制作費の内容としては、折込費用ではなく、広告を含む催事にかかる企画費等であり、4月以降のチラシの配布費用は含んでおりません」の証拠書類の提示について

措置で反証したにもかかわらず、県からは、何ら裏付けにあたる資料提示はなかった。根拠もなく監査結果に反する主張をすることは許されるものではない。

②平成23年度監査における県の主張の変化について

平成23年度監査にかかる事実確認段階、及び報告書の初稿段階（対面によるヒアリング一回目）において、県からは以下の主張があった。

なお、以下の訂正線は県が報告書原稿に線を入れたもので、「書くな」という意味である。加筆部分は「こう書け」という意味である。

~~4月6日に発行される折り込み広告に関する費用であるならば、その費用は前払金として計上すべきものであり、収支計算書上も前払金の支出として処理を行うべきものであり、決算書の表示の誤りといえる。~~

~~また、結果として法人税の計算上もこの折込チラシ代100万円については、損金の額として計上されているが、法人税法の所得の計算上この経費については、役務の提供が行われていない費用の額と考えられ、平成23年3月期の決算においては、損金の額としては認められないものだといえる。この折込チラシの制作代については、その役務の提供が行われる平成24年3月期において法人税法上の損金として処理されるべきものだといえる。~~

~~また、当金額については、消費税額の計算においても仕入税額控除として消費税額の計算が行われている。このため、法人税及び消費税の申告について対応を検討する必要があるものといえる。慣例により、催事における百貨店への負担金（広報費や事前準備の費用）をこのような形で領収をもらっているのであれば、その内容を明記した請求書及び領収書を徴するべきである。~~

この主張では、全くもって、4月の催事の前払金（しかも未払金なので経費としての実体がない）にす

ぎないため説得力がなく、反証にもなっておらず到底受容することのできない内容であったので、報告書の見直しは行っていない。しかも、その後の協議（報告書第2稿以降）では、上記主張は取り下げられている。

県は、報告書の主張を変えられないと納得したと思われる。

しかしながら、監査後の措置に至って、再び同じような主張を繰り返しており、しかも年度中の経費の未払金であるかのような主張である。

役務の提供の完了をもって費用の計上ができるのであるから、企画が完了した旨の書面が必要であり、企画費だけで100万もかかるとは到底思えないと監査で言われているのであるから、企画費だけの対価として100万円支払う合理性を立証するべきである。

包括外部監査の指摘事項に係る措置は、誠実に行わなければならない。また措置状況の公表は、地方自治法に基づく県民に対する説明責任の場であることを再認識するべきである。包括外部監査の手を離れた瞬間、手のひらを反して、根拠もなく措置を行わないなど許される行為ではない。

No	12
区分	指摘
報告書頁	84
項目	【社団法人長崎県物産振興協会について】 会費の会計処理と滞納への対応について
措置掲載文	<p>定款第9条において、会費を2年間納入しないときは総会の議決によりこれを除名することができる」とされているが、滞納額のうち1件については15年間滞納の状態が継続しているにも関わらず具体的な対応が見られない。少なくとも3年以上の滞納者については、会費の回収について最大限の努力を図り、回収を進めるべきである。</p> <p>これらの滞納が具体的な解決を見ない背景としては、経理上、現金入金分の会費しか認識することはなく、具体的な債権の回収手順や不納欠損処理の際の承認等に係る定めが整備されていない点にあると思われる。本来は滞納分の会費についても収支計算書上収入として計上され、また、貸借対照表でも未収入金として計上されるべきものといえる。その上で、未収金の回収事務及び不納欠損の処理に関する規定を整備し、不納欠損に係る注記の取扱いについての一連の規程の整備を検討すべきである。</p>
報告書原文	<p>(vi) 会費の会計処理と滞納への対応について (指摘)</p> <p>会員は、社団法人長崎県物産振興協会定款5条において当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人である正会員と、当法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたものとされている。そして会員の会費については、社団法人長崎県物産振興協会定款第6条において会費を納入すべきことが定められ、その詳細については「会費の金額およびその徴収方法を定める規程」が設けられている。会費の金額は、規程第2条において1口を3,000円とし、個人会員は1口以上、団体にあつては2口以上納入</p>

することとされている。会費の納入期限は、上記規程 3 条において当年度の 6 月 30 日までに納付することとされている。

また、滞納者の処分については定款第 9 条において、会費を 2 年間納入しないときは総会において 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができるとされている。

平成 23 年 8 月 10 日時点で、前年分である平成 22 年度分までの会費の滞納額は以下のようになっている。

・ 個人会員分

平成 8 年度分より	1 口分	45,000 円	15 年分
平成 20 年度分から平成 22 年度分	2 口分	18,000 円	3 年分
平成 21 年度分から平成 22 年度分	5 口分	30,000 円	2 年分
平成 22 年度分	14 口分	42,000 円	1 年分
合 計	22 口分	135,000 円	

・ 法人会員分

平成 20 年度分から平成 22 年度分	5 口分	90,000 円	3 年分
平成 21 年度分から平成 22 年度分	1 口分	12,000 円	2 年分
平成 22 年度分	7 口分	42,000 円	1 年分
合 計	13 口分	144,000 円	

上記滞納額のうち、1 件については平成 8 年から 15 年間滞納の状態が継続しており、何らかの対応が必要であるが具体的な対応が見られない。担当者が連絡をとり、納付の意思はあるとのことではあるが、滞納期間が 15 年間と長期に及ぶことから、最終的には定款 9 条の規程により総会にて除名決議を検討する必要があると言える。

平成 22 年度分で 3 年間の滞納となっているものについては、平成 23 年分の会費の納入時点で 4 年分の滞納となる。また、平成 21 年分からの滞納者についても 3 年分の滞納となる。少なくとも 3 年以上の滞納者については、会費の回収について最大限の努力を図り、回収を進めるべきである。

これらの滞納が具体的な解決を見ない背景としては、経理上、現金入金分の会費しか認識することはなく、具体的な債権の回収手順や不納欠損処理の際の承認等に係る定めが整備されていない点にあると思われる。したがって収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表など各種計算書上では未収会費は認識されていない状況である。

社団法人長崎県物産振興協会の収支計算書では、収入の金額は、短期的な債権である流動資産を含むものとして計算されている。このため、本来はこれらの滞納分の会費についても収支計算書上収入として計上され、また、貸借対照表でも未収入金として計上されるべきものといえる。その上で、未収金の回収事務及び不納欠損の処理に関する規定を整備し、不納欠損に係る注記の取扱いについての一連の規程の整備を検討すべきである。

要約判定
内容相違

特に問題はない。

講じた措置の内

これまで未納となっている会費については、滞納者に対する督促を行い、未納会費の

容等	<p>解消に努めています。</p> <p>そのうえで、平成 24 年度からは会費を毎年度当初に未収金計上し、その回収事務や不能欠損処理に関する規程を整備し、適正な処理に努めることとしております。</p>
所見	<p>No8 に同じ。迅速な対応が必要である。なお、以下の回答を得ている。</p> <p>「平成 24 年度決算において当該年度分会費の未収金計上を行っております。併せて、会費の回収事務や不能欠損処理に関する規程についての検討を進めております。」</p>

No	13
区分	指摘
報告書頁	85
項目	<p>【社団法人長崎県物産振興協会について】</p> <p>専務理事の賞与の処理について</p>
措置掲載文	<p>専務理事の賞与について、納税地の所轄税務署に対し事前確定届出給与の届出がなされていない中での支給となっているため、法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできない。適正な処理を行うべきである。</p>
報告書原文	<p>(vii) 専務理事の賞与の処理について (指摘)</p> <p>法人税法上、社団法人の専務理事については役員とみされ賞与は原則として損金不算入の処理とされることになる。役員に対し支給する金額を法人税法の所得の金額の計算において損金の額として処理する場合には、今後支給する賞与の額について納税地の所轄税務署に対し、その支給の時期、支給金額等を事前確定届出給与の届出にて届出をすることが必要とされている。</p> <p>しかしながら、上記専務理事の賞与については、この事前確定届出給与の届出がなされていない中での支給となっている。このため、本来は専務理事に対する賞与の金額は法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入することはできないため、適正な処理を行うべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>税理士と協議のうえ、平成 24 年度総会において専務理事の賞与の額等について諮り、事前確定を行ったうえで、所管税務署長に届出を行いました。</p>
所見	特に問題はない。

2. 追加検討した事項

(1) 平成 24 年度長崎県陶磁器「全国発信！」事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成 24 年度長崎県陶磁器「全国発信！」事業補助金
補助金支出済額	7,500,000 円
補助対象事業費	7,500,000 円
補助率	定額
国庫単独の別	国庫
対象団体	東京ドーム実行委員会
交付の目的・内容など	国指定の伝統的工芸品であり、本県の地場産業である波佐見焼の振興と活性化を図る。
対象経費の内容	東京ドーム「テーブルウェアフェスティバル」での出店、PR 等各種事業及び広報宣伝事業に要する経費

② 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）

当該補助金交付決定通知の交付の条件に、補助金適正化法等関係法令、国の補助要綱等に従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。

③ 部の交付要綱の別表及び実施要綱に定める補助対象者の不一致について（指摘）

部の交付要綱の別表及び実施要綱に定める補助対象者名が「東京ドーム「テーブルウェアフェスティバル」実行委員会」となっており、「東京ドーム実行委員会」と名義相違である。

(2) 長崎ブランド産品輸出促進補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎ブランド産品輸出促進補助金
補助金支出済額	2,238,000 円（12 社合計）
補助対象事業費	5,319,085 円（12 社合計）
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	国庫
対象団体	G 社他 11 社
交付の目的・内容など	県内企業の東アジア地域等への県産食品・工芸品関係の輸出促進を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 商談会、展示会等への参加 (2) 物産展への参加 (3) 商談会、展示会等の主催 (4) 物産展の主催 (5) 輸出向け商品の開発 (6) 中国における店舗展開の維持取組

② 予算編成方針の遵守について（意見）

財政課より「平成24年度長崎県予算編成方針」が出されているが、毎年のように「原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。」との方針が示されている。

当該補助金は、平均しても18万7千円程度であり、過年度も、例年100万円を超えるS社を除けば、平均17万9千円（平成23年度）、23万3千円（平成22年度）で推移している。

特に平成24年度は、会社法上の大会社であるT社のほぼ全額旅費に対し6万7千円を補助しているが、会社の体力からして、公費で賄う意義があるか疑問である。

当該補助金を継続するのであれば、制度設計を見直すべきである。

(3) 長崎俵物販売促進 PR 事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎俵物販売促進 PR 事業費補助金
補助金支出済額	3,109,000 円
補助対象事業費	6,223,780 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	平成長崎俵物創出協議会
交付の目的・内容など	平成長崎俵物の販売促進 PR 活動の実施に対し支援することにより平成長崎俵物の販路拡大を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 商談の推進 (2) 宣伝媒体掲載の推進 (3) デモンストレーション販売・PR 活動の推進 (4) 拠点店舗での販売促進活動の推進

② 任意団体への補助事業としてのあり方について

当該補助事業は、任意団体である平成長崎俵物創出協議会（以下、創出協議会）が補助事業者であるが、以下の問題がある。

ア 構成団体の代表団体を補助事業者として取り扱っており以下の問題がある。

(i) 任意団体から提出された書面の誤りについて（指摘）

事業計画書、交付申請書、計画変更承認申請書、実績報告書、交付請求書の提出者、請求者各々が、社団法人長崎県水産加工振興協会（平成25年4月から一般社団法人。以下、振興協会）の代表理事名で記名、そして振興協会の代表理事印が押印されている。

本来は、任意団体の代表者、任意団体の代表者印が押印されていなければならない。

(ii) 補助金の振込口座について（指摘）

補助金の振込口座の指定が、振興協会の代表理事名義の口座であり、補助事業者の名義（創出協議会代表者名義）ではないにもかかわらず、県はこれを看過している。

イ 構成団体が会計分離を行っていない点について

任意団体の事業であるはずが、構成団体が個々に行った事業を合算しており、以下の問題がある。

(i) 請求書の名義が構成団体である点について（意見）

資金の流れについて説明すると、代表団体である振興協会が県費補助金を一旦収受し、各構成団体の行った事業のうち、県費で賄うべき部分について支払っている。

次に収支（経理面）としては、創出協議会の収支計算書を作成する段階で、各構成団体の収支（自己負担+県費補助）が合算される。

このため、各構成団体においては、自己の会計と創出協議会の会計とを会計分離していない。外部業者との取引（自身に対する取引すらある）においては、構成団体名義で請求書を受領している。

このような経理のため、名義の面からは任意団体に請求が帰属せず、しかも構成団体の活動を任意団体の活動として合算しているが、代表団体と他の構成団体との間で委託契約が存在しているわけでもなく、代表団体が構成団体に対して助成事業をやっているわけでもないため、「合算する」根拠がない。

本来は、創出協議会に負担金を拠出し、県費補助金と合わせて資金を創出協議会で分離すべきである。そして構成団体の経理と明確に会計分離しなければ、上記のような説明のつかない事務処理が生じ、構成団体の都合で構成団体の経費が任意団体の経費に組み込まれる可能性もある（逆もあり）。これらの事務処理を行うために、代表団体の事務所が使用されるだけであり、人件費も創出協議会が雇用若しくは事務委託する形で経理するべきである。

以上、不明瞭な事務が行われているので是正するべきである。

(ii) 創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（指摘）

補助事業者たる任意団体は、公益事業を担うだけのガバナンスが働いていなければならない。ゆえに、規約や経理規程等の整備、決算書の承認、監査手続きが要求されるのである。しかし、創出協議会は、個々の県費補助金の実績報告のための収支計算書を作成はしているが、肝心の創出協議会自体の収支報告書を作成していない。今後は、経理規程を整備し、決算監査・報告・承認という手続きを行わなければならない。県も創出協議会に対して適切な指導が必要である。

③ その他にも以下の問題がある。

ア 双方代理（民法第108条）の発生について（指摘）

構成団体相互の取引において、代表者が同一人物である事例があり、双方代理が発生している事案がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。これも会計分離が意識されていないことが原因のひとつと思われる。

イ 実施要綱の遵守の確認について（意見）

実施要綱第 4 条（1）では、「補助事業者が、最小の経費で最大の効果をあげ得るよう努めなければならない」としているが、支出金額の大きいものについて、見積書の徴取を行う等、経済性の努力を払っているか、県は検証していない。今後は指導もあわせ、検証を厳格に行うべきである。

ウ 対象外経費の混入について（指摘）

空港ショップの冷凍袋の購入代 650,000 円については、拠点店舗での販売促進活動の推進の一環として事業計画に含まれているが、販売促進活動ではなく、単なる販売活動の経費補助であり、当該事業の目的とは相違するものと考えられる。販売促進活動を支援するのであれば、のぼりやポスターの掲示など、販売に間接的に寄与し、俵物の PR に資する内容であるべきではないか。冷凍袋ではあまりにも商売に直結し、構成団体の経費補助となっていると思われる。

エ 構成団体相互間の取引の検証の徹底について（意見）

構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引については、補助対象事業経費の生じた補助事業が、本当に行われた正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。また、金額の妥当性も十分に留意すべきである。構成団体等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行いうるためである。

ただし、上記のようには一定言えるとしても、検証の実現性はあまり高くなく、県側が検証の責任を負えないことも想定されるため、一方で事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要はあろう。

オ 委託事業と補助事業の違いについて（意見）

そもそも、長崎俵物販売促進 PR 事業が補助事業になっている点は疑問が生じる。

再掲になるが、当該補助金の目的は次の通りである。

平成長崎俵物の販売促進 PR 活動の実施に対し支援することにより平成長崎俵物の販路拡大を図る。

また、当該事業の計画書においても以下のように事業の目的が説明されている。

長崎県水産加工品のリーディング商品である平成「長崎俵物」について、近年の構造不況によって購買力が減少傾向にある県内外の消費者や流通業者等に対し、積極的に PR・販売促進活動を行い、水産物に対する消費の呼び戻しと県内水産加工業の活性化を目的とする。

水産加工・流通室の委託事業に「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業に係る長崎空港ブランドショップ運営業務委託（契約額 7,000,000 円）があるが、これも、長崎県水産加工振興協会への委任契約であり、随契理由として、以下のように説明がある。

本業務は、平成「長崎俵物」の PR と販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、

その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。(社)長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。

どちらの事業も俵物の販売促進とPRを主な目的としているが、前者は県の直接事業ではないが公益性があると判断した補助事業、後者は県の直接事業を委託したものである。

両者に一貫性は感じられない。

平成長崎俵物の販売促進とPRは、県にとって直接事業なのだろうか。それとも補助すべき公益事業なのだろうか。

つまり、水産加工・流通室とブランド推進課とではスタンスが違い、部署によって「直接事業」の位置づけは相違が生じ、判断が相対的なものになっている（更に水産加工・流通室内でも類似の事業が、委託契約と補助事業として行われており、課内であっても一貫性がない）。

県としての足並みがそろわず、場合、場合によって補助と委託を使い分けることには全く納得いくものではない。

「平成長崎俵物」というブランドの育成・推進には、これまで多額の県費が充てられ、今後も継続的に取り組むべき事業であると思われるが、これを県の直接事業とするか否か、再度全庁で検討するべきであると思われる。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 長崎県産酒愛飲キャンペーンの実施にかかる業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県産酒愛飲キャンペーンの実施にかかる業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	4,496,835円		
過年度の推移(円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	—

② 入札書の封緘(ふうかん)がなされていない点について(指摘)

当該契約事務を綴った「原議」に、入札書とともに入札時使用した封筒が綴られていたが、「封緘」の痕跡がなかった。通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずであるが、封がそのまま残っていた。

財務規則第99条でも「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契

約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。

規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。

「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも物産ブランド推進課以外の一部の課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、財務規則に反していることに変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考ええる。

今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。

③ 設計金額の根拠の明確化について（意見）

設計金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠等）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

(2) 「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託について

① 概要

委託内容	「食材の宝庫ながさき」ブランド確立事業業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	94,216,500 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	53,434,500

② 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）

「封緘」の痕跡がなかった。財務規則第 99 条で求められた入札時の動作が遵守されていない。

③ 設計金額の根拠の明確化について（意見）

設計金額の根拠の不明な点があり（店頭 PR イベントサンプル経費、管理費割合 15%の根拠など）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

④ 資格審査結果の転用時の問題について（指摘）

資格審査申請時、契約使用印の申請がなされ、この印影と入札書（若しくは委任状）に押印された会社印の印影の一致を確認しており、入札書（若しくは委任状）の法律的な有効性を確認しているのだが、資格審査結果の転用の場合（他の契約事務において一般競争入札を行った際の資格審査結果を、類似の契約事務における一般競争入札で転用すること）、印影の一致を検証しておらず（委任状に印影照合の証跡がなく、ヒアリングでも未実施を確認済み）、入札書（若しくは委任状）の有効性を検証していない。

入札の有効性を印影によってコントロールしている本県事務において、本件のように資格審査結果の転用の場合においても印影照合を行う必要がある。

⑤ 契約終期（年度末）近辺の消耗品の購入について（意見）

店頭ツールとして、長崎ブランド指定品目 PR ツールのポスター1,700,000 円や POP 206,000 円が作成・納品されている。納品日は、契約終期近辺の3月22日である。これら資材の消費タイミングと当該事業との関連性は薄いと言わざるを得ず、望ましい事務ではない。翌年度事業での消費は単年度主義からの逸脱であり、年初の事業執行の支障の考慮は効率性の観点から一定あってもよいであろうが、基本的に避けるべきである。

⑥ ブランド化戦略品目の選定について（意見）

当該事業は、長崎県産品ブランド化・流通戦略本部、同実施本部によって選定された重点 PR 商品が対象となっている。

重点 PR 商品は、農畜産物、水産物、地域産品の分野から成り、水産物分野には、「長崎いさき、長崎たちうお、長崎とらふぐ、ごんあじ」と言った鮮魚の他、平成長崎俵物と長崎かんぼこが含まれている。

ここで、疑問が生じるのが「平成長崎俵物」と「長崎かんぼこ」を同列に PR 対象品として選定している点である。というのは、「平成長崎俵物」には、当然かまぼこ類が認定品目として含まれており、同じ「長崎かんぼこ」と競合する可能性があるためである。

言うまでもなく「平成長崎俵物」は、これまでも現在も多額の県費を投入しているブランドであり、「平成長崎俵物」関連事業は本県における直接事業の位置づけである。他の県産品と差別化すべく、厳しい認定基準を設けブランドを確立しているにもかかわらず、他方で類似ブランドの「長崎かんぼこ」を同列の事業で PR してしまうと、他の事業で公費を投入して差別化している意義が喪失してしまう恐れがある。

貴重な公費を投入する意義を再度考察し、事業資金の選択と集中を検討するべきと考える。

(3) 「長崎和牛」ブランド強化事業業務委託について

① 概要

委託内容	「長崎和牛」ブランド強化事業業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	23,290,428 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）

「封緘」の痕跡がなかった。財務規則第 99 条で求められた入札時の動作が遵守されていない。

③ 設計金額の根拠の明確化について（意見）

設計金額の根拠の不明な点があり（タイアップ企画のテレビ番組 PR 金額の根拠など）、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

(4) 「長崎ブランド海外プロデュース事業」業務委託について

① 概要

委託内容	「長崎ブランド海外プロデュース事業」業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	9,911,460 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	10,000,000	8,887,923	9,555,000

② 設計金額の根拠の明確化について (意見)

設計金額の根拠の不明な点があり (各単価の算出根拠)、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

(5) 平成 24 年度対中国ビジネスコンサルタント業務委託 (超異) について

① 概要

委託内容	平成 24 年度対中国ビジネスコンサルタント業務委託 (超異)		
契約方法	随意契約		
契約金額	1,397,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,700,000	1,397,000	1,397,000

② 委託契約書の条項の不足 (指摘)

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない (「適正な契約事務の執行について (通知)」(22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日)「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照)。

(6) 「売り込もう県産品拠点づくり事業」業務委託について

① 概要

委託内容	「売り込もう県産品拠点づくり事業」業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,500,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	4,154,709	4,500,000	4,500,000

② 請求額の確認について (意見)

支出証拠書類を通査したところ、請求書の単価と見積書の単価が相違しているものがあつた。見積書の

単価では、税抜 350 円となっていたが、請求書の単価は、税抜 367 円となっていた。その結果、892 円（＝ $(367 \text{ 円} - 350 \text{ 円}) \times 50 \text{ 個} \times 1.05$ ）が余分な支出となった。請求書の確認は、適切に行う必要がある。

③ 旅費の節減について（意見）

物産展や新商品商談会への参加のために旅費が生じる。旅費は、社団法人長崎県物産振興協会（以下、物産協会）の旅費規程に従って支給されている。旅費の計算に誤りがあるわけではないが、県職員の旅費が、原則パック旅行商品価格での実費精算となっていることと比較すると、割高となっている。

県の旅費は、職員の旅費に関する条例第 8 条に基づいて、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとしている。当該委託業務が、県の委任業務であることを考慮すると、旅費が物産協会の内規に従っていたとしても、それが県職員の場合における旅費と差額が大きくなることは望ましくはない。

予定外の急な出張などにより、パック旅行商品等によって旅行し難い場合においては、物産協会の内規によることもやむを得ないが、通常、物産展は年間スケジュールが決まっていることから、やむを得ないケースはあまり想定されない。

したがって、物産協会は、委託業務に係る旅費については、県の旅費に準じて計算するなどして、旅費の節減を図る必要がある。節減した部分は、必要な範囲でプレゼント経費やサンプル経費に充てるなど、県産品の消費拡大と新たな需要拡大につながるようにする必要がある。もちろん、剰余が生じた場合には、精算により返納することは言うまでもない。

(7) 長崎県の伝統工芸・食文化紹介事業業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県の伝統工芸・食文化紹介事業業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,115,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

II - 9 アジア・国際政策課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	78
項目	【社団法人長崎県貿易協会について】 上海事務所所長の人件費について
措置掲載文	長崎県貿易協会の上海事務所長は県からの派遣職員であり、職専免の取り扱いによってその職に従事し、人件費は、県職員の身分として全額県から直接給与が支払われているが、職専免の根拠条例上では「非常勤として従事する場合」と規定されているにもかかわらず、当該所長の勤務実態は上海事務所に常勤として所長職に従事しており、当該職専免の理由は該当し得ない。したがって、現在の所長の職専免での従事は、公務員派遣法及び関係条例等に照らし違法な状態にある。所長の給与を県が負担するには、所長の業務範囲を整理、明確化し、関連条例・規則を整備し、財源負担に耐えられるよう派遣法第 6 条 2 項の規定を適用する以外には方法がないと思われる。現状と法の兼ね合いを再検証し、合规性を保つように検討を行うべきと考える。
報告書原文	⑤ 上海事務所所長の人件費について（指摘） 社団法人長崎県貿易協会の上海事務所長（以下、所長と呼称）に関しては、県からの派遣職員であり、職務専念義務免除（以下、「職専免」という）の取り扱いによって、その職に従事し、人件費は、県職員の身分として全額県から直接給与が支払われている。 職専免の根拠については、長崎県の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第 2 条(3)「公益を目的とする団体、委員会等の業務に報酬を得ないで <u>非常勤</u> として従事する場合」を用いて職専免を行っているとのことであった。 しかし、当該所長の勤務実態は、上海事務所に <u>常勤</u> として所長職に従事しており、当該職専免の理由は該当し得ない。 したがって、現在の所長の職専免での従事は、下記により違法な状態にある。 本来、職員派遣の取扱いについては「公益法人等への職員の派遣等に関する法律」（以下、「公務員派遣法」と呼称）によるべきであり、県の「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月 27 日長崎県条例第 4 号）」（以下、派遣条例と呼称）や「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年 3 月 27 日長崎県人事委員会規則第 11 号）」（以下、派遣規則と呼称）の定めに従って、派遣可能な団体との間に限り、県と派遣先の間で派遣協定を結び、派遣の内容を明らかにした上で、派遣職員本人と県との間で合意書を取り交わして、県の人事委員会に派遣の状況を報告するという一

	<p>連の手続が必要である。</p> <p>ところが、現状、長崎県貿易協会は、上記派遣規則に限定列挙された派遣の許された「派遣先団体」ではないため、すぐさま派遣することは不可能である。派遣規則の改正が必要である。規則改正が済めば、派遣協定や本人同意の取り付けという個々の対応という事になるが、派遣職員の人件費の取扱いについては、公務員派遣法第6条1項で派遣職員の給与は派遣先が支給するのが原則となっているので、貿易協会での財源が問題となる。財源の確保が難しいのであれば、何らかの手立てを県も協会も検討する必要がある。</p> <p>さらに、派遣法において例外的に派遣元が給与を支給できる場合として第6条2項があるが、現在所長が上海事務所において従事している業務は多岐に亘り、派遣法第6条2項を適用しようにも現実の業務内容に合致するかと言うと判断が分かれるところである（つまり、派遣先団体での「従事すべき業務」が6条2項に定める業務に合致すると抗弁するには一定の法的リスクが生じることは避けられない）。</p> <p>このような状況を鑑みると、所長の給与を県が負担するには、所長の業務範囲を整理、明確化し、関連条例・規則を整備し、財源負担に耐えられるよう派遣法第6条2項の規定を適用する以外には方法がないと思われる。</p> <p>長崎県における上海事務所の設置意義は大きいと思われる。とはいえ、法令を順守しなければ違法な状態を放置することも許されることではない。</p> <p>現状と法の兼ね合いを再検証し、合规性を保つように検討を行うべきと考える。</p>
<p>要約判定 相違内容</p>	<p>特に問題はない。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>県の派遣規則改正により、平成24年4月から長崎県貿易協会は「派遣先団体」と位置付けられており、同協会上海事務所長については職専免による業務従事の取扱いを改め、公務員派遣法に基づく派遣に切り替えたうえ派遣協定書の締結等適正な手続を行っております。</p> <p>なお、所長の業務範囲については、派遣協定書取決め書において、公務員派遣法第6条第2項に該当することを確認しており、県の派遣条例第4条の規定により支給することができる給与等を県が直接支給することとしております。</p>
<p>所見</p>	<p>特に問題はない。</p>

2. 追加検討した事項

(1) 長崎県上海事務所運営費補助金について

①補助金の概要

補助金の名称	長崎県上海事務所運営費補助金
補助金支出済額	38,423,000 円
補助対象事業費	48,812,862 円（その他の補助金と受託金を除く）
補助率	定額
国庫単独の別	単独
対象団体	社団法人 長崎県貿易協会
交付の目的・内容など	中国の経済情報の収集、提供、経済交流案件の発掘等を通じて経済交流の円滑化を支援する現地拠点である長崎県上海事務所の活動に対し助成し、県内中小企業等の中国との交流に寄与するため
対象経費の内容	(社)長崎県貿易協会が上海事務所の運営に要する経費

② 上海事務所における複合機の購入について（指摘）

社団法人長崎県貿易協会上海事務所（以下、「上海事務所」と言う）において、平成 24 年 5 月に、デジタルコピー複合機を購入している。金額は 60,800 元 日本円換算で 791,616 円（当時レート：1 元=13.02 円）である。

当該購入に関して、以下の問題がある。

ア 当該複合機の購入に当たっての購入何文書において、上海事務所所長が起案者となり、自らのみが決裁者となっている。貿易協会の経理事務規則において、物品の購入にあたっては、専務理事の決裁が必要となっている（第 20 条）が、当該決裁を受けずに購入しており規則に反する。上海事務所運営規定において、所長は支出負担行為及び支出を行う（第 22 条）とされているが、高額となる物品については、牽制機能が働くべきであり、その意味においても現状の経理事務規則に則った手続きを踏まえるべきである。

イ 当該複合機の購入に当たって、見積りを 1 社のみから徴収している。貿易協会の経理事務規則において、物品 1 件あたり 30 万円以上については 2 社以上の見積りを徴収することを原則としており、規則に反する。

ウ 上海事務所においては物品台帳が整備されておらず、当該複合機についても台帳への記載がない。上海事務所における物品についても管理が必要であり、当然に物品台帳を整備すべきである。

③ 上海事務所における支出予算の流用について（意見）

平成 24 年度における上海事務所の収支状況は次のとおり。

平成24年度
社) 長崎県貿易協会 上海事務所 収支計算書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
①会費収入	1,110,000	1,020,000	90,000
②補助金等収入	42,173,000	42,173,000	0
県補助金 (運営費)	38,423,000	38,423,000	0
県補助金 (中国B展開支援)	2,940,000	2,940,000	0
県受託金	810,000	810,000	0
③負担金収入	6,990,900	6,990,900	0
市負担金	5,500,000	5,500,000	0
町負担金	132,100	132,100	0
経済団体等負担金	1,358,800	1,358,800	0
④雑収入	25,835	544,424	△ 518,589
受取利息等	25,835	544,424	△ 518,589
事業活動収入計	50,299,735	50,728,324	△ 428,589
2 事業活動支出			
①事業費支出	52,413,000	52,562,862	△ 149,862
人件費	20,450,000	19,375,615	1,074,385
福利厚生費	1,600,000	1,476,928	123,072
賃借料	11,800,000	12,030,241	△ 230,241
需用費	3,050,000	2,870,408	179,592
交通費	4,000,000	4,055,814	△ 55,814
使用料	1,550,000	765,920	784,080
手数料	250,000	526,127	△ 276,127
広告宣伝費	550,000	3,192,080	△ 2,642,080
通信運搬費	2,200,000	1,720,543	479,457
報償費	1,300,000	1,304,078	△ 4,078
委託料	810,000	1,143,352	△ 333,352
業務連絡費	4,853,000	4,101,756	751,244
事業活動支出計	52,413,000	52,562,862	△ 149,862
事業活動収支差額	△ 2,113,265	△ 1,834,538	△ 278,727
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入計	0	0	0
2 投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1 財務活動収入計	0	0	0
2 財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 2,113,265	△ 1,834,538	△ 278,727
前期繰越収支差額	2,113,265	2,113,265	0
次期繰越収支差額	0	278,727	△ 278,727

以上のように、支出について予算額と決算額に大きな乖離がある項目が多々あり、項目間において流用が行われていることがわかる。

貿易協会の経理規程第 18 条において、「予算の執行にあたり、予算に定められた金額は、原則として項目間において相互に流用してはならない。ただし、やむを得ない事由により流用を必要とするときは、専務理事の承認を得なければならない。」とされている。

今回、当該流用について確認したところ、専務理事の承認は受けておらず、経理規程に反している。

上海事務所からは毎月会計報告書が提出されており、貿易協会においても上海事務所における予算の執行状況は把握でき得る筈であるが、現状各項目の予算残高等は事業年度の中途において確認をしていなかったとのことである。

支出財源の主は補助金であることから、事業計画に基づく予算の執行は厳格でなければならない。

上海事務所の予算の執行状況については、常に状況が把握できる体制を整えるべきである。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 資本誘致可能性調査業務委託について

① 概要

委託内容	資本誘致可能性調査業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	5,832,750 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 設計金額の根拠の明確化について (意見)

設計金額の根拠の不明な点があり (各単価の算出根拠)、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

(2) 中国メディアパブリシティ対策事業業務委託について

① 概要

委託内容	中国メディアパブリシティ対策事業業務委託		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	13,928,414 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 設計金額の根拠の明確化について (意見)

設計金額の根拠の不明な点があり (管理費率 10%の根拠、メディアツアーの単価など)、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 請負契約書の設計と契約額精算処理について (指摘)

当該契約内容は、契約額が確定しているレギュラー業務と実績払いのイレギュラー業務とに分かれる。このため、レギュラー業務は、毎月定額払い（年間契約額の月割）、イレギュラー業務は四半期ごとの実績による支払いを行うとしている。当初契約は、レギュラー業務を 8,872,500 円、イレギュラー業務を 6,300,000 円の計 15,172,500 円として契約書を交わしていた。最終的には、イレギュラー業務で 1,244,086 円少なく支払って業務が終了している（支払済額 13,928,414 円）。

当該契約は、請負契約であり、上記支払方法の設定は委任契約の処理が混合していると思われる。

レギュラー業務の支払いを毎月定額としているが、これでは委任契約の前金払いの支払方法と相違ないと考えられ、請負契約なのだから、本来は実績・進捗度に応じた部分払いの支払によるべきと思われる。実際の進捗は、定額払いとする根拠を満たしていないと思われる。

またイレギュラー業務も、請負契約で求める作業量が変動するのであるから、もし、仕様で求めた満額を契約書上明示して契約するのであれば、精算ではなく仕様変更による契約額の変更について、変更契約で処理するべきと思われる。

(3) 資生堂TSUBAKIタイアップキャンペーン関連ツアー実施業務委託料について

① 概要

委託内容	資生堂TSUBAKIタイアップキャンペーン関連ツアー実施業務委託料		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	4,805,880 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 契約変更に至る事務処理について

ア 見積書の徴取漏れについて（指摘）

天候不順等により契約内容の変更の必要が生じ、県と契約先との間で協議が行われている。書面上は、県が先に業務内容の変更を申し出ているが、どちらが先に申し出たとしても、変更契約の締結事務においては、契約先から見積書を徴取する必要がある。

イ 契約先からの徴取資料の誤り（事業費精算書の受入）（指摘）

本来は、見積書を徴取して、変更契約を締結した後、変更契約内容を前提に実績報告書を受領すべきであるが、実際は、平成 24 年 10 月 16 日に「事業費精算書（当初契約額 5,562,184 円を精算額 4,805,880 円であったので精算するという内容）」を受け取り、翌日付で変更契約書 4,805,880 円を締結している。つまり、見積書代わりに事業費精算書を徴取・受領したものと思われる。

この手順では、実質精算払いと変わらないため委任契約の事務に近似していることとなってしまう、請負契約の事務にそぐわないと考える。入札・契約事務マニュアルに準拠した事務を行うべきである。

II - 10 環境政策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県新しい公共支援事業「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」〈大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習〉業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,907,000 円（うち返還額 2,145,665 円）		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	3,059,000 （うち返還額 307,503）

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 契約書上禁じられた再委託の存在について（意見）

当該契約では、平成 23、24 年度ともに再委託を禁じている。他にみられるような県の承諾があれば再委託を認める容認規定もない。

しかしながら、支出内容には、鶏飼料製造代、発酵堆肥製造といった案件が存在するが、実績報告時提出された事業報告書の内容に鑑みれば、アナアオサを鶏飼料として製造し、発酵堆肥として製造する業務は、委託である可能性が高い。役務費（手数料）や需用費（物品購入）等の要素が混在しており、委託料として整理するのが社会通念上一般的な案件であると言える。

そもそも、一切の再委託を禁じる合理性はない。当該契約の委託先である NPO 法人自身が、印刷業務や肥料などの生産設備を持ち合わせているはずがないことは自明である。かかる疑念を生じるのであれば、再委託の容認規定を設け、再委託契約の手続きを踏めばよいだけの話である。契約違反となれば、契約の有効性さえ揺らぐことを考えれば、大きいリスクをとることもない。

制度設計・契約内容の設計は、慎重であるべきであるとする。

④ 平成 23 年度契約における契約書について（指摘）

平成 23 年度契約書に個人情報取扱特記事項が規定されておらず、契約書上も個人情報の取扱いに関する

事項の定めがないため、長崎県個人情報保護条例第 11 条に反している。

⑤ 平成 24 年度契約における契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）

平成 24 年度契約書では、④に係る問題は整理されているものの、③の再委託を全面禁止している契約書本文に対し、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾により容認があり得る文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。

⑥ 事業終期における消耗品の購入について（意見）

事業終期に消耗品を購入している（プリンターインク、コピー用紙）。事業終期に購入してもその消費・効果を考えるとき、事業関連性が希薄になってしまうためこのような支出は避ける必要がある。消耗品費（需用費）は、事業計画に沿ったもので、購入の理由が明確であるべきと考える。

⑦ 県の完了報告時の検査について（意見）

ほぼ、帳簿と領収証しか検証していないため、見積書により経済性が考慮されているか、納品書により調達等の実在性があるか、もしくは事業完了が期限内か、という観点で検証すべきである。

⑧ 低執行率と事業の意義について（意見）

平成 24 年度契約は、多額の精算による返還が行われており、当初契約に対して執行率が 56.3%にとどまっている。

原因は、当該事業が、大村湾におけるアナアオサの回収、有効利用と環境学習となっているが、アナアオサの発生量が少なく、年度当初の事業計画に基づく事業執行が困難であったためである。つまり、平成 24 年度は、アナアオサが大量発生しなかったことが執行率の低さの原因である。県の説明によれば、アナアオサの発生量は、自然現象によるところが大きく、予測が困難とのことであった。

ここで二つの疑問が生じる。

- ・アナアオサの大量発生が恒常的でないとすると、当該事業を行う意義はどれほど説明できるのか
- ・事業の意義を説明できるとしても、現に低執行率になってしまっており、このようなリスクを冒してまで事業を行う意義までも説明できるのか

今回、本県の委託事業を平成 21 年度から徹底的にレビューし、サンプリングを行ったが、このような低執行率（多額の精算減）の事業は数件であった。

今後の事業執行にあっては、事業の意義を慎重に検討して推進されたい。

II - 11 自然環境課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託について

① 概要

委託内容	傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,000,000円（公益社団法人長崎県獣医師会分） 2,000,000円（佐世保市分）		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2件合計6,000,000	2件合計6,000,000	2件合計6,000,000

② 計画的な支出に係る指導について（意見）

県は、事業報告書、事業費精算書、事業費精算内訳書及び支出証拠書類の写しを提出させ、精算確認（平成21年度は現地確認検査）を行っている。精算確認では、支出証拠書類の写しを確認し、処理の適正性を確認している。しかし、事業費精算内訳書を確認したところ、年度末に近い時期の支出のうち、年度内に消費することにつき合理性がない支出が、以下のとおり散見された。

また、平成23年度佐世保市委託分の需用費・消耗品費においては、全支出116,967円のうち、2月支出分が66,005円、3月支出分が27,376円となっている。2月と3月の支出合計が93,381円であり、全支出額116,967円に対する割合が80%となっている。

県は、計画的に支出するよう指導する必要がある。

【長崎県獣医師会分】		
(平成24年度)		
支出日	支出金額（円）	摘要
なし		
(平成23年度)		
支出日	支出金額（円）	摘要
なし		
(平成22年度)		
支出日	支出金額（円）	摘要
平成23年3月31日	44,793	防寒着

(平成 21 年度)

支出日	支出金額 (円)	摘要
なし		

【佐世保市分】

(平成 24 年度)

支出日	支出金額 (円)	摘要
平成 25 年 3 月 29 日	162	事務用 (ゼムクリップ)
平成 25 年 3 月 29 日	4,956	事務用 (付箋)

(平成 23 年度)

支出日	支出金額 (円)	摘要
平成 24 年 3 月 14 日	4,910	事務用 (布両面テープ、つづりひも)
平成 24 年 3 月 17 日	2,573	事務用 (修正テープカートリッジ)
平成 24 年 3 月 17 日	3,675	事務用 (修正テープ)
平成 24 年 3 月 29 日	13,440	事務用 (A4 用紙)
平成 24 年 3 月 29 日	2,778	事務用 (フラットファイル)

(平成 22 年度)

支出日	支出金額 (円)	摘要
なし		

(平成 21 年度)

支出日	支出金額 (円)	摘要
平成 22 年 3 月 25 日	11,025	レスキューセンター用長靴
平成 22 年 3 月 31 日	31,920	事務用プリンタートナー

③ 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について (指摘)

当該業務の性質上、24 時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成 24 年度のように、4 月 1 日が休日のため、4 月 2 日付けで契約した契約については、契約の始期 (履行義務の開始) は、あくまで 4 月 2 日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおあり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。

④ 契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）

契約書上、第15条において再委託を全面禁止しているが、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾規定が含まれた文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。

II - 12 生活衛生課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 油症の治療等に関する研究委託事業（平成 24 年度分）について

① 概要

委託内容	油症の治療等に関する研究委託事業（平成 24 年度分）		
契約方法	委任契約		
契約金額	1, 150, 000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1, 150, 000	1, 150, 000	1, 150, 000

② 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

③ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの等、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

④ 委託契約で購入した顕微鏡について（検出内容は後述）

ア 平成 22 年度に顕微鏡を購入した際の問題点について（指摘）

委託契約書の第 2 条（委託内容）には、委託計画書に基づき委託事業を行うことが規定されている。しかしながら、実績報告段階でシステム生物顕微鏡 475,020 円を購入したことが報告され、当初計画と相違している。そして、第 6 条に定める計画変更時の県の承認手続きも踏まれておらず、県も、かかる契約違反を看過してしまっている。

当然、事後報告であるため、顕微鏡購入時の見積書の徴取も確認できていない。

委託契約で購入した備品の所有権の帰属は、当然には委託先となるわけではない。事前の取り決めが必要なことから、備品の購入が事前に判明していれば、変更契約を交わすのが必要であったと思われる。このため、県は翌年度契約から、備品の管理に関する条項を設けざるを得ない状況となっている。

イ 備品の管理に関する条項について（指摘）

平成 23 年度から、顕微鏡にかかる管理の取り決めを次のように定めている。

(備品の管理)

第 14 条 乙が、この契約によって支払われた委託料をもって購入した下記備品は、本契約解除後は甲に帰属するものとする。ただし、乙が、委託期間満了後、新たに甲と同様の契約を締結する場合は、乙が所有を継続するものとする。

乙が所有する備品 システム生物顕微鏡 (Olympus Bx53) (平成 22 年度購入)

※下線は、包括外部監査人による。

条文に文言の誤りがある。

まず「この契約によって支払われた」とあるが、平成 22 年度契約において支払われたのであるから、「この契約」ではなく「平成 22 年度油症の治療等に関する研究委託事業」とするべきであり、「乙が所有する」ではなく「乙が賃借を (もしくは乙が賃借する)」とするべきである。「所有する」では賃貸していることが表現できていない。

ウ 備品の貸付にかかる手続きについて (指摘)

上記備品について、県物品取扱規則第 25 条等の遵守がなされていない。また、備品の現物確認も行っておらず、委託契約の履行以外に使用されていないか検証ができていない。適切な備品管理が必要である。

⑤ 平成 21 年度に購入したソフトウェアの管理について (指摘)

平成 21 年度においては、消耗品費として統計ソフト一式 202,230 円が購入されているが、これも管理すべき対象である。県物品取扱規則に従って適切に処理するべきである。

(2) 犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務について

① 概要

委託内容	犬捕獲抑留及び犬・猫の引取り処分業務		
契約方法	委任契約		
契約金額	39,769,038 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	41,052,914	39,763,638	42,765,313

② 犬捕獲抑留等業務実施要領の文言について (意見)

当委託業務は、犬捕獲抑留等業務委託契約書により契約が締結され、その委託業務の概要については犬捕獲抑留等業務実施要領により示されている。

この実施要領の 3 業務管理の項目において、「県南、県北及び上五島保健所並びに長崎県畜犬管理所 (現：長崎県動物管理所) に 1 名以上の職員を出向させ委託業務の円滑な遂行を図ること。」とされている。

当業務が実施要領にあるように出向契約であれば、県南、県北及び上五島保健所並びに長崎県畜犬管理所

(現：長崎県動物管理所) に出向している職員については、NC 社に籍を置きつつ長崎県と労働契約を結ぶこととなるが、現状ではそのようにはなっていない。

また、「平成 24 年度犬捕獲抑留等業務委託契約に関する申し合わせ書」において、「受注者側責任者 (NC 社 代表取締役) は業務発注票を受け、職員へ業務の指示を行い、業務を実施する。」としており、業務実施要領でいうところの出向職員があくまでも NC 社の代表取締役の指示のもと業務にあたることが示されている。

このことから考えると、犬捕獲抑留等業務実施要領にいう「出向」により、労働契約が NC 社職員と長崎県との間で締結されるわけではなく、また、業務実行のための指示権限も NC 社の代表取締役にあることから、NC 社職員と長崎県との関係は「出向」や「派遣」とは異なる。

当文言については NC 社職員を「勤務をさせる」という意味でとられているものと考えられ、現状の状況から考えても、犬捕獲抑留等業務実施要領の内容について文言の変更について検討が必要だと考える。

③ 委託料の支出方法について (意見)

平成 24 年度の長崎県から NC 社への委託料は総額 39,769,038 円であり、支出状況については、4 月 16 日に 7,487,734 円を支出し、残額は 5 月から 3 月まで毎月 2,934,664 円が支出されている。

このような支出となっている原因は、4 月、5 月に支出が重なることが多いとのことではあるが、7 月や 12 月に支出する賞与分についても 4 月に支出され資金貸付をしている状態を招いている。前金払いのあり方を見直すべきである。

④ 委託費の算定について (指摘)

当委託費の金額は、委託業務に関する経費の積算を行い決定されている。委託費の積算内容を確認したところ、事務経費として事務所の固定資産税額が含まれている。

当団体の事務所は、本店である代表者の親族名義の土地・建物に所在しており、法人の所有とはなっていない。このため、委託費の金額算定のもととなる経費の積算にあたっては、事務所の固定資産税は算入するべきではない。

最終的に委託料の精算時においては、当経費は積算金額に含まれていないが、積算金額は委託費の総額に影響する金額であるため、今後の委託費の金額算定のための積算の際には注意が必要である。

II - 13 医療政策課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	208
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 複数者見積りの徴求について
措置掲載文	補助金の実施要綱において、複数社からの見積書の徴求等に関しての定めはないが、医療機器の金額は多額なものもあることから、補助事業者は交付申請の際に複数社の見積書の徴求の徹底を図る事が望まれる。
報告書原文	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について ア 複数者見積りの徴求について（意見） 補助金の実施要綱において、複数社からの見積書の徴求等に関しての定めはないが、医療機器の金額は多額なものもあることから、補助事業者は交付申請の際に複数社の見積書の徴求の徹底を図る事が望まれる。特に当該補助金は民間の医療機関に補助するものであるため、入札制度に関しての慣例はないところも多い事からも複数社からの見積もりにより申請額の適正性を確保する事が必要である。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から複数社からの見積徴取を指導し、実施を確認しております。
所見	特に問題はない。なお、当該補助事業は、平成 23 年度をもって終了している。

No	2
区分	意見
報告書頁	208
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 交付申請時の検証について
措置掲載文	国、県において予定価格等を定めている訳ではないため、実際に交付申請の際に提出されている見積書の妥当性の検証が不十分であると思われる。業者からの見積書の徴求等を図る事により、金額の妥当性を検証した方が望ましいと考える。
報告書原文	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について

	イ 交付申請時の検証について（意見） 補助金交付者である国、長崎県において、予定価格等を定めている訳ではないため、実際に交付申請の際に提出されている見積書の妥当性の検証が不十分であると思われる。業者からの見積書の徴求等を図る事により、金額の妥当性を検証した方が望ましいと考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から申請書添付の見積書等を県及び国によって確認しております。
所見	特に問題はない。

No	3
区分	指摘
報告書頁	208
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 実施報告書の提出期限について
措置掲載文	実施要綱に定められた期限より後に提出されている。事務手続を長崎県歯科医師会が取りまとめて行っている事が原因の一つとも考えられるが、本来はその必要もなく、たとえそうであっても、県の立場からは迅速な事務処理の徹底を指導しなければならない。
報告書原文	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について まず県への提出期限に関しては、平成 23 年 4 月 8 日に全て提出されているが、長崎県及び国の要綱の事業の完了の日から起算して 30 日（国は 1 月）を経過した日より後日に提出されていることになる。 この原因は事務手続を長崎県歯科医師会が取りまとめて行っている事が原因の一つとも考えられるが、本来は長崎県歯科医師会に事務の取りまとめを依頼する必要もなく、たとえそうであっても、長崎県の立場からは長崎県歯科医師会に迅速な事務処理の徹底を指導しなければならない（なお、平成 23 年度は、4 月 10 日が日曜日であったため、4 月 8 日に郵送された実績報告が 4 月 11 日受付となっている）。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から実施要綱に定める提出期限を遵守するよう指導し改善を図っております。
所見	特に問題はない。

No	4
区分	指摘
報告書頁	209
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 県の実地調査について
措置掲載文	当該補助金に関するの実施報告書の提出の際に、添付書類として検査調書の写しを提出しなければならないが、当該検査は各病院の担当者が実施しているのみである。事務の適正性の観点からも、本来は長崎県の担当者による実地調査等を行い、交付申請との整合性等を確認すべきである。
報告書原文	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について エ 県の実地調査について（指摘） 当該補助金に関するの実施報告書の提出の際に、添付書類として検査調書の写しを提出しなければならないが、当該検査は各病院の担当者が実施しているのみである。 事務の適正性の観点からも、本来は長崎県の担当者による実地調査等を行い、交付申請との整合性等を確認すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から必要に応じ、適宜実施しております。
所見	特に問題はない。

No	5
区分	指摘
報告書頁	209
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 消費税部分の取扱いについて
措置掲載文	補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならないとされているが、平成 21 年度の当該補助金に関するの報告は平成 22 年度までには行われていない。長崎県への返還、さらに国への返還が生じるものであり、問題である。歯科医師会が取りまとめて行っているとの事であるが、県としては早急に提出するように指導する事が必要である。補助金交付申請の際に、課税事業者か免税事業者なのかわかる書類を添付してもらおう等の検討が必要ではないかと思われる。
報告書原文	長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について オ 消費税部分の取扱いについて（指摘）

	<p>「長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金実施要綱」第6条(9)で「補助事業完了後に、消費時及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部を県に納付させることがある。」とされ、また「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」9(5)で、「間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。」とされている。</p> <p>上記のように補助事業完了後に、消費時及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第3号により速やかに知事に報告しなければならないとされているが、平成21年度の当該補助金に関しての報告は平成22年度までには行われていない。長崎県への返還、さらに国への返還が生じるものであり、問題である。</p> <p>これも長崎県歯科医師会が取りまとめているとの事であるが、県としては早急に提出するように指導する事が必要である。</p> <p>そもそも、「長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金実施要綱」第4条の補助金交付申請の際に、課税事業者か免税事業者なのかがわかる書類を添付してもらおう事で、課税事業者に対して迅速な事務処理の指導の徹底が図れるものであることから、今後検討が必要ではないかと思われる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>平成21年度事業分は、補助事業者には歯科医師会を通じ、事業終了後に仕入控除額報告書を提出するよう依頼していましたが監査時点で報告書の提出がなされていませんでした。指摘後(監査後)、直ちに報告を徴取し、厚生労働省へ報告しました。</p> <p>なお、平成22年度分も、指摘どおり改善を図り、国への報告が済んでおります。</p>
所見	特に問題はない。

No	6
区分	意見
報告書頁	210
項目	【長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について】 手続の迅速化について
措置掲載文	厚生労働省の支出負担行為決議から県の交付決定通知までの手続にタイムラグがか

	なりあると思われる。必要な医療機器の設置を速やかに行う事で、本来の目的たる在宅歯科医療機器等の設備を整備し、高齢期・寝たきり者等に安全で安心な質の高い歯科医療体制の充実を図れるのであり、改善が必要である。
報告書原文	<p>長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金について</p> <p>カ 手続の迅速化について（意見）</p> <p>厚生労働大臣から長崎県に平成 22 年 10 月 19 日に「平成 22 年度医療提供体制推進事業費補助金交付決定通知書」、及び同日に支出負担行為決議が行われている。</p> <p>その後、長崎県において、「平成 22 年度長崎県在宅歯科診療設備整備事業補助金交付決定通知書」を平成 22 年 12 月 1 日付で、民間医療機関から平成 23 年 1 月 17 日で交付請求書を一齐に徴求し、翌日支出しているが、特に厚生労働省の支出負担行為決議から長崎県の交付決定通知までの手続にタイムラグがかなりあると思われる。</p> <p>必要な医療機器の設置を速やかに行う事で、本来の目的たる在宅歯科医療機器等の設備を整備し、高齢期・寝たきり者等に安全で安心な質の高い歯科医療体制の充実を図れるのであり、改善が必要である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から速やかに交付決定を行うよう改善を図っております。
所見	特に問題はない。

No	7
区分	意見
報告書頁	210
項目	【長崎県がん診療施設整備事業補助金について】 補助対象機器の検収確認等について
措置掲載文	健康保険諫早総合病院のマルチスライス CT 装置の導入に対して 2,100 万円支出されているが、その契約、納品、検収そして、これに対する補助金の交付請求、実績報告のすべてが、平成 23 年 3 月 31 日に行われたこととなっている。これらの日付が正確であるか否かはという点については、現在提出されている書面上のみでは確認が難しい状況である。今後補助金の適正な執行を担保するためにも、検収日などを立会い確認するなどの方法を検討する必要があるものといえる。
報告書原文	<p>長崎県がん診療施設整備事業補助金について</p> <p>補助対象機器の検収確認等について（意見）</p> <p>平成 22 年度において、長崎県がん診療施設整備事業補助金が、健康保険諫早総合病院のマルチスライス CT 装置の導入に対して 2,100 万円支出されている。</p>

	<p>当補助金の対象となったマルチスライス CT の売買契約が平成 23 年 3 月 31 日に締結されている。契約金額は 7,945 万円で、納品期限は、当契約の契約金額から考えると設定されることが一般的ではあるが、当契約書では、納品日期限についての内容は定められていない。引き渡しについては、据え付け調整が完了した時点で直ちに引き渡しが行われ、引き渡しの証拠として健康保険諫早総合病院が検収書を発行することのみ定められている。</p> <p>この検収書を確認したところ、その日付は契約日と同じ平成 23 年 3 月 31 日となっている。また、当補助金の交付請求書及び当補助金の要綱に基づく実績報告についても平成 23 年 3 月 31 日の日付により行われている。実績報告では、納入された医療機器の写真が添付されているが、これが実際にいつ撮影されたのかは判断することはできない状況である。</p> <p>当医療機器は、その契約、納品、検収そして、これに対する補助金の交付請求、実績報告のすべてが、平成 23 年 3 月 31 日に行われたこととなっている。長崎県では、実績報告などに添付されている書面により、契約の内容、納入の事実などを確認しているが、これらの日付が正確であるか否かはという点については、現在提出されている書面上のみでは確認が難しい状況である。</p> <p>今後補助金の適正な執行を担保するためにも、検収日などを立会い確認するなどの方法を検討する必要があるものといえる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	必要に応じ、適宜実施することとしております。なお、平成 23 年度は当該事業の助成はありませんでした。
所見	<p>措置のあり方について（意見）</p> <p>平成 24 年度分について平成 25 年 8 月に実地調査を行っている。ただし、これでは事後検証にしかすぎず、これまでと何ら変わりはない。</p> <p>監査で求めているのは、年度内に事業完了していることを検証し、立証できるように、ということであったはずである。少なくとも契約日は納品日以前とし、契約書上納入期限を明示するよう、周知・指導するべきである。その上で、購入決裁文書や検査調書、日付入りの証明写真を添付させるなど工夫が必要であると考え。事後検証をせざるを得ないのであれば、そのような書面上の証拠力を強化させることが必要であると考え。</p>

No	8
区分	指摘
報告書頁	213
項目	【長崎県救急医療対策事業補助金（病院群輪番制病院設備整備事業）について】

	問題点について																
措置掲載文	<p>実施要綱によると、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならないとの定めがあるが、一般競争入札を行っているのは健康保険諫早総合病院のみで、他の2機関は一者随契であった。当該補助金の交付の条件のひとつなのであるから、入札制度等は実践するのが当然である。間接補助金ゆえに公正性や法規性の管理が行き届かないということがないよう、市町村に対しても今後、入札制度等の定着に向けて、指導しなければならない。</p>																
報告書原文	<p>長崎県救急医療対策事業補助金（病院群輪番制病院設備整備事業）について</p> <p>長崎県救急医療対策事業補助金実施要綱によると、「第6条（8）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。」とある。</p> <p>しかしながら、当補助金の支出先については、以下の通りであった。</p> <table border="1" data-bbox="493 862 1294 1339"> <thead> <tr> <th>補助先</th> <th>医療機関</th> <th>入札方法等</th> <th>購入機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td> <td>日本海員救済協会長崎病院</td> <td>一者随契 購入機器全て まとめて</td> <td>超音波画像診断装置、心電計、ディフィブリレータ、長時間心電図解析システム、ベッドサイドモニタ</td> </tr> <tr> <td>諫早市</td> <td>健康保険諫早総合病院</td> <td>一般競争入札 購入機器ごと</td> <td>ディフィブリレータ、血管内超音波画像診断装置、大腸ビデオスコープ</td> </tr> <tr> <td>佐世保市</td> <td>医療法人雄人会</td> <td>一者随契約 購入機器ごと</td> <td>デジタル超音波診断装置、デジタルX線画像処理システム、人口呼吸器、インバータ式コードレス移動型X線装置</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般競争入札を行っているのは健康保険諫早総合病院のみで、他の2機関は一者随契であった。「医師にとっての使い勝手など、価格だけが決定要因ではない」「県と違って一般競争入札に慣れていない」という理由であるが、一般競争入札を行っている医療機関もあり、また一者随契を仕方ないものと受け入れてしまうと、業者との癒着も生じ得る。</p> <p>当該補助金の交付の条件のひとつなのであるから、入札制度等は実践するのが当然である。係る状況を看過することは、補助事業の公正性や法規性を担保できていないこととなり、実績確認も不十分ということとなる。間接補助金ゆえに、そういった管理が行き届かないということがないよう、市町村に対しても今後、入札制度等の定着に向けて、指導しなければならない。</p>	補助先	医療機関	入札方法等	購入機器	長崎市	日本海員救済協会長崎病院	一者随契 購入機器全て まとめて	超音波画像診断装置、心電計、ディフィブリレータ、長時間心電図解析システム、ベッドサイドモニタ	諫早市	健康保険諫早総合病院	一般競争入札 購入機器ごと	ディフィブリレータ、血管内超音波画像診断装置、大腸ビデオスコープ	佐世保市	医療法人雄人会	一者随契約 購入機器ごと	デジタル超音波診断装置、デジタルX線画像処理システム、人口呼吸器、インバータ式コードレス移動型X線装置
補助先	医療機関	入札方法等	購入機器														
長崎市	日本海員救済協会長崎病院	一者随契 購入機器全て まとめて	超音波画像診断装置、心電計、ディフィブリレータ、長時間心電図解析システム、ベッドサイドモニタ														
諫早市	健康保険諫早総合病院	一般競争入札 購入機器ごと	ディフィブリレータ、血管内超音波画像診断装置、大腸ビデオスコープ														
佐世保市	医療法人雄人会	一者随契約 購入機器ごと	デジタル超音波診断装置、デジタルX線画像処理システム、人口呼吸器、インバータ式コードレス移動型X線装置														
要約判定 内容相違	特に問題はない。																
講じた措置の内	国及び県の要綱に定める交付決定の条件の遵守の徹底について引き続き指導してま																

容等	います。
所見	特に問題はない。

No	9
区分	指摘
報告書頁	214
項目	【長崎県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金について】 問題点について
措置掲載文	実施要綱により、県及び市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこととなっているが、ほとんどが随意契約となっていた。「使い勝手、仕様など価格以外の要因があるため、随意契約になる」とのことであるが、「随意契約が当たり前」とならないよう注意はすべきである。
報告書原文	<p>長崎県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金について</p> <p>「人工呼吸器及び付帯する備品」「个人防护具」を補助対象としており、交付基準額は「人工呼吸器及び付帯する備品」が 2,160,000 円×知事が認めた台数、「个人防护具」が 3,550 円×知事が認めた台数、となっている。台数については、国から人工呼吸器等は 1 医療機関に 1 台、个人防护具は 1 医療機関につき 330 セットとの目安が出されており、それに沿った申請となっている。「長崎県新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金実施要綱」第 6 条（11）によると、「地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県及び市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」となっているが、担当者を通じて医療機関に確認したところ、ほとんどが随意契約となっていた。「使い勝手、仕様など価格以外の要因があるため、随意契約になる」とのことであるが、「随意契約が当たり前」とならないよう注意はすべきである。</p> <p>なお、今回のケースでは、交付基準額が定められており、人工呼吸器等については交付基準額より高い金額での購入（差額は医療機関が負担）及び業者の値引きによって交付基準額ちょうどの購入、となっているものがほとんどであること、「个人防护具」については、ほとんどが交付基準額より低い金額での購入となっていることなどから、随意契約のため高い金額での購入となっている、という異常性は認められなかった。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内 容等	県の契約手続きに準拠した取扱いとするよう周知徹底してまいります。
所見	特に問題はない。なお、現在の状況について、以下の回答を得ている。 「申請手続きにあたっての留意事項として、契約にあたっては一般競争入札に附するな

	ど、県が行う契約手続きの取り扱いに準拠していただくよう、文書等により指導を行っております。」
--	--

No	10																																																						
区分	指摘																																																						
報告書頁	215																																																						
項目	【長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金について】 対象外経費の混入について																																																						
措置掲載文	本来対象経費とならない解体費・耐震改修以外の一般改修費及び耐震改修に伴わない設備の取得設置等の費用が混入していることが判明した。平戸市立生月病院の 68,942 円は工期が終了しているため、少額とはいえ返還対象となる。そして、これ以外のほとんどの事業が前払いの段階とはいえ、約 38,821 千円の補助金が過剰に支出されている状態である。事業完了時に最終的な確認を行い、適正額で精算を行えば、結果として適正な処理となるが、今後は、前払いの段階においても、当初より厳格に申請書類の検証を行い、適正に事務処理を行うべきである。																																																						
報告書原文	<p>長崎県医療施設耐震化臨時特例基金事業補助金について 対象外経費の混入について（指摘） 補助金の概要（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="427 1137 1362 1417"> <tr> <td>対象経費の内容</td> <td> <p>1. 災害拠点病院、救命救急センターの未耐震医療機関が行う耐震化整備 災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p> <p>2. 二次救急医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備 二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p> </td> </tr> </table> <p>補助金交付申請書類等を確認したところ、本来対象経費とならない解体費・耐震改修以外の一般改修費及び耐震改修に伴わない設備の取得設置等の費用が混入していることが判明した。当該内容は次の通り。</p> <table border="1" data-bbox="459 1659 1362 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">H22 年度支出額 (単位:千円)</th> <th colspan="4">対象外経費と認められるもの (単位:千円)</th> <th rowspan="2">補助金換算額</th> </tr> <tr> <th>解体費</th> <th>対象外 機械設備費</th> <th>一般改修工 事</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>健康保険諫早総合病院</td> <td>198,012</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>長崎大学病院</td> <td>64,417</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>社会医療法人長崎記念病院</td> <td>36,687</td> <td>21,525</td> <td>14,542</td> <td></td> <td>36,067</td> <td>7,213</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>医療法人光省会福田外科病院</td> <td>37,380</td> <td></td> <td>8,407</td> <td></td> <td>8,407</td> <td>1,681</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>医療法人青洲</td> <td>72,975</td> <td>18,841</td> <td>90,610</td> <td>704</td> <td>110,156</td> <td>22,031</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費の内容	<p>1. 災害拠点病院、救命救急センターの未耐震医療機関が行う耐震化整備 災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p> <p>2. 二次救急医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備 二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p>		施設名	H22 年度支出額 (単位:千円)	対象外経費と認められるもの (単位:千円)				補助金換算額	解体費	対象外 機械設備費	一般改修工 事	合計	1	健康保険諫早総合病院	198,012				0	0	2	長崎大学病院	64,417				0	0	3	社会医療法人長崎記念病院	36,687	21,525	14,542		36,067	7,213	4	医療法人光省会福田外科病院	37,380		8,407		8,407	1,681	5	医療法人青洲	72,975	18,841	90,610	704	110,156	22,031
対象経費の内容	<p>1. 災害拠点病院、救命救急センターの未耐震医療機関が行う耐震化整備 災害拠点病院、救命救急センターが行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p> <p>2. 二次救急医療機関の未耐震医療機関が行う耐震化整備 二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした、新築、増改築、耐震補強に要する工事費又は工事請負費（設計費及び取り壊し費は対象外）</p>																																																						
	施設名	H22 年度支出額 (単位:千円)	対象外経費と認められるもの (単位:千円)				補助金換算額																																																
			解体費	対象外 機械設備費	一般改修工 事	合計																																																	
1	健康保険諫早総合病院	198,012				0	0																																																
2	長崎大学病院	64,417				0	0																																																
3	社会医療法人長崎記念病院	36,687	21,525	14,542		36,067	7,213																																																
4	医療法人光省会福田外科病院	37,380		8,407		8,407	1,681																																																
5	医療法人青洲	72,975	18,841	90,610	704	110,156	22,031																																																

	会青洲病院						
6	医療法人社団社志 会押淵病院	8,148			2,773	2,773	554
7	医療法人光晴 会病院	15,750	10,080	13,440		23,520	4,704
8	長崎県奈留病 院	2,887				0	0
9	医療法人宏善会謙 早記念病院	11,662	4,009			4,009	801
10	医療法人雄人 会三川内病院	10,920	798		5,743	6,541	1,308
11	医療法人志仁 会西脇病院	127,347				0	0
12	医療法人厚生 会道ノ尾病院	4,137	2,625			2,625	525
13	医療法人伴師会愛 野記念病院	249,502				0	0
14	平戸市立生月 病院	1,443	137			137	68
	計	841,267	58,017	127,000	9,220	194,238	38,889
	注) 平成 22 年度においては、全施設が前払金として対象経費の 40%に当たる金額に補助率 1/2 を乗じた金額が支出されている。						
	※原本は円単位で記載していたが、ここでは千円単位にしている。						
	<p>以上のように、平戸市立生月病院の 68,942 円は工期が終了しているため、少額とはいえ返還対象となる。そして、これ以外のほとんどの事業が前払いの段階とはいえ、約 38,821 千円 (=38,889 千円-68 千円) の補助金が過剰に支出されている状態である。</p> <p>この対象外経費の混入に関して、担当者へヒアリングを行ったところ、国からの当該補助金の運営についての通知内容が不十分であり、しかもほとんどの案件が前払いの段階であったため確認が疎かになったとのことであった。</p> <p>確かに前払い分約 38,821 千円は事業完了時に最終的な確認を行い、適正額で精算を行えば、結果として適正な処理となるが、申請事業者側は、前払いの段階で対象外となる経費部分も対象になるとして資金計画を立てており、当初より対象部分を明確にしておくことは重要と言える。</p> <p>今後は、前払いの段階においても、当初より厳格に申請書類の検証を行い、適正に事務処理を行うべきである。</p>						
要約判定 内容相違	特に問題はない。						
講じた措置の内容等	ご指摘を踏まえ、各施設の申請書類を検証のうえ、工事内容に関し厚生労働省へ協議した結果、補助対象内であることを確認済みです。						
所見	<p>問題があるため、下記、「別記 1」を参照のこと。</p> <p>なお、現在の状況について、下記の回答を得ている。あくまで、今回の監査実施以前の回答である。</p> <p>「申請当初より補助対象経費を適正に区分するよう取り扱っております。」</p>						

別記 1

(1) 措置の不十分性、不合理性について（指摘）

平成 23 年度監査における補助金返還の必要性を問うた指摘に対し、十分な調査も実施せず、結果的に返還の必要のないものと結論を形成し、措置を終結させてしまっている。

以下、順を追って措置の不十分性、不合理性を説明する。

① 県の行った措置の経過について

平成 24 年 2 月 24 日付け「協議結果報告」によれば、厚労省担当者との協議結果を課長以下に報告し、上記「講じた措置の内容等」に至る対応を決定している（つまり、問題はなく返還も要しない）。

「協議結果報告」に記載された【経過】では、次のような課の対応が記されている。

No	期間（日付）	内容
1	H23 年 11 月 10 日	監査受検 「耐震化事業の補助実績において、補助対象経費と対象外経費が混在しているのではないか。今後精査が必要である。」
2	H23 年 11 月～12 月	対象医療機関の補助実績について、内部確認、医療機関へ照会。(B)
3	H23 年 12 月～	厚生労働省へ個別照会 一部補助対象外の疑義のあるものについて、確認を求める。
4	H24 年 2 月 24 日	厚生労働省より回答確認。(内容別紙) (A)

上記 No4 の厚生労働省とのやり取りは以下の通りである。

<No4 の (A) の別紙>

<p>協議結果</p> <p>医療施設耐震化補助金 補助対象経費について</p> <p>(長崎県)</p> <p>・耐震化臨時特例交付金の補助対象経費について、今年度の県包括外部監査において指摘を受けており、改めて以下の事案に関する要綱上の解釈を確認したい。</p> <p>1. 取り壊し経費について</p> <p>要綱上、補助対象外と規定されているが、耐震補強工事の場合、新たな鉄骨ブレス、耐力壁などの増設を行うには、ほとんどのケースで既存の施設、設備を一部撤去することが必要となる。</p> <p>今回、耐震補強工事を実施している 7 施設において同様の取り壊し経費が発生しており、いずれも耐震工事上、直接的に必要な工程のものである。</p>
--

上記の場合について、全て補助対象外ということになるのか、あるいは新築工事に伴う取り壊し経費の解釈は如何か。

(厚生労働省回答)

・交付要綱にある補助対象外の取り壊し経費は、耐震整備工事の遂行において直接的に影響のない新築整備前の既存施設の取り壊し、敷地内にある他の病棟の取り壊し等を指している。

照会にある耐震補強工事あるいは増改築工事で発生している必要な取り壊し経費については、耐震整備の一連の工事として補助対象と解釈して差し支えない。

2. 設備整備経費について

耐震補強工事の場合、既存の施設、設備を一部撤去した後に、撤去した設備の再据え付け、あるいは新たな鉄骨材などの補強材、構造に適合する設備の据え付けが必要となる。

今回、耐震補強工事を実施している4施設において、耐震化工事に直接影響を受ける設備整備の経費が発生しているが、耐震整備上、一連の必要な経費と解して差し支えないか。

(厚生労働省回答)

・耐震補強工事に伴う設備整備については、現状の医療施設の機能を復旧させるために必要不可欠な整備であれば、一連の工事として補助対象経費とみなす。

3. 改修工事について

耐震補強工事の場合、新たな補強材等の整備により、既存の施設の構造の機能を損なうケースがあり、一部改修工事を行う必要がある。

今回、耐震補強工事を実施している3施設において、耐震整備に伴う既存施設の改修は、一連の必要な経費と解して差し支えないか。

(厚生労働省回答)

・耐震補強工事伴う改修工事については、現状の医療施設の機能を復旧させるために必要不可欠な事業であれば、補助対象経費としてみなす。

【今後の対応について】

・包括外部監査人の監査結果(指摘)への是正・改善報告においては、厚生労働省と協議した結果、補助対象内であることを確認した旨報告する。

・今後の耐震整備事業に係る補助対象経費、補助対象外経費の事前確認を十分に行い、疑義が生じた場合は速やかに国の解釈等確認を行い、適正な事務執行に努めるものとする。

また、この回答に先立ち、平成23年度監査において、医療機関ごとに対象外経費として記載した金額について、県が各医療機関へ照会しているが、先方からの回答は以下の書面である。「対象外に疑義あり」に○があるのは、県が「対象外だと監査で言われたのですがどう思われますか？」という問いに対して、「対

象外とは思わない」という回答がなされているということである。

<No2 の (B) 医療機関への照会文書>

文書 (i)

文書 (ii)

(別紙) 平成22年度 医療施設新設・改築臨時特例基金事業補助金 対象経費調

医療機関名: 社会医療法人高松記念病院

対象経費と照会を受けたもの(単位:円)	照会確認結果	備考
解体費 21,525,000	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設工事に伴う解体工事
対象外 機械設備費 14,542,500	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設工事に伴う設備の取付け付け、取替え工事
一般改修工事 -	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	

特記事項:
・本工事は、新設増設工事を行うために必要な既存施設の解体工事、機械設備のみであり、対象外となるものかどうか照会確認して欲しい。

(別紙) 平成22年度 医療施設新設・改築臨時特例基金事業補助金 対象経費調

医療機関名: 医療法人友会会 福留外科病院

対象経費と照会を受けたもの(単位:円)	照会確認結果	備考
解体費 -	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	
対象外 機械設備費 8,407,350	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設増設工事に伴う機械設備の取付工事
一般改修工事 -	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	

特記事項:

文書 (iii)

(別紙) 平成22年度 医療施設新設・改築臨時特例基金事業補助金 対象経費調

医療機関名: 医療法人財団青洲会 青洲会病院

対象経費と照会を受けたもの(単位:円)	照会確認結果	備考
解体費 18,841,469	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設増設工事に必要な既存施設の撤去費用
対象外 機械設備費 90,610,464	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設増設工事の必要による機械設備の取付、取替え費用
一般改修工事 704,302	対象外に相当ない	
	対象外に該当あり	○ 新設増設工事に行うに必要改修費用

特記事項:
・新設増設工事の対象経費について、照、票の発給を伺いたい。

② 医療機関への照会内容の不適切性について

上記、厚労省からの回答<No4 の (A) の別紙>は、<No2 の (B) 医療機関への照会文書>の内容を前提

として導かれた回答である。

しかしながら、〈No2の(B)医療機関への照会文書〉の回答内容を導き出す手法は、到底納得いくものではない。

平成23年度監査で検証した際のやり取りにおいて、各医療機関の提出した工事内訳書を査閲し、疑義の所在は明らかになっていたはずである。しかしながら、照会文書ではその具体的な問題点については、一切触れることもなく、医療機関側から「問題ない」との回答を引き出しているにすぎない。

具体的には、文書(i)「対象外機械設備費14,542,500円」については、前回監査時も機械設備費の内容が判然としていなかったが、依然として工事内訳書の詳細が医療機関から提出されておらず、耐震化に関連するか否かの判断ができない状態である。医療機関への照会文書でも、県は、機械設備費の詳細を明らかにするようには手続きを踏んでいない。

にもかかわらず、県は、後に厚労省へ「耐震補強工事の場合、既存の施設、設備を一部撤去した後に、撤去した設備の再据え付け、あるいは新たな鉄骨材などの補強材、構造に適合する設備の据え付けが必要となる。今回、耐震補強工事を実施している4施設において、耐震化工事に直接影響を受ける設備整備の経費が発生しているが、耐震整備上、一連の必要な経費と解して差し支えないか。」と照会しているが、どのようにして、この「対象外機械設備費14,542,500円」が照会内容に適合していることを確認したのであろうか。

内容も精査することなく「対象外ではなく返還の必要はない」との結論の導出は、不適切と言わざるを得ない。

文書(ii)についても、「対象外機械設備費8,407,350円」は文書(i)同様、内容が不明である。特に、この機械設備費は「増築工事」により生じた「増築部機械設備工事」であるから、厚労省への照会内容・回答にも含まれるものではなく、従前の医療施設耐震化臨時特例交付金Q&Aにもない内容であり、より対象外の疑義は大きいと思われる。

文書(iii)については、「対象外機械設備費90,610,464円」と額も大きいのが、工事内訳書の内容を精査すると、耐震補強工事に伴う機械設備の取り付け取り替えによって計上されたものではなく、新規購入分が混入している疑義が払しょくできない。また、「一般改修工事704,302円」とは外構工事のことであるが、舗装工事や門扉工事が、どうして耐震補強工事に付随するのか納得いくものではない。

他課の補助金返還事例で措置の不合理性を指摘した案件同様、結論ありきで内容精査を十分に行わず、「問題なし」として終結させてしまっている。

内容を精査し、問題ないことを裏付けた上で「問題ないので指摘内容に相違した結論を形成した」ならまだ分かるが（本来は監査報告書が公表されるまでに事実確認して内容相違があるなら反証すべきであるが、当該事例はそれすら行わず、監査人の手を離れて結論を形成している）、結論ありきで、措置状況を

公表してしまう姿勢には納得がいかない。更に、今回の監査において現在の状況について見解を求めたところ「申請当初より補助対象経費を適正に区分するよう取り扱っております。」との回答であったが、これにも納得することはできない。

当該案件については、再度内容を精査して、適切な措置を行う必要がある。

No	11
区分	指摘
報告書頁	216
項目	交付決定通知の「交付の条件」の瑕疵について
措置掲載文	<p>以下の補助金について、交付決定通知の「交付の条件」については、県の補助金等交付規則、部の要綱、個々の実施要綱等の3つに従うことを併記する必要がある。</p> <p>ア 結核予防費補助金〔医療政策課〕</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 長崎県病院群輪番制病院運営費補助金〔医療政策課〕</p> <p>エ 略</p> <p>オ 長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金〔医療政策課〕</p>
報告書原文	<p>交付決定通知の「交付の条件」の瑕疵について（指摘）</p> <p>以下の補助金について、交付決定通知の「交付の条件」の記載に瑕疵がある。交付の条件については、県の補助金等交付規則、部の要綱、個々の実施要綱等の3つに従うことを併記する必要がある。当該文書は、「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和40年3月30日40財第77号総務部長通知）様式第1号の交付決定通知書の様式に従って作成されている。この様式にある「4 交付の条件」については、県の補助金等の交付を定める文書に準拠するところを明示するべきである（上記総務部長通知「第2 補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6項なお書き参照）。</p> <p>ア 結核予防費補助金〔医療政策課〕</p> <p>「結核予防費補助金実施要領」の記載がない。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 長崎県病院群輪番制病院運営費補助金〔医療政策課〕</p> <p>「福祉保健部関係補助金等交付規則」及び「長崎県病院群輪番制病院運営費補助金実施要綱」の記載がない。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金〔医療政策課〕</p> <p>「福祉保健部関係補助金等交付規則」の記載がない。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内	結核予防費補助金については平成23年度交付決定分から、その他については平成24

容等	年度から、それぞれ交付決定通知書に県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明記するよう改めております。
所見	当該案件については、特に問題はない。現在の状況について、下記の回答を得ている。 「ア 平成 23 年度からの交付決定通知書に、県の補助金等交付規則、結核予防費補助金実施要領の適用を受ける旨を明記し、通知しております。 ウ 平成 24 年度から条件に追記しております。 オ 平成 23 年度以降、事業の実績はありませんが、条件に追記することとしております。」

No	12
区分	意見
報告書頁	217
項目	長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金について
措置掲載文	実績報告の証憑として添付された電動ベッドの売買契約書に納入期日の日付がなく、契約日も空欄である。実績報告の不十分さもあるが、ベッドの納品そのものに疑念さえおきてしまう事例であるため、今後は実績報告における十分な検証が必要である。
報告書原文	長崎県医学的リハビリテーション施設整備事業補助金について 実績報告の証憑として添付された電動ベッドの売買契約書に納入期日の日付がなく、契約日も空欄である。実績報告の不十分さもあるが、ベッドの納品そのものに疑念さえおきてしまう事例であるため、今後は実績報告における十分な検証が必要である。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	経過報告書、物品検査調書、補助事業者の購入契約決裁文書を提出させるよう改善を図っております。
所見	特に問題はない。ただし、No7 と同種の問題であるため、参照のこと。

No	13
区分	指摘
報告書頁	217
項目	長崎県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について
措置掲載文	実績報告時の支出済額内訳の詳細について報告されてはいるものの、現地での証憑突合などは行われていない。またフォーラム等の事業の実施経過なども十分に確認できる資料も不足している。今後、実績報告を課として責任をもって実施するべきと考える。
報告書原文	長崎県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について 実績報告時の支出済額内訳の詳細について報告されてはいるものの、現地での証憑突

	合など行われていない。またフォーラム等の事業の実施経過なども十分に確認できる資料も不足している。今後、実績報告を課として責任をもって実施するべきと考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度事業分から必要に応じ、適宜現地での実績確認等を実施しております。
所見	特に問題はない。

II - 14 障害福祉課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 長崎県子ども心の診療ネットワーク事業委託について

① 概要

委託内容	長崎県子ども心の診療ネットワーク事業委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	当初契約 4,276,300 円 支出済 2,029,561 円 (精算減 2,246,739)		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	当初契約 11,240,000	9,337,000	4,268,000
	精算減 <u>△2,025,338</u>	<u>△2,456,677</u>	<u>△2,065,453</u>
	支出済額 9,214,662	6,880,323	2,202,547

② 毎年のように出ている精算減について (意見)

①の通り、精算減が生じている。これは、契約時に事業計画が明確でなく、積算に根拠がないため当初契約金額に意味がないためである。さらに、事業計画は事後的なものであり、かといって契約変更を行うわけでもなく、実績確認時に精算を行うため多額の精算が行われている。

契約先の履行を管理していないということは、委任契約の体裁が整っていないこととなり、杜撰としかいようがない。事業計画が明確化しており、明確な裏付けによる積算金額をもって承諾書の取り交わしを行うべきである。その上で、事業計画の変更承認を県が管理して、委任契約の履行を検証していく手続きが必要である。

以下の③以下もそうであるが、県の検証や指導が行き届いていない。今後は、委託業務のみならず、課として事務の検証を厳格に行う体制を整備するべきである。

③ 事業終期における図書の購入について (意見)

事業終期に図書を購入している。事業終期に購入してもその消費・効果を考えると、事業関連性が希薄になってしまうためこのような支出は避ける必要がある。需用費は、事業計画に沿ったもので、購入の理由と事業関連性が明確であるべきと考える。

④ 平成 23 年度に支出されたワークブック製作費 (印刷費) 1,000 冊分 399,000 円について (指摘)

平成 23 年度に支出されたワークブック製作費 (印刷費) 1,000 冊分 399,000 円については、1,000 冊のうち、平成 25 年 9 月の監査時点で、433 冊が未使用で在庫として存在する。つまり平成 23 年度の事業に対応していない支出が少なくとも $399 \times 433 = 172,767$ 円存在する。

必要部数の発注になっているか、検証されていない。

⑤ 資金管理について（意見）

委託先の資金管理口座の通帳を検証したところ、平成 23 年度分の契約に係る精算金（県へ戻すべき委託料の余剰金）が平成 24 年 3 月 30 日付けで口座から引き出されていた。実際の県への返還は、5 月 11 日であるためその理由と保管状況をヒアリングしたところ、約 40 日間にわたり委託先の金庫内に「現金で」保管されていた、ということであった。

理由は、不要な利息の発生を嫌っての処理とのことだったが、現金保管のリスクと、資金流用をやっていないという反証の基礎が失われており、適切な処理とは言えない。

任意団体の事務であり、現金管理の固有リスクの水準は高いのであるから（つまり、任意団体は、病院とは組織上別であるがゆえ、病院の正規の事務から外れた事務となり、出納の相互牽制が利いていない環境にあるので危険性が高いという意味である）、県は適切な指導が必要である。